

で保険金を政府が支払うこととし、これによつて輸出金融の円滑化を図らうとするものであります。改正の第三点は丁種保険の創設で、これは輸出見込の有望なる銘柄商品について、輸出業者、製造業者等が販路開拓のため広告宣伝を行なつた際、若しその効果がなく、思うような輸出ができないで宣伝広告費の回収ができなかつた場合は、その五〇％を保険によつて政府が支払つてやろうという制度で、これによりまして市場開拓の積極化を図らうとするものであります。

以上の改正案に対し、本委員会におきましては、業界から参考人を招致して意見を徴するなど、極めて慎重に且つ熱心に審議したのであります。本法案で新設せられる丙丁両種の保険は、政令によつて、ドル地域に対する輸出促進に限定する政府の意向ですから、参考人の中にはドル地域のみならずポンド地域に対しても実施して欲しいという意見がありました。委員会といたしましては、現下の貿易情勢から見ても一先ずドル獲得を主眼としたという政府の意見を了承することといたしました。又丙種保険におきまして、七五％の増補率では不足ではないかということ、並びに保険料負担を金融機関の負担とするか業者の負担とするかについても、中小企業信用保険の例に鑑みまして、疑問を質したのであります。一応実施してみても、その成果により次の改正の機会を待つということにいたしました。その他種々な質疑応答が行われましたが、技術的に亘るものが多いので、詳細は速記録に譲ることといたしましたと思ひます。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、境野、島の両君から希望を附して賛成意見が述べられ、終つて採決の結果、本改正案は全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告をいたします。(拍手)

### ◎統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律 (昭和二七、四、一五、法九二)

#### 一、提案理由(三月十二日)

○今村政府委員 今回政府から提出いたしました統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案について、その提案理由と法律案の概要とを御説明申し上げます。

これまでは国の指定統計調査事務につきましては、その事務の一部を地方公共団体の長に委任して処理して参りましたが、教育委員会法が制定されましたからは、御承知のように教育事務につきましては教育委員会がもつぱらこれを管理し執行して来ております。そのため、国で行う教育に関する指定統計調査もその種類によりましては、教育委員会にその事務を委任する必要があると感ぜられるに至りました。一方教育委員会におきましては、その発足以来教育関係の調査統計に相当の力を注ぎ、見るべき成果をあげているのであります。もしこれらの統計調査が必要に応じて指定統計として指定され、教育委員会みづから実施することができるならば、教育統計

### ◎在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律 (昭和二七、四、二二、法九三)

#### 一、提案理由(三月二十八日)

○石原(幹)政府委員 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

昨年九月八日にサンフランシスコにおいて大多数の連合国とわが国との間に署名調印されました平和条約は、いよ／＼近い将来において効力を生ずる見込みであります。この平和条約の効力発生に伴いまして、わが国と諸国との間には正常なる外交関係が回復いたします。諸外国に大使館や領事館が設置されまして、大使以下多数の外務公務員が在外公館に勤務することになります。

御承知のように、これらの外務公務員のうち、大使及び公使は特別職、その他の者は一般職の国家公務員であります。これらに支給いたします給与につきましては、いずれも、他の国家公務員と異なり、外国に勤務するために必要な特殊の給与が必要であり、さらに給与の支給方法等につきましても特例を定める必要があります。反面、他の国家公務員に対して支給している給与中の必要のないものもある次第であります。

従いまして、現在施行されております特別職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律の特例を定めますと

の合理的実施やその発達についてはもとより、指定統計そのものの充実という面からもきわめて有意義なことと考えられるのであります。以上二つの理由から統計法に技術的な修正を加え、教育委員会も国の統計調査事務の委任を受け得るとともに、みづからも指定統計を作成し得るようにし、あわせて教育委員会法に所要の改正を行なひまして、国の指定統計調査事務が教育委員会に委任された場合、その事務処理の的確を期し得るよういたしましたのであります。

以上この法律案を提案した理由とその趣旨について申し上げます。何とぞこの改正法律案の必要性を認められ、慎重審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月二十五日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(四月四日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基く総理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律の委員長報告と一括して掲載)



在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

もに、在外公館に勤務する外務公務員に対して支給いたします特別の給与について規定いたします給与法規の必要を痛感いたし、政府は、ここに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律を制定し、もつて在外公館に勤務いたします外務公務員に支給する給与を保障いたそうとするものであります。

以上が、この法律案を提案いたします理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(三月三十一日)

(在外公館の名称及び位置を定める法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院外務委員長報告(四月十七日)

○有馬英二君 只今議題となりました在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

外務公務員は、大使及び公使は特別職、その他の者は一般職の公務員であります。外国に勤務するために必要な特殊な給与を定める必要があります。これがために、現在施行されております特別職の職員の給与に関する法律及び一般職の職員の給与に関する法律の特例並びに特別の給与を定めたものが本法律案でございます。先に本院で可決されました外務公務員法第十三条に基き制定されたものでございます。

次に簡単に主なる事項を御説明申し上げます。大使及び公使の給与は、俸給、年末手当、在勤俸及び加俸、その他の職員の給与は、俸給、扶養手当、年末手当、在勤俸、加俸及び特殊語学手当に分類されております。在勤俸の額は、在米大使年額一万八千八百ドル等、各国別に別表に定められております。又在外公館所在地の物価変動等に伴う在勤俸の額の検討のために、公館長に調査報告書の提出を命じ、外務大臣はこれを外務人事審議会に提示して適当に改訂し得ること、その他給与の支払方法、端数計算等の細かい規定がございますが、詳細はお手許の資料につき御承知願いたいと存じます。

外務委員会は、四月四日、委員会において担当大臣の出席を求め審議を開始いたしました。次いで四月十四日から人事委員会と連合委員会を開催いたしました。その際、在勤俸その他諸手当の性質、算出の基準について、又大使等の手当は敗戦下の国民経済から見て高額に過ぎはしないか、在勤俸改訂の権を外務人事審議会に与えているのは人事院の権限を侵すものではないか等の質問があり、これに対し、在勤俸は衣食住を充足するものであるが、在米大使の受け額は戦前のそれに比し約半額で、而も物価は上つており、他国の在米使臣の手当よりも低額であつて、相当切詰めた額であること、在勤俸の改訂に當つて必要な資料の入手に都合のよい外務省が関与することは適当であると思ふ等の答弁がありました。

次いで連合委員会を閉じ、外務委員会を開きましたが、その際、杉原委員より、第九条の解釈に疑点があることを指摘されました。質問がありました。即ち第九条は、国会閉会中に在勤俸の改訂又は設

定を行う必要を生じた場合に「最近の国会においてこの法律が改訂されるまでの間」政令を以て臨時に在勤俸を改訂又は設定の措置をなすことができることを規定してあるのであります。然るにこの文面によれば、「最近の国会において」その政令に代る法律案が否決された場合に、その政令は無効になるのかどうか、又最近の国会に審議されなかつた場合、その政令の効力は継続するものかどうか等の点が明確を欠き、解釈上の疑点が多いことを指摘し、その他委員よりも政令と法律の関係について種々質疑が行われました。

かくてこの第九条につきまして、法制意見局と参議院法制局との意見の打合せに基き統一解釈として次のような解釈がありました。即ち第一、第九条において「最近の国会」云々と規定する趣旨は、当該政令施行後最も近い機会に開かれる国会において法律的措施がなされるべきものである旨を要求しているものと解すべきである。第二、最近の国会においてこの法律が「改正されるまでの間」とは、最近の国会において当該政令に代る改正法律が制定せられ、その法律によつて規律し得るようになるまでの間暫定的にということであつて、改正法律案が衆議院又は参議院において否決され、法律とならなかつたような場合にも、なお効力を有するという趣意ではない。第三、右のごとく改正法律案が衆議院又は参議院において否決され、法律とならなかつたときは、それによつて国会の意思が改正を認めないことに決定したのであるから、その改正法律案と同一趣旨のこの政令もそのまま存続することを許されず、将来に向つて効力を失うものと解すべきである。第四、政令は、この法律が「最近の国会に

在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

おいて改正されるまでの間」の臨時的の措置を規定しているにとどまるから、この法律がその国会において改正せられる機会を失つた場合、即ちその国会に改正法律案が提出されなかつた場合、及び改正法律案が提出された場合において当該改正法律案に対し国会が何らの意思決定をしないで会期を終了した場合には、改正法律案が否決された場合と同じく、政令は、当然に将来に向つてその効力を失うものと解すべきである。第五、ただその国会において、一院が当該法律案について閉会中もなお審査する旨を議決したときは、当該改正法律案は後会に継続し、当該改正法律案に関する限り最近の国会における審議が継続中であると言えるから、後会において改正法律案が制定され、又は改正法律案が否決若しくは審議未了となるまでは、政令はなお効力を有するものと解する。

かくて委員会は、十五、十六の両日に亘り慎重審議の上、この解釈を了承し、これを速記録にとどめ、修正は行わないことといたしました。なお第九条と同様の表現は公務員の旅費を定める法律等にも見られ、法文の解釈上疑点があるのでありまして、本委員会がこの点を検討いたしましたことは極めて有意義であつたと存するのであります。次いで討論を経て採決を行いましたところ、多数を以て原案通り可決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。

次いで只今議題となりました千九百四十六年十二月十一日にレーク・サクセスで署名された議定書によつて改正された麻薬の製造制限及び分配取締に関する千九百三十一年七月十三日の条約の範囲外の薬品を国際統制の下におく議定書への加入について承認を求める



の件につき、外務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、元来麻薬については、その製造の制限と分配の取締のために、一九三一年ジュネーブ条約が結ばれており、我が国もこれに加入して当事国となり、これに協力して参つております。ところが最近薬理学及び化学の進歩の結果、前述の条約では取締ることができない種類の麻薬、例えばアミドン、デイメロール等のような中毒癖を起す合成薬品が製造されるに至りましたので、この種の麻薬を国際的統制と取締の下に置くために取上げられたのがこの議定書でございます。この議定書は一九四八年十月八日に国連総会で採択され、同年十一月十九日にパリで署名され、その加盟国は一九五一年六月末現在で三十三カ国に達しているのです。我が国がこの議定書に加入すれば、これらの麻薬が国内に輸入され、又国内で製造され、その害毒が国内に流されることを防がれることとなります。なお政府としては、昨年九月のサンフランシスコ平和条約中の宣言中にこの議定書への参加を宣言しておりますので、それを実行し、国際信用を高めることとしたいという本案の趣旨であります。

本委員会は、三月六日予備審査において政府側の説明を聴取し、委員との間に十分なる質疑を行いました。次いで四月十六日討論を経て採決を行いましたところ、本件は全会一致を以て政府提案の通り承認を与うべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

も、連合国最高司令官の指示等により必要な補足措置を講じて来たのであります。

他方、この勅令の規定する諸制限を解除してもわが国がポツダム宣言の条項の目的を達成する上に支障を来すことがないと認められる覚書該当者につきましては、政府は訴願その他の措置により再三これが指定の解除に努め、現在におきましても、さきに制定公布されました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律に基づき、公職資格訴願審査会を設置して訴願者の指定解除に鋭意努力いたしております。

しかるところ御承知のごとく、昨年九月サンフランシスコの平和会議においてわが国との平和条約の調印を見、国会の承認を経てわが国はすでに批准書の寄託を終えており、調印各国においても批准の手續が急がれておりますので、平和条約の効力発生の日も近いものと予測されるに至りました。しこうしてポツダム宣言第十二項において、同宣言に掲げる諸目的が達成せられた場合連合国占領軍の撤収せらるべきことが規定され、また平和条約第六条において、同条約の効力発生後には連合国占領軍が撤退される旨規定されていることよりいたしましたして、平和条約の発効は、わが国においてポツダム宣言に掲げる諸目的が達成された旨連合国により認められたことを意味するものと存する次第でありまして、前述の昭和二十一年一月四日付日本政府覚書の第六項におきましても、いわゆる追放はポツダム宣言の第六項が日本において完全に履行せられるまでの間継続することを明記いたしておりますのであります。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律

### ◎公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律

(昭和二七、四、二二、法九四)

#### 一、提案理由(三月二十五日)

○菅野政府委員 たいま議題となりました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令すなわち昭和二十二年勅令第一号は昭和二十一年一月四日付連合国最高司令官の日本政府覚書、公務従事に適せざる者の公職よりの除去に関する件に規定された諸条項を実施するために制定されたものであります。この覚書はポツダム宣言の第六項を実行するため、軍国主義的国家主義及び侵略の活発なる主唱者並びに極端なる国家主義的団体、暴力主義的団体等の有力分子等と認められる一切の者を公職より罷免し、官職から排除することを命じ、かつ以後においてもなお一層制限的な要件を設ける場合のあることを明らかにし、指令の厳格なる履行を要求したものであります。

政府におきましては、この連合国最高司令官の厳格なる指令及びその後の具体的なる指示に従つて、これが迅速かつ適正なる実施に努め、昭和二十三年五月までに約二十万名に対する指定を終り、一応所期の目的を達したのであります。さらにその後におきまして

以上申し述べました点にかんがみまして政府は平和条約の発効を期していわゆる公職追放の措置を撤廃することが妥当なる措置と考へ、ここに公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令及びこれが関連事項を規定いたしました諸命令並びに前述の公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律を廃止、これら諸法令の廃止に伴う関係法律の一部改正その他所要の措置を講ずるため、本法律案を提出いたしました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

(海上保安庁法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(四月十六日)

○河井彌八君 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案の内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずその内容と、提案の理由といたしまして政府の説明いたしました点、これを申し上げます。

本案は、その本則におきましては、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令、即ち昭和二十二年勅令第一号及びこれが関連事項を規定いたしておりますところの諸命令七件、並びに公職に関する



る就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞書該当者の指定の解除に関する法律、即ち昭和二十六年法律第二百六十八号を廃止いたしまして、附則におきましては、これら諸法令の廃止に伴う関係法律の一部を改正するのほか、所要の措置を講ずるための規定を設けておるのであります。この法律は、日本国との平和条約の最初の効力の発生の日から施行するということになつておるのであります。

只今申上げました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令、即ち昭和二十二年勅令第一号は、これは昭和二十一年一月四日附の連合国最高司令官の日本政府宛覚書「公務従事に適せざる者の公職よりの除去に関する件」、これに規定された諸事項をば実施するため制定せられた勅令であります。この覚書は、ポツダム宣言第六項を履行するために軍国主義的国家主義及び侵略の活潑なる主唱者、並びに極端なる国家主義的団体、暴力主義的団体等の有力分子等と認められる一切の者を公職から罷免し、官職から排除することを命じ、且つ以後においても、なお一層制限的な要件を設ける場合のあることを明らかにいたしまして、指令の厳格な履行を要求してあるものであります。政府は、この連合国最高司令官の厳格な指令及びその後の具体的な指示に従つて、これが迅速且つ適正なる実施に努めて、昭和二十三年五月までに約二十万名に対する指定をいたしまして、一応所期の目的を達したのであります。更にその後におきましても連合国最高司令官の指示等によりまして必要な補足措置を講じて参つておるのであります。他方、この勅令の規定する諸

制限を解除しても、我が国がポツダム宣言の条項の目的を達成する上に支障を来たすことがないと認められる賞書該当者につきましては、政府は訴願その他の措置によりまして、再三これが指定の解除に努めて今日まで来ておるのであります。先に挙げました公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞書該当者の指定の解除に関する法律、昨年制定せられたこの法律に基きまして公職資格訴願審査会を設けまして、訴願者の指定解除に今なお努力いたしておる実情であります。然るところ、我が国との平和条約は、すでに我が国の批准書の寄託も終りまして、その他の諸国もまさに寄託を続々いたそうとしておるのであります。条約の効力発生の必要な手続が近く完了するということが予測されることになりました。それで前に申上げました二十一年一月四日附の日本政府宛覚書の第六項におきましては、いわゆる追放はポツダム宣言の第六項が日本において完全に履行せられるまでの間継続することを明記いたしておるのであります。ポツダム宣言第十二項におきまして、この宣言に掲げる諸目的が達成せられた場合、連合国占領軍の撤収せられることが規定せられております。又平和条約の第六條におきましても、この条約の効力発生後には連合国占領軍が撤退される旨が規定されていること、これを総合して勘考いたしますと、平和条約の効力発生は、我が国においてポツダム宣言に掲げる諸目的が達成せられた旨連合国によつて認められたものであるという結論になるのであります。かような次第でありまして、政府は平和条約の効力の発生を期しまして、いわゆる公職追放の措置を撤廃

することが妥当なことを考えまして、これまで働いておりましたところの勅令を初めといたしまして、九つの法律並びに命令をば廃止せようとするものであります。

内閣委員会におきましてはこれを審査いたしましたところ、これの点が明らかになつたのであります。その第一点は、昭和二十二年勅令第一号に基きまして公職追放を受けた者の総数は約二十万名になつておるのであります。そのうち昨年の法律第二百六十八号が制定されるまでに指定解除のあつた者が約十九万二千名で、当時その残りの約一万五千名が追放者として残つておつたのであります。この法律二百六十八号によりまして訴願申請をいたしました者が九千八百七十九名でありまして、そのうち今日までに指定解除を受けた者は七千六百六十六名、指定解除の手続が未了であります者は約千五百名であるということです。この千五百名のうち戦争犯罪者が千三百八十三名含まれておりますので、結局その残りの百二十三名が指定解除未了の者となつておるといふ状況であります。政府は、この百二十三名の指定解除の手続をば平和条約の効力の発生するまでに完了をするようにできるだけ急いで努力している次第であるといふのであります。第二点は、追放指定を受けた者が公職資格訴願審査会へ訴願申請をいたして、その審査の結果、追放指定の解除を受けた者と、平和条約の発効の日までに追放指定の解除の手続が未了となつて、この法律に基いて追放指定が自然解除になる者との間において、将来何ら実質上の効力の差異はないということを明らかにしたのであります。第三点は、平和条約の発効後にお

きましても、政府は、日本国の独自の見地から従来の公職追放と同じような考えの公職追放をば行う意思を持つておらないということが明らかになりました。第四点は、戦争犯罪者が将来公職追放の指定を解除されたのちにおいて公職につく場合の制限は一般の法令の規定するところによるものでありまして、戦犯者たりし故を以て特別扱いをいたさないということが明らかになりました。第五点は、すでに申しました通り、公職追放関係の一切の法令は、この法律案が通過いたしますればすべて廃止されるのであります。なお教職員を追放関係にしましては、教職員の除去、就職禁止等に関する政令と題する昭和二十二年政令第六十二号が存在しておつたのであります。この国会におきまして、教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律という法律がすでに成立いたしました。そこで、本法案が成立いたしますならば、これ以て一切の追放関係の法令は廃止されるということになります。

内閣委員会は一回開会いたしました慎重審議をいたしまして、只今申述べました諸点を明らかにいたしまして、討論を省略して全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)



### ◎ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令 に関する件に基く連合国内財産及びドイ ツ財産関係諸命令の措置に関する法律

(昭和二七、四、二三、法九五)

#### 一、提案理由(三月二十五日)

○西村直政府委員 ただいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国内財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案外三法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

まず第一に、ポツダム宣言関係に関する法律案であります。この法律案は、さきに提出いたしましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律案の一環をなすものでありまして、大蔵省関係のいわゆるポツダム命令のうち連合国内財産の返還等に関する政令、連合国内財産上の家屋等の譲渡等に関する政令、連合国内財産である株式の回復に関する政令及びドイツ財産管理令について所要の改正を加えた上、これらを平和条約発効後も法律として存続させようとするものであります。

御承知のように、終戦後、政府は、連合国内最高司令官の覚書によつて、連合国内の財産を保全し、敵産管理に付された財産その他連

合国内の財産で戦時中不当に権利を侵害されたものを返還すべきことを命ぜられ、またドイツ財産につきましても、最高司令官の覚書により、ドイツ人の在日財産は米英仏三国に帰属することが宣言され、政府がその処分のために必要な措置をとることを命ぜられましたので、それら前述のポツダム政令を制定して覚書の趣旨を実施して参りました。

しかるに、平和条約第十五条及び第二十條の規定によりますれば、日本政府は、連合国内財産及びドイツ財産に関し従来連合国内最高司令官の命令に基いてとつて来たとはほ同様の措置を、平和条約発効後は、条約上の義務として実施すべきこととされております。本法律案はこの条約の規定に従い、連合国内財産及びドイツ財産に関するさきに申し述べました四つのポツダム政令に法律としての効力を与えまして、これを存続せしめようとするものであります。ただ、これらの財産に関する措置が従来は連合国内最高司令官から要求されていたのに対して、今後は日本政府が条約の規定により義務づけられることになるのに依りまして、必要の事項について、この際若干の改正を加えることといたしました。

以下その改正の概要を簡単に申し上げます。  
第一は連合国内財産の返還等に関する政令についてであります。この政令の改正点の第一は連合国内の範囲であります。従来日本政府は、連合国内最高司令官の覚書により指定された六十箇国及びその国民の財産について保全と返還の義務を負つておりましたが、平和条約発効後は、条約を批准した国及びその国民に対してのみその義務

を負うことといたしました。但し、財産の保全につきましては、条約の調印国及び条約第二十六條に規定する国及びその国民が有していた財産について、将来条約批准国に対すると同様の返還義務を負うこととなることが予想されますので、当分の間引き続き保全することといたしました。

改正点の第二は返還すべき財産の範囲についてであります。従来の規定によれば、その範囲は戦時中敵産管理人の管理に付せられたもの、及び政府または日本人により不当にその権利を侵害されたものでありましたが、旧日本占領地域で略奪されて日本に持ち帰られた財産、及び日本が戦時中に行つた捕獲審検の再審査の結果返還すべきこととなつた財産についても、この政令によつて返還すべき財産に含めるよう所要の改正を加えております。この略奪財産の返還は、従来は、昭和二十一年のポツダム省令略奪品の没収及報告に関する件の規定によつてされておりましたのを、平和条約発効後は、同省令を廃止し、この政令の規定によつて返還しようとするものであります。また捕獲審検の再審査の手続については、別に捕獲審検所の検定の再審査に関する法律案が提出されております。

改正点の第三は返還請求権の消滅についてであります。連合国内財産の返還請求については、条約第十五條は、条約の効力発生ときから九箇月内に財産の返還請求がなされなかつたときには、日本政府はその定めるところに従つてその財産を処分することができるときめておりますので、これに依りて返還請求権は条約発効後九箇月で消滅する旨の規定を加えました。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国内財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律

次に連合国内財産上の家屋等の譲渡等に関する政令についてであります。この政令は、連合国内財産である土地の上の家屋その他の工作物は、その土地の返還に際し連合国内人に譲渡されまたは除去されるべきことを定めたものでありまして、第一に述べました連合国内財産の返還等に関する政令の附属法規でありますので、右政令の改正に伴つて所要の改正を加えました。

第三は連合国内財産である株式の回復に関する政令についてであります。この政令は、株式の財産としての特殊性にかんがみ、連合国内財産の返還等に関する政令の特別規定として連合国内財産である株式の返還の方法を規定しているのでありまして、連合国内人もと所有していた株式そのものを追及して返還することを避け、その株式の発行会社に新株を発行せしめる等の方法により、同一銘柄の株式を返還しようとするものであります。連合国内財産の返還等に関する政令の改正と同様の趣旨から、連合国内人の範囲、返還請求権者の範囲、返還請求権の消滅等に関し所要の改正を加えることとしております。

第四はドイツ財産管理令についてであります。従来在日ドイツ財産の管理処分については、連合国内最高司令官が米英仏三国の受託者として日本政府に指示を与えておりましたが、条約発効後は平和条約第二十條の規定に基づき、右の三国が日本政府に直接ドイツ財産の管理処分を委託することとなりますので、ドイツ財産管理令をその線に沿つて改正いたすことといたしました次第であります。

以上がポツダム宣言関係の法律案でございます。



次に特定道路整備事業特別会計法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回政府は、道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため、現行の道路法に対する特別措置として、その通行または利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築等を行うため、別途国会に道路整備特別措置法を提案申し上げ、御審議を願つておるのでありますが、この道路整備特別措置法に基いて、政府の行う道路の整備事業、並びに同法に基いて地方公共団体が行う道路の新設及び改築に対する所要資金の貸付に關しましては、その政府における経理は、一般会計と区分してその状況を明確にいたすことが適当と認められますので、これがため特別会計を設置することといたし、この法案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の内容の概略を申し上げますと、第一は、この会計の歳入及び歳出として経理する事項であります。すなわち歳入といたしますものは、資金運用部からの借入金、道路の通行または利用について徴収する料金、地方公共団体に対する貸付金の償還金及び利子その他とし、歳出といたしますものは、道路の新設、改築に必要な費用、地方公共団体に対する貸付金及び補助金並びに資金運用部からの借入金の償還金及び利子その他といたしております。

第二は、この会計の利益及び損失の処理に關する事項であります。毎会計年度におけるこの会計の損益計算上の利益は積立金に組み入れ、損失が生じたときは、積立金をもつて補填することとし、なお補填し得ない損失の額は翌年度に繰越して整理することと

いたしてあります。

第三は、資金の借入れに關する事項でありまして、この会計におきましては、政府が行う道路の新設、改築に必要な経費及び地方公共団体に対する貸付金等の財源は、資金運用部から借り入れることといたしてあります。

第四は、資産の経理に關する事項でありまして、この会計における建設費用、貸付金、未収金等につきましては、この会計の資産として整理することとしたし、そのうち建設費用の価額につきましては、毎会計年度一定の基準に従つて減額整理をすることといたしてあります。

以上申し上げましたほか、この会計の予算及び決算の作成提出等に關しまして、他の特別会計法とおおむね同様の例文的規定を設けているのであります。

以上が特定道路整備事業特別会計法案の趣旨であります。

次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、農産物検査法に基いて行います農産物の検査に必要な経費に關する規定を、整備しようとするものであります。すなわち農産物検査に要します経費は、すべて食糧特別会計において負担することが適當であると考えられますので、これをこの特別会計の歳出をもつて支出することができることとするともに、検査手数料を徴収することになつております農産物の検査に要する経費の財源は、一般会計からこの特別会計に繰入れることができるこ

とにしよう、こういう点が改正の第一点でございます。

改正の第二点は、食糧配給公団の残余財産のうち、一部を食糧特別会計に納付せよとすることとでございます。すなわち食糧配給公団の残余の財産のうち、政府が食糧特別会計から同公団に対して交付した交付金の金額から、当該交付金の財源として一般会計から食糧特別会計に繰入れました金額と、食糧配給公団が食糧特別会計にすでに納付しました金額との合計額相当額を差引いた残額に達するまでの金額を、食糧特別会計に納付させる、こういうふうにしておる点でございます。このほか若干の規定の整備をはかつておるのが、食糧特別会計法の一部を改正する法律案の提案の趣旨であります。

最後に農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

従来、農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定におきましては、一般会計からの繰入金をもつてその基金とし、これをこの会計の農業勘定における再保険金の支払い財源の不足に充て、もつて再保険金の支払いの円滑化をはかつて来たのでありますが、昭和二十七年以降は、家畜勘定における再保険金の支払い財源の不足についても、この基金をもつて補填することができることにいたしますとともに、このほか若干の規定の整備をはかることとし、この法律案を提出いたしました次第であります。なお、昭和二十七年予算においては、家畜勘定の支払い財源の不足に充てるための財源として、一般会計から三億円を再保険金支払基金勘定に繰入れることを

予定いたしております。

以上がこの法律案の提出の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に關する法律の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院大蔵委員長報告(四月四日)

○平沼彌太郎君 只今上程されましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合国内財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、日本国との平和条約第十五条及び第二十条の規定に基き、連合国内財産及びドイツ財産関係のポツダム諸命令に所要の改正を加え、平和条約発効後もこれを法律として存続せしめようとするものであります。

主なる内容を申し上げますと、第一に、連合国内財産の返還等に關する政令について、連合国の範圍、返還すべき財産の範圍、返還請求権の消滅等についてそれ／＼規定を整備いたそうとするものであります。第二に、連合国内財産上の家屋等の譲渡等に關する政令について所要の改正をいたそうとするものであります。第三に、連合国内財産である株式の回復に關する政令について、連合国及び連合国人の範



困、連合国内に代つてその政府が株式の回復の請求をできる旨の規定、返還請求権の消滅、返還請求権が放棄され又は消滅した株式の国庫への帰属、特定株式の定義を整備する等、それら、所要の改正をいたそうとするものであります。第四に、ドイツ財産管理令についてであります。従来、在日ドイツ財産の管理処分につきましては、連合国内最高司令官が米英仏三国の受託者として日本政府に指示を与えていたものであります。平和条約発効後は、同条約第二十条の規定に基づき、右の三国が日本政府に直接ドイツ財産の管理処分を委託することになりますので、これに伴い、所要の改正をいたそうとするものであります。第五に、略奪品の没収及び報告に関する件を廃止いたしました。これに伴う経過規定を設けようとするものであります。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、大矢委員から次の修正意見が述べられました。

その一は、連合国内財産上の家屋等の譲渡等に関する政令第一条の第二項において、連合国内財産の返還等に関する政令第十二条の二第四項のみを準用しては、これでは連合国内政府の代理請求手続を準用するにとどまり、不十分でありますので、請求手続の原則である同令第十二条第七項の規定をも準用し、返還請求権者は、場合によりましては、その所屬する国の政府を経由して、家屋等の譲渡又は除去を請求し、又場合によりましては直接請求できるようにしようとするものであります。

その二は、ドイツ財産管理令第二十四条第二項中「要求」とあるの

は、平和条約発効後は他の用例と同じく「請求」と改めようとするものであります。

その三は、旧外貨債処理法による借換済み外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律第七条第三項から第六項までのうち、「第一項に規定する銀行」とあるのを「借換代行者」に改めようとするものであります。銀行以外に外貨債証券の保管者及び質権者で外貨債証券の所有者に代つて借換えた者がありますので、これをも包含せしめようとするものであります。同条のこれらの規定は、借換代行者は、借換えられた本人に代つて借換価額相当額等を政府に納付すべき旨を定めてありますが、原案によりましては、その代つて借換えられた本人が不明確になりますので、この点を修正いたそうとするのであります。

次いで大野委員から、戦時中日本国民が取得した連合国内財産を返還する場合に、その財産の種類によつては不公平があるから、その是正を図るよう法的措置を講ぜられたい旨の希望を附し、油井委員から同様趣旨の希望を附してそれら、修正案及び修正部分を除く原案に賛成するとの意旨が述べられました。

討論を終り、採決の結果、大矢委員の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案について全会一致を以て可決せられ、本案を修正議決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

## ◎特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法

(昭和二七、四、二五、法九六)(衆)

### 一、提案理由(三月十八日)

○上林山委員 たいいま議題となりました特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案について、最初から世話して来たものとして、かつまた提案者を代表いたしまして提案理由の説明をいたしたいと思ひます。

御承知の通り、本法案の概要についてはすでに当委員会において非公式に説明を申し上げ、委員各位の建設的な御援助を得て、この法案の結論を得たわけでございますが、それら、困難な所定の手続を経て本日ここに本法案を提出する機会を得たことは、われわれ、関係者といしましてまず深甚の敬意を表し、これが通過に對しましてさらに一層の御協力を得たいと思ひます。

次にこの法案の内容を簡単に説明いたし、提案の理由を御説明申し上げますならば、特殊土壌と称する地帯が特に南九州を初め全国的にも相当散見されるわけでありまして、この特殊地帯の内容を分析してみますと、ここに見本を持つて来ておりますように、特殊火山の噴出物によるシラス、ボラ、コラ、アカホヤ、あるいは花崗岩の風化土、あるいは特に侵蝕を受けやすい性状の土壌が、ともに全国的にあるわけがあります。そのためにこの地帯においては、年々

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法

災害が他の地方よりも極度に多く、しかもこの地帯の農作物の生産高は普通の土地に比べてこれまた非常に収獲が少いのであるが、これが対策を普通の程度に放置しておくとなれば、国家的にも、地方的にも非常なる損害を加えることとなりますので、経済再建の上からいつて極度に障害になることでもありますので、これを国家の助成を得て除去して行きたいというのがその根本の趣旨でございます。

そこで法案の内容を簡単に申し上げますと、第一条にこの法案の目的を書いてありますが、特殊土壌地帯に對しまして、先ほど申し上げた理由によつて適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基く事業を実施することによつて、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上をはかることがその根本目的であります。

第二条は、ここに明記してある通り、特殊土壌地帯の指定をいたそうとするものであります。「内閣総理大臣は、特殊土じよう地帯対策審議会の意見をきいて、しばしば、台風の来襲を受け、雨量がきわめて多く、且つ特殊土じよう(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等)特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じようをいう。以下同じ。)でおおわれ地形上年々災害が生じ、又は特殊土じようでおおわれているために農業生産力が著しく劣つて都道府県の区域の全部又は一部を特殊土じよう地帯として指定する。」というのであります。そして第三条に示す通り、内閣総理大臣は特殊土壌地帯対策審議会の意見を聞いて、先ほど第一条で説明申し上げた通り、その目的を達成するために必要な特殊



土壤地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定めるのであります。

そこで第四条に基いて事業の実施をやるわけでありませんが、「前条第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。」ということにいたしまして、事業の実施をなすのであります。

さらに適正を期するため特殊土壤地帯審議会の設置をいたすのであります。審議会の権限その他について、第五条に、「この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他特殊土じよう地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項を調査審議するために、総理府に特殊土じよう地帯対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。」とあるように、これらの設置と権限を明らかにし、そして審議会は特殊土壤地帯における災害防除及び農地改良に関する重要事項について、関係のある行政機関の長または地方公共団体に対し、意見を申し出ることができるようにしたのであります。なお審議会の組織といたしましては、第六条にある通り、審議会は内閣総理大臣が任命する委員十九名をもつて組織いたしますが、ここに列挙してありますように、地方自治庁の次長、大蔵事務次官、農林事務次官、運輸事務次官、建設事務次官、経済安定本部副長官、都道府県知事、都道府県議会議長、市町村長、市町村議会議長、学校教育法または旧大学令による大学の教授、農業者の団体を代表する者、こういうことになつておりまして、その任期は二年とな

つているのであります。なお審議会の構成については、ここに示してある通り会長を置くとか、あるいは委員は互選であるとか、会長が会務を総理するとか、専門の事項を調査審議するために審議会に専門委員を置くとか、それら規定をいたしておるのであります。さらに第七条について説明を申し上げますならば、「審議会は、第五条第一項に規定する事項の調査審議に関し必要があるときは、関係のある行政機関、地方公共団体その他の者に対し、資料の提出を求め、又は報告をさせることができる。」と規定しまして、審議会の運営について支障のないように、効果のあるように規定をいたしたのであります。

さらに関係地方公共団体等の意見の申し出ができるように規定をいたしました。それは第八条にある通り、「関係地方公共団体その他の者は、第三条第一項の事業計画に関し、審議会に対して意見を申し出ることができる。」というのがそれでありまして。

さらに第九条は、国の予算への経費の計上をここに規定をいたしました。それは「政府は、毎年度、国の財政の許す範囲内において、第三条第一項の事業計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。」と規定をいたしたのであります。この趣旨の立法例は、御承知の通り先般国会を通過いたしました単作地帯の法案等にもその例があるのであります。

次に特別な助成の方法を講ずるために、第十条に「国は、第三条第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、地方財政法第十六条の規定に基く補助金を交付し、必要な資金

を融通し、又はあつ、旋し、その他必要と認める措置を講ずることができると規定したのであります。本条もまた、これに類した立法例は多数あるわけでありまして。なお「国は、国有財産法第二十条又は第二十八条の規定にかかわらず、第三条第一項の事業計画による事業を行う地方公共団体その他の者に対し、その事業の用に必要な普通財産を無償で貸し付け、又は譲渡することができる。」と規定したのであります。これはあくまでも国の財政の許される範囲内においての規定でありまして、立法例もまた多数あるわけがあります。

次に附則として、「この法律は、公布の日から施行する。」ということになつておりますが、大体臨時措置法の性質にかんがみまして、「昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失う。」と、一応ここに基準を規定したのであります。なお総理府設置法の一部を次のように改正する必要がありますので、改正したのであります。すなわち「第十五条第一項の表中積雪寒冷単作地帯振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。」ということにいたしまして、「特殊土じよう地帯対策審議会」という項を入れたのであります。

さらにこれに付随いたしまして、「特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。」といたしたのであります。

私は、本法案のできるまでの沿革ないしは立法の理由ないしは法案の内容について概略を御説明申し上げたのであります。が、本法案の予算的な措置は政府に於いてすでに若干計上をいたしてあるの

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法

でございまして、この法案の成立によつて、すべての予算に重大な変更がないということをお解を得るために附加いたしておきたいと思ひます。先ほど劈頭に申し上げた通り、本法案は建設委員会各位の建設的な理解ある御援助によりましてこの成果を得たのであります。から、一日も早く本法案が無事通過するように委員各位の積極的な御援助をお願いしたいと思います。

簡単であります。が、提案の理由を終わりたいと思ひます。

## 二、衆議院建設委員長報告（三月二十七日）

○松本一郎君 たいま議題となりました、上林山榮吉君、瀬戸山三男君外四十一名の議員より提出されました特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、本法案の提案理由及び法案の要旨について簡単に申し上げます。すなわち、地理的に台風の来襲が特に頻繁であり、地勢上豪雨がはなはだしいのみならず、その地表が、シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等、特殊な火山噴出物及び花崗岩風化土、その他特に侵蝕を受けやすい土壤でおおわれているために年々災害が累増いたし、かつそれらの土性が農用地としてきわめて低生産性なる地域に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立実施することにより同地帯の振興をはかり、あわせて狭小なる国土の利用及びその保全に寄与せんとする点が本法案の要旨であります。

本法案は、三月十四日、本委員会に付託されたのであります。が、



その質疑応答の詳細は速記録を譲ることとしたし、次にその要点のみを申し上げることにいたします。

第一に、目下成案を得つつある国土総合開発法の一部を改正する法律案と切り離して本法案を提出せねばならぬ理由いかんとの質問に對しましては、国土総合開発法中に規定せる特定地域の中に、本法案でいう特殊土壌地帯もその一部は含まれますが、大部分の地帯は特定地域外にわたるものであつて、本法案の制定により、より強力に同地帯に對する災害防除及び振興に關する措置を樹立実施し、民生の安定、国土の保全をはかりたいとの答弁でありました。

第二には、本法案第九条においては、漠然と本事業計画を実施するために必要な経費を毎年度予算に計上しなければならぬことを規定してあるのみであるが、本予算は具体的にはいかに計上されるかの質問に對しましては、本事業計画実施のための予算は、第九条にも明記されてあるごとく、国の予算の許す範囲内において計上されるものであつて、決して強制的な性質のものではない、しかし本事業計画は、その性質上、道路、河川、砂防あるいは農地改良等、相当広範囲にわたるものであり、従つてその予算はおの／＼建設、農林両省の予算に計上されるものと思はれるとの答弁でございました。

かくして、二十六日、討論を省略して採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、きわめて簡単に御報告申し上げます。(拍手)

としたい。又特殊地帯としては、しばしば台風の来襲を受け、雨量が多いことを一つ条件としておる」旨の答弁でありました。

その二は、「南九州地帯に對しては災害防除に關し如何なる方法が講じられておるか。」その点については、「政府は先に調査費を計上して、その報告が提出されており、本年度予算にも農地改良を主とする四千万円が計上されておる。今後の対策については審議会の決定による」旨の答弁がありました。

その三は、「本案と先に指定された特定地域との關係、又国土総合開発計画の実施に關し、同法の改正によつて本案の趣旨は達成できるのではないか」との質問についても、關係当局との間に多くの質疑応答がありました。更に、農林省が南九州に對して行なつておる事業の内容と、本案による施設について、農林当局の意見が質されました。又本案の災害防除の対策が實際においては砂防を主とする点について、本法案と砂防法との關係、又一般砂防事業との關係については、特に建設大臣の意見が質されました。

その四は、法案の對象を南九州に限定することの適否についても多くの意見の交換がありました。特殊土じようは全国的に分布されておる關係から、対策審議会の構成について質疑があり、提案者は審議委員の全国的構成について善処方を言明されました。

かくて質疑を終了、討論を省略、採決の結果、全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

海上保安庁法の一部を改正する法律

### 三、参議院建設委員長報告(四月四日)

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりました特殊土じよう、地帯災害防除及び振興臨時措置法案について、建設委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、特殊土じよう、地帯に對し適切な災害防除及び農地改良対策を樹立実施することによつて、特殊土じよう、地帯の保全と農業生産力の向上を図ることを目的とするものであります。本委員会におきましては、提案者の説明を聴取するほか、建設省初め關係政府当局の意見を聞いて、熱心なる質疑応答が重ねられました。詳細は速記録によつて御承知を願います。

法案の要旨は、特殊土じよう、地帯対策審議を設置して、災害防除及び農地改良に關する事業計画を定めると共に、その実施に關しては、国、地方公共団体その他のものがこれに當り、これについては国の特別の助成の途を講じておるのであります。

審議された主なる事項の一は、特殊土じよう、地帯の範囲についてであります。「シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等、特殊な火山噴出物のほか、花崗岩の風化土その他浸蝕しやすい土じよう、ということであれば、それは中国地方その他全国的にも広く分布しており、北海道の広大な泥炭地帯のごときは如何」との質問に對して、提案者は、「本法案は、南九州のシラスなどの特殊地帯が最も緊急を要するので、主としてこれを對象とする趣旨であるが、他の地方に對しても順次これに及ぼし得る。この点は専ら対策審議会の意見によるこ

### ◎海上保安庁法の一部を改正する法律

(昭和二七、四、二六、法九七)

#### 一、提案理由(三月二十五日)

○村上国務大臣 たいだいま提案されました海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして説明をお聞取り願いたいと存じます。

今回改正せんとする内容は、海上保安庁の一般機構の改正と、それから海上警備隊の設置との二つに大別することができると思ふのであります。

まず海上保安庁の一般機構關係の改正について御説明いたしたいと存じます。

海上保安庁におきましては、現在約一万三千の人員と約五万トンの船舶とを持つておりまして、また沿岸各地に多数の航路標識を施設しております等の關係から、これらに對する経理、補給關係の事務は、仕事の性質上きわめて複雑かつ歴大でありまして、また迅速なる処理を要しますために、總務部におきまして組織、庶務、人事などの事務と一緒に処理しますのでは、その的確な遂行が困難な現状にありますので、このうちから経理、補給關係の仕事を分離いたしまして、これを専門に掌理するために経理補給部を設置いたしたいのであります。

またわが国は終戦以來航空機の保有を禁ぜられておりましたが、沿岸の哨戒等のために巡視船と輕航空機とを併用いたしますれば、



互いにその短を補つて十分な業務の遂行を期し得られますので、かねてよりその保有を希望しておつたのであります。平和条約の効力発生とともにこれを実現することといたしたいと考え、必要規定を海上保安庁法に加えたいと思つたのであります。そのほか従来やもすれば海上保安庁の次長、警備救難監、この相互間の権限につきまして、やや明確を欠いておりましたので、その所掌事務を改正いたしまして、いわゆるアドミニストレーションとオペレーションとの機能の調和をはかりますとともに、海難審判理事官の所掌事務を、これは検事の事務に当るものであります。その特殊な性格に適するように、全国的に統轄せしめるための機関として海難審判理事所を設置することといたします。等、所要の改正をいたしたのであります。

次に海上警備隊の設置についてお聞きを願いたいと存じます。申し上げるまでもなくわが国は四面海に取囲まれておりますので、海によつて生活する国民の数はきわめて多いのであります。海運業、水産業等はわが国の主要な産業の分野となつておりますが、その反面におきまして、海はわが国が外国と接触した唯一の場所であると言ひ得るのみならず、前大戦の結果外国領土が近接することとなりましたために、密輸入、不法入国などによりまして、海上の秩序を乱されることもまたはなはだ少くないのであります。従いまして海上において人命、財産の安全を保護して、平和産業の発達に資することはきわめて必要であります。これとともに海上の治安を確立いたしまして、犯罪その他海上の秩序を乱すような事

態の予防、また鎮圧を行いますことは、国といたしまして当然果さなければならぬ責務と信するのであります。海上保安庁はかような責務を達成いたしますために設置せられまして、今日まで約四年を経過いたすのであります。が、平和条約の発効とともに完全な主権国家といたしまして、みずからの手によつてわが国の沿岸水域における安全と治安とを確保いたして参りますためには、今日の物的、人的設備では力が足りない憂いが多分に存するのであります。すなわち海上における天災、また相当大規模な災害及び重大な秩序の攪乱等に対しまして、緊急対処できるようにいたしますためには、集団訓練を施した機動力のある海上予備勢力が必要となつて参るのであります。これがために海上警備隊を設置いたしまして、みずからの手によつて得る限りの態勢を整え、そうして国家としての責務を果すことといたしたのであります。海上警備隊は、海上における人命及び財産の保護並びに治安の確保のための緊急の必要があります場合において、海上において必要な行動を行うための機関でありまして、その任務は、海上保安庁の所掌事務の範囲内にもちろん限られる次第であります。

海上警備隊は、総監部及び若干の地方監部をもつて組織されまところの海上保安庁の附属機関でありまして、その職員の定員をとりあえず六千三十八名といたしまして、海上警備官その他の必要な職員を置くことといたしたのであります。

海上警備隊の職員は、一般の行政機関に勤務します職員と異なりまして、その職場は海上にあるのでございますが、陸上の勤務者に

つきましても、原則として一定の宿舎に居住して常時勤務する態勢にあるものであります。またその職員は一定の年齢に達しますれば停年制をもつて退職しなければならぬなど、特殊の勤務条件に服するものでありますので、これを国家公務員法上の特別職といたすことによりまして、国家公務員法の適用を除外して、これにかかわるべき所要の人事管理に関する規定を本法に設けたいと思つたのであります。

すなわち海上警備隊の職員の任命権者、欠格条項、階級、任用、叙級、分限、懲戒、服務等に関する規定を設けますとともに、職員の意に反する処分に対しましては、公正審査会への審査請求の途を開きます等、国家公務員法の精神にのっとりまして、海上警備隊におきます勤務の特殊性に適合した諸規定を設けんとしておる次第であります。

また海上警備官に対しましては、海上におきます職務執行上の必要性にかんがみまして、海上保安官に準じて立入検査権、武器の携帯及びその使用を認めますとともに、刑事訴訟法上のいわゆる緊急逮捕権限を与えまして、職務執行の万全を期したいと存する次第であります。

なお海上警備官のうち、部内秩序維持の職務に従事いたします者に対しましては、必要な限度の司法警察権を与えまして、海上警備隊の内部規律を維持して、厳正な職務の執行に資することといたしたいのであります。

最後に、海上警備隊の職員に対しましては、一般の国家公務員法

海上保安庁法の一部を改正する法律

の例にならぬとして、労働関係法規の適用を除外いたしますとともに、その船舶につきましては、船舶の構造なり、運航の特殊性から船舶安全法また船舶職員法の適用を除外いたしまして、またその移動無線局につきましても、同様の理由によりまして、電波法の一部の適用を除外いたすこととしたいと思います。

以上申し述べましたところが海上保安庁法の一部を改正する法律案の提案の理由のあらましであるのであります。何とぞ慎重御審議くださいます。なるべくすみやかに御可決賜りますようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

○八木一郎君 ただいま議題となりました五法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず海上保安庁法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、海上保安庁の一般機構の改正を行うとともに、海上警備隊を新設しようとするものであります。

まず一般機構においては、経理補給部を設けるほか、次長及び海難審判理事所を設置する等の改正を行おうとしておるのであります。なお沿岸哨戒等のため、従来禁止されていた航空機を使用し得ることとし、また船舶の制限に関する規定を削除することといたしておるのであります。

次に海上警備隊の設置であります。が、わが国の置かれた地勢から



海上保安庁法の一部を改正する法律

申しましたも、海上における人命、財産の保護を全うして産業の発達に資するとともに、犯罪その他秩序を乱すような事態の予防、鎮圧をすることはきわめて緊要な責務となるものであります。しかるに、現在の海上保安庁の人的、物的設備では、遺憾ながら不十分であるといわねばなりません。それゆえに、海上における大規模な災害及び重大な秩序の攪乱等に対しても緊急対処できるようにするためには、集団訓練を施した機動力のある海上予備力が必要なもので、海上において必要な行動を行うための機関を新設したわけであり、次に海上警備隊の機構について申し上げますと、海上警備隊は総監部及び地方監部をもつて組織され、職員として海上警備官らの定員を六千三十八人といたしておるのであります。海上警備隊の職員は、その職務の性質上特別職とし、そのため必要な人事管理に関する規定、職務遂行上必要な権限に関する規定及びその職員、船舶等に対する労働、船舶関係法規等の適用除外に関する規定を設けておるのであります。

次に、文部省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案のおもなる事項は、ユネスコ活動に関する事務について規定し、教職員の適格審査に関する事項を削り、付属機関として国立近代美術館を新設し及び現在総理府所管のもとにある教育刷新審議会を廃止し、新たに文部大臣所管のもとに中央教育審議会を設置するほか、不要となる審査会等の廃止及び名称変更を行おうとするものであり、なお当分の間、高等学校の職業教育関係の教科用図書

編修及び改訂を文部省において行うことができることとし、また附則において、文部省の定員を三十三人増加するため、行政機関職員定員法の一部を改正しようとするものであります。

次に、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案について申し上げます。

本法案は、平和条約の発効を機として、いわゆる公職追放の措置を撤廃し、覚書該当者にかかわる諸権利及び資格の回復をはかるため、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令を初め、これが関連諸命令並びに勅令の規定による法律を廃止することといたしまして、所要の改正を行わんとするものであります。

次に、特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、特別調達庁の名称を調達庁と改め、必要な字句の改正を行うほか、行政協定第十八条の規定による駐留軍のために生じた損害の処理に関する業務を新たに規定し、また調達役務審議会及び京都特別調達局を廃止する等のものであります。

最後に、法務府設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、拘留支所の一つを拘留所に昇格し、少年院を三箇所に新設し、少年院の分院三つを本院に昇格するほか、少年院の名称及び位置について若干の改正を行わんとするものであります。

以上の五法案は、三月二十四日、二十五日、二十六日、それら本委員会に付託され、慎重に審議を進めて参りましたところ、三月

二十九日、文部省設置法の一部を改正する法律案について、自由党青木委員より、文化財保護委員会関係定員のうち国立博物館等の研究員五名を復活するための修正案が提出されたのであります。

かくて、三月二十九日質疑を終了し、文部省設置法の一部を改正する法律案、法務府設置法の一部を改正する法律案及び公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律案の三法案については、討論を省略し、採決の結果、文部省設置法の一部を改正する法律案は多数をもつて修正案の通り修正議決すべきもの、その他の二法案はいずれも多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで海上保安庁法の一部を改正する法律案について討論を行いましたところ、改進黨船田委員、日本社会党鈴木委員及び日本共産党今野委員よりそれら各党を代表して反対意見、自由党を代表して青木委員より賛成意見が述べられたのであります。採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に特別調達庁設置法の一部を改正する法律案について討論を行いましたところ、日本社会党を代表して鈴木委員より、日本共産党を代表して今野委員よりそれら各党を代表して、自由党を代表して江花委員より賛成意見が述べられたのであります。採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十三日)

○河井彌八君 海上保安庁法の一部を改正する法律案につきまして報告を申し上げます。

本案に盛り込まれておりますところの改正の内容は、大きく分けて二つになるのであります。その一つは、現行の海上保安庁の機構の一部改正であり、他の一つは、新たに海上保安庁の付属機関として海上警備隊を設置せんとするのであります。この二つの点であります。

その概要について申し上げますと、現在の機構の一部を改正する点は、従来総務部の所掌に属しておりましたところの経理補給関係の事務を総務部から切離しまして、経理補給部という独立の一部を設けようとするのであります。従いまして、これまで六部で以て組織せられておりましたものが七部となる次第であります。海上保安庁は、現在約一万三千の職員と約五万トンの船舶を持つておりまして、そのほかに沿岸各地に多数の航路標識を施設しておる等の関係がありますので、この経理補給関係の事務は極めて複雑大であります。而も迅速に処理をする必要があり、また、これらの事務を能率的に専門に所掌せしむるために独立の一部を設けるというのが、只今申上げました経理補給部を設ける理由であります。

その他、海岸線の極めて長いこの海上をパトロールいたしますためには、船舶と併せまして今後航空機を十機使用してパトロールせ



んとすることを企てまして、その必要な規定が入つたのであります。そのほか保安庁の次長と警備救難監の権限を明らかにする。即ち、次長は行政を行い、警備救難監は行動的の仕事をするということに重きを置くというその点をはつきりする点。それからもう一つは、海難審判理事所というものを設けまして、その海難審判の事務を明確にする、而してこれがためには海難審判理事官を置くというような点、これらの点が一般機構の改革であります。

次に第二点、即ち最も大きな改正点と相成りますのは、海上保安庁にその附属機関として新たに海上警備隊を設置せんとするものであります。海上警備隊設置の目的は、「海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため緊急の必要がある場合において、海上で必要な行動をするための機関とする。」というのであります。海上警備隊の隊員の数は六千三百八人といひ、職務の性質上これを国家公務員法第二条の特別職として、その任用、免職、叙級その他職務上の必要な事項は海上保安庁長官が行うことといたしまして、これに関する詳細な規定を設けておるのであります。その他、海上警備隊員である海上警備官に対しては、海上における職務の遂行の必要上、従来の海上保安官に準じて、立入検査権、武器の携帯及び使用を認めること、刑事訴訟法上のいわゆる緊急逮捕の権限を与えること、なお海上警備官のうちで部内の秩序維持のために必要限度の司法警察権を与えておること等の規定が設けられてあります。そのほか、海上警備隊の職員に対しては、一般の国家公務員の例にならしまして、労働組合法、労働関係調整法及び労働基

準法の適用を除外すること、船員法の一部の適用を除外すること、又海上警備隊の船舶には船舶安全法及び船舶職員法の適用を除外すること、海上警備隊の移動無線局に対しましては、電波法による免許、検査及び無線従事者に関する規定の適用を除外すること等が規定されてあるのであります。なお、海上警備隊の組織につきましては、総監部の内部組織、地方監部の名称、位置及びその内部組織等は運輸省令で定めることとなつておるのであります。かようにいたしまして、海上警備隊設置に関する改正は、第二十五条の二から三十七条まで、三十六カ条を加えてあるのであります。最後に、この法律の施行期日につきましては、附則第一項におきまして、昭和二十七年四月一日から施行すること、但し航空機に関する事項に係るものは昭和二十七年四月一日又は平和条約発効の日をいづれか後の日から適用するものという規定になつてあるのであります。そして、この経費を予算によつて調べてみますると、およそ三十億圓が計上されておることとあります。

内閣委員会におきましては、先ず運輸委員会並びに地方行政委員会との連合委員会を開きまして、又地方行政委員会とは更に二回の連合委員会を開きまして審査を行ひまして、更に内閣委員会といたしましては三回開会いたしました。慎重審議をいたしました結果、只今申上げました施行期日に関する個所に所要の修正を加えまして、多数を以て本案を修正可決すべきものと議決いたしましたのであります。

そこで、只今申上げましたごとく、運輸委員会及び地方行政委員会との連合会、又は内閣委員会におきまして、種々本案の内容を検討いたしましたのであります。主として問題となりましたのは、海上警備隊なるものの設置の目的及びその運用方法に関する点であります。なお海上警備隊を編成するために要する六千三百八名の職員の配置等でありました。政府はこれに対して、海上保安庁の創設以来四年間における実績に鑑みまして、海難の救済、殊に天災等における突発的の且つ大規模な災害が生じた場合におきまして、海上の治安を確保するためには、海上保安庁の現在の船舶人員を以てしては到底満足なる救援の目的を達し得ないものであつて、海上保安庁の任務遂行のためには、どうしても警備救難の手配を強化する必要がある。講和条約発効と共に任務を遂行すべき水域が一段と拡大される点を考慮いたしますれば、なおこの面の応急の措置に意を用うる必要がある。そして海上警備隊を新設するために六千三百八人の職員を要することにつきましては、保安庁の持つております船舶は、七百トン級が四隻、パトロールのできる五十トン級の船舶が百五十隻しかない。一万マイルに亘る海岸線を警備するため一隻当りの受持区域が七十海里に及んでおるといふわけでありまして、先般の十勝沖の震災による海難発生の場合のごとき突発的な広範囲なる海難の救済は到底手の下しようがない状態である。その他、平常においても、密漁であるとか密貿易であるとか密入国などの取締においても事を欠いておる実情でありますので、アメリカ政府に対しまして日本政府から船舶の貸与方を要請中であるという

のであります。アメリカ政府はこの要請に応じまして、千五百トン級の船舶十隻、二百五十トン級の船舶五十隻、これだけ貸与してくれることになつておるのであります。その千五百トン級の船舶は、大体において速力が十七ノット乃至十八ノット、三インチ砲を一門又は二門備えておることとあります。で、これらの船舶の貸与を受けましても、直ちにこれを操縦するために、或いは先ず乗組ませ、これを操縦するために、どうしても六千三百八人が必要であるということとあります。千五百トン級の船舶の乗組員は六十三名を要するので、その結果六千三百八名を必要とするという説明でありました。もう一つここに大切な点は、この今度の改正によりまして、海上警備隊というものが日本の兵力の再建の端緒となるではないかという点につきましては、委員諸君から熱心な質疑が出されたのであります。これに対しまして政府は、どこまでもこの警備隊の目的は、海上における人命、財産の保護、それから海上における治安の確保というもので、その目的の範囲内に行動するのであつて、その以外には行動しないということを強く主張いたしましたのであります。

なおもう一つ、この案の審査の途中におきまして政府は警察予備隊令の一部を改正する等の法律案を国会に出しまして、そうして近く根本的機構の改革を考えておりまして、総理府の外局といたしまして保安庁なるものを設置いたし、これに警察予備隊並びに海上保安庁に新設されることゝる海上警備隊を統合いたして、治安機構の



一元化を図らんとする構想が現われて参つたのであります。ために、海上保安庁法の一部を改正する法律案をその見直しを無視して審議を進めるわけに行かない情勢と相成つたのであります。で、運輸委員会及び地方行政委員会との連合会におきましても、保安機構の担当大臣であるところの大橋国務大臣の出席を求めまして十分その構想を聞き質しました。又近く保安庁設置に関する法案の国会提出を待たずに本案の審議を進めることの可否についてもいろいろ意見が出たのであります。併しながら、近く政府から国会に提出することが予想されておりますところの総理府の外局としての保安庁設置に関する法案は、政府においてその実施期日を大体早くとも七月一日或いはその後となるもののごとくに予定しておりますが、一方、海上警備隊新設の問題は、警備隊員の募集並びに訓練に相当な時日を要する事情もありませんし、又他方アメリカ政府から貸与するところの船舶が近々到着するという関係もありまして、その間三カ月或いはそれ以上もこの法案を審議未了のままに置いておくという事は困難なことであるという政府の説明があつたのであります。

内閣委員会におきましては慎重審議の結果、以上の点を明かにいたしました昨日討論に入つたのであります。楠見委員からは緑風会を代表いたしましたして、「この法律案の内容は、海上保安庁の附属機関として海上警備隊を新設する点、これが最も重要な点であるが、このことはすでに二十七年度の予算案審議の際においても十分慎重な審議を遂げましてこれを可決したのである。」楠見委員はその立場

においてこの案に対して賛成をいたすという意見を述べられました。併し施行期日に関してはこのままで置くことはできないのであるから、それに対する修正案を提出せられたのであります。

即ち附則第一項は、「この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四条、第六条の二、第七条、第八条、第九条及び第三十二条の規定中航空機に関する事項に係るものは、昭和二十七年四月一日又は日本国との平和条約の最初の効力発生の日のいずれか後の日から適用するものとする。」とあります。この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の海上保安庁法第四条、第六条の二、第七条、第八条、第九条及び第三十二条の規定中航空機に関する事項に係るものは、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から適用するものとする。」に改めるという修正動議が出たのであります。その理由につきましても、まさに四月一日はすでに経過いたしておりますから、当然の結果としてかような修正案が出たのであります。

次に、これに対しまして三好委員からは、「この案の内容について反対するという意味ではないけれども、併し少くとも憲法第九条の第二項の精神に違反するものであるから、その意味において本案には賛成することができない」という反対討論があり、上條委員からは、「六千三十八人の海上警備隊の新設は、その目的は所詮従来警備救難部の性能を強化拡充せんとするものであるから、海上保安庁の各管区に船舶、人員を配分せしめることが適当であると考えらる。然るに海上警備隊は二三の旧軍港に集中しておつて、旧海兵団

のごとき訓練を施し、緊急有事の際に出動せしめるといふのであるが、これは戦力化させるといふ感を深くするものであつて、やはり憲法第九条の精神に反するものと思う。又近く保安庁設置の問題が提案せられるのであるから、治安機構の問題については、十分に国民に周知徹底させた上において、海上警備隊員の募集等はその後に行なつてもいいのではないかという意見を以て本案には反対である」という意見を述べられたのであります。鈴木委員は自由党を代表いたしましたして、楠見委員の修正を加えての本案に賛成であるという意見を述べられ、これに対しまして更に成瀬委員は、三好委員、上條委員と同様に、憲法第九条に違反するといふ点を強調せられまして、その他この各項の法文について不備な点を述べられまして反対をせられたのであります。この反対の御意見は、三人の委員とも、いずれも海上警備隊の新設に対する反対が主であつたのであります。

かくのごとくにいたしましたして討論を終り、採決に入りました。先づ楠見委員の動議にかかりますところの附則第一項の修正について採決を行いましたところが、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。次に修正箇所を除く法案全部を採決に付しましたところ、多数を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)

### ◎ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令 に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律 (昭和二七、四、二八、法九八)

#### 一、提案理由(二月八日)

○野田国務大臣 たいだいま提案になりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律案の趣旨を御説明いたします。

建設省関係のポツダム政令は、昭和二十年に制定されました住宅緊急措置令と、昭和二十五年に制定されました空中写真の利用等に関する政令の二つであります。

そのうち空中写真の利用等に関する政令は、連合国最高司令官から日本政府に貸与された空中写真を建設省地理調査所において保管し、これを戦災復興または経済再建の事業のために必要がある場合においては、国もしくは地方公共団体の機関または測量法にいう公共測量を実施しようとする者が広く利用できるものとするために、その保管、利用の手續及び期間、処分等について必要な規定を設けているのであります。今後におきましても、引き続きその利用を認めることが適当と認められますので、この政令を法律としての効力を持つものとするのであります。

住宅緊急措置令につきましては、その廃止に伴う経過的措置につ



いて若干所要の規定を設ける必要がありますので、別途その廃止に  
関する法律案を提出して御審議をお願いいたし存じております。何と  
ぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(二月二十一日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く特別調達  
庁関係諸命令の廃止に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院建設委員長報告(四月二十三日)

○廣瀬與兵衛君 只今議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い  
発する命令に関する件に基く建設省関係命令の措置に関する法律  
案について、建設委員会の審議の経過及び結果を御報告いたしま  
す。

本法律案は、空中写真の利用等に関する政令を平和条約発効後  
法律としての効力を有せしめようとするものであります。右政令  
は、政府が連合国最高司令官から貸与された空中写真を建設省地理  
調査所において保留し、これを戦災復興、経済再建の事業のため  
に、国、地方公共団体又は測量法による公共測量を実施する者が広  
く利用できるものとするために、保管、利用等について必要な規  
定を設けているのであります。これらの空中写真は今後も引き続き利  
用を認めることが適当でありますので本法案が提出された次第であ  
ります。

委員会の審議の詳細は速記録によつて御承知を願いますが、空中

写真の保管、利用状況等について地理調査所長の説明を聴取しまし  
たほか、熱心な質疑応答が重ねられました。特に、政令の罰則は平  
和条約発効後におけるものとしては厳に過ぎることはないかとの点  
については、法務府当局の意見も徴されたのであります。建設大臣  
初め当局は、政令の内容については、将来他の法令とも見合せ改正  
について適当に措置したい、更に根本的には空中写真を当方に譲渡  
を受けるために十分に努力する旨の答弁がありました。

かくて質疑を終了、討論を省略、採決の結果、全会一致原案通り  
可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍  
手)

◎国庫出納金等端数計算法の一部を改正  
する法律 (昭和二七、四、二八、法九九)

一、提案理由(三月二十七日)

○西村(直)政府委員 ただいま議題となりました国庫出納金等端数  
計算法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御  
説明申し上げます。

この法律案は、事務の簡素化に資するため、国庫出納金の端数計  
算について若干の改善を加えようとするものであります。すなわち  
地方税の延滞金及び加算金につきましては、これまで国税及び地方  
税の本税についてと同様な端数計算方法によらないで、一般の国及

び地方公共団体の出納金の端数計算方法により、一円未満の金額を  
四捨五入することとしたのであります。今回これを国税  
の利子税及び加算税についてと同様の方法に改め、収納の場合には  
十円未満の金額を切り捨て、還付の場合には一円未満の金額を一円  
に切り上げて計算することとしたしました。また外国為替等を基礎  
とする収入金、支出金及び国債証券の利子につきましては、これま  
では一銭未満の金額を切り捨てる方法をとつておりましたが、これ  
を一般の国庫出納金の端数計算と同様、一円未満の金額について四  
捨五入する方法に改めることとしたしたのであります。

以上がこの法律案の提出の理由であります。

次に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に  
つきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

現行の旅費の定額は、一昨年四月に定められたものであります  
が、その後における国内の経済事情は相当変化いたしました。また  
近く日本国との平和条約の発効に伴いまして外交も再開されること  
となり、この際実情に適合するように、内国旅費及び外国  
旅費の定額を改訂増額いたしますとともに、あわせて規定の整備を  
はかることが必要であると認め、この法律案を提出いたしました次第で  
あります。

次に本法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、内国旅費の基本定額につきましては、これを現在よりお  
おむね一五%ないし二〇%引き上げることとしたしました。なお現  
行法律では、右の基本定額を基礎とし、これに旅行者の職級に応じ

国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律

た数段階の割増し歩合により計算した額を加算して支給する建前で  
ありましたが、事務簡素化の見地からこれを改めまして、その段階  
区分を整理するとともに割増額を含めた定額で表示することに改め  
ました。

第二に、外国旅費の定額につきましては、その基本定額は、従来  
諸種の名目で支給されていたものをあわせて整備いたしますととも  
に、旅行者の職級に応ずる割増し区分及び増割額は、ほぼ内国旅行  
の場合と権衡をとつて定めることいたしました。

第三に、外国旅行の場合の鉄道賃、船賃及び支度料につきまし  
て、外交再開後の実情に適合するように、その支給条件を合理的な  
ものに改めることいたしました。

以上申しましたほか、制度運用の実情にかんがみて若干の規定の  
整備をはかることとしております。

なお今回の定額改訂による旅費の増加額につきましては、すべて  
既定予算の範囲内においてまかなう方針でございます。

以上が国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案、国家公  
務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由でご  
ざいます。御審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願いい  
たします。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関  
係諸命令の措置に関する法律の委員長報告と一括して掲載)



三、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業等協同組合法の一部を改正する法律 (昭和二七、四、二八、法一〇〇)

一、提案理由(三月二十五日)

○本間政府委員 ただいま上程に相なりました中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

このたびの改正の目的は、本法施行後二年有半の経験にかんがみまして、組合の組織及び運営の合理化をはかろうとするものでありまして、そのおもなる内容はおおむね次の通りでございます。

第一は、組合員たる中小企業者の規模の基準を引上げる等の措置を講じまして、組合の組織の安定強化をはかろうとするものであります。

第二は、いわゆる広地域の連合会の事業に関する制限を廃止いたしましたして、その事業活動を促進しようとするものであります。

第三は、一定の制限のもとに員外役員の選任を認めまして、組合の業務の執行を円滑ならしめようとするものであります。

点として、定数の三分の一を限度として、組合員でない理事、いわゆる員外理事の選任を認めていること。第四点として、総代会の権限を拡充して、大規模な組合の運営を容易にしていること。第五点として、行政庁の監督を強化していることであります。

本委員会におきましては、業界代表などの意見をも聴取して、慎重審議いたしました。質疑の主なるものとしては、「商業面の組合員の資格を従業者三十人以下に限定するのは、工業面の三百人に比べて緩和の仕方が不均衡ではないか」との問に對しまして、政府側より、「二応このくらいで妥当と思うが、将来考慮したい」との答弁がありました。「行政庁の権限強化はむしろ行き過ぎではないか」との問に對しまして、「組合法の精神にそぐわぬ向きを是正せしめる根拠が必要である」との答弁がありました。又、「組合員の預金受入を兼営し得ることは宿望であり、事業協同組合を育成する重要な方策であるが、何故に認められなかつたか」との問に對しまして、「兼営の危険性や資金の効率などの理由から政府部内の意見が一致しなかつた」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、境野委員より、商業面の組合員資格の規模を引上げること、及び組合の預金業務兼営を採り上げること希望条件として賛成、次に栗山委員より、中小企業庁を廃止せぬこと、優秀な中小企業に特段の金融措置を講ずること、及び海外市場の積極的開拓を要望して賛成、又、結城委員より、公共性の強い組合指導者の育成を要望せられまして賛成されました。古池委員よりも大体同様なる趣旨の要望がありました。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

第四は、総代会の権限を拡充いたしましたして、大規模組合の運営を容易ならしめようとするものであります。

以上がおもなる改正事項でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御協賛賜るようお願いいたします次第でございます。

二、衆議院通商産業委員長報告(四月二十四日)

(特許法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院通商産業委員長報告(四月二十五日)

○竹中七郎君 只今議題となりました二法案につきまして、先ず第一に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案につき、通商産業委員会におきます審議の経過と結果を御報告いたします。

中小企業等協同組合法は、御承知の通り昭和二十四年五月に制定せられまして、その後一回ほど改正を見ましたが、なお、その後の経験と最近の实情に照らしまして更に組合の組織と運営の合理化を期するために、若干の改正を加える必要を生じまして、ここに本改正案の提出を見た次第であります。

本改正法案の骨子は左の五点でありまして、第一点として、組合員たる業者の規模を引上げること、即ち工業面で従業者が常時百人となつておりましたのを三百人に引上げ、又商業面と同じく二十人となつておりましたのを三十人に引上げております。第二点として、広地域に亘る連合会の事業に関する制限を廃止していること。第三

て賛成を述べられました。次いで採決に入りましたが、全会一致を以ちまして本改正法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に特許法の一部を改正する法律案につきまして、通商産業委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

今般、平和条約の発効に伴いまして本改正が必要となつたのであります。第一の点は、従来我が国におきまして特許権等を享有できる外国人は、我が国に住所若しくは営業所を持つて居る者、並びにその他特定の者に限られたのであります。その他の外国人に對しましては一切特許権等の享有を認めおらなかつたのであります。ところが、今回の平和条約によりまして、連合国の中で我が国民に特許権等について内国民待遇を与えている国の国民につきましては、我が国も同様に内国民待遇を与えることになつて居るので、これを特許法の中に規定しようというのであります。第二点は、今回の平和条約に参加していない国におきまして、すでに我が国の国民に對しまして無条件に又は相互主義により特許権等の享有について内国民待遇を与えることとしている国が多い現状でありますので、これらの諸国につきましても、前記連合国と同様に相互主義の原則に基いて特許権等を享有できるようにいたしたいということであります。第三点は附則の改正であります。今回の平和条約発効と同時に、我が国は国際民間航空条約加入前といえどもその航空条約の規定を実施することになつておりますので、この条約国の航空



機、その部品等が、特許権等の侵害の理由で差押その他の請求を受けることがないように、特許権等の効力を除外することとするのであります。この措置は、我が国が国際民間航空条約に加入するまでの臨時的なもので、条約加入後は現行特許法により同条約が適用されることになつております。以上が改正される点であります。

本委員会においては、本法律案を慎重審議の上、討論を省略し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

### ◎特許法の一部を改正する法律

(昭和二七、四、二八、法一〇一)

#### 一、提案理由(四月二十一日)

○高橋國務大臣 特許法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

今般、日本国との平和条約の発効に伴いまして、特許権等の享有に關する外国人に対する制限を緩和いたし、また国際民間航空条約の当事国の航空機等に対しまして特許権等の効力の特例を設ける必要が生じたので、改正を行おうとするものであります。

すなわち、従来わが国におきまして特許権等を享有できる外国人は、わが国に住所もしくは営業所を持つている者か、あるいは工業

所有権保護同盟条約国の国民またはこの条約国の領土内に住所もしくは営業所を持つている者に限られたのでありまして、その他の外国人に対しましては一切特許権等の享有を認めおらなかつたのであります。ところが、今回の日本国との平和条約によりまして、連合国の中でわが国の国民に特許権等について内国民待遇を与えていゝる国の国民につきましては、わが国も同様に内国民待遇を与えることになつていゝるのであります。

また今回の平和条約に参加してない国におきまして、すでにわが国の国民に対しまして無条件にまたは相互主義により特許権等の享有について内国民待遇を与えることとしていゝる国が多い現状でありますので、これらの諸国に対しまして、前記連合国と同様に相互主義の原則に基いて特許権等を享有できるように、外国人の権利能力の制限を緩和いたしたいと考へるものであります。

次に今回の平和条約発効と同時に、わが国は国際民間航空条約加入前といゝどもその航空条約の規定を実施することになつておりますので、国際航空に従事する国際民間航空条約の当事国の航空機、その部品等が特許権等の侵害の理由で差押えその他の請求を受けることがないように、特許権等の効力を除外いたしたいと考へるのであります。

なおこの措置はわが国が国際民間航空条約に加入するまでの臨時的なものでありまして、条約加入後は現行特許法により同条約が適用されることになつております。

以上申し上げました点が、この法律案を提出いたしました理由で

あります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことを御願いたします。

#### 二、衆議院通商産業委員長報告(四月二十四日)

○小川平二君 ただいま議題と相なりました特許法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

従来わが国におきまして特許権等を享有できる外国人は、わが国に住所もしくは営業所を持つている者か、あるいは工業所有権保護同盟条約国の国民またはこの条約国の領土内に住所または営業所を持つていゝる者に限られたのでありまして、その他の外国人に対しましては一切特許権等の享有を認めおらなかつたのであります。しかし今般日本国との平和条約の発効に伴いまして、特許権等の享有に關する外国人に対しましての制限を緩和いたしますとともに、また国際民間航空条約の当事国の航空機等に対しまして特許権等の効力の特例を設けるため必要な改正を行おうとするのであります。以上が本改正案の提案理由であります。

次に改正の要点を申し上げますと、今回の日本国との平和条約によりまして、連合国の中で、わが国の国民に特許権等について内国民待遇を与えていゝる国の国民につきましては、わが国も同様に内国民待遇を与えることになつていゝるのであります。また平和条約に参加してない国におきまして、すでにわが国の国民に対しまして、無条件に、または相互主義により特許権等の享有について内国民

民待遇を与えることとしていゝる国が多い現状でありますので、これらの諸国につきましても、前記連合国と同様に、相互主義の原則に基いて特許権等を享有できるように、外国人の権利能力の制限を緩和いたしたのであります。

次に、平和条約発効と同時に、わが国は、国際民間航空条約加入前といゝども、その航空条約の規定を実施することになつておりますので、国際航空に従事する国際民間航空条約の当事国の航空機、その部品等が、特許権等の侵害の理由で差押えその他の請求を受けることがないように、特許権等の効力を除外いたしたのであります。なおこの措置は、わが国が国際民間航空条約に加入するまでの臨時的なものでありまして、条約加入後は、現行特許法により同条約が適用されるのであります。

本改正案は、当委員会に四月十五日付託と相なり、四月二十一日政府委員より提案の理由を聴取し、翌二十二日質疑に入りまして、共産党風早八十二君と政府委員との間に質疑応答があつたのであります。その内容については会議録を御参照願います。

引続き、討論を省略し、採決いたしましたところ、多数をもちまして可決した次第であります。

次に中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

まず改正の理由であります。本法施行後二年有半の経験にかんがみまして、一段と組合の組織及び運営の合理化をはかるうとする



### 道路運送車両法の一部を改正する法律

のであります。

次に改正の主たる内容を申し上げますと、第一は、組合員たる中小企業者の規模の基準を引上げる等の措置を講じまして、組合の組織の安定強化をはかるうとするものであります。第二としまして、いわゆる広地域にわたる協同組合連合会の事業に関する制限を廃止いたしましたして、その事業活動を促進しようとするものであります。第三は、一定の制限のもとに員外役員の選任を認めまして、組合の業務の執行を円滑ならしめようとするものであります。第四として、総代会の権限を拡充いたしましたして、大規模組合の運営を容易ならしめようとするものであります。以上が改正案の提出理由並びに改正の要点であります。

本改正案は、三月二十四日当委員会に付託せられ、翌二十五日、政府当局より提案理由の説明を聴取いたしましたのであります。越えて四月二十二日質疑に入りましたところ、日本社会党今澄勇君より、信用金庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、相互銀行等、一連の中小企業専門の金融機関が並立されているが、その間一貫した総合的な強力機関が存在しておらず、かつ投下する国家資金の量も少ない現状を指摘して、今後の強化対策を要望するとの発言があつたのであります。続いて自由党多武良哲三君より、大企業の長期資金供給機関として近く長期信用銀行が設立せられるに對し、中小企業の長期金融については現行制度をさらに拡大強化する要ある旨の発言があり、私より、事業組合の組合員預金の受入れを認めようとすることは、中小企業等協同組合法制定当初よりの懸案であつたことを指

二六四

摘して、最近の機会においてこれが実現を要望いたしましたところ、これに對し、中小企業庁小笠長官より深甚な考慮を払う旨の答弁があり、さらに翌二十三日、共産党風早八十二君及び自由党南好雄君よりそれら同趣旨の質疑がありました。詳細は速記録を御参照願うことといたします。

続いて討論に付しましたところ、自由党小川平二君、改進黨山手満男君、社会党加藤鐵造君及び共産党風早八十二君より、それら事業協同組合員の預金の受入れを近き機会において認めるよう強い要望を付しての賛成意見の開陳があり、採決の結果、全会一致をもって可決した次第であります。

以上御報告を申し上げます。

### 三、参議院通商産業委員長報告(四月二十五日)

(中小企業等協同組合法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎道路運送車両法の一部を改正する法律

(昭和二七、四、二八、法一〇二)

#### 一、提案理由(三月二十七日)

(海外からの日本国民の集团的引揚輸送のための航海命令に関する法律の提案理由と一括して掲載)

### 二、衆議院運輸委員長報告(四月十九日)

○岡村利右衛門君 たいま議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る三月二十六日、本委員会に付託され、翌二十七日政府より提案理由の説明を聴取した後、委員会を開くこと三回、慎重にこれを審査いたしましたのであります。

本法案は、現行の道路運送車両法に基く自動車等の登録及び検査の制度を簡素化するとともに、新たに車両検査に關して手数料を徴収しようとするものであります。改正の骨子は、第一に、軽自動車の登録制及び検査制を廃止し、陸運局長に届出をさせることとし、その際車両番号を指定すること。第二に、二輪の小型自動車の登録制を廃止し、検査の際車両番号を指定すること。第三に、現在一年となつてゐる車両検査の有効期間を、家用乗用自動車については二年に延長し、旅客運送事業用自動車については九箇月に短縮すること。第四に、原動機付自転車及び軽車両に對する車両検査及び車両番号の指定制度を廃止すること。第五に、車両検査の際手数料を徴収すること等であります。

次に、本法案審査にあたりましては、車両検査証の有効期間、検査手数料等について熱心なる質疑応答がかわされたのであります。が、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくして、本月十七日、質疑を打ち切り、討論を省略し、ただちに

道路運送車両法の一部を改正する法律

採決の結果、本法案は多数をもつて政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、簡潔であります。御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院運輸委員長報告(四月二十三日)

○山縣勝見君 只今上程になりました道路運送車両法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案の要点は、一、軽自動車と二輪小型自動車の登録を省略して自動車の登録制度を簡素化し、又軽自動車、原動機付自転車及び旅客軽車両について検査を省略して自動車の検査制度を簡素化したこと。二、検査証の有効期間が従来一律に一年間であつたのを、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては九カ月、貨物の運送の用に供する自動車にあつては従来通り一年、その他の自動車は二年としたこと。三、自動車検査手数料を二輪の小型自動車は百円以内、その他の自動車は二百円以内において徴収することにしたのがその要旨であります。

本法案に對する質疑におきましては、検査及び検査証の有効期間等につき質疑応答がありました。格別の質疑もなく、続いて討論を省略いたしました。採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

二六五



### ◎平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一〇三)

#### 一、提案理由(三月二十九日)

(最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

○佐瀬昌三君 たいま議題となりました平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律案につき、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、わが国は、平和条約第十一条により、いわゆる戦争犯罪人に対する刑の執行を引受けたのでありますが、なお同条によれば、これらの者に対し赦免、減刑及び仮出獄を行うについては、日本国の勧告と関係連合国の決定を要する旨を規定いたしているのであります。本法案は、平和条約の発効と同時に同条所定の諸事項を適正に実施するために提出されたのであります。

申し上げるまでもなく、戦争犯罪人に対する国際社会における考え方は、第二次世界大戦によつて根本的に一新されたといつても過言ではありません。すなわち、新たに平和に対する罪及び人道に対す

人の申出またはその他の者の願出により委員会が審議し、勧告を相当とするときは条約第十一条による勧告の手続をとり、これに対する関係諸国の決定をまつて、その処分を実施することといたして行なうのであります。

第四に、一時出所の制度を設けている点であります。これも従来国際慣行として行われているのを取入れておるのであります。在所者の父母、配偶者または子の死亡、危篤等の特別の事由があるとき一時帰郷を許されるものであります。

第五に、赦免及び刑の減刑につきましては、在所者及び仮出所中の者の申請、その他の者の願出あるいは刑務所長の申出もしくは委員会の職権により委員会が審議を行い、勧告を相当と認めるときは勧告の手続をとり、これに対する関係国の決定を待つて処分を実施することになつておるのであります。以上が本法案の骨子でございます。

さて、委員会におきましては、三月二十九日、政府より提案理由の説明を聞き、質疑を行いました。さきにも申しましたように、戦争犯罪及びその刑の執行ということ自体が、日本としてはもちろん、国際社会といたしましても初めて歴史上経験する事柄を多分に包蔵している関係上、各委員から深い思いをこめた厳粛なる質疑がなされたのであります。その詳細につきましては速記録に譲ります。が、おもなるもの二、三をここに御紹介いたします。一、巢鴨戦犯及び在外戦犯の実態、二、巢鴨戦犯に対する一般的措置、三、在外戦犯に対する方針、四、平和条約第十一条の連合国軍事法

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律

る罪等が間擬せられるに至つたのみならず、さらにその刑の執行を敗戦国が引受けるということも、これまた世界史上初めてその例を見る事柄であります。しかも、戦犯に対するいわゆる刑は、日本の国内法上のものではなく、外国裁判所の科したものであります。このいわゆる刑の執行につきましては、日本といたしましても、国際社会といたしましても、まったく無経験の事柄でありまして、国内法上、また国際法上、いろいろ困難な問題が提起されるのであります。かような次第で、いわゆる刑の執行及び赦免等につき、国内法をそのまま適用することはもとより困難であるため、ここに必要なる規定を設けることにいたしましたのであります。

今その概略を申し上げます。第一に、刑の執行に関する事項については法務総裁が、また赦免、刑の減刑、仮出所及び一時出所に関する事項につきましては、中央更生保護委員会がそれら管理に当ることとしたのであります。

第二に、刑の執行は巢鴨刑務所において行ふこととし、その準拠法令として、この法律案に規定するもののほか、監獄法中の受刑者に関する規定を準用し、あわせて国際刑法及び国際刑務委員会による被拘禁者の処遇に関する最低基準を他の国際慣行とともに遵守すべきものとしたのであります。すなわち、未決日数の算入、在所者の病院移送、善行特典等の制度が採用されているのであります。

第三に、仮出所につきましては、刑期の三分の一、または刑期四十五年以上及び終身刑の者については十五年を経過したときは、本廷と、第二十五条の連合国という意義の異同及びその関係、五、条約第十一条の日本人の意義、六、執行停止の制度を採用しない理由、ことに高齢者に対し人道的立場からの必要性、七、赦免、仮出所等の勧告の判断の基礎となる条件または基準及び赦免等に関する事項を委員会の所管事項とした理由等につきましてそれら質疑がございましたのに対し、政府よりは、一、国内では巢鴨刑務所に千七名、在外者はフィリピンに百十一名、うち五十九名が死刑未執行、オーストラリアにおいては二百十名、なおソ連関係は不明であり、中国関係は折衝中である。二、巢鴨戦犯については、本法の適切な運用と外交折衝により、合法的に一日も早く自由を回復するよう最善の努力を払いたい。三、在外戦犯については、本法を適正に運用し、国際的信頼を高めつつ、すみやかに日本帰還を促進したい。四、条約第二十五条と第十一条との解釈上、この条約に署名しない国の裁判の分も本法案の適用あるものと解せられる。五、条約第十条の日本人とは、裁判当時日本人であつた者と解せられる。六、執行停止に該当するような場合は、一時出所あるいは病院移送等の活用によりこれを処理することができ、さらに場合によつては仮出所、赦免も可能である。七、赦免、仮出所等の勧告については、最も公平妥当な基準と方法に従つて処理したい。またこれらの事項を委員会の所管としたのは、在所者の社会復帰に適切な運用を期するためである等の答弁があつたのであります。

かくして、四月十四日質疑を終つて討論に入り、自由党、改進黨及び社会党より賛成の、共産党より反対の討論があり、多数をもつ



て政府原案の通り本案を可決した次第であります。  
以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院法務委員長報告(四月二十五日)

○小野義夫君 只今上程されました平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律案について、委員会における審議の経過とその結果を御報告いたします。

本法案は、平和条約第十一条により、日本政府がいわゆる戦犯者の刑を執行することになったのにつきまして、これを実施するため、刑の執行、仮出所、一時出所、赦免及び刑の軽減について、大體現在巢鴨プリズンにおいて行われているところに則つて諸般の規定をするものであります。平和条約第十一条のようなことが戦争終了後も実施されまことは、大袈裟に申し上げますと有史以来のことでありまして、いわゆる戦犯者にとりましては勿論、国民全体にとりましても極めて重大なる事柄であるのであります。さような点に鑑み、委員会は別に戦争犯罪人に対する法的処置に関する小委員会を設けて、本案をこれに付託した次第であります。小委員会におきましては非常に熱心に且つ慎重に審議をなし、回を重ねること八回に及んだのであります。その間、伊藤、羽仁、吉田の各委員その他より、本案にいわゆる刑の意義、巢鴨刑務所なる名称の不適正、死刑の言渡しを受けて現在比島に収容されている者を受入れるについての用意、仮釈放、赦免、刑の軽減について連合国に勧告をなすまでの手続、特に勧告を相当とする基準、未決通算及び赦免、刑の軽減

についていわゆる一般勧告の可能性等を主なる問題点として、殆んど全法案につきまして熱心な質疑が行われました。又巢鴨プリズンを出所した元法務官、国際法学者及び復員局事務官等を参考人として、法案に対する意見を聴取したのであります。  
かように審議を尽しました結果、次の四点について修正の意見が擡頭した次第であります。即ち第一に、刑の本質が明確を欠くの言渡しを受けて比島に収容されている者の送還を受けた場合の手續規定を明定すること、第三に、赦免及び刑の軽減については、個別審理のほか、大赦的性質を持ついわゆる一般勧告ができる旨を明確にすること、第四に、巢鴨刑務所なる名称を刑務所以外の適当な名称に修正することの四点であります。

而して第一点につきましては、政府の説明によりて一応了解ができること、第二点につきましては、本法の第五条で処理ができるとする政府の説明は、理論上は了承することができないが、戦犯の裁判をして相手国の感情や従来交渉の経緯に徴して、本法に明文を設けることが必ずしも利益でないということが窺われること、又第三点につきましては、本法第三十条第二項により、いわゆる一般勧告も可能であるとする政府の説明に必ずしも承認できないが、第二点と同様、従来交渉の経緯に徴して、本法中に明文を設けることが必ずしも利益でないということが窺われると共に、本法第三十条第二項に相応する政令及び規則にその趣旨を明定することにより目的が達せられること、又第四点については、通称を使用するこ

とによつて国民感情に副うことができること、これらの理由によりまして、いずれも修正の必要がないとの意見が伊藤委員より開陳されたのであります。

以上述べましたように十分審議を尽しました後、本法案の結論について原案通り異議がないものと決定いたしました次第であります。

かような次第で小委員会は審議を終りましたので、委員会におきましては、岡部小委員長より委員会の審議の経過及び結果について、前に述べました通りの趣旨の報告がありました。委員会は直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、只今上程の平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案及び平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案の両案につきまして、委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

先ず民事判決の再審査等に関する法律案は、平和条約第十七条(b)項の裁判の再審査に関する規定のうち民事判決に関する部分及び議定書C2項の実施に必要な措置を講ずることを目的として立案せられたものであります。連合国人が日本国と当該連合国との間に平和条約発効の日までに終局判決の言渡しを受け、その判決が昭和十六年十二月八日以後に確定した民事事件について、当該連合国人が同日以後日本国と当該連合国との間に平和条約が発効する日までの訴訟手続において、原告又は被告として事件について十分な陳述ができなかつたときは、条約発効の日から一年以内に限りそ

平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律

の判決に対し再審の訴を以て不服の申立ができることとし、その結果によつてこれら連合国人の地位の回復又は救済を図るものとし、次に、議定書C2項の字形、小切手等の流通証券の呈示等のための期間の最長を六カ月と定めた趣旨のものであります。

次に刑事判決の再審査等に関する法律案について簡単に御説明いたしますと、本法案は、日本国との平和条約第十七条(b)項の規定に基く刑事判決の再審査等について必要な措置を講ずることを目的として立案せられたものであります。即ち、連合国人が被告人として日本国の裁判所で有罪の言渡を受け、その判決が昭和十六年十二月から日本国とその連合国との間に平和条約が発効する日までの間に確定した刑事事件について、当該連合国人がその間の訴訟手続において被告人として十分な陳述ができなかつたときは、右の条約発効日から一年以内にその判決に対して当該連合国人の利益のために再審の請求ができることとし、この再審の結果によつて、国の責任においてこれらの連合国人の地位の回復又は救済を図らうという趣旨のものであります。

委員会におきましては両案につき各委員よりそれら熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御了承願うことといたし、説明は省略させて頂きます。討論に入りまして、吉田委員より社会党第四控室を代表して反対の意見が述べられました。その趣旨は、「両案は連合国人の利益の保護を考慮して立案されたものであるが、政府はこれに対応する日本人の利益を保護する措置を講じていない。これは国際相互主義の原則に反するものである。」とい



うのであります。次に羽仁委員より、「第一に、両案は平和条約に基く法案であるから、平和条約に反対である自分としては両法案に對しても反対である。又第二に、両案は我が国の裁判の公正を疑わしめるものであり、第三に、両案の基礎となつた平和条約第十七条(b)項の本旨は、我が国の檢察及び警察の従來の不当なる行動を對象とするものと認められる。更に第四に、両案は日本人にして同様の処分を受けた者の保護を考慮することなく立案された公平を欠く立法である」という趣旨の反対意見が述べられました。討論終結の上、両案を一括採決いたしましたところ、両案とも多数を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、只今上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う民事特別法案について、委員会における審議の経過及びその結果について御報告申し上げます。

この法律案は、いわゆる行政協定において規定されている事項のうち、民事に関するものについて特別の定めをしようとするものでありまして、主として駐留軍の活動に起因する不法行為上その他の損害について、国の被用者の行動から生ずる請求の例に従つて賠償すべきことを定めるものであります。

委員会におきましては、熱心且つ慎重に審議を重ね、伊藤、左藤、吉田等の各委員より熱心な質疑が行われました。討論におきましては、吉田委員より「本法案は、我が国がアメリカ軍の違法行為に基く損害賠償の一部を負担するものであつて妥当を欠く」との理由で反対意見の開陳がありました。討論を打ち切り、採決をいたしま

したところ、多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。

### ◎平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一〇四)

#### 一、提案理由(三月二十九日)

(最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院法務委員長報告(四月十七日)

○押谷富三君 たいま議題となりました平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律案、平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律案の二案につき、一括して委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず民事判決の再審査等に関する法律案について申し上げます。平和条約によりまして、戦時中連合国人を原告または被告として我が国の裁判所が裁判したものについて、当該連合国人が訴訟手続において十分な陳述ができなかつた場合にこれを再審査し、裁判の結果、損害を受けたものについては、その者を裁判前の地位に回復

の結果、連合国人が原判決により損害を受けたことが明らかになつたときは、国はその者を原判決前の地位に回復させるか、または公正衡平な救済を与えることになつておることは、民事の場合と同様であります。

この両案に対する質疑応答の内容につきましては、速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて、討論を省略、採決の結果、多数をもつて政府原案の通り可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

#### 三、参議院法務委員長報告(四月二十五日)

(平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一〇五)

#### 一、提案理由(三月二十九日)

(最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

せしめるか、または公正衡平な救済を与えることとなつたのであります。また議定書によりまして、手形、小切手等の流通証券の引受けまたは支払いのための呈示期間、拒絶証書作成期間等の期間が戦争中に経過し、かつ連合国人が戦争中に呈示をしなかつた場合には、平和回復後呈示等の行為ができるようになるため、平和条約の効力発生の日から三箇月以上の期間が与えられなければならないことになつていたのであります。本法律案は、これらについて必要な措置をとるものであります。しかして再審査は、わが民事訴訟法の再審査の方法によつて行うこととし、終局判決は平和条約が効力を生ずるまでにあつたもので、かつその判決が昭和十六年十二月八日以後に確定した場合といたしております。不服申立期間は、条約が発効してから一年以内であります。また地位の回復または救済の手続につきましては、連合国人を当事者とする訴訟事件の実情等をも考慮して、別に法律で定めることといたしております。なお流通証券の引受けまたは支払いのための呈示期間等につきましては、ヴェルサイユ条約実施の際における先例にならひまして、平和条約の効力発生の日から六箇月と定めたのであります。

次に刑事判決の再審査等に関する法律案について申し上げます。この法律案も条約に基くものでありまして、連合国人が日本の裁判所で有罪の言渡しを受けた場合において、その連合国人が訴訟手続において十分な陳述ができなかつたものについて、刑事訴訟法の再審査の請求ができることとしたのであります。なお裁判は、原判決当時の事実及び刑罰法令に基いてすることとしたしました。裁判



二、衆議院法務委員長報告(四月十七日)

(平和条約の実施に伴う民事判決の再審査等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(四月二十五日)

(平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎住民登録法施行法

(昭和二七、四、二八、法一〇六(衆))

一、提案理由(三月二十六日)

○鍛冶委員 たいま議題と相なりました住民登録法施行法案につきまして提案の理由を説明いたします。

昭和二十六年六月八日法律第二百十八号をもつて公布されました住民登録法は、本年七月一日までの間において、政令で定める日から施行されることとなっておりますが、同法におきましては、その施行の際、市町村の住民について最初になされる登録に關しましては規定が設けられていないのであります。これは同法施行の際の最初の登録につきましては、別に施行法を制定して、これにおいて最初の登録に關する規定を設ける趣旨であつたからであります。ただいま議題となつております住民登録法施行法案は、この施行法に相

当するものでありまして、住民登録法施行の際現に市町村の区域内に住所を有するものについてすべき最初の登録に關して住民登録法の特例を定め、その完全な実施をはかろうとするものであります。申すまでもなく、住民登録法は市町村においてその住民全部を登録することによつて、住民の居住關係を公証し、その日常生活の利便をはかるとともに、常時人口の状況を明らかにし、各種行政事務の適正で簡易な処理に資することを目的とするものであります。従いまして国民の利便並びに地方自治及び国政全般に及ぼす影響の重大性にかんがみましますときは、同法施行の当初における最初の登録を的確に実施し、市町村の住民全部を漏れなく正確に登録することが必要であります。ただし最初の登録は住民登録制度の基礎となるものでありまして、その成果のいかんは、その後における制度の運用を左右すると申しても過言ではないからであります。

この法律案は昨年九月二十一日の本委員会の決議に基きまして立案し、一齊調査をもつてこれを行わんとするものであります。ただいま申し上げましたように、最初の登録の正確を期することを眼目としておりますが、その内容中おもしろなる点を申し上げますと、第一に、市町村は、住民登録法施行の際、その区域内に住所を有する者については住民票を、本籍を有する者については、戸籍の附票を作製すべきものとしております。

かるため、住民票の記載事項を各世帯について調査すべきものとしております。

第三に、住所と本籍地とを異にする者につきましては、戸籍の附票の作製を可能にするとともに住民票の記載の正確を期するため、住所と本籍地の市町村は住民票の記載事項に關し相互に通知をすることとしております。

第四に、最初の住民票の作製に關し市町村の事務を補助させるため、市町村においては調査員を置くべきものとしております。

第五に、住民登録法の施行に伴い寄留法を廃止するほか、その他の関係法律に所要の改正を加えることとしております。以上簡単であります。この法律案の提案の理由及びその内容の概略を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

なお本案についての逐条説明書を資料として各委員のお手元に配付したのであります。これを速記録にとどめるよう委員長においでおとりはからい願います。

二、衆議院法務委員長報告(三月二十七日)

○佐瀬昌三君 たいま議題となりました住民登録法施行法案並びに工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案につきまして、おの／＼提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず住民登録法施行法案について申し上げます。

第十国会において制定されました住民登録法は、おそくも本年七月一日までには施行されることとなっておりますが、最初になされる登録に關しましては、何ら規定が設けられてないのであります。御承知のように、住民登録法の施行に當つては、最初の登録がこの制度の基盤となるものでありまして、その成果のいかんは、その後における運用を左右するものと申しても過言ではないのであります。これがため、当法務委員会におきましては、すでに昨年九月、住民登録法実施に關する基本方針として、住民に一齊届出をさせ、登録事項につき一齊調査をなした上、住民票を作成すべきことを決議いたしましたのであります。本案は、この基本方針のつとめとともに、その的確な実施に必要な手続上の規定を内容としたものであります。

さて、当委員会におきましては、本案施行に伴う経費の点について、もつぱら質疑が集中されたのであります。提案者側の説明並びに答弁によりますと、国勢調査と同様の方式をもつて一齊調査を行うために、二十七年予算において三億六千万円が計上され、なおまた市町村に対しましては、別に平衡交付金のうちより十億四千万円の支出が予定されておりますので、何ら支障がないことがはつきりいたしましたのであります。

かくて、質疑終了の上、日本共産党より反対討論があり、採決の結果、多数をもつて原案通り可決した次第であります。次に、工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案につい



て申し上げます。

御承知のように、現行法は明治三十八年に制定され、爾来見るべき改正がほとんど行われず今日に至つたのであります。従つて、企業金融に関する担保制度といつたしましては、はなはだ実情にそぐわない点が残存するのであります。よつて、財団抵当による金融の便宜を増進させるため、本改正案が提出された次第であります。

改正点のおもなるものは、財団の存続期間を一箇月間延長いたしまして三箇月としたこと及び一定の要件のもとに財団の分割合併等を認めたことであります。なお、賦業抵当法におきましても、賦業財団の構成物件に工業所有権を加えること及び財団に属している採掘権に租賦権を設定することを認めることの二点が改正されたのであります。

さて、本案に対する当法務委員会における質疑の詳細につきましては、これを速記録に譲りたいと存じますが、今回の改正は、経済界の実情に照し、必要最小限度のものであつて、その改正の時期も、むしろおそきに失するものと認めまして、討論を省略し、採決の結果、多数をもつて政府原案通り可決した次第であります。

以上、簡単であります。御報告申し上げる次第であります。

(拍手)

### 三、参議院法務委員長報告(四月十七日)

○小野義夫君 只今上程の住民登録法施行法案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

住民登録法は、第十国会におきまして成立いたし、本年七月一日

までの間において政令で定める日から施行せらるることになつておりますが、同法におきましては、その施行の際、市町村の住民について最初になされる登録に關しましては、規定が設けられてないものであります。これは最初の登録につきましては別に施行法を制定してこれによつて全国一齊に登録を実施する趣旨であつたからであります。本法案は右の趣旨に従つて立案されたものでありまして、住民登録法施行の際、現に市町村の区域内に住所を有する者につきましてなされるべき最初の登録に關し、登録の届出、住民票及び附票の作成等につき住民登録法の特例を定め、又国勢調査の例にならつて、市町村に臨時の調査員を置いて、住民票の記載の正確を期するため調査を行わせる等の規定を設けまして、全国一齊に登録を実施する上において万支障なき措置をとらうとするものであります。

委員会におきましては、伊藤、羽仁両委員より適切なる質問が行われましたが、その詳細は速記録によつて御了承を願うことにいたします。討論におきましては別に發言なく、直ちに採決いたしましたところ、本法案は多数を以てこれを可決すべきものと決定いたしました。

次に、只今上程の下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

先ず本改正案の内容につきまして簡単に御説明をいたしますと、改正の要点はおよそ三点あるのであります。第一点は、土地の状

況及び交通の便否等に鑑みまして、千葉県市川簡易裁判所ほか二十の簡易裁判所の管轄区域を変更することであり、第二点は、香川県土庄簡易裁判所ほか四簡易裁判所につきまして、その所在地又はその名称の変更により庁名を変更することであり、第三点は、市町村の合併、分離等によりまして、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更等のあつたものにつきまして、この法律の別表を改正することであり、要するに、本改正案は事務的な事項を定めたものでありまして、その内容については別に問題はありません。

委員会におきましては、特に質疑もなく、討論は省略いたしました。採決いたしました結果、全会一致を以てこれを可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

### ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律 (昭和二七、四、二八、法一〇七)

#### 一、提案理由(四月四日)

○佐藤内閣大臣 ただいま上程されました日本国とアメリカ合衆国金法等の特例に関する法律

との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

現在連合軍に対する電気通信サービスは、スキヤップイン一二九九号によつて提供されておりますが、講和条約発効後におきましては行政協定第七条により提供されることとなり、それに対する料金は、当然電信電話料金の定めるところによることになるわけであり、しかしながら連合軍に提供している電気通信サービスのうちには、国内で一般的に認められないもの、及び国内のサービスに類似しているが取扱の条件等が異なるものが多く、従つてその料金は国内料金とは別個に定めなければ徴収できないこととなり、また国内サービスと同種のものであつても、料金徴収事務の關係等から国内料金と別個の料金体系とする必要があり、従つて、電信電話料金法の適用を全面的に排除し、行政協定に基きとりきめによつてこれらの料金を定めることとしたのであります。

次に、昨年七月以降電話設備費負担臨時措置法によりまして、加入電話や増設電話機などの新設に際しましては、その設備資金に充てるため臨時措置として加入申込者に設備費を負担させておりましたが、特に国の機関に對しましては、この設備費を負担させないこととしておりますので、駐留軍に對しましては、行政協定第七条の国の機関に對する条件よりも不利でない条件でサービスを提供する趣旨に基きまして、国の機関と同様に電話設備費負担臨時措置法の特例を設けることといたしました。



次に、連合軍に対する市外専用電話の料金は、現在一般の専用料金を適用しており、駐留軍に対しても、同様の取扱いをしたいと考えておりますが、行政協定に関する打合せに際しまして米国側は、駐留軍に対する市外専用電話の料金については、国家地方警察並の取扱いは、警察電話の通信省への統合に関する特殊事情を納得し、あえて要求しないが、警察予備隊並の取扱いを要求する旨述べております。現在警察予備隊は、警察事務を行うものとして、国警、自治警等と同等の取扱いを受けておりますが、これは料金法中に警察事務として表現したことに基いた便宜処理でありますから、この際、米国側の要求の次第もありませんので、警察電話関係移管當時の事情もあわせ考えまして、料金法中、官庁等専用の料率の適用範囲を施設移管を受けた国警、自治警及び消防関係に限ることとし、警察予備隊その他は一般専用の料金によることといたしました。

次に、連合軍以外の外国人がなす市外通話に対しましては、スキヤップインによりF・L通話、すなわち外国語通話として特別の料金を課し、かつ最優先で取扱っておりますが、講和条約発効後におきましては、最優先の取扱いは廃止することとし、英語による取扱いは便宜上存続することといたしました。その料金につきましては、必要な経費を一般の市外通話料に加算して徴収することとしたのであります。

以上が本法案の大体の内容であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

協定に関する打合せの経緯にかんがみ、市外線専用料の官庁等専用の低額料率の現行適用範囲から警察予備隊等を除外して、国家地方警察もしくは自治体警察、または国もしくは自治体の消防の機関の用に供するものに限ることとし、警察予備隊等に対するものは一般専用の料金に改めようとするものであります。しかし、この法律の施行期日は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日としております。

以上、法律案の概略につき御説明いたしましたのであります。電気通信委員会におきましては、本月三日、本案の付託を受け、翌四日以降数回にわたつて委員会を開き、政府の提案理由を聴取し、引き続き質疑を行ったのであります。

質疑応答の内容といたしましては、行政協定の関連規定とその解釈の問題、駐留軍の施設する電信電話に対する電信法の適用の有無の問題、駐留軍の用に供する電信電話について、講和条約発効前後におけるサービス提供の範囲の差異、収入料金額の増減及び料金の支払い方法、料金負担の帰属の問題、行政協定に基づく折衝経過の問題、国連軍の用に供する電信電話に関する法的措置の問題、その他幾多の点をめぐつて行われたのでございますが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて委員会は、十五日質疑を終了し、ただちに討論に入つたのであります。討論に際し、自由党を代表して高塩三郎君は、安全保障条約及び行政協定の趣旨に照し本案を適当であると認め、行政協定に基づく具体的とりきめにあたつて、政府の遺漏なき措置を希望

## 二、衆議院電気通信委員長報告(四月十七日)

○田中重彌君 たいいま議題となりました二つの法律案につきまして、まず日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律案に、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、去る四月三日内閣提出にかかるものであります。その提案理由とするところは、現在連合軍に対する電気通信サービスは連合軍総司令部の指令に基いてなされておるのであります。講和条約発効後は、合衆国軍隊に対しては、行政協定第七条によつて、国の機関に対する条件よりも不利でない条件で提供することとなるので、これがため電信電話料金法及び電話設備費負担臨時措置法の特例を設けるとともに、電信電話料金法の一部に必要な改正を加えるために本案を提出したのであります。

本法案の内容について申し上げますれば、まず特例に関する規定としては、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する電信及び電話に関する料金は、電信電話料金法の規定にかかわらず、行政協定の定めるところによることとする。また、アメリカ合衆国の軍隊の加入申込みまたは増設機械には電話設備費負担臨時措置法を適用しないこととしようとするのであります。また電信電話料金法の一部改正といたしましては、同法別表の電話に関する料金について、新たに外国語で取扱う市外通話に対する加算額を定めるとともに、行政

して賛成の意見を述べられ、改進黨を代表して権熊三郎君は、行政協定が国会の承認を経ずして決定されたことに關し根本的な疑義を有するものであるが、本法律案そのものは緊急に何らかの措置を必要とする事項であり、その内容も、さまで国民の権利を侵害するおそれもあるものではないから、これに賛意を表する旨を述べられ、日本社会党を代表して松井政吉君は、基本的に反対なる安全保障条約及び行政協定の実施に伴う本法律案に反対すること、行政協定が不平等の基礎の上に決定され、ことにその第七条が、公共性の深い国内諸事業について合衆国軍隊に優先的利用の権利を認めている結果、防衛支出に關する国民負担を重からしむるおそれあること、本案は警察予備隊、日本国有鉄道等の負担増加を顧みないものであることの三点を指摘して反対の意見を表明され、日本共産党を代表して田島ひで君は、行政協定の不平等性をとらえて反対の意見を述べられたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、多数をもつて本案を原案通り可決いたしましたのであります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案に關し御報告を申し上げます。

本法律案は、去る四月九日内閣提出にかかるものであります。その提案理由とするところは、講和条約発効後、安全保障条約によつて駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する無線局の設置運営等については、その設置者が外国政府またはその代表者であるた



め、電波法第五条の定める無線局免許の欠格事由に該当する場合を生ずるばかりでなく、これらの無線局は、その性格に照し、電波法の規定をもつて直接規律し監督することは妥当でない認められるので、これがため電波法の特例を設ける必要があるというのであります。

本案の内容は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第一条の目的を遂行するため、アメリカ合衆国がその軍隊の用に供する無線局については、電波法の規定にかかわらず、安全保障条約第三条に基く行政協定の定めるところによることとしようとするものでありまして、その施行期日は安全保障条約の効力発生の日としているのでございます。

電気通信委員会におきましては、本月九日、本案の付託を受け、同十四日及び十五日に委員会を開き、政府の提案理由を聴取し、引き続き質疑を行つたのであります。

質疑応答の内容といたしましては、駐留軍の用に供する無線局の周波数、電力等に関する問題、行政協定の折衝の経過等の諸般の關係にわたつて行われたのであります。その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて委員会は、十五日質疑を終了し、討論を行つたのであります。討論に際し、自由党を代表して高塩三郎君は、安全保障条約及び行政協定の趣旨にかんがみ本案を必要妥當なるものと認めて賛成の意を表され、政進党を代表して権熊三郎君は、行政協定の成立経

過については遺憾の点があるが、本法律案そのものは必要やむを得ざる措置であるとして賛意を表され、日本社会党を代表して松井政吉君は、本案をわが国内の電波規正に治外法権的な立場をつくるおそれあるものとして反対の意見を述べられ、日本共産党を代表して田島ひで君は、行政協定の不平等性をとなえ、本案に反対の意を表されたのであります。

委員会は、次いで採決の結果、多数をもつて本案を原案通り可決いたしました次第でございます。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

### 三、参議院電気通信委員長報告(四月二十五日)

○鈴木恭一君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料金法の特例に関する法律案について、電気通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、講和条約発効後において駐留軍の用に供する電信電話に関する料金等について必要な法律的措施を講じようとするもので、その内容の第一は、講和条約発効後においてアメリカ合衆国の軍隊に提供する電気通信サービスは行政協定第七条によることになり、それに対する料金は当然電信電話料金法の定めるところによるわけでありまして、そのサービスのうちには、国内では一般的に認められないもの、取扱の条件等が異なるもの等があり、又料金徴収事務の關係等から、国内のとは別個の規定を設ける必要がありますの

で、電信電話料金法の適用を排除し、行政協定に基く取極によつてこれを定めようとするものであります。第二は、電話設備費負担臨時措置法に基く電話の加入又は増設の場合に加入者に課しておりま

す負担金は、行政協定第七条の趣旨に基き、国の機関に対すると同様、駐留軍に対しこれを免除しようとするものであります。第三は、駐留軍の使用する市外電話線の専用料金を一般なみのものとする關係上、官庁用として特別割引を受けるものは、警察及び消防事務用のものに限ることとしようとするものであります。第四に、現在連合軍以外の外国人がなす市外電話に対しては最優先の順位で取扱う一方、特別高額の料金を課しておりましたが、講和条約発効後は、英語による取扱はこれを存続して、順位の優先を廢止し、その料金は日本語による通話よりもやや高ききめようとするものであります。

本案につきまして、電気通信委員会は三回に亘り慎重審議をいたしました。政府当局の説明、委員と政府との間の質疑応答によつて明かになりました主なるものは、先ず行政協定に基く実施細目取極については、通信主権は日本にあることを前提とし、電信電話についての基本法である電信法は駐留軍關係についても適用のあること、現在占領軍に提供している電気通信サービスは、講和条約発効後において、その種類、条件等については、現在のところ公に報告すべき程度に至つていないが、日本人の通信の妨げとなるようなことのないように極力配慮していること等でありまして、その他詳細は速記録によつて御承知を願います。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電信電話料  
金法等の特例に関する法律

去る二十三日質疑を終えまして、討論を省略し、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案について申し上げます。

本案の提案理由は、講和条約発効後において駐留軍の用に供する無線局について電波法上の特例を設けるためでありまして、その内容は、右の無線局の設置運営等に関しては、電波法の規定を適用することなく、安全保障条約第三条の規定に基く行政協定の定めるところによることとしようとするものであります。

電気通信委員会は、本案につきまして三回に亘り慎重な審議をいたしました。即ち本取極に対する政府の基本方針、講和条約発効後において我が国が使用できる電波の数、韓国語放送、AFRS放送並びに航空用無線等に対する措置、その他各般に亘つて質疑があつたのであります。詳細は速記録によつて御承知願います。

去る二十三日質疑を終えまして、討論を省略の上、採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)



## ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一〇八)

### 一、提案理由(四月十四日)

○綱島政府委員 ただいま上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電波法の特例に関する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回日米両国政府間におきまして行政協定が締結されたのでございますが、この行政協定の中には、アメリカ合衆国の軍隊の用に供する無線局の設置、運営等に関する事項が含まれておりますが、これらの無線局に対しまして電波法を適用いたしますことは、いろいろな点で支障を来すものと思われれるのであります。すなわちその免許人たるべき者は、外国政府またはその代表者に該当することになるのでありまして、電波法第五条の欠格事由によりまして、外国政府あるいはその代表者というものは、無線局の免許を与えることができないのでございます。またかりに電波法第五条を排除いたしましたも、これらの無線局につきまして、わが国の無線局と同じように免許を与えまして、無線従事者を規律したり、あるいは無線設

備の具備すべき条件を定めましたり、また無線局の運用に関する諸規定を適用し、あるいは検査をするというような監督を行いますことは、これらの無線局の性格にかんがみまして妥当でないと考えられるのであります。よつてこれらの無線局に対しましては、電波法の諸規定を適用いたしませんで、安全保障条約第三条に基づく行政協定の定むるところによつて行うのが適当じやないかというふうに考えまして、この特例を設ける必要を考えたのでございます。

以上の理由をもちまして、本法案を提出する次第でございますが、何とぞよろしく御審議の上、御可決あらんことをお願いする次第であります。

### 二、衆議院電気通信委員長報告(四月十七日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院電気通信委員長報告(四月二十五日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う電信電話料金法等の特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

## ◎特別調達資金設置令の一部を改正する法律

(昭和二七、四、二八、法一〇九)

### 一、提案理由(四月三日)

○河野(一)政府委員 ただいま議題となりました特別調達資金設置令の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

特別調達資金は、連合国軍の需要に応ずる物及び役務の調達を円滑に処理するため設置されたのであります。今回日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結に伴いまして、一応この資金を、同条約に基づいて駐留するアメリカ合衆国軍隊の需要に應ずるための物及び役務の調達に要する支払い資金としても、使用することができるようになる必要がありますので、特別調達資金設置令に所要の字句的な改正を加えるため、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

### 二、衆議院大蔵委員長報告(四月十九日)

(関税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

特別調達資金設置令の一部を改正する法律 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有的財産の管理に関する法律

### 三、参議院大蔵委員長報告(四月二十三日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

## ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有的財産の管理に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一一〇)

### 一、提案理由(三月二十九日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の提案理由と一括して掲載)

### 二、衆議院大蔵委員長報告(四月十五日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)



日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の臨時特例に関する法律

### 三、参議院大蔵委員長報告(四月二十三日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

## ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の臨時特例に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一一一)

### 一、提案理由(三月二十九日)

○西村(直)政府委員 たいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案外三法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の締結に伴い、同協定に従つて米国の駐留軍の構成員、軍属またはこれらの家族等につきまして、所得税等の課税に関する特例を設ける必要がありますので、ここに関係法律案を提出いたしました次第であります。

以下順次法律案の概要を申し上げます。

として他の用途に供するために譲渡することを禁止し、他の用途に供するために譲渡したときは、譲受人から税金を徴収することといたしております。

なお、今回の行政協定による物品税課税上の措置に関連いたしまして、輸出入税の手続について簡易化をはかるため、物品税法に所要の改正を加えることといたしております。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、まず、合衆国の公用船で公の目的で運航されているものに対しては、トン税を免除し、公用船が一般貨物を積載しているときは、全積載貨物中一般貨物が占める重量の割合に応じてトン税を徴収することとするともに、公用船及び公用機の入出港に際しては、関税法で定める手続のうち、必要最小限度のものをとらせることといたしております。

次に、合衆国軍隊、その公認調達機関、軍人用販売機関、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族等が輸入する特定の物品については、関税及び内国消費税を免除することとするともに、右の免税を受けた物品が国内において免税を受ける資格のない者に処分されたときは、当該物品につき輸入または保税地域からの引取りがあつたものとみなして、関税及び内国消費税を徴収することとし、譲渡人及び譲受人に必要な手続を行わせることといたしております。

なお関税及び内国消費税を免除された物品につきまして、その横

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の臨時特例に関する法律

まず、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、第一に、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族が、合衆国軍隊またはPX等の軍人用販売機関等における勤務または雇用により受ける給与所得等、その性質上わが国の所得税を課さないことが適当と認められる所得について、所得税を課さないこととしております。

次に、合衆国の個人または法人で、合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、運営等に関して、合衆国で締結した契約に基く事業のみを行うもののその事業から生ずる所得等については、所得税または法人税を課さないこととしております。

次に、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族が、相続、贈与または遺贈により取得した個人用財産の価額等は、相続税の課税価格に算入しないこととするともに、これらの者が日本において有する個人用財産の価額等は、富裕税の課税価格に算入しないこととしております。

また合衆国軍隊が、合衆国軍隊の用務を遂行するために汽車等を利用する場合には、通行税を課さないこととしております。

次に、合衆国軍隊または軍人用販売機関等が発する証書及び帳簿については、印紙税を課さないこととするともに、合衆国軍隊またはその公認調達機関等が、合衆国軍隊の用に供するため、日本において調達する物品または揮発油については、物品税または揮発油税を課さないこととし、この免税された物品または揮発油は、原則

流れを防止するために必要な措置を講じているのであります。

次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案につきましては、その提案理由を説明申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基きまして、先般日米行政協定が締結されたのであります。この行政協定の規定によりまして、合衆国の軍隊の用に供することとなり、国有の財産の管理及び処分に関しまして、国有財産法等の特例を設ける必要が生じたので、この法律案を提出した次第であります。

以下この法律案のおもな内容について申し上げますと、第一に、国有の財産を無償で合衆国に使用を許すことを規定しました。すなわち行政協定第二条第一項及び第三条第一項の規定に基きまして、国有の財産を合衆国軍隊の用に供する必要があるときは、その用に供する間無償で合衆国に対して当該財産の使用を認めることができ、こととしたのであります。

第二は、行政協定第四条第一項の規定に基きまして、合衆国の使用に供した国有の財産につきましては、合衆国から日本政府に当該財産の返還があつた場合においても、その原状回復またはこれにかわる補償の請求を、合衆国に対して行わないというふうに定めたのでございます。

第三は、行政協定第二条第四項に基きまして、合衆国の使用に供した国有の財産について、合衆国軍隊の用に供している間といえど



も、その用途または目的を妨げない限度において、他の者にその使用または収益を許すことができることとしたのでございます。

第四点といたしましては、国が、国有の財産を国以外の者に貸し付けている場合におきまして、当該国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、適正な補償を行った上で、貸付契約を解除することができるというふうに定めたのであります。

第五点は、特別会計に属する国有の財産を合衆国軍隊の用に供しようとする場合の取扱いでありまして、この場合におきましては、当該財産は一般会計に所管がえもしくは所屬がえをし、または当該財産は一般会計に使用せしめたこととした上で、一般会計から合衆国の使用に供することとした点でございます。

以上が行政協定実施に伴うこの法案の内容でございます。

最後に貴金屬管理法の一部を改正する法律案でございますが、金、銀等の貴金屬地金の管理につきましては、現在貴金屬管理法によりまして、新産の金、銀及び白金族地金は、すべて政府が買い入れ、必要やむを得ない用途に対しては、その需要者に政府から直接売却する制度をとり、その売買価格はそれ／＼政府が公定いたしているものであります。

しかるに最近に至りまして、銀地金につきましては、その需給の状況等にかんがみ、流通及び消費に関する一切の統制を撤廃してさしつかえない段階に達したものと考えられます。また白金族地金につきましては、国内生産額はきわめて少量であり、国内の需要を満たしますためには、そのほとんどを輸入に仰がなければならぬ状

況でありまして、その流通に関する規制は、別にただいま国会に提出されました国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律案にゆだねることが、むしろ適切であると考えられるに至りましたので、この際銀及び白金族地金に関する貴金屬管理法による規制を、撤廃することとしたのであります。

一方、金地金につきましては、政府による金地金の売買価格は、米政府の買入れ価格を基礎として定めております結果、一般物価の上昇に比べまして、低価格にすえ置かれておりまして、これがたぬ金の生産は伸長いたしたがたい実情にあるのであります。今後国際収支の決済その他国民経済上欠くことのできない金について、その生産を確保し、その増産をはかることはきわめて肝要でありますので、この際貨幣用以外の金について、妥当な範囲でプレミアム付価格による売買を認めることとしたのであります。

以上のような理由によりまして、貴金屬管理法を改正することとし、この法律案を提出した次第であります。

その内容につきましては主要な点を二、三申しますと、まず法律の題名を「金管理法」に改め、法文中「貴金屬」とあるのを「金」に改める等の字句改正によりまして、銀及び白金族地金の政府買入れ及び売却の制度を廃止いたしましたのであります。

次に、政府所有の金地金を直接需要者に売却する現在の制度を改めまして、需要者に対しては、従来通り、割当を行いますとともに、その割当に見合う金地金は、政府に金を納入した金鋳業者等に對しまして、それ／＼の納入量に応じて売りもどした後、金鋳業者

等からこれをプレミアム付価格で、需要者に売却することを認めることといたしました。

また金鋳業者等が多数かつ全国的に散在する需要者と直接取引することは、容易でないものと考えられますので、その取引を円滑ならしめるために、新たに、中間売買業者として加工用金売りさばき業者を設けるとともに、金地金取引の特殊性を勘案し、加工用金売りさばき業を営むには、主務大臣の認可を要することといたしました。

さらに、金地金取引価格の国際的性格並びに割当制度をとることの趣旨にかんがみ、主務大臣は、金鋳業者等及び加工用金売りさばき業者が金地金を売却する場合の最高価格を定めることといたし、あわせて金地金の需給調整上必要があるときは、これらの者に対して、その所有する金地金の売却に関して、所要の指示をすることができることといたしました。

以上がこの法案の提出の理由及びその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(四月十五日)

○小山長規君 たいま議題となりました、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案外三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

まず四法律案の趣旨と内容の概略を御報告申し上げます。

御承知通り、占領下にありますは、占領軍及びその関係者に対し相当広汎な免税措置が講ぜられて来たのであります。安全保障条約に基づく駐留軍として日本に駐留するアメリカ軍隊に対しましては、その駐留目的を達成するために必要な範囲においてのみ、この際妥当と認められる課税上の臨時特例措置をなそうとするのであります。て、広汎にして一般的な課税上の例外規定を設けたものではなく、各場合につき、それ／＼具体的に事項を明らかにして、限定的に免税等の措置を講ずることになつておるのであります。従つて、この特例措置に該当しない限り、アメリカ軍人、軍属、その家族等といえども、すべて日本人同様、課税の適用を受けます。なおこの免税特典の濫用防止についても、必要な規定を行政協定及びこの法律に設けられており、また政府当局の説明によりますと、その運用についても、アメリカの当局者と十分連絡をとり、今後適切な措置をとることをたび／＼言明いたしておるのであります。

以下、法案のおもなる点について御報告申し上げます。

第一に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、行政協定の締結に伴い、同協定に従い駐留する米軍の構成員、軍属またはこれらの家族等につきまして、所得税等の課税に関する臨時特例を設けようとするものであります。すなわち、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族が、合衆国軍隊またはPX等の軍人用販売機関等における勤務または雇用により受



ける給与所得等については所得税を課さないであります。合衆国の個人または法人で、合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、運営等に関して合衆国で締結した契約に基づく事業のみを行うもののその事業から生ずる所得等については、所得税または法人税を免除いたしております。通行税については、合衆国軍隊及びその軍人が公務を遂行するために汽車等を利用する場合に限り、課税しないこととしております。合衆国軍隊またはその公認調達機関等が合衆国軍隊の用に供するため日本において調達する物品または揮発油については、物品税または揮発油税を課さないこととする等であり、なお今回の行政協定による物品税課税上の措置に関連いたしまして、輸出免税の手續について簡易化をはかるため、物品税法に所要の改正を加えることとしております。

第二に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案におきましては、臨時特例といたしまして、合衆国の公用船で、公的目的で運航されているものに対しては、トン税を免除し、公用船が一般貨物を積載しているときは、全積載貨物中一般貨物が占める重量の割合に応じてトン税を徴収することとし、公用船及び公用機の入出港に際しては、関税法で定める手續のうち、必要最小限度のものにこれをとらせることとしております。それから合衆国軍隊、その公認調達機関、軍人用販売機関、合衆国軍隊の構成員、軍属またはこれらの者の家族等が輸入する特定の物品については、関税及び内国消費税を免除することとしたすと、右の免税を受けた物品

が、国内において免税を受ける資格のない者に処分されたときは、関税及び内国消費税を徴収することとし、譲渡人及び譲受人に必要な手續を行わせることとしたしております。関税及び内国消費税を免除された物品については、その横流れを防止するために必要な措置を講ずるものであります。

第三に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案におきましては、国税犯則取締法または関税法等による臨検、捜索または差押えについて特例を設けようとするものであります。すなわち、国税に関する犯則事件を調査するために、合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において国税犯則取締法または関税法の規定によつて臨検、捜索または差押えを行う場合においては、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受け、またはこれに囑託して行うこととし、その施設及び区域外におきましては、合衆国軍人、軍属及び家族の身体、財産については、このような制限を受けることなくして、国税犯則取締法に基き直接日本の官吏が処分をすることができるとしてあります。その他タバコ専売法、アルコール専売法、トン税法、保税倉庫法、地方税法等により、国税犯則取締法または関税法の規定を準用して臨検、捜索または差押えを行う場合に、つきましても、右の措置に準ずることとしたしてあるのであります。

最後に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案につき

ましては、行政協定の規定によりまして、合衆国の軍隊の用に供することとなり、国有の財産の管理及び処分に関する法律案に、国有財産法等の特例を設けようとするものであります。第一に、国有の財産を無償で合衆国に使用を許すこととしてあります。第二に、合衆国の使用に供した国有の財産につきましては、合衆国から日本国政府に当該財産の返還があつた場合においても、その原状回復またはこれにかわる補償の請求を合衆国に対して行わないものとしてあります。第三に、合衆国の使用に供した国有の財産について、合衆国軍隊の用に供している間といえども、その用途または目的を妨げない限度において他の者にその使用または収益を許すことができることとしてあります。第四に、国が国有の財産を国以外の者に貸し付けている場合において、当該国有の財産を合衆国の軍隊の用に供する必要上、貸付契約を解除する場合には、従来の使用者に対しては適正な補償を行うことを規定いたしております。その他、特別会計に属する国有の財産を合衆国軍隊の用に供しようとする場合、当該財産は一般会計に所属がえをし、または当該財産は一般会計に使用せしめたこととした上で、一般会計から合衆国の使用に供することとする等であります。

以上の法律案につきましては、まず政府委員より提案理由の説明を聴取し、次いで数回にわたり質疑が行われましたが、なかんずく米国建設業者に対する所得税及び法人税免除による内外建設業者の競争関係の問題、CPOの購入商品について、内外商品の物品税課税上の差異による競争関係の問題、駐留軍による国有財産無償使用

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律

の際の現使用者に対する補償の問題、及び合衆国軍隊の使用する施設及び地域外における臨検、捜索、差押えと行政協定十七条との関係等について熱心なる質疑応答が行われました。

次いで、昨十四日質疑を打ち切り、ただちに討論に入りましたところ、自由党を代表して小山委員は賛成の意を述べ、日本社会党を代表して松尾委員より反対の意を述べられ、日本共産党を代表して深澤委員より反対の意が述べられました。

次いで採決をいたしましたところ、起立多数をもつて四法律案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

### 三、参議院大蔵委員長報告(四月二十三日)

○平沼彌太郎君 只今上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案は、アメリカ合衆国軍人軍属又はその家族が、軍隊又は軍人用販売機関等から受ける給与所得等について、所得税を課さないこととするほか、法人税、相続税、富裕税、通行税、印紙税、物品税及び揮発油税についてそれ／＼免税するために必要な措置を講じようとするものであります。

先ず日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案は、アメリカ合衆国軍人軍属又はその家族が、軍隊又は軍人用販売機関等から受ける給与所得等について、所得税を課さないこととするほか、法人税、相続税、富裕税、通行税、印紙税、物品税及び揮発油税についてそれ／＼免税するために必要な措置を講じようとするものであります。



次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案は、アメリカ合衆国の公用船に対し、税を免除すると共に、合衆国軍隊、その公認調達機関、軍人用販売機関、軍人軍属又はその家族等が輸入する特定物品について、関税及び内国消費税を免除するほか、関税及び内国消費税を免除された物品の横流れを防止するため必要な措置を講じようとするものであります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国所有の財産の管理に関する法律案は、アメリカ合衆国に日本国所有の財産の無償使用を許すと共に、その用途又は目的を妨げない限度において他の者にその使用又は収益を許し、又その返還に当り原状回復又はこれに代る補償を請求しないこととする等の措置を講じようとするものであります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案は、国税犯則取締法、関税法等により、アメリカ合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において臨検、捜索又は差押を行う場合は、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受けるか、又はこれに囑託して行うこととするものであります。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案は、アメリカ合衆国軍隊、軍人用販売機関、軍人、軍属、その家族等が、製造たばこ、製造たばこ用巻紙又は塩を、専売公社の委託又

は許可を受けなくても輸入できることとするに、その相互の間でこれらのものを譲り渡し又は譲り受けることができることとしてしようとするものであります。

次に、特別調達資金設置令の一部を改正する法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の締結に伴い、特別調達資金を同条約に基いて駐留するアメリカ合衆国軍隊の需要に応ずるための物及び役務の調達に要する支払資金として使用できるよう、所要の改正をしようとするものであります。

委員会における審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終了して六法案を一括して討論に入りましたところ、木内委員から、「内外の情勢下、安全保障条約によつて外国軍隊の駐留を認めなければならぬ今日、この程度のことでは止むを得ないことで、甚だ遺憾ではあるが、外国軍隊の駐留が一日も速かに終止して、かくのごとき法律の必要のないようにすることを期待すると同時に、政府において実施の状況を見て、できるだけ速かに都合な点は改めて行くことを前提として賛成する」との意見が述べられ、木村委員から、「これらの法案を具体的に検討すると、安全保障条約及び行政協定の日本経済に及ぼす影響が如何に重大であるかがわかり、経済的側面からだけ見ても経済が独立したと言えらるるか疑われる。特に三点を指摘して反対せざるを得ない。その第一は、これらの法案は国際慣例にならつて制定したというが、北大西洋条約に関連する協定、米英協定、米比協定に比べて極めて不利である。その第二は、経済的治外法権の範囲が広汎で、所得税、関税

等の免除、国所有の財産の無償使用、国税犯則取締法、たばこ専売法等の特例を認める結果、日本の自主性は確保できない。その第三は、講和後これらの法律に基いて日本経済が運用せられる場合、特に直接調達方式を中心として運営せられる場合、日本経済は駐留軍経済の従属的立場に置かれて自主性がなくなる。以上の三理由から反対する」との意見が述べられ、小林委員から、「木内委員と同様の気持で賛成するものである、なおジョイント・アカウントの運用に当つて、特別調達資金のような回転基金を設けなくてもやれるように、日本官吏に出納事務の委任等ができるよう、強力に合衆国に折衝することを希望する」との意見が述べられ、下條委員から、「政府の独立国家建設に対する熱意と気魄に欠けるものがあるように思われて甚だ不満である。反対の理由は本会議において述べたいので詳細は省略するが、所得税、関税の免税の範囲が広汎であり、又国所有財産の使用の目的並びに範囲を明確にし、契約解除などについても十分補償を与えるような具体的な規定がないのは甚だ遺憾であるから反対する」との意見が述べられ、野溝委員から、「これらの法案は、合衆国に財政上の特権を提供するものである。日本の内政に独立後も依然として干渉が続けられ、且つ自立不可能の現状にある日本の財政を一層困難ならしめるような法案は、日本の自主性を無視するものであるから反対する」との意見が述べられました。

よつて六法案を一括して採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の臨時特例に関する法律

### ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律 (昭和二七、四、二八、法一一二)

#### 一、提案理由(三月二十九日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(四月十五日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(四月二十三日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)



### ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律 (昭和二七、四、二八、法一一三)

#### 一、提案理由(四月十一日)

○西村(直)政府委員 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国税犯則取締法等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

日米行政協定の締結に伴い、国税犯則取締法または関税法等による臨検、捜索または差押えについて特例を設ける必要がありますので、ここにこの法律案を提出いたしました次第であります。すなわち国税に関する犯則事件を調査するために、合衆国軍隊の使用する施設及び区域内において、国税犯則取締法または関税法の規定によつて臨検、捜索または差押えを行う場合におきましては、合衆国軍隊の権限ある者の承認を受け、またはこれに囑託して行うことといたしました。しかしながらその施設及び区域外におきましては、合衆国軍人、軍属及び家族の身体、財産または合衆国軍隊の財産についても、このような制限を受けることなくして、これらの処分をする

ことができることになっております。しかしながら専売法、アルコール専売法、噸税法、保稅倉庫法、地方税法等により、国税犯則取締法または関税法の規定を準用して、犯則事件の調査に關し臨検、捜索または差押えを行う場合につきましても、右の措置に準ずることとしたのであります。

以上簡單であります。この法律案の提案の理由と内容の概要でございます。御審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願いいたします。以上であります。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(四月十五日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(四月二十三日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律 (昭和二七、四、二八、法一一四)

#### 一、提案理由(四月十四日)

○西村(直)政府委員 ただいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴うたばこ専売法等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、日米行政協定の締結に伴い、協定の円滑な運営をはかるためたばこ専売法、塩専売法等の特例を設けることを目的としたものであります。その内容の概略を申し上げますと、まず製造タバコ、製造タバコ用巻紙または塩の輸入の特例を設けたこととあります。すなわち製造タバコ、製造タバコ用巻紙または塩につきましては、現行専売法規によれば、日本専売公社以外のものが輸入するときには、公社の委託または許可を受けなければならないこととなつておりますが、合衆国軍隊がその用に供するために輸入する場合、軍人用販売機関等が販売用に輸入する場合、合衆国の軍人、軍属、その家族等が一定量以内の製造タバコまたは相当量の塩を携帯して

輸入する場合、及びこれらの者に合衆国軍事郵便局を通じて一定量以内の製造タバコが郵送される場合には、公社の委託又は許可を受けないでも輸入できることとしたのであります。

次に、譲渡等の制限の特例を設けたこととあります。すなわち現行専売法規におきましては、公社の売り渡さない製造タバコ、製造タバコ用巻紙または塩の譲り渡し及び譲り受けは一般に禁止されておりますが、ただいま述べました特例により輸入されました製造タバコ、製造タバコ用巻紙または塩は、合衆国軍隊、軍人、軍属、その家族等相互の間で譲り渡し、または譲り受けをすることができることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(四月十九日)

(関税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(四月二十三日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)



### ◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭和二七、四、二八、法一一五)

#### 一、提案理由(三月十二日)

○山口(六)政府委員 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和二十七年年度予算の内容に即応して、平和条約発効後の行政の円滑な運営上及び国民生活の安定上必要やむを得ない事務増、すなわち電気通信、関税、遺族年金給付、国立学校、国立療養機関及び矯正保護機関等の事務量の増加に伴い、所要の増員を行うとともに、終戦処理事業費等の廃止等に伴う事務の縮小による定員の縮減を行い、また賠償庁の廃止、物価庁の廃止、終戦処理事業費等の廃止及び捕獲審査再審査委員会の設置等による関係各行政機関相互間における職員の定員の移しかえ、その他の調整を行ひまして、行政機関全般の定員の適正な配置をはかるうとするものであり、その内容は、大要次の六点到要約されます。

第一に、第二条第一項の表の定員におきまして、合計八十三万五千二百二十八人が八十四万六千三百三十五人となり、一万千七百七人の増となつておりますが、このうち第二条第三項の定員等よりの移しかえによる増二千五百六十四人を差引きますと、実質上の増は八千五百

四十三人となつております。この増員のおもなものを事項別に見ますと、電気通信施設の拡充に伴うもの六千九百六十六人、税関事務の増加に伴うもの三百二十人、矯正保護施設の増置に伴うもの四百四十三人、国立学校の学部、施設等の増加に伴うもの三百五十八人、国立療養所等の施設拡充によるもの二百六十三人、旧軍人遺族及び傷病者等の援護支給金支払いの事務に従事するもの百三十四人等でありま。

第二に、従来終戦処理事業費、特殊財産附帯事務費等の支弁にかかる事務に従事する職員の定員は、当該事務の性質を考慮して、第二条第三項により、その最高限を定めて、第二条第一項の定員の外に置き、第二条第四項によつて、その関係各行政機関別の定数は別に法令で定めることとして求たのであります。ところが今般予算上終戦処理事業費等の項目が廃止され、その事業は他の一般科目に引継がれることとなりましたので、行政機関職員定員法におきましてもこれに即応し、第二条第三項及び第四項を削除いたしますとともに、その現定員二千八百四十人のうち二千三百七十八人を第二条第一項の関係各行政機関の定員へ移しかえ、残り四百六十二人は、事務の実情に即して削減することいたしました。

第三に、この法律案による各行政機関における職員の定員に関する規定は本年四月一日から施行するものといはしますが、平和条約の発効と同時に設置を予定されている捕獲審査再審査委員会の職員の定員につきましては、同条約の最初の効力発生の日から施行することとし、また同条約の発効と同時に廃止を予定されている賠償庁

につきましては、同条約の最初の効力発生の日の前日までの間は、現行の規定による定員の職員を置くことができるものといはしました。

第四に、資源庁から通商産業省本省に七十二人の定員を移しかえることといたしましたのに伴ひまして、現在本年九月三十日及び十二月三十一日まで、通商産業省本省に置き得ることとされております暫定定員を、現行の八千八百八十四人及び八千七十一人からそれぞれ八千二百五十六人及び八千四百四十三人に改めることといたしました。

第五に、前回の行政機関職員定員法の改正によつて縮減される員数の職員は、本年六月三十日まで定員外に置くことができることとなつておりますが、今回の改正によつて各行政機関の定員が変更されることとなつておりますが、今回の改正によつて各行政機関の定員が変更されることとなりますので、あらためて各行政機関は、新定員を越える員数の職員を本年六月三十日まで定員外に置くことができる旨を規定いたしまして、現在進行中の行政整理の遂行に支障を及ぼさないことといたしました。

最後に、第四及び第五で述べた改正に伴ひ、前回の行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百九十七号)中、通商産業省本省の暫定定員を定めた附則第二項及び各行政機関につき、本年六月三十日まで定員外の措置を定めた第三項を削ることにいたしました。

以上が本改正法案の主要な内容であります。これらはいづれ

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

も、昭和二十七年年度予算の実行を確保するとともに、行政機関職員定員の配置の適正を期するため必要な措置であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月二十六日)

○八木一郎君 ただいま議題となりました五つの法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、昭和二十七年年度予算の内容に即応したものでありまして、すなわち必要やむを得ざる事務増に伴う定員の増加、終戦処理事業費、賠償庁及び物価庁等の廃止等による職員の定員の移しかえまたは減少その他の調整を行つて、定員の適正を配置をはかるうとするものであります。

その内容を概略申し上げますならば、第一は、行政機関職員の定員の表の上では合計一万一千百七人の増加となつておりますが、終戦処理事業費等の廃止に伴う定員その他の移しかえによる二千五百六十四人を差引きますと、実質上の増加は八千五百四十三人となります。しかして、この増員のおもなるものは、電気通信施設の拡充に伴う要員六千九百六十六人でありまして、その他税関事務の増加に伴うもの三百二十人、矯正保護施設の増置に伴うもの四百四十三人、国立学校の学部、施設等の増加に伴うもの三百五十人、国立療



行政機関職員定員法の一部を改正する法律

養所等の施設拡充に伴うもの二百六十三人、旧軍人遺族及び傷病者等の援護支給金支払いの事務に従事するもの百三十四人等でありま

す。第二は、終戦処理事業費等の廃止に伴い、その定員二千八百四十人のうち二千三百七十八人を関係機関へ移しかえ、残り四百六十二人を削除いたしております。

第三は、本法案は本年四月一日から施行する建前にいたしておりますが、捕獲審査再審査委員会の職員の数については、平和条約の最初の効力発生の日から施行することとし、賠償庁につきましては、同条約の最初の効力発生の日の前日までの間は現行の定員といたしております。

なお定員の改正に伴いまして所要の改正を行っておりますが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

次に、経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、最近の経済情勢が安定の度を加え、価格統制の範囲が大幅に縮小されて参りましたので、本年四月一日から物価庁を経済安定本部の内局に組織がえするとともに、物価庁の地方機関である管区経済局の物価部を調整部に統合することとし、関係法令に所要の改正を行おうとするものであります。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げますと、第一は、平和条約の発効と同時に、外務省の所掌事務中、占領軍関係の事務が当然不必要となりますので、これに関する規定を削除することとし、第二は、地方の連絡調整事務局を本年四月一日

から全部廃止することにいたし、第三は、平和条約の発効に伴つて逐次増設されます在外公館において取扱う館事事務に關して所要の規定を新たに設けようとするものであります。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法案は、農林省設置法及び水産庁設置法にそれら一部改正を行い、本年四月一日から施行しようとするものでありまして、その内容のおもなる点は、農林省設置法におきましては、第一は、農林畜水産業者がその経営計画を立てる上に必要な指針を作成するため、これらの産業に關する予測事業を農業改良局の所掌事務とした新に加えること、第二は、最近における輸出入検疫事務の増大、動植物防疫関係法律の改正に伴う防疫及び検疫事務の増加並びに防疫に關する国際条約への加入等によりまして、動植物検疫所を植物防疫所及び動物検疫所に分離することであり、第三は、付屬機関として新たに中国種畜牧場及びかんがい排水審議會を設置することであり、前者は種畜牧場の合理的配置からであり、後者は国際かんがい排水委員会に加入手続をとつたことによるものであります。水産庁設置法におきましては、日本海区水産研究所を新潟市に移すこと、並びに最近におけるさけ・ます類のふ化放流事業を国で行う必要があるもので、付屬機関として新たに十和田湖ふ化場及び北海道さけ・ますふ化場を、設置することでありまして、

最後に、総理府設置法等の一部を改正する等の法律案について申し上げます。本法案のおもなる内容は、地方行政調査委員会及び賠償庁を廃止することといたしまして、関係法令に所要の改正を行

わんとするものであります。地方行政調査委員會議は、本来臨時の機関として設置せられましたものであります。爾來約二年間にわたり、その使命とする諸問題につきまして、その目的を十分果したものと認め、本年四月一日からこれを廃止することにいたしております。また賠償庁は、平和条約が効力を発生しますれば、その関係事務はまったく終了し、その使命も完了いたしますので、これを条約の発効とともに廃止することとし、従来の賠償指定施設に關する残務処理事務及び平和条約の規定に基づき引続き措置する必要のある、いわゆる特殊財産に關する対外事務は外務省において、この特殊財産の実施事務は大蔵省においてそれら所掌することといたしております。

以上の五つの法案は、三月十四日、十九日、二十日、二十二日、二十四日、それら本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を重ね、慎重審査の上、三月二十六日、討論採決の結果、多数をもつて、いずれも原案の通り可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十五日)

○鈴木直人君 只今議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本法律案の提案理由並びに改正の内容について御説明いたします。この法律案は、昭和二十七年予算の内容に即応して、平和

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

条約発効後におきます行政運営の円滑を期し、且つ又国民生活の安定を図る必要上、止むを得ない事務の増加、即ち電気通信、関税、遺族年金給付、国立学校、国立療養機関及び矯正保護機関等の事務量の増加に伴う所要の増員を行うと共に、終戦処理事業費等の廃止等に伴う定員の縮減を行い、又賠償庁の廃止、物価庁の廃止、終戦処理事業費等の廃止及び捕獲審査再審査委員会の設置による関係各行政機関相互間における職員定員の移し替えその他の調整を行うことによりまして、行政機関全般の定員の適正なる配置を図らうとするものであります。

而してその内容は大要次の六点到要約されるのであります。

第一に、行政機関職員定員法第二条第一項の表の定員におきまして、行政機関職員定員法の合計八十三万五千二百二十八人が八十四万六千三百三十五人となり、一万千七百七人の増員となっております。このうち同法第二条第三項の定員等よりの移し替えによる増員二千五百六十四人を差引きますと、実質上の増員は八千五百四十三人となっております。この増員の主なものを事項別に申し上げますと、電気通信施設の拡充に伴うもの六千九百六十六人、税関事務の増加に伴うもの三百二十人、更生保護施設の増置に伴うもの四百四十三人、国立学校の学部、施設等の増加等に伴うもの三百五十人、国立療養所等の施設拡充によるもの二百六十三人、旧軍人遺族及び傷病者等の援護支給金支払いの事務に従事するもの百三十四人等であります。

第二に、従来、終戦処理事業費、特殊財産附帯事務費等の支弁にかかる事務に従事する職員定員は、これら事務の性質を考慮し



行政機関職員定員法の一部を改正する法律

て、行政機関職員定員法第二條第三項の規定によつてその最高限を定めて、第二條第一項の定員の外に置くこととし、更に第二條第四項の規定によつてその関係各行政機関別の定数は別に政令で定めることとして来たのであります。ところが今般予算上において終戦処理事業費等の項目が廃止され、その事業は他の一般科目に引継がれることとなりましたので、行政機関職員定員法におきましてもこれに即応して、同法第二條第三項及び第四項を削除いたしますと共に、その現在の定員の二千八百四十人のうち二千三百七十八人を同法第二條第一項の関係各行政機関の定員へ移し替え、残り四百六十二人は事務の実状に即して削減されることとされておるのであります。

第三に、この法律案による各行政機関における職員の定員に関する規定は本年四月一日から適用されるものとなつておりますが、平和条約の発効と同時に設置を予定されている捕獲審査再審査委員会の職員の定員につきましては、同条約の最初の効力の発生の日から施行することとし、又同条約の発効と同時に廃止を予定されておる賠償庁につきましては、同条約の最初の効力の発生の日の前日まで間は現行の規定による定員の職員を置くことができるとされておるのであります。

第四に、資源庁から通商産業省本省に七十二人の定員を移し替へることとされておりますが、これに伴ひまして、現在本年九月三十日及び十二月三十一日まで通商産業省本省に置き得ることとされております暫定定員を、現行の八千八百八十四人及び八千七十一人か

ら、それ〴〵八千二百五十六人及び八千四百四十三人に改めることとされておるのであります。

第五に、前回の行政機関職員定員法の改正によつて縮減される員数の職員は、本年六月三十日まで定員外に置くことができることとなつておりますが、今回の改正によつて各行政機関の定員が変更されることとなりますので、改めて各行政機関は新定員を超える員数の職員を本年六月三十日まで定員外に置くことができる旨を規定いたしましたので、現在進行中の行政整理の遂行に支障を生じないように措置されております。

最後に、只今第四及び第五で述べました改正に伴つて、前回の行政機関職員定員法の一部を改正する法律中、通商産業省本省の暫定定員を定めた附則第二項及び各行政機関につき本年六月三十日まで定員外の措置を定めた第三項は必要がなくなつたので、これを削ることとされております。以上が本改正法案の主要な内容であります。

内閣委員会におきましては、各省別に詳細に亘つて慎重に審議をいたしました結果、結局この法律案は、昭和二十七年年度予算の内容に即応して、事務量の増減に伴う職員の定員の増減及び省庁間の定員移し替え等によつて、行政機関職員の定員の適正配置を図らんとする、必要止むを得ない当然の措置であつて、政府の目下立案中である行政機構改革に伴う人員の移動は、全然この法律案のうちには含まれておらないということが明らかになつたのであります。

次に、この法律案が内閣から国会に提案されました後において、法律案提案の当初と少しく異なる二三の事情が生じて来たので、この

点を御報告申し上げます。その第一は、行政協定第二十六條の規定に基いて設置される日米合同委員会の日本国側の事務局の事務は、外務省国際協力局がこの事務を所掌することになりましたので、この事務に従事する二十名の定員を外務省本省に追加する必要が生じたのであります。その二は、現在国会に提案されておる航空法案が成立した場合、航空機検査等の事務に従事する三十六名の定員を、定員法の一部改正の法律案において、運輸省の分のうち航空庁の定員に増員して計上しておるのでありますが、航空法案は現在未だ両院で審議中であつて法律としては成立しておらない事情でありますので、一応この定員法の一部改正の法律案からはおきしておくことが適当と認められるのであります。その三は、この法律案の附則第一項で、この法律は昭和二十七年四月一日から施行することとなつておりますが、この四月一日は今日すでに経過しておりますのでこれを適当に修正する必要が生じて来たのであります。

本日の内閣委員会におきまして、楠見委員から、以上述べた諸点を考慮してこの法律原案の一部を修正する案が發議されたのであります。便宜その修正案を朗読いたします。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案  
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條第一項改正規定の表、外務省の項中「本省一、五六七人」を「本省一、五八七人」に、「計二、四三二人」を「計二、四五二人」に改め、同表運輸省の項中「航空庁一、二四五人」を「航空

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

庁一、二〇九人」に、「計二八、二三〇人」を「計二八、一九四人」に改め、同表合計の項中「八四一、六三五人」を「八四一、六一九人」に改める。

附則第一項中「昭和二十七年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」に改める。修正案は以上の通りであります。

内閣委員会は本日の委員会におきまして先ずこの修正について採決をいたしましたところ、全会一致を以てこれを可決すべきものと決定いたしました。次いで残りの原案について採決をいたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。以上を以て報告を終わります。

次に総理府設置法等の一部を改正する等の法律案について御説明いたします。

この法律案による改正要点は二点でありまして、即ちその第一点は、平和条約の発効に伴い、現在総理府の外局として置かれておる賠償庁の所掌事務を外務省と大蔵省とに移管する点であり、その第二点は、総理府の臨時の機関として置かれておる地方行政調査委員会を議はずでにその目的を達成したのでこれを廃止する点であります。

改正の第一点である賠償庁に関する事項であります。日本国と平和条約の発効と共に占領軍は我が国から撤退いたしますこととなつており、従つて連合軍最高司令部も廃止されることとなりますので、従来の賠償施設の管理並びに連合国最高司令官の管理に係るい



わゆる特殊財産の管理、及び処理に関する同司令部との連絡の事務は全く終了することとなります。従いまして、この連絡の事務を処理する目的のために設置されておりました賠償庁もその使命を終了することとなりますので、平和条約の発効と共にこれを廃止せんとするのであります。なお従来の賠償指定施設に関する残務処理事務、及び平和条約第十五条以下の各規定に基きまして引続き措置する必要がある、いわゆる特殊財産に関する対外的事務は、外務省で所掌することとし、後者の特殊財産についてはその実施事務は大蔵省で所掌することとし、これがため関係両省の設置法その他関係諸法令につき所要の改正を加えることとしたのであります。次に改正の第二点である地方行政調査委員会に関する事項であります。国会議は、国と地方公共団体との間の事務の配分の調整等につきまして、内閣及び内閣を経由して国会に報告することを目的として臨時に総理府に設置された機関であります。国会議はその設置以来約二年に亘りその目的とする諸問題につきまして十分なる検討を加え、その結果をすでに三回に亘り内閣及び国会に報告いたしました。ここに国会議はすでに十分にその目的を果したものと認められるに至りましたので、この際これを廃止することとしたし、国会議設置法を廃止するほか関係諸法律に所要の改正を加えることとしたのであります。

内閣委員会は委員会を二回開きまして本法律案を慎重に審査したのであります。その審査の結果明らかにされた点は、賠償庁の定員四十七名は、別途上程になつております行政機関職員定員法の

一部を改正する法律案によりまして、そのうち二十五名は外務省へ、二十二名は大蔵省へそれ／＼振替えられることになるということ、及び地方行政調査委員会議の廃止はいわゆる行政機構改革による委員会整理の一環をなすものではなく、前述のごとくこの委員会議が所期の目的を果したものと認められるに至つた結果であるということでありまして、この法律案の附則第一項におきまして「この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第一条中総理府設置法第十六条の二の改正規定並びに第二条第二号及び第六条の規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。」と規定せられておるのであります。この条項に規定して昭和二十七年四月一日はすでに経過しておりますので、委員会において補見委員から次の修正案が發議されたのであります。

総理府設置法等の一部を改正する等の法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和二十七年四月一日」を「公布の日」に改める。

内閣委員会におきましては本日委員会を開いてこの修正案について採決をいたしましたところ、全会一致を以てこれを可決すべきものと決定いたしました。更に残りの原案について採決をいたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。これを以てこの部の報告を終ります。

最後に法務府設置法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

先ずこの法律案の内容を御説明いたします。この法律案におきま

して法務府設置法を改正いたしております点は、第一に拘留支所を拘留所に昇格させること、第二に少年院を新設すること、第三に少年院の分院を本院に昇格させること、この三点であります。

先ず拘留支所の拘留所への昇格のことから申しますと、小倉拘留支所は、その収容者が常時五百人を超え、而も支所であるために運営上少からず困難を伴つておりましたので、かねて拘留所として独立させるべく準備中でありましたが、施設のほうも漸く完備いたしましたので、この際この被告人及び被疑者の収容については一層円滑な運営を図りますため、支所を本院に昇格させることとしたのであります。次に少年院の新設及び少年院の分院の本院への昇格の点であります。少年院の施設は今日なお十分ではなく、取りわけ特別少年院及び医療少年院の施設、女子の少年院の施設につきましては、著しく不足を感じているのであります。殊に特別少年院につきましては、その殆んどが少年院法の規定により暫定的に少年を収容する監獄の一部を区分して充てている現状であり、更に昨年一月から少年法の適用年齢の制限解除以来ますますこの種少年院の必要性を加えて参りましたことに鑑みまして、小田原少年院及び宇都宮少年院を新設することとしたのであります。又医療少年院につきましては、先に工事未了のため一応分院として設置し昇格の準備を進めておりました宮川医療少年院を本院に昇格させ、種別を異にする本院との関係から生ずる運営上の支障を取除き、その医療少年院としての特殊な機能を十分發揮させることとしたのであります。女子の少年院につきましては、榛名山麓に榛名女子学園を新設

行政機関職員定員法の一部を改正する法律

し、又かねて工事中でありました青葉女子学園の完成を機として分院から本院に昇格させ、本院と男女別を異にすることから生ずる運営上の支障を取除き、女子の少年院としての性質を生かすこととしたのであります。ほかに水府学院につきまして、その収容少年の數、施設の大きさ等から考慮いたし、一層効果的な運営を図りますため、これを本院に昇格させることとしたのであります。そのほか少年院の名称及び位置について所要の改正を若干いたしておるのであります。なおこの法律は公布の日から施行されることとなつております。

内閣委員会は前後二回委員会を開きまして本法律案を慎重に審議いたしました結果、次の諸点を明らかにしたのであります。その第一点は少年犯罪の増加の傾向についてであります。終戦以来少年犯罪の数が顕著に増加しておるのであります。昭和二十五年までは非常な急上昇の趨勢を辿つて来たのであります。その後その上昇カーブはやや鈍つて参つたといふことでもあります。これを数字で示しますと、少年犯罪の総検査數は、昭和二十年が約五万四千名、二十一年が約十一万一千名、二十二年が約十萬四千名、二十三年が約十二萬四千名、二十五年が約十五萬八千名、二十六年が約十六萬六千名となつております。又、その犯罪の性質にも変化特徴が現われておるのであります。殺人、強盜等の兇悪な犯罪の増加が目立つておるのであります。その第二点は、かくのごとく少年犯罪の増加した原因は如何なるところにあるかと法務当局が調査したところによれば、戦時中及び終戦後のいろ／＼な社会情勢の変化の影響という



ことが主な原因をなしておるといふことであります。これを具体的に申せば、戦時中に少年に対する教育とか保護などが十分でなかつた点、又、一般社会における道徳の頹廢、遵法精神の弛緩が少年の心理に大きく影響して来ておる点などを挙げ得るのであります。その第三点は、かくのごとき少年犯罪防止の方法の一つとしては、これら少年の矯正保護に当る人に立派な人を得るといふことであるのでありまして、法務府におきましては、これらの職に当る人を養成するため、矯正保護研修所を中央と地方とに設置しておるのであります。

内閣委員会におきましては、本法律案の審査によつて、以上の諸点を明らかにいたしましたして、本日の委員会において討論に入りましたところ、楠見委員から、「本法律案は少年院の拡充等を企図するものであるが、少年犯罪の増加について政府は十分その原因を探索し、その根本を是正するため、政府の今後の努力を要望し、本法律案に賛成する」旨の発言がありました。次いで本法律案について採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決すべきものと議決せられたのであります。

以上を以ちまして三法案の報告を終わります。(拍手)

加えることとした次第であります。

次に地方行政調査委員会に関する事項であります。同会議は、国と地方公共団体との間の事務の配分の調整等につきまして、内閣及び内閣を経由して国会に勧告することを目的として、臨時に、総理府に設置されたものであります。同会議はその設置以来約二年間にわたり、その目的とする諸問題につきまして十分なる検討を加え、その結果をすでに三回にわたり、内閣及び国会に勧告いたしました。ここに同会議はすでに十分その目的を果したものと認められるに至りましたので、この際これを廃止することとしたし、同会議設置法を廃止するほか、関係法律に所要の改正を加えることとした次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしましたおもなる理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いする次第であります。

### 二、衆議院内閣委員長報告(三月二十六日)

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院内閣委員長報告(四月二十五日)

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

公務員等の懲戒免除等に関する法律

## ◎総理府設置法等の一部を改正する等の法律 (昭和二七、四、二八、法一一六)

### 一、提案理由(三月二十四日)

○菅野政府委員 ただいま議題となりました総理府設置法等の一部を改正する等の法律案について、その提案理由を御説明いたします。

まず、賠償庁に關係ある事項であります。日本国との平和条約の発効とともに、占領軍はわが国から撤退いたしますこととなつており、従つて、連合軍最高司令部も廃止されることとなりますので、従来の賠償施設の管理並びに連合軍最高司令官の管理にかかるといふ特殊財産の管理及び処理に関する同司令部との連絡の事務は、まつたく終了することとなります。従いまして、この連絡の事務を処理する目的のために設置されておりました賠償庁もその使命を終了することとなりますので、平和条約の発効とともに、これを廃止することといたしたいと存じます。

なお従来の賠償指定施設に関する残務処理事務及び平和条約第十五条以下の各規定に基きまして引続き措置する必要がある、いわゆる特殊財産に関する対外的事務は外務省で所掌することとし、後者の特殊財産についてはその実施事務は大蔵省で所掌することとし、これがため、関係両省の設置法その他関係法律につき、所要の改正を

## ◎公務員等の懲戒免除等に関する法律 (昭二七、四、二八、法一一七)

(昭二七、四、二八、法一一七)

### 一、提案理由(四月十一日)

○菅野政府委員 ただいま議題となりました公務員等の懲戒免除等に関する法律案につきまして、その提案理由並びに要旨を御説明申し上げます。

御承知の通り、従来天皇の即位及び大喪、皇太子の誕生等国民があげて悲喜をわかつ慶弔事があります。一方で恩赦が行われると同時に、他方で公務員の懲戒の免除、弁償責任の免除及び公証人、弁護士等一定の職種についての懲戒の免除が行われるのがおむね通例となつておるのであります。政府におきましては、今回日本国との平和条約の発効によりわが国自立達成の記念すべきときを迎えるに際し、広く恩赦を行うべく、別に準備を進めておるのであります。この際、先例にかんがみまして、公務員等の懲戒の免除及び弁償責任の免除をも同時に実施したいと考えている次第であります。しかしながら、旧憲法の下にありましては、公務員等の懲戒の免除及び弁償責任の免除の措置は、恩赦と同様、いずれも天皇の大権の事項とせられ、従つて勅令により、実施せられたのであります。新憲法下の今日におきましては、恩赦が恩赦法に基いて行われますように、懲戒の免除、弁償責任の減免につきましても、



法律によるべきでありまして、特別の立法措置を要するものと考えられるのであります。これが本法律案を提案するに至りました理由であります。

次に本法律案の要旨の概要を御説明申し上げます。

第一に、従前の例によりますと、懲戒の免除及び弁償責任の免除は、その実施の都度国家公務員の懲戒の免除、地方公務員等の懲戒の免除、海技従事者及び水先人の懲戒の免除、公証人、弁護士、司法書士、弁理士及び計理士の懲戒の免除並びに出納官吏等の弁償責任の免除というように分けまして、それぞれ別個の勅令によつて行われたのであります。が、本案におきましては、これらの措置を単一の法律にまとめ、かつ、恒久的な制度として確立することといたしたいのであります。

第二に、本案におきましては、大赦または一般的な復権が行われます場合において、これと並行して行われる懲戒の免除、弁償責任の免除につき、その基本的な事項を規定するのであります。実施についての具体的な必要な事項は、政令または地方公共団体の条例で定め得ることといたしました。

第三に、懲戒の免除について申し上げますと、まずその対象については、国家公務員、地方公務員、日本国有鉄道及び日本専売公社の職員のほかは、別に政令で定めることといたしました。これはおおむね先例の趣旨に従つて、公証人、弁護士その他を指定する所存であります。

次に、これらの者に対する具体的な措置は、実施の都度政令によ

つて行うのであります。が、ただ地方公務員につきましては、地方自治尊重の建前から、条例で定めることといたしました。

第四に、弁償責任の減免につきましても、懲戒の免除と同様、その考え方は、おおむね従前の例を踏襲することといたしました。ただ従前におきましては、弁償責任は、すべて一律に全部免除されるという建前になっておりましたが、これは恒久的な制度として考えますと、その影響するところ大であり、必ずしも妥当とは申されぬ点もありますので、本案では、弁償責任の一部免除の場合を含め、「減免することができる」といたしました。具体的な減免措置について、地方公務員については条例でその他の者については政令で定められることは、懲戒の免除と同様であります。

第五に、懲戒の免除の効果につきましては、この免除を受けた日から将来に向つてのみ効果を持つのであります。既成の効果は変更されないことを明確にいたしました。これは従来も同様であります。

次に公務員、公証人などは、懲戒の処分によつて免職となりますと、その後一定期間は再びその職または特定の職につき資格を失うことになつておるのであります。が、懲戒の免除によつて、それらの資格を回復するかいなかについて、従来は何らの規定なく、ただ実際の運用において回復するものとして取扱われていたのであります。本案におきましては、これらの事情及び一般的復権との均衡を考慮いたしまして、懲戒の免除により、それらの資格は当然回復する旨明記することといたしました次第であります。

最後に懲戒の処分等に関する訴訟、訴願等不服の申立等につきましては、懲戒の免除または弁償責任の免除を受けても影響されないことを明らかにいたしました。

以上本法律案の提案理由並びに要旨の概要を御説明申し上げます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院人事委員長報告(四月二十四日)

○田中不破三君 ただいま議題となりました公務員等の懲戒免除等に関する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

従来、国に慶弔等があった場合には、一方で恩赦が行われると同時に、他方で公務員等の懲戒の免除、弁償責任の免除が行われるのが、おおむね通例となつておるのであります。これらの措置は、旧憲法のもとにありましては、いづれも天皇の大権事項とせられ、従つて勅令により実施せられたのであります。が、新憲法下の今日におきましては、恩赦が恩赦法に基いて行われますように、公務員等の懲戒の免除、弁償責任の減免につきましても、立法措置を講ずる必要を認めまして、本法律案の提出となつたのであります。

本法律案の要旨につきまして、簡単に御説明申し上げます。従前の例によりますと、懲戒の免除及び弁償責任の免除は、その実施の都度、国家公務員の懲戒の免除、地方公務員等の懲戒の免除、海技従事者及び水先人の懲戒の免除、公証人、弁護士等の懲戒の免除、

公務員等の懲戒免除等に関する法律

出納官吏等の弁償責任の免除というように、それぞれ別個の勅令によつて行われたのであります。が、本法律案におきましては、これらの措置を一つにまとめ、かつ恒久的な制度として確立いたすべく、その基本的な事項を規定するものであります。その考え方は、おおむね従前の例を踏襲しており、実施についての具体的な必要な事項は、その都度政令または地方公共団体の条例で定め得ることといたしておるのであります。しかしながら、弁償責任の減免につきましては、従前は弁償債務はすべて一律に全部免除せられるという建前になつておりましたが、これは恒久的な制度として考えますと、必ずしも妥当とは申されぬ点もありますので、弁償債務の一部免除の場合を含め減免することができるといたしておるのであります。

懲戒の免除の効果につきましては、従来同様に、この免除を受けた日から将来に向つてのみ効果を持つのであり、既成の効果は変更されないことを明確にいたしました。また公務員、公証人等は、懲戒の処分によつて免職となりますと、その後一定期間は、再びその職または特定の職につき資格を失うことになつておるのであります。が、懲戒の免除により、それらの資格は当然回復する旨を明記いたしておるのであります。最後に、懲戒の処分等に関する訴訟、訴願等不服の申立等につきましては、懲戒の免除または弁償責任の免除を受けても影響されないことを明らかにいたしました。

以上が、本法律案の内容のおもなる点であります。



本法律案は、四月八日、本委員会に付託され、越えて十一日、政府より提案理由の説明を聴取し、十五日、十七日、十九日の三回にわたり、委員と政府委員との間に熱心な質疑応答がとりかわされたのでありますが、その詳細はすべて会議録に譲ることといたしました。

質疑終了後、討論を省略し、ただちに採決をいたしましたところ、起立多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院人事委員長報告(四月二十八日)

○宮田重文君 只今議題となりました公務員等の懲戒免除等に関する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず本法律案の提案の理由は、政府の説明によりますれば、従来国の慶弔時に際して、一方で恩赦が行われると同時に、他方で公務員及び公証人、弁護士等について、懲戒の免除等が行われるのを通例としておるのでありますが、今回の平和条約の発効に際して、政府としても広く恩赦を行うべく別に準備を進めておるのであり、この際、先例に鑑み、公務員等の懲戒の免除及び弁償責任の免除をも同時に実施したいというのであります。併しながら旧憲法の下にありましては、これらはいずれも天皇の大権事項として勅令により実施せられていたのでありますが、新憲法下の今日におきましては、

いずれも特別の立法措置を要するものと考えられるので、ここに本法律案が提案せられて来たものであります。

次にその要旨について申し上げますれば、第一に、従来の例によれば、懲戒の免除及び弁償責任の免除は、その実施の都度それと別個の勅令によつて行われていたのでありますが、本案においてこれらの措置を単一の法律にまとめ、且つ恒久的な制度として確立することとし、その内容としては基本的な事項を規定することとし、実施についての具体的な必要事項は政令又は地方公共団体の条例で定め得ることとしております。第二に、懲戒免除についてその対象となるのは、国家公務員、地方公務員、日本国有鉄道及び日本専売公社の職員のほかは別に政令で定めることとし、これはおおむね先例に従つて公証人、弁護士その他を指定する予定となつております。

第三に、弁償責任の減免につきましても、懲戒の免除と同様、その考え方はおおむね従前の例を踏襲することとし、ただ従前の弁償債務はすべて一律に全免される建前であつたものを、本案では弁償債務の一部免除の場合を含め、「減免することができる」と規定してあります。第四に、懲戒の効果につきましても、従来と同様に既成の効果は変更されないことを明確に定めております。次に、公務員、公証人などは、懲戒免職となりますれば、その後一定期間は再びその職又は特定の職につき資格を失ふこととなつており、懲戒の免除によつてこれらの資格を回復するの可否かにつき従来は何の規定もなく、実際の運用において回復するものとして取扱われていたのであります。但し、本案においては、懲戒の免除により、これらの資格は当

然回復する旨を明記いたしております。最後に、懲戒の処分等に関する訴訟、訴願等の不服の申立等につきましては、懲戒の免除又は弁償責任の免除を受けても影響されないことを明らかにいたしております。

次に本委員会における審議経過についてであります。その詳細は会議録に譲ることとして、問題となりました点のみを御報告いたします。即ち、本法律の施行により懲戒免除等が行われます場合、すでに懲戒処分を受けた者と、まだ懲戒の処分を受けていない者との間に著しい不均衡が生じて来るのではないかという問題であります。本法律案第二条により、まだ懲戒処分を受けていない国家公務員等に対しては懲戒を行わないことができることになつており、これに対してすでに懲戒処分を受けた国家公務員等は将来に向つてその懲戒を免除されることにはなつておりますが、具体的な事例としては、懲戒処分により喪失した恩給の受給資格については、これを回復するものではないとの政府の説明があり、又懲戒免職の処分を受けた国家公務員等は、今回の懲戒免除により当然元の官職に復帰するものではないのであつて、事実上両者の間に著しい不公平が生じることになるので、この点、何らかの救済措置は考えられなかつたかとの質問が行われたのでありますが、これについては、政府としても或る程度の不均衡を生ずることは認めるが、これは止むを得ないものと考えざるを得ない旨答弁がありました。

質疑終了後、討論に入りましたが、宮田委員より、政府は本法律案の施行に當つて不均衡を生ずることをできるだけ避けるように十

分考慮せられたいとの要望を附して賛成、千葉委員より、本法律案の提案は、講和条約発効を国の慶事と考えず弔事に基く措置として行われたものであるとの前提に立つて審議を行なつたものであり、その内容にもいさゝかの不公平を生ずる等の問題を含んでおるが、この際、政府がとつて来たところの公務員等に対する非民主的な措置に対しての政府の贖罪という意味において本法律案に賛成する旨の討論があり、採決の結果、全会一致を以て本法律案は可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### ◎町村職員恩給組合法

(昭和二七、四、二八、法一一八)

#### 一、提案理由(三月二十八日)

○国務大臣(岡野清豪君) 町村職員恩給組合法案につきまして、提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

一昨年十二月、第九国会において成立し、昨年二月から施行されました地方公務員法におきましては、地方公務員の福祉及び利益の保護を、適切且つ公正に図ることを根本基準の一として掲げておるのであります。地方公務員の退職年金及び退職一時金の制度につきましては、同法第四十四条において、職員が相当年限忠実に勤務して退職し、又は死亡した場合における退職年金及び退職一時金に



関する制度が実施されなければならないと規定いたしておるのであります。思うに、同条の趣旨とするところは、地方公共団体の行政の民主的且つ能率的な運営を確保するためには、地方公務員の、退職後の、或いは死亡した場合における、本人又はその遺族の生活を保障するための退職年金及び退職一時金の制度を確立することにより、地方公務員の職に有為の人材を誘致すると共に、その職にある者をして、安んじて職務に専念させることが必要であり、その故に、公正且つ適切な退職年金及び退職一時金の制度が、実施されなければならないというところにあると考えられます。

政府といたしましては、地方公務員法に規定された新しい理念に基づく地方公務員の退職年金及び退職一時金制度を如何にすべきかにつきましては、国家公務員の制度との関連、更には一般社会保障制度との関連等をも考慮し、折角研究中であるのであります。

町村の公務員に対する退職年金及び退職一時金の制度については、昭和十八年、政府の指導により各都道府県ごとに、町村の一部事務組合として町村吏員恩給組合が設けられて、今日に至つておるのであります。町村吏員恩給組合の給付の種類、額等の現行の基準は、おおむね、国家公務員或いは他の地方公務員の制度に準ずるものとなつておるのであります。今直ちに、この基準を改めることは、国家公務員或いは他の地方公務員の制度との均衡の問題もあり、全般的な退職年金及び退職一時金の制度の改革の問題と睨み合せて、今後も研究を続けて参りたいと存じますが、ただ、町村吏員恩給組合はその法的基礎が薄弱であり、その財政的基礎も必ずしも

確固たるものでなかつたために、その運営上遺憾の点が認められ、町村からも早急にそれらの点を整備することが要望されておつたのであります。この際、現行恩給組合制度の建前を維持しつつ、これを法制化することによつてその機構を整備し、併せてその運営の改善を図ることとし、本法案を提出いたしましたのであります。

次に、本法案の内容につき、その概略を御説明申し上げます。本法案におきましては、第一に現在の町村吏員恩給組合は、一応町村の任意加入となつておりますので、これを強制加入に改め、真に、町村の公務員全体の福利の向上を確保いたすことといたしております。第二に、町村職員恩給組合の給付を受ける者の範囲、資格、並びに給付の種類及び額については、組合の規約で定めなければならぬことといたしてあります。第三に、町村職員恩給組合の経費を、町村が負担すべきことを法律上明記し、組合の財政運営の基礎を明確ならしめる措置を講じてあります。第四には、町村職員恩給組合の財源の計算及び資産の管理は、健全な保険数理に基かなければならないという原則を、法律上の要件といたしてあります。第五に各町村職員恩給組合の実際の運営が、右の原則に従つて行われることを共同して確保する方途として、各町村職員恩給組合が連合会を組織し、これによつて自主的にその目的を達成させることといたしてあります。

以上本法案を提出した理由及び内容の概略を申述べたのでありますが、何とぞよろしく御審議のほどを御願ひいたします。

次に只今本委員会に付託されました地方公営企業法案について、

その提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

近代国家の下におきましては、地方公共団体の処理いたします事務は、権力行政及び非権力行政の両分野に亘り、いよ／＼複雑多岐を加えてきておりますが、住民に対しより良いサービスを提供し、それによつて住民の福祉を増進いたしますことが、地方公共団体の固有の存立目的の一つであることは、あえて申すまでもないところであります。水道事業、自動車運送事業等の各種公益事業を公営することにより、低廉、適切なサービスを住民に提供いたしますことが、地方公共団体の重要な事務と考えられて来たゆえんもここにありと存するのであります。

現在、地方公共団体が経営しております水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業を概観いたしますと、これらを経営する地方公共団体は、数にして約五百以上の多きに及ぶのであります。これらの事業は、一方において水道条例、軌道法、道路運送法、地方鉄道法、公益事業令等の適用があり、他方において、地方公共団体自体の組織及び運営に関するものとして、地方自治法、地方財政法等の規制の下にあるわけであり、水道条例、軌道法等の各種事業法は、原則として私企業、公営企業の別なくおしなべて適用されているもので、これらの法令は、地方公共団体の経営する企業を、いわば外から規制しているのに対し、地方自治法、地方財政法等は、地方公共団体の経営する企業を内部から規制しているものであります。

地方公共団体の経営いたします企業は、公共の福祉の増進を図る

ことを第一義とすることは申すまでもないところであります。一方、それが企業として持つ性格に鑑み、常に企業としての経済性を発揮するように運営されなければならないことは勿論であり、この点に関する限り、私企業に類似する原則に立脚すべきものであると考えられるのであります。然るに、前述いたしましたように、地方公共団体の経営いたします企業については、内部的には、原則として地方公共団体の処理しております他の一般行政事務と同様に、地方自治法、地方財政法等が一律に適用になり、遺憾ながら企業経営の特殊性に対応する措置は、何ら講ぜられていない現状であります。一般の官公庁の行政事務を規制するのと同様な法規の下にある限り、企業の能率的経営を促進し、その経済性を発揮させるためには遺憾の点少しとしないのであります。本公営企業法案を提案いたします理由もここに存するのであります。即ち、企業経営組織に關しては、地方公共団体内部において特別の経営組織を設け、企業の管理者に対し企業の業務執行について相当広汎な権限を与え、企業の經理に關しては、従来の官庁会計を排して発生主義の原則に基づく企業会計を採用し、企業に従事する職員的身分取扱についても、国鉄、専売等国の公共企業体の職員に準ずる身分取扱を認め、企業の能率的経営を図り、その経済性を高め、以て公共の福祉を増進し、地方自治の發達に資せんとするものであります。すでに昭和初年以來官民の間に地方公営企業法制定の氣運が醸成せられ、政府としても鋭意調査研究を続けて参りましたが、一昨年御審議を願つた地方公務員法の附則においても公営企業に従事する職員的身分取扱



については、別に公営企業の組織、会計経理及び職員身分取扱に  
関して規定する法律が制定実施されるまでの間は、なお、従前の例  
によるとされているのであります。以上の見地から、政府において  
は、調査研究の結果を各方面とも協議折衝をいたし、今日漸くこ  
に成案を得、今期国会の御審議を煩わすことに相成つた次第であり  
ます。

次に本案の内容につき、その概要を御説明申し上げます。先ず、本  
法律案は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従  
事する職員の身分取扱その他企業の経営の根本基準を定め、地方自  
治の発達に資することを目的とするものであり、地方公営企業は、  
常に企業の経済性を発揮すると共に、その本来の目的である公共の  
福祉を増進するように経営されるべきことを企業経営の基準原則と  
して打ち立てております。第二に、この法律の適用をうける企業の  
範囲についてありますが、本法案が、企業の管理者を置くことを原  
則とし、相当な熟練と知識を要する企業会計を採用し、企業に従事  
する職員の身分取扱についても特例を認めている点に鑑み、一定の  
職員数を有し、従つて一定の規模を持つ水道事業、軌道事業、自動  
車運送事業、地方鉄道事業、電気事業及びガス事業に適用されるも  
のとしておりますが、他方、本法案の直接規制対象外の公営企業に  
ついても、地方公共団体が自主的にこの法律の規定の全部又は一部  
を適用し得る途を開いているのであります。第三に、本法案と地方  
自治法、地方財政法及び地方公務員法との関係であります。本法  
案は、これらの法律の特例を定めるものとし、地方公営企業の経営

に關し本法案に特別の定めがないものは、すべてこれらの法律によ  
るものとしているのであります。

次に地方公営企業の経営組織について御説明申し上げます。第一  
に、地方公営企業の業務を執行させるため、地方公共団体の長の指  
揮監督の下に、企業の管理者を置くことを原則とし、管理者は、予  
算の調製権、各種議案の提案権等地方公共団体の長に固有のものを  
除き、企業職員の任免、事務分掌のための分課の設定、企業管理規  
程の制定等を通じ、企業の日常の業務を執行する権限と責任とを有  
するものとしていっているのであります。第二に、以上のような企業  
の管理者の地位と責任の特殊性に鑑み、管理者について就職及び在  
職に關する禁止条項を設けると共に、他方その地位の保障について  
も考慮を払うこととしております。第三に、日常の企業の業務  
の執行は、管理者の専行するところであります。第四に、企業の基  
本計画に關すること等当該地方公共団体の事務処理或いは当該地方  
公共団体の住民の福祉等に至大な影響があります事項につきまして  
は、地方公共団体の長が指揮監督権を發動し得ることとしてい  
てあります。

次に地方公営企業の財務関係について御説明いたします。企業の  
経理については、特別会計を設け、独立採算制を堅持し、企業の能  
率的な運営を図るために、一般会計の経理方法に対する特例を相当  
広汎に亘つて認めることとしているのであります。第一に、計理の  
方法は、一般会計における現金主義に対し、企業会計と同様の発生  
主義を採用して経営成績及び財政状態を明らかにすることとし、従

つて従来の官庁会計と異り、出納整理期間を設けず、複式簿記の計  
理を行うこととなるのであります。第二に、予算につきましても、  
一般会計の予算様式を排除して文言形式を採用することとしたし、  
日本国有鉄道の予算等と同じくいわゆる弾力条項を挿入いたすこと  
としております。第三に、企業の建設、改良等に要する資金に充て  
るための地方債については、償還期限を定めないことができるもの  
とし、利用者である住民の出資に基く地方公営企業の発展を期待す  
ることとしております。第四に、企業の出納については、出納長、  
収入役の権限から外して管理者の権限とすると共に、企業会計方式  
の採用に伴い、予算より決算に重点を置いて経営成績を検討する必  
要がありますので、決算は、損益計算書、貸借対照表を以てするこ  
ととしております。以上の外、資産の再評価をし、減価償却の  
計算をする等のことを規定してあります。

次に地方公営企業に従事する職員の身分取扱についてでありま  
す。第一に、企業の管理者及び企業職員のうち管理又は監督の地位  
にある者、機密の事務を取扱う者、即ち、労働組合法にいう労働組  
合を結成し加入し得ない者に相当する者の身分取扱については、原  
則として、地方公務員法の定めるところによるものとしたしてあり  
ます。第二に、右以外の一一般の企業職員の身分取扱については、こ  
の法律に特別の定めのあるものを除き、別途提案予定の企業職員の  
労働関係に關する法律案の定めるところによるものとしたしてあり  
ます。即ち、職階制及び給与についてこれらの基準規定を本法案に  
設けると共に、地方公務員法の規定中、任用に關する部分を除く人

事機関に關する規定、勤務条件に關する措置の要求及び不利益処分  
に關する審査の請求の規定、職員団体に關する規定等の適用は、こ  
れを排除いたすこととし、従つて、これらの職員の間における狭義の  
労働関係については、別途今国会に提案の予定にいたしてありま  
す。地方公営企業労働関係法ともいふべき法律案の定めるところに  
譲ることとしたしているのであります。最後に、この法律の施行期  
日は、この法律公布の日から六月をこえない範囲内で政令で定める  
こととしておりますが、これは、企業資産の再評価等の法律  
施行のためには相当な準備期間が必要であらうと考えられたからで  
あります。

以上地方公営企業法案について、その概要を御説明いたしましたので  
ありますが、何とぞよろしく御審議のほどを御願いたします。こ  
れを以て提案理由の説明といたします。

次に只今提出いたしました地方財政法の一部を改正する法律案に  
つきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

本法案は、現行の地方財政法につきまして、地方行政の責任の帰  
属を明確にすると共に、その自主的な運営を確保するため、地方公  
共団体又はその機関が行う事務に要する経費について、国と地方公  
共団体の負担区分に關する基準を改める等の必要があり改正を加え  
ようとするものであります。

以下本法案の内容の概要について御説明申し上げます。改正の第一  
点は、国費、地方費の負担区分に關するものであります。従来、住  
民多数に關係する事務については、それに要する経費を国と地方公



共同体のいずれが負担するかということは、その事務が国と地方公共団体のいずれの利害に係るかということから定められていたものであります。即ち、主として地方公共団体の利害に係るものに要する経費については、その全額を地方公共団体が負担し、主として国の利害に係るものに要する経費については、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないものとし、国と地方公共団体相互の利害に係るものに要する経費については、法律又は政令の定めるところによつて、国と地方公共団体が共同して負担するというにしていたのであります。併しながら地方公共団体の行います事務に要する経費につきまして、国が負担金を支出いたしません場合には、国庫負担金支出の計画が必ずしも地方の実態に即さないかつたり、徒らに事務の処理、当該事務に従事する職員の任免等を煩雑ならしめたりして経費の濫費を伴い勝ちでありますこと等の弊害があります半面、地方財政平衡交付金法の成立によりまして地方公共団体に委ねられまして行政に要します経費につきましては、どの地方公共団体に對しても所要経費の全額は、地方税と地方財政平衡交付金を以て保障せられることになりましたので、少くとも財政的には殊更国が特定の経費に對する紐付きの負担金、補助金の類を支出する必要はなくなつたのであります。むしろ、地方公共団体に委ねられました事務については、地方の住民が進んでその運営を工夫し、民主的な執行及び管理を行うことができる態勢を整える必要があるものであります。この点からすれば、国からの紐付き補助金、負担金の類は、原則としてこれを廃止することが望ましいこと

となつたのであります。殊に国からの補助金、負担金も地方税と等しく国民の負担になるものでありますので、地方公共団体に委ねられました事務に要する経費は可及的に地方権を以て充足せしめ、半面これらの経費は、国税としての負担を軽減する方法を講じ、以て地方の住民がみずから負担した地方税の行方を通じて地方財政のあり方を監視し批判する習慣を培いながら、民主政治の基盤たるべき地方自治を確立して参りたいと考えるものであります。もとより、この方法を極端に推し進めて参りますと、負託された事務を処理するに要する経費の財源としては、地方税が豊富に過ぎる地方団体を生じて参りますのと、その半面、地方住民の担税力からして如何に地方税を高めましたも、そこに負担せられた事務の運営に要する経費の全額を地方税のみを以てしては充足することは到底できない地方団体もありますので、税源の少い地方団体に對しましては、その不足額を全国民の負担において公平に補填する措置を講ずる必要があるのであります。而して、又、この趣旨の下に地方財政平衡交付金制度が存するのであります。この地方財政平衡交付金は国から地方公共団体に交付されるものでありながら、他の紐付き補助金、負担金の類とは異なり、その交付に當つては何らの条件をつけたり使途を制限したりしてはならないとする等地方に對する干渉に亘らないよう、多くの工夫が試みられていたのであります。従つて地方財政平衡交付金制度の成立いたしました昭和二十五年におきまして、すでに国費、地方費の負担区分に関する規定は、根本的に改正する必要があつたのであります。個々の事務につきましては、な

お、検討すべき多くの問題がありましたため、昭和二十五年及び昭和二十六年の二カ年度間は、その適用を停止することとしたしておつたのであります。

今回、国の予算におきましても、過去二カ年間に設けられておりました地方財政平衡交付金と国から地方公共団体に交付される補助金、負担金の類との間に適宜移用を行い得る旨の規定が廃止されましたのと軌を一にして、おおむね、現行制度に基いて国費、地方費の負担区分に関する規定を整備することとしたのであります。即ち、先に申述べました趣旨に則り、地方公共団体又はその機関に委ねられました事務に要する経費は、その事務の及ぼす利害の如何にかかわらず、原則として全額地方公共団体の負担といたしたのであります。ただ次の四点については、その例外を認めることといたしております。例外の第一として、法令に基いて実施しなければならぬ国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、まだ実施されて日が浅いため十分地方公共団体の事務として同化されるに至つていない等のため、その円滑な運営を図るためには、その経費の全額を地方公共団体の負担に委ねないで、国が、なお、進んで経費を負担する必要がある結核予防その他に要する経費については、法律又は政令の定めるところによつて、国がその経費の全部又は一部を負担することといたしております。即ち、これに該当するものとしたしましては、その外生活保護に要する経費、保健所に要する経費、農業改良普及事業に要する経費等を制限列挙いたしております。例外の第二として、国民経済に適合するように総合的に樹

立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める土木その他の建設事業に要する経費については、国がその経済の全部又は一部を負担するものとしております。これに該当するものとしたしましては、現行のいわゆる公共事業費、失業対策事業費等を制限列挙いたしております。例外の第三として、法律又は政令で定める災害に係る事務で地方税法又は地方財政平衡交付金法の適用によつては、その財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する災害に救助事業その他の経費については、国が、その経費の一部を負担するものとしております。これに該当するものとしたしましては、その外土木災害復旧に要する経費、農林災害復旧に要する経費等を制限列挙いたしております。例外の第四として、専ら国の利害に係る事務を行うために要する経費につきましては、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないことといたしております。これに該当するものとしたしましては、国会議員の選挙に要する経費、外国人登録に要する経費等を概括例示することといたしております。以上のものうち第一から、第三までに該当する経費の種類、算定基準、国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めるとともに、地方公共団体の負担すべき分は、地方財政平衡交付金法の定めるところによつて、地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することといたしております。

次に改正の第二点は、割当的寄附金の禁止に関するものであります。現に地方公共団体は、住民に對し寄附金を割当てて強制的に徴



取するようなことをしてはならない旨を規定してあるのであります。国の出先機関から地方公共団体若しくは住民に対し、又は国若しくは地方公共団体の外郭団体を通じて地方公共団体若しくは住民に対し寄附金等を強制的に割当てて、強要する事例が少なくないように見受けられますので、これらの途も禁止する趣旨において規定の整備を図つたのであります。

最後に右の改正に伴い、所要の規定の整備を図ると共に、地方財政平衡交付金法に所要の改正を加えることといたしております。

以上本法律案の提案の理由及びその内容の概要につき説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことをお願いいたします。

次に只今提出いたしました地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

地方財政平衡交付金制度は、地方団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡を図ると共に、すべての地方団体に対し、それらが合理的且つ妥当な水準において地方行政を行う場合に要する財源を完全に保障することによつて、地方における行政の地方住民による民主的な運営を確立することを目的として、昭和二十五年の地方税財政制度の根本改革に際し創設せられたものであります。これが制度の運営に当りましては、この制度のとりまます均衡化の方式が斬新且つ画期的なものでありますだけに、種々の技術的な困難を克服しながら、絶えず各般に亘る研究調査を続け漸次完全なものに発展せ

しめて行かなければならないものと存じて居るものであります。本法律案は、この制度の運営の実績に徴し、交付金の交付額の算定上、是正を加うべき事項につき、必要な修正を行いますと共に、現在の段階において得られました研究調査の成績を法定いたしました。この制度をしますと、合理的且つ客観的な基礎の上に置くことを企図せんとするものであります。

以下改正案の内容の概要について御説明申し上げます。改正の第一点は、交付金を普通交付金と特別交付金の二種に分ち、特別交付金を恒久の制度といたしますと共に、その総額を、交付金総額の八%の額とすることとあります。特別交付金は、特別の事情が存することによりまして、普通交付金の算定に用いる基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法によつては、捕捉されなかつた特別の財政需要や過大に見積られた財政収入があり、或いは、交付金の算定期日後に生じた災害のため、特別の財政需要の増加や財政収入の減少があること等のため、普通交付金の額が財政の実態に比して過少であると認められる地方団体に対して、当該事情を考慮して交付する交付金であります。従来交付金総額の一〇%に相当する額をその総額とし、昭和二十五年及び二十六年の暫定制度として存しておつたのであります。然し、交付金制度と地方自治との調和を図り、地方財政の健全性を保持するためには、交付金の算定に用います財政需要額又は財政収入額の測定は能う限り、客観的且つ間接的な資料に基づき、画一的に行う必要が生ずるのであります。従つて又この結果は、千差万態の各地方団体の実情に即して、その財政需要額や

財政収入額を的確に測定いたしますことにはおのずから技術的な限界があるわけでありまして、この欠陥を補うため、恒久の制度として、特別交付金を存置する必要があると認められたのであります。ただこの特別交付金制度は、ともすれば地方団体として徒らに中央政府に対する依頼心を増大せしめる虞れがありますのみならず、二カ年間の経験により地方団体の財政需要額や財政収入額の客観的測定の技術の進展により漸次その測定を実態に適合せしめて行くことが可能となつて参りましたので、その総額を、現行の、交付金総額の一〇%の率から八%に引下げることにいたしましたのであります。

改正の第二点は、普通交付金の算定に用いる基準財政需要額算定のための測定単位につきまして、厚生労働費について認められておりました昭和二十六年までの特例が廃止されることと相持ちまして、既往の実績に徴し、一層その測定の合理化並びに簡素化を図りますため、道府県においては社会福祉費外四費目、市町村においては警察費外五費目につき、必要な改正を加えますと共に、社会福祉費中生活保護費及び児童福祉費、衛生費中保健所費につきましては、これが測定単位におお検討の余地が存しますので取りあえず暫定的な特例を存置することといたしましたのであります。

改正の第三点は、基準財政需要額の算定に用いる各測定単位ごとの単位費用を法律に定めることといたしたことがあります。単位費用は、標準的な条件を備えた地方団体が合理的且つ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する一般財源所要額の各測定単位当りの額でありまして、基準財政需要

額算定上最も重要な要素であるばかりでなく、その内容は、地方行政の個々につき一定の水準を示すと共に、この内容に盛り込まれた基準を通じて、地方財政の効率的運営の指標ともなるべきものであります。本来法律を以て定めるものを暫定的に地方財政委員会規則の定めるところに委ねられておつたのでありまして、単位費用に関する調査研究の進捗に伴い、逐次これを決定して行くという方法をとる必要がありまして関係上、あらかじめこれを公表するといふわけに参りませんでしたため、地方団体は交付金の交付額の決定前に交付せられるべき交付金の額の予測が困難となり、財政の計画的運営を阻害されるばかりでなく、延いては交付金制度全般の運営に安定感を失わしめる因をなしておつたのであります。併し、幸いにして、漸く単位費用を法定することができるようになつて参りましたので、この欠陥は除かれることとなるものと考へていたのであります。

今般法定しようとする単位費用の算定方法の概要を申し上げます。まず各行政項目ごとに、一定の標準的規模を備えた団体又は標準的な施設を想定いたしました。当該標準団体又は施設について、それらの行政項目に定められた測定単位によつて測定されます。行政事務の明細を調査し、これら行政事務の細目ごとに、合理的且つ妥当と認められる水準における行政の量と質とを定めました上、当該行政に要する経費の額を算定いたします。この場合において、合理的且つ妥当な水準における行政とするものは現在我が国の置かれております経済社会文化の程度並びに一般住民の公共需要の動向によつて定めるべきものと存じますので、従来法令又は行政指導に



よつて示されております行政の規模内容等を能う限り参酌いたしま  
すと共に、地方財政の状況等を併せ考慮の上、おおむね現況を基礎  
として定めることとしたのであります。

次に細目ごとの経費から、この経費支出に伴つて収入せられる使  
用料、手数料、国庫補助金等のいわゆる特定財源の通常の収入額を控  
除した残額の合算額を、標準団体又は標準団体の標準施設における  
測定単位の数値で除して算定いたしております。かようにして算定  
いたしました単位費用を基礎といたしまして、昭和二十七年度の基  
準財政需要額を概算いたしますと、その総額は約三千六十億円中道  
府県千六百八十億円、市町村千三百七十億円であります。各行政項  
目ごとの内訳は、道府県にあつては、土木費七%、教育費六%、厚  
生労働費一%、産業経済費八%、戦災復興及び徴税費四%、その  
他九%、市町村にあつては警察消防費二〇%、土木費七%、教育費  
二四%、厚生労働費一%、産業経済費四%、戦災復興、徴税及び  
戸籍事務費八%、その他二六%となる見込であり、又これによつて  
算定いたしました各地方団体の基準需要額が基準財政収入額を超え  
ると認められる額の合算額は既定交付金予算額を以て、おおむね充  
足し得る見込であります。次に単位費用の法定に關連いたしまし  
て、現在委員会規則を以て定めることとなつて居ります測定単位の  
数値、補正係数及び基準財政収入額の算定方法は、これをも併せて  
法律で定めて明確にいたしますことが、単位費用法定の実効を収め  
ます上におきましても将来制度全般の運営を円滑ならしめる趣旨に  
おきましても、ともに必要であると認めまして、改めて、これを法

律で定めることとし、十分な研究が遂げられずまでの過渡的な措  
置として、昭和二十七年及び昭和二十八年に限り委員会規則で  
定めることとしたのであります。かくのごとくにいたしましたし  
て、交付金の算定に用いる基本的な事項は、逐次法律に定められ  
ることとなり、交付金制度はますます客観的な基礎の上に立ち、その  
円滑な運営は期して待つべきものと信ずるものであります。

改正の第四点は、新たに交付金制度の運用に當り、地方団体はその  
地方行政について合理的且つ妥當な水準を維持することに努め、少  
くとも法律又は法律に基く政令により義務付けられた規模と内容  
を備えるようにしなければならぬこととし、地方団体が法律又は  
法律に基く政令により義務付けられた規模と内容を備えることを  
怠つていると認められる場合には、關係行政機関は、これを備えるべき  
旨の勧告をすることができ、地方団体がこの勧告に従わなかつた場  
合には、一定の手続により当該地方団体に対し交付すべき交付金の  
額の全部若しくは一部を減額し、又はすでに交付した交付金の全部  
若しくは一部を返還させる方を講じ得ることとした点でありま  
す。申すまでもなく、地方団体は、国とそれ／＼行政の分野を分  
ち、ひとしく、国民の公共需要の充足を職分とするものでありまし  
て、地方住民の福祉の増進を旨とする地方団体がその担当する行政  
について、合理的且つ妥當な水準を維持することに努むべきは、当  
然の責務であり、殊に国が全般の立場から、地方団体に委ねる行政  
のうち、義務教育の確保、国民生活の安定等のために、法律又は政  
令に基いて、一定の規模と内容を備えることを要請するものにつ

きましては、地方団体として、これが負託に適実に応えて行くこと

が肝要であることは言うを待たないところであります。従来、国  
は、各種の行政につき国庫負担金を支出し、この負担金を通じて地  
方団体の行政を実質的に支配し、その行政の推進確保を図つておつ  
たのであります。このことはややもすれば地方行政に対して不当  
の干渉を加える結果となり、地方団体の自主的發展を阻害する虞な  
しとなつたのであります。この欠陥に鑑み、政府は昭和二十五  
年の地方税財政制度の改革に際し、国庫負担金の大幅な整理を行  
い、別に地方税制の改革と地方財政平衡交付金制度の創設により  
地方団体に自主的な財源の増強を図ると共に、交付金制度の持つ財  
政均衡化の機能を通じて、すべての地方団体に対し、それ／＼合理的  
的且つ妥當な水準において地方行政を行うための財源を保障するこ  
ととしたのであります。かくて大いに地方団体の財政の均衡化と独  
立性の強化が期せられることとなつたのであります。これと共に  
に、国民全体の立場からその的確な遂行の要請される事務について  
は、これと地方団体の自主性との間に適切な調和を図りながら、そ  
の遂行を確保するための適當な方途を考慮する必要があるものであり  
ます。即ち、国は国民の立場から緊要と認める行政については、  
法律又は法律に基く政令により、その行政に備えるべき規模と内容  
を示すこととし、このようにして示された行政に限り、地方団体が  
特別な理由なくして、これが義務を怠つた場合には、国は交付金  
の減額又は返還の措置を講じ得ることとし、以て、地方団体の自主  
性と、主要な委任国政事務の遂行確保との間に調整を図ることとい

たしたのであります。

これら主要な改正のほか、交付金の交付時期の改正、都道府県知  
事が市町村の基準財政収入額を算定する場合における国税に關する  
書類の閲覧等に關する規定の整備その他、この制度運営の経験に徴  
し、必要と認められる若干の改正を行うこととしたのでありま  
す。

以上が、本法律案の提案理由及び改正の内容の概要であります。  
何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことをお願いいたします。

## 二、参議院地方行政委員長報告(四月十七日)

○西郷吉之助君 只今議題となりました町村職員恩給組合法案につ  
きまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告  
いたします。

今回、内閣がこの法案を提出した理由は、地方公務員法第四十四  
条によれば、職員が相当年限忠実に勤務して退職し又は死亡した場  
合における退職年金及び退職一時金に關する制度を実施すべき旨の  
規定がありますので、国家公務員の制度との関連、一般社会保障制  
度との関連等をも考慮して、折角研究中であります。町村の公  
務員に対する退職年金及び退職一時金の制度につきましては、昭和  
十八年以降、各都道府県ごとに町村の一部事務組合として町村吏員  
恩給組合が設けられてありますので、この際、現行制度の建前を維  
持しつつ、これを法制化することによつて、その機構を整備し、併  
せてその運営の改善を図らうとするのであります。法案の内容は



およそ次のようなものであります。

第一は、現在の町村吏員恩給組合は、一応、町村の任意加入となつておりますので、これを強制加入に改め、真に町村の公務員全体の福利の向上を確保しようとするのであります。第二点は、町村職員恩給組合の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額については、組合の規約で定めなければならないこととするのであります。第三点は、町村職員恩給組合の経費を町村が負担すべきことを法律に明記し、組合の財政運営の基礎を明確ならしめる措置を講ずることあります。第四点は、町村職員恩給組合の財源の計算及び資産の管理は、健全な保険数理に基かなければならぬという原則を、法律上の要件とすることあります。第五点は、各町村職員恩給組合の実際の運営が右の原則に従つて行われることを共同して確保する方途として、各町村職員恩給組合が連合会を組織し、これによつて、自主的にその目的を達成させることとするのであります。

委員会におきましては、先ず岡野国務大臣から提案理由の説明を聞き、更に政府委員から法案の内容につきまして説明を聞いた後、質疑に入りましたが、その主なるものを述べますと、先ずこの法律の適用を受ける町村職員の範囲について、石村、若木、原の各委員から質疑が行われたのに対して、政府委員から、「町村職員の範囲は模範規約例で定めるが、現在においては町村長を含めるが、雇用人は入れてない」旨の答弁がありました。そこで、更に、各委員からの、「雇用人をも含ませるべきじゃないか」という質疑に対し

まして、岡野国務大臣より、「昭和二十七年度は予算措置がしてないので、できないが、将来財政状況に照らし合せて、雇用人をも含ませるように努力する」旨の言明がありました。更に、恩給の給付に要する費用の負担について各委員から質疑が行われてたのに対して、政府委員から、「従来一般吏員については、職員納付金千分の二十、町村納付金千分の六十七、都道府県補助金千分の八十八、合計千分の百七十五であること、都道府県の補助金は今後なくなり、平衡交付金として町村の基準財政需要額のうちに昭和二十七年年度二十三億円を計上してあること、従来の補助未交付額八億四千万円は速かに清算するよう強力に勧告する」旨の説明があり、更に石村委員から、「国庫補助を考慮されたい」との発言がございました。又、原委員からの、「現行制度を法制化するだけでは福祉の増進とならぬではないか」との質疑に対しまして、政府委員より、「組織運営の面において各地方同一となり、能率増進し、而も冗費を省き得る見込である」という説明がありました。最後に、高橋、岡本両委員より、町村職員が市又は県外町村に転じた場合に勤続年数が通算されない等の不備を指摘して、これが改善並びに人事の刷新を要望したのに対して、岡野国務大臣より、「人事の交流等についても、とくと研究する」旨の答弁がございました。なお、質疑応答の詳細は速記録によつて御覧を願いたいと存じます。

以上を以て質疑は終了したので、討論に入りましたところ、岩沢委員より、「この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。」とあるのを、「公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用

する」ことに修正し、その他は原案に賛成する旨の発議があり、原委員より、これに対する賛成の意見の開陳がありました。これにて討論は終局いたしましたので、採決に入りましたところ、全会一致、修正案に賛成し、この部分を除く原案も又全会一致賛成となつた次第であります。よつて内閣提出の町村職員恩給組合法案は全会一致を以て修正可決された次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

### 三、衆議院地方行政委員長報告(四月二十五日)

○河原伊三郎君 ただいま議題となりました町村職員恩給組合法案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、一昨年十二月第九回国会において成立し、昨年二月から施行されました地方公務員法におきましては、第四十四条において、職員が相当年限忠実に勤務して退職したまたは死亡した場合における退職年金及び退職一時金に関する制度がすみやかに実施されなければならないと規定しておるのであります。これは申すまでもなく、地方公務員に有為の人を誘致するとともに、その職にある者をして安んじて職務に専念させることを趣旨としているのであります。政府としても、地方公務員法の理念に基く地方公務員の退職年金及び退職一時金制度をいかにすべきかについては、国家公務員制度との関連、一般社会保障制度との関連等をも考慮し、せつかく研究中であります。町村職員に対する退職年金及び退職一時金の制

度については、昭和十八年、政府の指導により、各都道府県ごとに町村の事務組合として町村吏員恩給組合が設けられて今日に至つておるのであります。町村吏員恩給組合の給付の種類、額等の現行の基準は、おおむね国家公務員あるいは他の地方公務員の制度に準ずるものとなつていたので、今ただちにこの基準を改めることは、国家公務員あるいは他の地方公務員の制度との均衡の問題もあり、全国的に退職年金及び退職一時金の制度の改革と照合して、今後なお研究を続ける必要がありますが、ただ町村吏員恩給組合は、その法的基礎が薄弱であり、その財政的基礎も強固でなく、その運営上遺憾の点があり、町村からは早急これが整備を要望してやまないのので、この際現行恩給組合制度の建前を維持しつつ、これを法制化して、機構を整備し、運営の改善をはかるべく、本法案の提出と相なつたわけでありませう。

本法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。本法案におきましては、第一に、現在の町村吏員恩給組合は一応町村の任意加入制をとつておりますが、これを強制加入制に改め、真に町村の公務員全体の福利の向上を確保することにしようとするものであります。

第二に、町村職員恩給組合の給付を受ける者の範囲、資格並びに給付の種類及び額については組合規約をもつて規定すべきものとしようとするのであります。

第三に、組合経費の町村負担義務を明定し、組合の財政運営の基礎を確固たらしめようとするのであります。



第四には、組合の財源の計算及び資産の管理は、保険数理に基くべき原則を法律上の要件としようとするものであります。

第五には、各町村職員恩給組合の実際の運営が右の原則によつて行われることを共同して確保する方途として、各町村職員恩給組合が連合会を組織し、自主的にその目的達成を期そうとしていることであります。

以上は本法案の内容であります。本法案は参議院送付にかかるものであります。参議院においては、内閣提出案の附則第一項を「この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年四月一日から適用する。」と改め、また附則第二項中「この法律施行の際」を「昭和二十七年四月一日において」に改めるといふ修正議決をいたしております。

当地方行政委員会におきましては、三月二十日、本案の予備審査のため本委員会に付託せられ、三月二十五日、岡野国務大臣より提案理由の説明を聴取し、四月十五日、政府委員より逐条説明を聴取したのであります。四月十七日、本付託を受け、四月二十一日、政府委員より便宜参議院の一部修正についての説明並びに政府がこれに同意した次第の陳述があつたのであります。

次いで、四月二十二日及び同二十三日の二日間政府委員との間に質疑応答を重ね、同二十三日質疑を終了し、四月二十四日討論を行いました。河原委員は自由党を代表して賛意を表し、門司委員は日本社会党を代表し、八百板委員は日本社会党第二十三控室を代表し、床次委員は改進黨を代表して、それら施行上の留意方を要望して賛成の

意を表し、立花委員は日本共産党を代表して反対の討論を行つたのであります。

次いで採決の結果は、多数をもつて参議院送付にかかる原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、同じく議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定が締結されたのに伴い、その実施の円滑を期するため、合衆国軍隊等に対する地方税法の適用について若干の特例を設ける必要が生じて参つたのであります。政府は本法案においてその措置を講じようとしたのであります。

法案の内容を簡単に申し上げますと、まず第一点は、合衆国軍隊に対しては、原則として地方税を課さないこととしたことであり、

その第二点は、合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族に對しましては、市町村民税、電気ガス税等は原則として賦課しないこととし、またその合衆国軍隊の直接管理にかかるPX等の施設への入場等の行為に対する入場税及び遊興飲食税は賦課しないこととしたことであります。

その第三点は、合衆国軍隊のために、合衆国において合衆国政府と結んだ契約を履行することを目的として日本に滞在する合衆国人

べきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一九)

#### 一、提案理由(四月十七日)

○岡野国務大臣 たいま上程されました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明いたします。

すでに御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定が締結せられましたのに伴い、その実施の円滑を確保いたしますため、合衆国軍隊等に対する地方税法の適用につきまして、若干の特例を設ける必要がございますので、ここに本法律案を提出し、御審議をお願いすることといたしましたのであります。以下、法律案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

たる請負業者等に対しては、その契約履行のために行う事業及びそのためにのみ所有する償却資産等に対して、事業税、市町村民税並びに固定資産税等を賦課しないようにしたことであり、

その第四点として、PX等が行う本来の事業ないし業務に対しては事業税等を賦課しないようにしたことであり、

最後に、徴収方法につきまして、合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族等の所有する自動車または自転車に対する自動車税または自転車税は証紙をもつて徴収するものとしたことであり、

本法案は、四月九日、本委員会に付託されましたので、十七日の委員会において政府の提案理由の説明を聴取し、二十一日より質疑を続行したのであります。本法案の内容は、従来占領軍関係について実施されて来たところと大差なく、従つて地方団体の税収入に及ぼす影響もほとんど言うにたりないものであることが明らかにされましたので、行政協定が締結されました以上、一応当然の措置と考へられたのであります。ただ、将来の運営については自主性を失ふことなく、かつ地方団体の財政への影響に対しては政府が遺憾なき措置をとるべきことが要望されたのであります。

二十三日質疑を打切り、昨二十四日討論に入り、自由党を代表して河原委員、改進黨を代表して床次委員がそれら賛成意見を述べられ、日本社会党を代表して門司委員、日本社会党第二十三控室を代表して八百板委員、日本共産党を代表して立花委員よりそれら反対意見を述べられたのであります。

次いで採決を行いました結果、賛成多数をもつて原案通り可決す

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律



まず第一点は、合衆国軍隊等に対する地方税の非課税に関する規定であります。

その一は、合衆国軍隊に対するものであります。すなわち合衆国軍隊の所有する自動車、自転車、荷車及び固定資産に対しては、自動車税、自転車税、荷車税及び固定資産税を、その使用する電気及びガスに対しては、電気ガス税を、また日本国内において所有し、もしくは使用する財産またはその移転に対しては、法定外普通税をそれらに課さないことといたしております。

その二は、合衆国軍隊の軍人、軍属及びこれらの家族に対するものであります。すなわちこれらの人々が合衆国軍隊の直接管理する食堂、社交クラブ、劇場等へ入場し、またその施設を利用する場合においては、その入場等の行為に対しては、入場税を、これらの場所において遊興飲食する場合においては、その飲食等の行為に対しては、遊興飲食税を、これらの人々が使用する電気及びガスのうち合衆国がその料金を支払うべきものに対しては、電気ガス税を、またこれらの人々が合衆国軍隊に勤務すること等以外の理由によつて発生する所得を有しない場合においては、市町村民税をそれらに課さないこととし、さらにこれらの人々が合衆国軍隊またはその公認し、かつ規制するいわゆるPX、食堂、社交クラブ等における勤務または雇用によつて受ける所得及び一時的に日本国内で所有し、もしくは使用する動産またはその移転に対しては、法定外普通税を課さないことといたしております。

その三は、合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結ん

だ契約を履行することのみを目的として日本国に滞在する合衆国人、換言いたしますならば、合衆国人である合衆国軍隊の請負業者等に対するものであります。すなわち、このような者がその契約の履行のために行う事業に対しては事業税を、その契約に基いて受ける所得以外の所得を有しない場合には市町村民税を、またその契約の履行のためにのみ所有する償却資産、たとえばブルトーザーのよくなものに対しては、固定資産税を課さないこととし、さらにその契約を履行するため一時的に日本国において所有し、もしくは使用する動産またはその移転に対しては、法定外普通税をそれらに課さないことといたしております。

その四は、合衆国軍隊が公認し、かつ規制するPX、食堂、社交クラブ等のいわば軍人用販売機関というべきものに対するものであります。すなわちこのような販売機関等が合衆国軍隊の軍人、軍属等の利用に供するためのみに行う事業または業務に対しては、事業税及び特別所得税を、また軍人、軍属等の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供に対しては、法定外普通税をそれらに課さないことといたしております。

第二点は、合衆国軍隊の軍人、軍属等が個人として所有する自動車または自転車に対する自動車税または自転車税の徴収方法に関する規定であります。すなわち合衆国における自動車税は、通常いわゆるライセンス・タックスであります。ことにかんがみ、合衆国軍隊の軍人、軍属等に対する自動車税または自転車税については、当該自動車の登録等を行う際、証紙によつて徴収することとし、納税の便宜をはか

るとともに、あわせて徴税の確保を期することといたしたのであります。

以上が本法律案の提案の理由及び内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられることを希望する次第であります。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(四月二十五日)

○河原伊三郎君 たいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定が締結されましたに伴い、その実施の円滑を期するため、合衆国軍隊等に対する地方税法の適用について若干の特例を設ける必要が生じて参つたのであります。政府は本法案においてその措置を講じようとしたのであります。

法案の内容を簡単に申し上げますと、まず第一点は、合衆国軍隊に対しては、原則として地方税を課さないことといたしたことであります。

その第二点は、合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族に対しましては、市町村民税、電気ガス税等は原則として賦課しないこととし、またその合衆国軍隊の直接管理にかかるPX等の施設への入場等の行為に対する入場税及び遊興飲食税は賦課しないこととし

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の臨時特例に関する法律

たことであります。

その第三点は、合衆国軍隊のために、合衆国において合衆国政府と結んだ契約を履行することを目的として日本に滞在する合衆国人たる請負業者等に対しては、その契約履行のために行う事業及びそのためにのみ所有する償却資産等に対して、事業税、市町村民税並びに固定資産税等を賦課しないようにしたこととあります。

その第四点として、PX等が行う本来の事業ないし業務に対しては事業税等を賦課しないようにしたこととあります。

最後に、徴収方法につきまして、合衆国軍隊の構成員、軍属及びこれらの家族等の所有する自動車または自転車に対する自動車税または自転車税は証紙をもつて徴収するものとしたことであります。

本法案は、四月九日、本委員会に付託されましたので、十七日の委員会において政府の提案理由の説明を聴取し、二十一日より質疑を続行したのでありますが、本法案の内容は、従来占領軍関係について実施せられて来たところと大差なく、従つて地方団体の税収入に及ぼす影響もほとんど言うにたりないものであることが明らかにされましたので、行政協定が締結されました以上、一応当然の措置と考えられたのであります。ただ、将来の運営については自主性を失うことなく、かつ地方団体の財政への影響に対しては政府が遺憾なき措置をとるべきことが要望されたのであります。

二十三日質疑を打ち切り、昨二十四日討論に入り、自由党を代表して河原委員、政進党を代表して床次委員がそれらに賛成意見が述べられ、日本社会党を代表して門司委員、日本社会党第二十三控室を



代表して八百板委員、日本共産党を代表して立花委員よりそれらに反対意見を述べられたのであります。次いで採決を行いました結果、賛成多数をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院地方行政委員長報告(四月二十八日)

○西郷吉之助君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

今回内閣がこの法案を提出した理由は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定が締結されたのに伴い、その実施の円滑を確保するため、合衆国軍隊等に対する地方税法の適用について若干の特例を設ける必要があるというのであります。法律案の内容はおおむね次の通りであります。

第一点は合衆国軍隊等に対する地方税の非課税に関する規定であります。その一は合衆国軍隊に対するものであります。即ち合衆国軍隊の所有する自動車、自転車、荷車及び固定資産に対しては、自動車税、自転車税、荷車税及び固定資産税を、その使用する電気及びガスに対しては電気ガス税を、又日本国内において所有し若しくは使用する財産又はその移転に対しては法定外普通税をそれらに課さないこととするのであります。

その三は、合衆国において合衆国軍隊のために合衆国政府と結んだ契約を履行することのみを目的として日本国に滞在する合衆国人、換言すれば合衆国人である合衆国軍隊の請負業者等に対するものであります。即ちこのような者がその契約の履行のために行う事業に対しては事業税を、その契約に基づいて受ける所得以外の所有を有しない場合には市町村民税を、又その契約の履行のためにのみ所有する償却資産、例えばブルドーザーのようなものに対しては固定資産税を、それらに課さないこととし、更にその契約を履行するため一時的に日本国において所有し若しくは使用する動産又はその移転に対しては法定外普通税を課さないこととするのであります。

す。

その四は、合衆国軍隊が公認し且つ規制するPX、食堂、社交クラブ等のいわば軍人用販売機関というべきものに対するものであります。即ちこのような販売機関等が合衆国軍隊の軍人軍属等の利用に供するためにのみ行う事業又は業務に対しては事業税及び特別所得税を、又軍人軍属等の利用に供するために行う商品の販売及び役務の提供に対しては法定外普通税を、それらに課さないこととするのであります。

第二は、合衆国軍隊の軍人軍属等が個人として所有する自動車又は自転車に対する自動車税又は自転車税の徴収方法に関する規定であります。合衆国における自動車税がいわゆるライセンス・タックスであることに鑑みまして、当該自動車の登録等を行う際、証紙によつて徴収することとするのであります。

委員会におきましては、先ず岡野国務大臣から提案理由の説明を聞き、更に政府委員から法案の内容につきまして説明を聞いた後、質疑に入りましたが、その主なるものを述べますと、中田、吉川、若木の各委員から、この法律の立案したよりどころ、法律施行による税収の増減見込、諸外国の立法例等について質疑が行われたのに対し、政府委員から、米英、米比、米伊間の協定等について説明があり、税収の増減見込については、電気ガス税の減収が三億八千七百万円で、自動車税の増収が二億六千万円で、遊興飲食税の増収が一億五千万円で、差引二千五百万円の増収となる見込であると説明がありました。なお質疑応答の詳細は速記録によつて御覧を

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律

願います。

以上を以て質疑は終了したので、討論に入りましたところ、先ず若木委員は日本社会党第四控室を代表して、「そもそもの米間の行政協定は戦争誘発の危険があり、治外法権的であり、経済的特権を与え、日本の自主性を喪失するものとして反対であり、これに基づく法案は外国人に対し無期限に税の治外法権を与えるものであり、その内容は外国の例に比して不利益に立案され、而も課税、非課税の識別が困難であつて、日本経済に不利益を与えるから、この法案に反対する」と述べられ、次に吉川委員は、先ず若木委員と安全保障条約に対する態度の異なる根本趣旨を述べて、「党がこの条約に反対したのは、時期尚早であり、行政協定の内容が明確となつた後に審議すべきである」として存する「ゆえんを説いた後、講和条約発効後国連加入を認め、にせの平和主義に反対して米軍の駐留を認める以上は、これくらいの非課税は認めるべきである。尤も外国の立法例に関する説明は不十分であるが、一応当局の言明を信用し、後日改正案を提出するやも知れないことを申し添えて、原案に賛成する」との意見を述べられました。これにて討論は終局したので、採決に入りましたところ多数を以て原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。(拍手)

右御報告いたします。(拍手)



### ◎ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令 に関する件に基く厚生省関係諸命令の 措置に関する法律

(昭和二七、四、二八、法二二〇)

#### 一、提案理由(二月二十六日)

○吉武国務大臣 ただいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

日本国との平和条約の効力が発生いたしました場合、昭和二十年制定の勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定されました諸命令について、しかるべき改廃等の措置を講ずる必要があるのですが、厚生省関係のこれらの命令としましては、引揚援護庁設置令、有毒飲食物等取締令、陸軍刑法を廃止する等の政令第七条、死産の届出に関する規程、伝染病届出規則及び引揚者の秩序保持に関する政令があるものでありますが、これらのうち、最後のものを除く五命令は、日本国との平和条約の効力が発生いたしました後におきましても、法律としての効力を持たせる必要がありますので、ここに法律としての効力を有するものとして存続することとしたのであります。但し、これらのうち、引揚援護庁設置令及び死産の届出に関する規程につきまして

は、字句等について所要の改正を行うことにいたしました。また引揚者の秩序保持に関する政令は、制定当初の目的をほぼ達成いたしましたので、将来法律としての効力を持たせ存続させる必要がなくなりましたので、この際これを廃止することにいたしました次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院厚生委員長報告(三月四日)

○丸山直友君 ただいま議題となりました、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

平和条約の効力発生を控えまして、昭和二十年制定の勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定されました厚生省関係の諸命令について、しかるべき改廃等の措置を講ずる必要があるのですが、厚生省関係の命令としましては、引揚援護庁設置令、有毒飲食物等取締令、陸軍刑法を廃止する等の政令第七条、死産の届出に関する規程、伝染病届出規則及び引揚者の秩序保持に関する政令等がございます。これらのうち、最後のものを除く五命令は、日本国との平和条約の効力発生後も法律としての効力を持たせる必要がありますので、法律として存続す

ることとし、右のうち引揚援護庁設置令及び死産の届出に関する規程については、字句等について所要の改正を行ったのであります。また引揚者の秩序保持に関する政令は、制定当初の目的をほぼ達成いたしましたので、この際これを廃止することにいたしておるのであります。以上、本法案の提出理由並びにその内容であります。

本法案は、一月二十二日、本委員会に付託せられ、二月二十六日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後審議に入り、二十九日午前午後にわたり熱心なる質疑応答が行われたのであります。

次いで質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して岡委員より、希望を述べて賛成意見の開陳があり、日本共産党を代表して荻田委員より反対の意見が述べられたのであります。

次いで採決に入りましたところ、本法案は多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。

#### 三、参議院厚生委員長報告(四月二十八日)

○梅津錦一君 只今議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ずこの法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。日本国との平和条約の効力が発生いたしました場合、昭和二十年制定の

勅令第五百四十二号、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定されました諸命令について、然るべき改廃等の措置を講ずる必要があるのですが、厚生省関係のこれらの命令といたしましては、引揚援護庁設置令、有毒飲食物等取締令、陸軍刑法を廃止する等の政令第七条、死産の届出に関する規程、伝染病届出規則及び引揚者の秩序保持に関する政令の六種の命令があるものであります。これらのうち、最後のものを除く五命令は、日本国との平和条約の効力が発生いたしました後におきましても法律としての効力を持たせる必要がありますので、ここに法律としての効力を有するものとして存続させようとするのであります。但しこれらのうち引揚援護庁設置令及び死産の届出に関する規程につきましては、字句等について所要の改正を行うことにいたしてあります。

又引揚者の秩序保持に関する政令は、制定当初の目的をほぼ達成いたしましたので、将来法律としての効力を持たせ、存続させる必要がなくなりましたので、この際これを廃止することにいたしてあります。

厚生委員会におきましては、政府当局より本案の提案理由その他につきまして詳細なる説明を聴取いたしましたのち、慎重審議をいたし、委員と政府当局との間に熱心なる質疑応答が交されましたが、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以て本案は政府原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。



◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う民事特別法 (昭和二七、四、二八、法二二一)

一、提案理由(四月三日)  
(犯罪者予防更生法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

○佐瀬昌三君 たいだいま議題となりました、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う民事特別法案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、日米行政協定に規定された事項中、民事に関し特別の規定をしようとするものであります。すなわち、行政協定第十八条第三項においては、安保条約に基き日本国内に駐留するアメリカ合衆国軍隊の活動に起因する不法行為による損害につきましては、日本国がその賠償をすべきことが定められており、また同協定第十八条第六項(b)においては、合衆国駐留軍の使用する施設または区域内にある私有の動産に対して強制執行する場合には、合衆国の当局

が、日本国の裁判所の要請に基いて、それらの動産を差押えて、日本国の当局に引渡すべきことが定められているのであります。以上の二点は、いずれも国民の権利義務に直接関係のある事柄でありまして、行政協定の右の規定を実施いたしますためには、法律で特別の定めをする必要がありますので、本法案が提出された次第であります。

本案の内容を簡単に御説明いたしますと、第一条から第四条までにおきまして、米國駐留軍の活動によつて違法に他人に損害を与えた場合は、國家賠償法の規定の例に準じて、日本政府がその損害を賠償することを規定し、第五条において、米國駐留軍の使用する施設または区域内にある動産に対する強制執行について、民事訴訟法の特例を規定したのであります。

さて、当法務委員会における審議の詳細につきましては、速記録に譲りたいと存じますが、そのうち質疑のおもなるものを申し上げますと、第一に、日本における米國駐留軍の行動と、國連軍の一翼としての米軍の行動との区別については、實際上の判定が困難であるから、これらの軍の行動によつて違法に損害をこうむつたときは、すべての場合に國が賠償するようにすべきではないかとの質問がありました。これに対し、政府からは、駐留軍と國連軍との区別は法律上論理的に区別しなければならぬものと思ふ。なお講和条約発効後の日本国と國連軍との関係については目下外交交渉中であるとの答弁がありました。

第二に、駐留軍の行動が、職務の執行にあつたての解釈につき争

いのあつた場合はいかにするかとの質問に對しましては、行政協定によりこれを日米合同委員会に付議することになる、これを要するに、わが國の國家賠償法における國の公務員または被用者が賠償の責任を負うと同じ条件で米國軍隊が賠償の責任を負うことになる旨政府の答弁がありました。

第三に、条文には「違法に他人に損害を加えた」とあるが、その違法性の判定いかんとの質問に對しまして、これは日本の民法と國家賠償法の規定に準拠して、過失主義を原則としておる旨政府の答弁がありました。

かくて、四月十五日質疑を終了し、討論に入り、改進黨、日本社会党、日本共產党及び社会民主党からそれぞれ反対の討論がありました。

次いで採決の結果、多数をもつて政府原案通り可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(四月二十五日)

(平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律 (昭和二七、四、二八、法二二二)

一、提案理由(四月十四日)

○寺本政府委員 たいだいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

先般締結せられました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の第二十一条におきまして、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置し、及び運営する権利を有することに定められました。が、郵便法第二条においては、郵便事業は國が行う事業であつて、郵政大臣がこれを管理する旨を規定し、かつ同法第五条において、何人も郵便の業務を業としてはならないこと、及び何人も他人の信書の送達を業としてはならないことを規定しておりますので、右の行政協定を実施するためには、郵便法第



日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律

三二八

二条及び第五条の規定に対する特例を設けることが必要となり、ここにこの法律案を提案することとした次第であります。以上簡単であります。提案の理由を御説明申し上げますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いする次第であります。

### 二、衆議院郵政委員長報告(四月二十四日)

○飯塚定輔君 たいま議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

先般締結せられました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の第二十一条によりますれば、合衆国軍隊の構成員等が利用するため、軍事郵便局をその使用する施設及び区域内に設置することが定められております。ところが、一方国内法には、郵便法第二条及び第五条に、郵便事業は郵政大臣の管理する国営事業であること、また国以外の何人も郵便の業務を業とすることはできないことが規定されております関係上、右の行政協定を実施するためには郵便法の特例を設ける必要がありますために、右法案が提出せられたのであります。

四月十日、本案は委員会に付託せられました。以来、慎重審議をいたしました結果、去る二十二日、本案に対する質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。ただちに採決をいたしました結果、多数をもつ

て原案通り可決すべきものと決した次第であります。以上簡単であります。御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院郵政委員長報告(四月二十八日)

○岩崎正三郎君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、先般締結せられました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の第二十一条におきまして、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利用する軍事郵便局を、日本国内において合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に設置し及び運営する権利を有することに定められました。郵便法第二条においては、郵便事業は国が行う事業であつて、郵政大臣がこれを管理する旨を規定し、且つ同法第五条において、何人も郵便の業務を業としてはならないことを規定しております。右の行政協定を実施するためには、前述の郵便法第二条及び第五条の規定に対する特例を設ける必要が生じたので、本法律を制定せんとするものであります。

本法案につきましては、委員会において、合衆国軍事郵便局の設置標準如何、日本国内に設置せられる合衆国軍事郵便局と日本郵便局との間における郵便物の交換は、如何なる規定に基き如何なる方式によることとなるか、合衆国の軍事郵便物が日本側の運送機関に託した連合国占領軍の軍人、軍属等の私有車両が、平和条約の発効後は、これらの法律の規制を受けることになるに伴ひまして、経過措置を規定しようとするものであります。その骨子について御説明申し上げます。

第一に、合衆国軍隊の公用車両には、道路運送法及び道路運送車両法に定めております規制を加えることは、その性質上不適当でありますので、公用車両の使用に直接関係のある規定の適用を除外せんとするものであります。

第二には、現在の連合国占領軍の軍人、軍属等の私有車両に対しまして、平和条約発効直後の取扱ひについて特例を設けんとするものであります。これらの私有車両は、現在道路運送法及び道路運送車両法の適用を受けることなく、連合国占領軍におきまして、別個の規制をいたしておるのであります。平和条約発効後は、当然これらの法律の適用を受けることになるのであります。しかしながらこれらの車両につきまして、平和条約発効後ただちに登録、検査等の所定の手続を行いますことは不可能でありますので、六箇月間の猶予期間を設けまして、その間に所定の手続を完了しようとするものであります。

第三には、この六箇月間の猶予期間中に特別の事情、すなわち登録番号標が破損したり、所有者、使用者がかわつた場合についてまで、六箇月の猶予期間を認めますことは、道路運送車両法の正常な運用に相当大なる悪影響がありますので、これらの場合には、すみやかに登録、検査等を受けなければならないこととしたのであります。

三二九

送せられることがあるか、若しありとすれば行政協定を必要としなしかなど、政府当局との間に熱心なる質疑応答があつたのであります。その詳細は速記録によつて御了承を願ひたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、別に発言もありませんので、直ちに採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

以上御報告を申し上げます。(拍手)

### ◎日本国との平和条約の効力発生及び日

#### 本国とアメリカ合衆国との間の安全保

#### 障条約第三条に基づく行政協定の実施に

#### 伴う道路運送法等の特例に関する法律

(昭和二七、四、二八、法二二三)

### 一、提案理由(四月二十二日)

○村上国務大臣 日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案の提出理由についてお聞き取りを願ひたいと存じます。

この法律案は、日米安全保障条約によりわが国に駐留する合衆国軍隊に対する道路運送法及び道路運送車両法の適用除外を規定いたすものであります。従来これらの法律の対象外でありました日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保

障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律



日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律

三三〇

以上がこの法律案の骨子であります。その基本につきましては、安全保障条約に基く行政協定の第十條に明らかにされておるところでありまして、その後、合衆国側と折衝の結果意見が一致いたしましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ十分御審議の上、なるべくすみやかに御可決賜りますようお願いいたします。

次に日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案について、その提案理由をお聞き取り願いたいと存じます。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の第五條第三項に、アメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために、またはアメリカ合衆国の管理のもとに、公の目的で運航される船舶は、強制水先が免除される旨の規定があります。従いましてこの行政協定の条項を実施するため、かかる船舶の船長に対しては、水先法第十三條の強制水先に関する規定の適用を除外する旨の特例法を制定する必要があるわけでありまして、従いましてこの特例法案を提出いたしました次第であります。何とぞこの法案につきましても慎重御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

## 二、衆議院運輸委員長報告(四月二十五日)

(国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、行政協定において、アメリカ合衆国によつて、アメリカ合衆国のために、又はアメリカ合衆国の管理の下に、公の目的で運航される船舶は、強制水先が免除される旨の規定がありますので、行政協定の条項を実施いたしますため、かかる船舶の船長に対して、水先法第十三條の強制水先に関する規定の適用を除外する特例を設けたものであります。

委員会の審議におきましては別に質疑もなく、討論を省略して採対に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

## ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律

(昭和二七、四、二八、法一一四)

### 一、提案理由(四月二十二日)

(日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の提案理由と一括して掲載)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う水先法の特例に関する法律 外国人登録法

三三一

### 三、参議院運輸委員長報告(四月二十八日)

○山縣勝見君 只今上程になりました日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法律案の要旨を申し上げますと、第一は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴いまして、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の自動車に対し、道路運送法及び道路運送車両法中、検査、登録、保安基準等に関する規定の適用を除外する特例を設けたこととございます。第二は、この法律施行の際、連合国占領軍の軍人軍属等の私有する車両に対しましては、平和条約の効力発生後は、当然道路運送法及び道路運送車両法が適用されることとなります。よつてこれらの自動車につきまして、切替の際、直ちに検査、登録等、所定の手続をなすことを緩和するため、一時これらの事項の適用について六カ月間の猶予期間を与えることにいたしましたこととございます。以上が本法律案の骨子であります。

委員会の審議におきましては格別の質疑もなく、討論を省略して採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基

### 二、衆議院運輸委員長報告(四月二十五日)

(国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院運輸委員長報告(四月二十八日)

(日本国との平和条約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う道路運送法等の特例に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

## ◎外国人登録法 (昭和二七、四、二八、法一一五)

### 一、提案理由(三月二十日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の提案理由と一括して掲載)

### 二、衆議院外務委員長報告(三月二十九日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院外務委員長報告(四月二十八日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の委員長報告と一括して掲載)



### ◎ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令 に関する件に基く外務省関係諸命令の 措置に関する法律

(昭和二七、四、二八、法二二六)

#### 一、提案理由(三月二十日)

○石原(幹)政府委員 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

この法律案は平和条約の発効に伴ういわゆるポツダム命令の措置の一環として、外務省関係の諸命令の改廃をしようとするものであります。

外務省関係のポツダム命令は出入国管理令、外国人登録令、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令、朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿児島県または沖縄県に有する者登録令及び入国管理庁設置令の五件であります。このうち出入国管理令及び入国管理庁設置令につきましては、一部改正の上存続し、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令及び朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿児島県または沖縄県に有する者登録令は廃止することと

し、また外国人登録令に關しましては、この際これを廃止した上、新たにこれにかわるべき外国人登録法を制定することとし、別途法律案を提出いたしております。

この法律案のおもな内容といたしましては、第一は出入国管理令及び入国管理庁設置令の一部を改正することであり、すなわち占領終結に伴い、現行の連合国最高司令官による入国許可の制度、その他占領に付随する内容の諸規定を削除するとともに、平和条約の発効に伴い新たに日本の国籍を離脱する朝鮮人及び台湾人に対する取扱ひ等の経過規定を設けることとあります。

第二は北緯二十九度以南の南西諸島人の内地渡航制限令の撤廃であります。現在占領下の特殊事情として行われております内地渡航の制限は、平和条約発効後においては、南西諸島と本邦との関係を考慮し、将来特別の事情がない限り、この地域より内地渡航の自由を確保したいと考えております。

第三は出入国管理令及び入国管理庁設置令を、平和条約発効後も法律として効力を与え、存続せしめることとあります。この二つの政令は昨年十一月、わが国の入国管理に関する既存の法令及び機構を再検討し、一般に認められた国際慣行に一致せしめ、司法保護組織または警察組織とまつた関係のない機構のもとに、外国人の管理業務が運営されるべきであるとの連合国最高司令官の覚書に基づき制定されたものであります。この趣旨精神は平和条約発効後もあくまで尊重し維持すべきものと考えまして、とりあえずこれを法律に切りかえる措置を講じた次第であります。

以上が本法律案の提案理由でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

次に外国人登録法案の提案理由を御説明いたします。

現行の外国人登録令は、昭和二十二年五月ポツダム勅令として、終戦後における最初の外国人管理法として制定実施せられたものであります。その後昭和二十六年十一月、出入国管理令の施行に伴い、一般外国人の出入国については、管理令の適用を受けることとなり、従つて外国人登録令は、一般外国人の登録関係と朝鮮人及び台湾人の出入国の規則とがその内容をなすに至つたのであります。

平和条約発効後においては、朝鮮人及び台湾人は日本の国籍を離脱し、外国人として出入国管理令の適用を受けることと相なりました。従つて現行の外国人登録令の連合国最高司令官の入国許可及びこれに付随する不法入国者の退去強制等の規定は、外国人登録令としては不必要となり、ここに根本的な改正を必要とするに至りましたと同時に、登録関係の規定の内容においても不備な点が多々ございますので、この際政府としましては、外国人登録令を廃止し、新たに外国人登録法を制定いたしました。平和回復後の在留外国人の管理の適正を期して参りたい所存であります。

以上が本法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられますよう希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(三月二十九日)

○仲内憲治君 たいま議題となりました、ポツダム宣言の受諾に

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律

伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案並びに外国人登録法案に關し、外務委員会における審議の経過と結果について御報告申し上げます。

一、法律案の概要につきまして御説明申し上げます。まず第一の法律案の概要について御説明申し上げます。

その第一点は、本法案は本文五箇条と附則からなつておりまして、その第四条において、昭和二十六年政令第三百十九号の出入国管理令と、昭和二十六年政令第三百二十号の入国管理庁設置令の両政令を、本法案によつて若干の改正を加えて、法律としての効力を有せしめようとしておる点であります。

その第二点は、前述の出入国管理令の一部を改正して、外国人とは日本の国籍を有しない者のみに限定して、連合国軍関係者に関する規定を削除したこととあります。次に、同令第二十二條の次に同條の二を追加して、その第一項に、日本国の国籍を離脱した者または出生その他の事由により日本の出入港に上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、それら日本の国籍を離脱した日または出生その他当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができることとし、その第二項において、同期間を越えて本邦に在留しようとするものは、日本の国籍を離脱した日または出生その他当該理由が生じた日から三十日以内に、外務省令で定めるところにより、入国管理庁長官に対し在留資格の取得を申請しなければならないと規定して、日本人が外国人となつた場合または出生その他の理由によつて



まだ在留資格を持たず、事実上本邦に在留することになつたものに対し在留資格を取得せしめんとする規定を新たに設けた点であります。

その第三点は、出入国管理令の一部改正に伴う経過規定でありまして、本法案第二条に規定するところでありまして、すなわち同条第一項に、この法律施行の際現に本邦に在留する外国人で、左の各号の一に該当するものが、引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる期間は、出入国管理令第二十二条の二第一項の規定にかかわらず、この法律施行の日から六箇月とするとなし、それに該当するものは次の三条件を具備したものとしております。すなわち、一、連合国最高司令官の許可を得て本邦に入国した者、二、昭和二十年九月二日以前から引続き外国人として本邦に在留する者、三、日本との平和条約の規定に基き、同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月三日以後本邦に入国して引続き在留し、かつ外国人登録法による外国人登録証明書所持するものとなつております。もちろん、これらの人も、同項の期間を越えて在留しようとするものは、この法律の施行の日から三箇月以内に、入国管理庁長官に対し在留資格の取得の申請をなす必要があるであります。

その第四点は、本法第二条第六項に規定する事項であります。すなわち、日本国との平和条約の規定に基き、同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和二十年九月二日以前からこの法律施行の日まで引続き本邦に在留するもの及び昭和二十

十年九月三日からこの法律の施行の日までに本邦で出生したその子は、この出入国管理令第二十二条の二第一項の規定にかかわらず、別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引続き在留資格を有することなく本邦に在留することができるという規定であります。この規定によりまして、日本国との平和条約の規定に基き、同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する、いわゆる朝鮮人、台湾人のごとく新たに外国人となる者に対し、一般外国人と同等にし、差別待遇をしないことが原則ではあります。これらの人々の特殊性にかんがみ、国籍の転換に際し適切妥當な運営措置をとるために、昭和二十年九月二日以前から引続き本邦に在留していたものについては、別に法律で定めるまでは、そのままに在留資格を有することなく在留せしめ、たとえ日韓会談等によつて、これらの人々に対する措置が決定された後に、法律をもつて決定することとなし、昭和二十年九月三日以後に入国したものであるのみ、この際一般外国人と同様に規制することになつておるのであります。

その第五点は、昭和二十六年政令第三百二十号の入国管理庁設置令の一部改正でありまして、同令第三条第一項を改正して、入国管理庁は出入国管理令による出入国の管理及び外国人登録法による外国人の登録に関する事務を行うことを任務とすることと改めたことと、その他外国人登録法制定に伴う条文の整理のほかに、札幌市に新たに札幌出張所を増設したことを規定しておる点であります。その第六点は、従来ありました命令の廃止規定でありまして、す

なわち、昭和二十一年厚生省令、内務省令、司法省令第一号の朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南(口之島を含む)の鹿児島県または沖縄県に有する者の登録令及び昭和二十五年政令第二百二十七号、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令の二命令を本法案において廃止した点であります。

次に、第二の外国人登録法案の概要について御説明申し上げます。

現行の外国人登録令は、昭和二十二年五月、ポツダム勅令として、外国人の管理のために制定実施せられました。その後、昭和二十六年十一月、出入国管理令が施行せられ、一般外国人の出入国については管理令の適用を受けることとなり、従つて外国人登録令は、一般外国人の登録関係と、朝鮮人及び台湾人の出入国の規則とがその内容をなすに至りました。しかるに、平和条約発効後においては、朝鮮人及び台湾人は日本の国籍を離脱し、外国人として出入国管理令の適用を受けることとなります。従つて、現行の外国人登録令の、連合国最高司令官の入国許可及びこれに付随する不法入国者の退去強制等の規定は不必要となり、また登録関係の規定の内容においても不備の点があるので、この際外国人登録令を廃止し、新たに外国人登録法を制定したいというのであります。

この法案の主要な点をあげますと、一、在留外国人は、一定期間内に、市町村長に対し登録を申請しなければならないこと、二、市町村長は、外国人の呈示する旅券に基いて、正規入国者たることを

確認して登録証明書を交付すること、三、外国人は、その登録証明書が毀損または紛失したりした場合にはあらためて市町村長に対し交付を申請しなければならないこと、四、外国人は、住所の変更等の場合には、登録証明書の書きかえを申請しなければならないこと、五、登録証明書の有効期間を二年としたこと、六、指紋の押捺規定を規けたこと等であります。

本法案は、三月十九日に内閣から衆議院に提出され、本委員会に付託されましたので、本委員会は、三月二十日、二十五日、二十七日、二十八日、二十九日の五回にわたり、また二十六日の外務委員会・法務委員会連合審査会において慎重に審議を重ねました。

平和条約発効に伴い、日本国籍を離脱する朝鮮人、台湾人等の永年居住者に対する本邦に在留資格に関し、委員諸君からの再三の質問に対し、政府当局より、遵法精神のある善良なるこれら居住者に対しては何らかの便法が講ぜられるであろうとの答弁があり、また本邦に永年居住の中国人に対しても好意ある処置がとられるであろうとの答弁がありました。これらの審議の内容については、これを委員会議録に譲ることといたします。

政府当局に対する質疑終了の後、日本社会党、第二十三控室日本社会党、日本共産党及び労働者農民党の委員諸君より、政府提出の両法案に対し修正の動議が提出されましたが、本動議は賛成者少数をもつて否決されましたので、次に両法案の原案に対する討論に移り、自由党の佐々木委員及び改進黨の山本委員より賛成の意見が述べられ、日本社会党の戸叶委員、第二十三控室日本社会党成田委



員、日本共産党の林委員及び労働者農民党の黒田委員等より反対の意見を述べられ、討論を終結、採決の結果、賛成者多数をもつて、本委員会は政府提出の両法案を原案通り可決と決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院外務委員長報告(四月二十八日)

○有馬英二君 只今議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律案につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この法案は、平和条約の発効に伴ういわゆるポツダム命令の措置の一環として外務省関係の諸命令を改廃せんとするものであります。政府の説明によれば、外務省関係のポツダム命令は、出入国管理令、入国管理庁設置令、外国人登録令、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令、朝鮮人、中華民国人、本島人及び本籍を北緯三十度以南の鹿児島又は沖縄県に有する者登録令の五件でありまして、右のうち出入国管理令及び入国管理庁設置令は一部改正の上存続し、外国人登録令は廃止の上これに代るものとして外国人登録法を制定し、他の二件は廃止するのが本案の趣旨でございます。

次に本案の要点を簡単に説明いたしますと、  
第一、出入国管理令の一部改正は、連合国最高司令官による外国

人の入国許可制その他占領に附随する諸規定が平和条約発効に伴う措置として削除されております。又新たに「在留資格の取得」という一条を設けて、本邦内における外国人の出生等に対して在留資格の新規取得を認め、なお平和条約発効に伴い日本の国籍を離脱する台湾人と朝鮮人のために、その在留資格及び在留期間は別に法律で定めることとし、差当り条約発効後も引続き居住を認めるという経過規定を定めております。即ちこれらの台湾人、朝鮮人は、出入国管理令の適用については、原則としては一般外国人と同等なのであります。但し、国籍の転換に際して適当な経過措置が必要と考え、これらの人たちに二つに分類し、昭和二十年九月二日以前から引続き在留しておる者については、別に法律で定めるまでそのまま在留資格を定めることなく在留せしめる、その法律というものは日韓会談等によつて措置が定まつてから制定するというのであります。又同年九月三日以後入国した者については差当り六カ月引続き在留資格を認め、この法律施行後三カ月以内に在留資格の取得の申請をなすべきことを定めておるのであります。

第二に、入国管理庁設置令も一部を改正するのであります。これは管理令の改正及び登録法の制定に伴う条文の整理と札幌市に出張所を設置するための改正であります。

第三に、北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令は、平和条約発効後においては、西南諸島との関係を考慮し、将来この地域よりの内地渡航の自由を確保したい趣旨から撤廃するものであります。

本委員会は、本案が法務委員会の所管とも関連いたしますので、四月三日、十五日、十七日、二十二日及び二十四日の五回に亘り法務委員会と連合委員会を開き、引続き二十五日、二十六日及び本二十八日の三日に亘り外務委員会を開き、通計八回の委員会において文字通り慎重審議をいたしましたのであります。

次に質疑の主なるものを御説明いたしますが、本案と関連する外国人登録法案も一括審議に付したことを御承知願いたいと存じます。質疑において最も論議せられましたのは、出入国管理令についてであります。即ち同法令は昨年十一月より一般外国人の出入国を管理するために施行されたものであります。この管理令が平和条約発効と共に外国人となる数十万に及ぶ在留朝鮮人並びに台湾人に適用されることになり、管理令に定むる居住、強制退去等の規定がこれらの人々に如何ように適用され運用されるかが質疑の焦点になりました。

先ず連合委員会の模様を申し上げますと、羽仁、伊藤、吉田諸委員等より、「容疑者の違反調査を入国警備官の判断に委ねておるのは法の濫用に陥る虞れはないか。又入国警備官は違反調査に当つて地方裁判所から許可状の交付を受けるが、令状に等しい許可状を交付する際、裁判所に拒否権がないように解される規定は、司法権の独立を害する虞れがあること、容疑者収容の意味如何。通計六十日の収容期間を認めておるのは、刑事事件における通計二十三日に比し苛酷ではないか。密告者に対する報償金の制度。登録に際して指紋を強制するがごとき善意の外国人に悪感情を与える結果になりはし

ないか」等、主として管理令の規定に基本人權の侵害するようなものが多いことを指摘されたのであります。これに対し政府側より、「この法令は、米、国、カナダ等諸外国の立法例をも参酌し、国際慣習に則つて作成したものであり、その運用は十分民主的に行うものであること。裁判所が許可状を交付するに当つては、提出された資料によつて判断するもので、この制度は行政権の濫用を防止するに効果があり、不当の行政権の責任を裁判所に負わせるものではない。六十日の収容期間は容疑者の救済手続に必要な期間をも含めたもので、処罰の観念ではなく、飽くまでも行政措置の建前であること。密告者に対する報償金の制度は潜在不法入国者発見のための止むを得ざる措置である」等の答弁がありました。

次に最も論議されましたのは、管理令二十四条に列記せられた強制送還に関する規定についてであります。例えば「四項のハ、ニ、ホにおける貧困者で生活保護法の適用対象になつておる者や癩患者等は直ちに退去せしむるのか、オ、ワ、カ、ヨに規定する政治活動に参加する者の退去は如何なる国内法を根拠としたのか。国内法で違法とせぬ者を単に好ましくない者として退去せしむることは納得できない。破防法等よりも更に行き過ぎの規定ではないか」との質問に対し、「貧困や癩患者であるという理由だけで送還するつもりはない。悪質の者を送還する途を開いておくため、運用には十分注意し、徒らに不安を与えないようにする。オ、ワ等に規定した者が外国人として在留することは日本に甚だしく迷惑であるという観念からの行政措置で、国内立法との関連はない。要するに二十四条



は制裁の趣意ではなく、日本の立場から見ても在留されては困る人々の退去を求める途を開いておく行政措置である」との答弁がありました。「又、朝鮮と中国が現在二つの政權に分れておる現実から見て、在日朝鮮人、台湾人に対する登録の施行は、大韓民国と台湾の中國政權の國籍を強制するのではないか」との質問に対し、「國籍は相手國の國籍法が決するものであり、日本の立場で左右し得るものではない。ただ現在のところ、交渉の相手は、例えば朝鮮については大韓民国であるので、韓國籍を欲する者は韓國籍をとるのである。併しそれを欲しない人もあろうから、登録に當つては便法を設け、朝鮮という表現も認めて、その居住を許し、日韓會談の結果によつて永住の問題も解決するのである」との答弁がございました。

かくして四月二十四日、五回に亘る法務委員會との連合委員會を閉じ、二十五日より外務委員會に移り、二十六日、二十八日に亘り続開いたしたのであります。二十五日には岡崎國務大臣の出席を求め、岡田、曾祚、杉原、兼岩各委員の質問が行われました。その要點は、「管理令第二條の六項の経過規定は終戦前から本邦に居住する朝鮮人等に永住を認める趣旨であるか。若し認める趣旨であるならば法文に明らかにすべきであり、併せて關係者に安心を与えるために別に政府声明等を発する必要がある。占領中に制定した政令の一部改正として管理令を提出した理由はどうか。何故に登録法のごとく法律案として提出しなかつたのか。」その他管理令第二十四條の運用方針等につき質問があつたのに対し、「管理令第二條六項の規

定は大体永住を許可する含みである、ただ永住の条件等は日韓會談中の議題であつて、相互主義の建前もあり、法文に明示は困難であること。管理令は講和後の事態を予想して作られており、現在においても修正の箇所も極めて少いので、一部改正として提出したところ。管理令第二十四條については十分運用に注意し、末端機關の行き過ぎを監督する方法を講ずる」旨を答弁したのであります。

続いて二十六日には、更に問題の主要点を検討するために、各派代表委員各一名を以て小委員會を構成し、午前午後に亘つて熱心に討議いたしました。小委員長の報告によれば、小委員會においては、管理令第二條六項の表現を明確にし、終戦前より居住する朝鮮人等が簡易手續で引続き在留し得ることを法文に盛ること、強制退去の場合、本人の希望を徴して送還先を決定すること、第二十四條の規定中の不適当なものの削除等について研究いたしました趣きであります。小委員會終了の後、外務委員會を続開いたし、小委員長の報告があり、更に審議の後、質疑は終了いたしました。

本二十八日討論に入りましたが、討論においては、民主クラブ大隈委員より、附則第一項但書の修正案が提出されました。これは、入国管理庁札帳出張所が四月一日より設置される旨の原案を講和発効の日よりとするための日附の關係より生ずる機械的な修正であります。大隈委員は右の修正を除き原案に賛成されました。

次いで社会党第二控室曾祚委員より修正案が提出されました。その趣意は、終戦前より本邦に居住する朝鮮人等に引続き居住を認め政府の意思であるならば、その趣意を明文化すべきで、管理令第

二條六項の経過規定はこの点明確を欠くので、これを削除し、別に附則として簡易手續による在留を認めて、その者の在留資格と在留期間は別に法律で定めること、又強制送還に當つては、その者の國籍又は市民権の屬する國につき特別の事情ある者については、本人の希望を徴して送還先を決定する趣意を織り込んだものであります。

次いで自由党平林委員より原案は賛成の発言があり、次に岡田委員より、社会党第四控室、第一クラブ、共産党を代表して、修正案を提出されました。その趣意は、管理令第二條六項の規定は、在留を認める趣意が不徹底であるから、これを端的に、「別に法律の定めるところにより本邦に在留することができ」と改正すること、管理令第二十四條の送還規定は別に法律で定めるまで適用しないこと、又送還先については大体曾祚委員と同様、本人の希望を徴すること等であります。

以上で討論を終り、採決に入りましたところ、多数を以て政府原案中附則を修正の上、その他の部分は原案通り可決いたしました次第であります。

なお審議の結果、委員會の空気を緩合いたしますと、一般的に見ても、出入国管理令の改正及び登録法案については、平和条約の発効に伴い日本國籍を喪失する人々の間に、日本政府は大量の強制送還をするのではないかと、非常な危懼を生ぜしめたことは事実で、この点は甚だ遺憾なことであります。併し委員會の席上、政府の屢次の説明によつても明らかなごとく、これは全くの誤解又は曲解であ

つて、政府は何らさような無法なことをもとより意図するものではないと考えます。従来同胞として本邦に永住した善良な人々は、依然として安んじて本邦にとどまることができるよう意を用いてあるものと認められるのであります。但し政府としては、前述のような危懼や誤解が完全に消え去るよう、又立法の公正な趣意が末端まで徹底するよう、今後十分の措置をとられるよう政府に要望すべきであることは、委員會の一致した見解であり、本日の委員會において、大隈、平林両委員よりも特にこの点につき強い希望が述べられましたので、政府のとらんとする態度を表明せられんことを望む次第であります。

以上御報告申し上げます。

次に只今議題となりました外国人登録法案の外務委員會における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

先ず本案の内容を御説明いたします。終戦後、政府は、外国人を管理するために外国人の登録とその出入国を規制して参りました。その根拠法は、昭和二十二年五月のポツダム勅令による外国人登録令、昭和二十六年十一月より施行の出入国管理令の二つであります。ここに提案された法案は、現行の外国人登録令が講和発効後の事態に不適當になりますので、これを廃止して、新たにこれに代る内容を有するものであります。即ち平和条約の発効後は、朝鮮人と台湾人は日本の國籍を喪失し、外国人として出入国管理令の適用を受けることとなりますので、現行登録令中の連合國最高司令官の入国許可等の規定が不必要になること、又登録關係の規定の内容



も整理する必要があるために、新たに外国人登録法を立案したものであります。この法案の主なる点は、一、ポツダム政令たる現行の外国人登録令を廃止し、新たに在留外国人の登録の手續を定めたこと。二、出入国管理令の規定と登録との関連を付けたこと。三、在留外国人は一定期間内に市町村長に登録を申請すること。四、市町村長は外国人の呈示する旅券に基いて正規入国者たることを確認の上、登録証明書を交付すること。五、登録証明書の有効期間を二年としたこと。六、指紋捺捺の規定を設けたこと等を規定しておりますが、多くは手續に関する事項でありますので、説明は省略し、その詳細はお手許に配付いたしました資料につき御承知を願いたいと存じます。

外務委員会は四月三日以来法務委員会と連合委員会を五回、外務委員会を三回、計八日間に亘つて審議をいたしましたのであります。その経過の詳細は、関連上、本案と一括審議いたしましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律案についての委員長報告中に一括併せて御報告いたしましたことを御了承願ひたいと存じます。外務委員会は四月二十八日の委員会において討論を経て採決いたしましたところ、多数を以て政府原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。

次いで只今議題となりました日本国との平和条約第十五条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定の締結について承認を求めめるの件につき、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたしま

す。

政府の説明によりますると、平和条約第十五条(a)の規定は連合国内の返還及び補償に関するものであり、補償のためにはすでに連合国内財産補償法が制定されております。併しながら同条約に基いて返還又は補償の措置を講じて、関係国に満足を与えず、紛争を生ずることが予想されるのであります。かかる場合を予想して、平和条約第二十二條は、その紛争の解決を特別請求裁判所への付託又は他の合意された方法に委ねておるのであります。政府はこの二十二條の規定に基いて、かかる紛争を、日本政府が任命する委員一名、当該連合国内政府が任命する委員一名及び両政府の合意によつて任命される第三の委員の三人の委員からなる委員会に付託して解決するための手續を設定する協定を、平和条約の署名国のうち希望するものとの間に締結せんとするものであります。法案は九條からなり、委員会に対する紛争付託の手續、委員の任命方法、委員会の決定方法、委員会の拘束力等を規定しております。

外務委員会は四月二十三日に予備審査、次いで二十八日に質疑討論を経て採決を行いましたところ、多数を以て原案通り承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

## ◎戦傷病者戦没者遺族等援護法

(昭和二七、四、三〇、法二二七)

### 一、提案理由(三月十三日)

○吉武国務大臣 たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法の提案理由について御説明申し上げます。

御承知のように、戦傷病者、戦没者遺族等に対する国としての処遇は、雇用人たる軍属を除きまして、恩給法に基きその公務上の負担または疾病に關しましては、増加恩給、傷病年金等が支給せられ、またその公務上の死亡に關しましては、扶助料等が支給せられていたものであります。しかるに、今次大戦の敗戦に伴いまして、昭和二十年連合国軍最高司令官の指令たる「恩給並ニ扶助料ノ件」が發せられ、これに基きまして昭和二十一年ポツダム勅令第六十八号により、これらの恩給はその支給を停止され、わずかに戦傷病者等に対して、少額の増加恩給のみが残されているにすぎないのでございませぬ。さらに陸海軍部内の雇用人たる軍属の戦時災害による公務上の負担または疾病につきましては、内地勤務の者に限り、それら陸軍軍属戦災救恤規程、海軍共済組合令等によつて処遇せられ、現在におきましては、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により、これらの雇用人に対しまして年金を支給しておるのであります。雇用人たる軍属のうち、戦地勤務の者につきま

しては、年金を支給すべく立案中に遂に終戦に至り、少額の一時金を支給いたしましたほか、今に至るまで何ら適切なる処遇をいたしておらないのであります。

これらの戦傷病者、戦没者遺族等は、過去における戦争において国に殉じた者でありまして、これらの者を国が手厚く処遇するのは、元來国としての当然の責務でございませぬ。敗戦によるやむを得ざる事情に基き、国が当然になすべき責務を果し得なかつたのは、まことに遺憾のきわみと申さなければなりません。しかしながらすでに平和条約は締結せられ、その効力発生の時期は、目睫の間に迫つて来たのであります。この講和独立の機会に際しまして、これらの戦傷病者、戦没者遺族等に対し、国家補償の觀念に立脚して、これらの者を援護することは、平和国家建設の途にあるわが国といたしまして、最も緊要事であることは言をまたないところであります。これがこの法律により戦傷病者戦没者遺族等の援護を行おうとする根本的趣旨であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。第一に対象であります。この法律による援護を受ける対象は、大別して、二といたしました。第一は、昭和二十一年勅令第六十八号により、恩給権を停止または制限された旧軍人等及びその遺族であります。第二は、戦地勤務の有給の嘱託員、雇員、用人、工員または社員たる軍属及びその遺族であります。恩給権を制限または停止された旧軍人等及びその遺族については、いまさら説明を要しないところであり、また戦地勤務の雇用人及びその遺族につきま



は、前に申し上げました内地勤務の雇用人たる軍属及びその遺族との間に存する処遇の不均衡を是正いたそうとするものであります。

第二に、援護の内容について申し上げます。まず戦傷病者等に対しては最高六万六千円から二万四千円までの障害年金を支給し、さらに一定の病状の者に対しては、その職業能力を回復させ、その他の更生をはかるため、更生医療の給付を行い、また補装具を支給し、加えて重度の身体障害者については、国立保養所を設置してこれに収容する方を講じ、その援護の万全を期そうとするものであります。また遺族に対しては、遺族年金及び遺族一時金を支給することにいたしました。すなわち不具廃疾の夫、十八才未満または不具廃疾の子、六十才以上または不具廃疾の父母、扶養する直系血族のない十八才未満または不具廃疾の孫、扶養する直系血族のない六十才以上または不具廃疾の祖父母の範囲の遺族に対し、配偶者につきましては一万円、その他の遺族については、一人につき五千円の年金を支給し、その生活の援護の一助といたしているのがあります。また昭和十六年十二月八日以後、すなわち太平洋戦争開始以後戦没された者の遺族に対しては、遺族一時金として妻、不具廃疾の夫、十八才未満または不具廃疾の子、父母、扶養する直系血族のない十八才未満または不具廃疾の孫、祖父母の範囲及び順位により、遺族に対し、戦没者一人につき五万円の記名公債を交付することとしたのであります。

これら各措置の施行に要する経費は全額国庫負担でありまして、障害年金の所要経費約十八億円、遺族年金の所要経費約百五十六億

円、遺族一時金として交付される公債利子の所要経費約五十三億円、更生医療等に要する経費約七億円、その他事務費として約三億円、計約二百三十七億を計上いたしている次第であります。

以上がこの法律案の概要であります。本法律案に定められているもののほか、遺家族の子弟の育英を充実し、戦没者の霊を慰めるための合同慰霊式典に要する経費に対し補助し、身体障害者を一定の事業所に雇用させる等の措置をとることにいたし、これがため約二億円の予算を計上いたしている次第であります。しかしながら戦傷病者戦没者遺族等に対する処遇につきましては、政府は今次の案をもつて十全のものと考えているわけではございません。しかし現下のわが国の財政力のもとにおいては、やむを得ざるどころと考えている次第であります。なお政府は別途恩給法特例制度審議会を設置し、旧軍人等またはその遺族に対する恩給につき調査審議を行う所存であり、これがため所要な法的措置として恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案を今国会に提出したいと考えています。これら諸般の事情を了とせられ、慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第でございます。

二、衆議院厚生委員長報告(四月三日)

○大石武一君 ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

最高の愛国心を發揮して国に殉じた戦没者の遺族及び戦傷病者等

に対しましては、戦いの勝敗を問わず、手厚き処遇をいたすのが、国家として当然の責務であります。しかるに、今次大戦の敗戦による、やむを得ざる事情に基きまして、この国家当然の責務を今日まで果し得なかつたことは、日本国民として、まことに遺憾のきわみであります。戦傷病者並びに戦没者遺族等のこうむつた精神的、物質的の困窮の真情には、真に国民の黙し得ぬものがあり、第一国会以来、これらの人々の援護に関する請願、陳情は山積している現状であります。

本委員会におきましては、問題の緊要性にかんがみ、さきに第五国会において、遺族援護に関する小委員会を設置して、鋭意これが対策を審議いたしましたのでありますが、その結果として、遺族援護に関する決議が二十四年五月本院を通過し、遺族に対する年金、弔慰金、遺児の育英、生業資金、母子福祉施設、免税等の諸問題について政府のすみやかなる善処を要望いたしましたのであります。次いで、昭和二十六年三月、第十国会において、遺族、戦傷病者及び留守家族対策に関する決議が本院を通過いたしました。本問題につき再び政府の措置を督促いたしました。本委員会においては、その後さらに遺家族、傷痍軍人の援護に関する小委員会を設置し、爾来、第十国会末に至るまでに、実に二十余回にわたり、きわめて熱心なる討議、研究を遂げたのであります。その結果得ました成果は、それぞれ戦傷病者の援護に関する要望書、遺族援護に関する要望書として政府に送付いたしておるのであります。

ますると、終戦まで支給せられておりました増加恩給、傷病年金、扶助料等は、昭和二十年に発せられた連合国軍最高司令官の指令たる恩給並びに扶助料の件に基く二十一年のポツダム勅令第六十八号によりまして、その支給が停止せられ、わずかに戦傷病者等に対して少額の増加恩給のみが残されているにすぎないのであります。さらに陸海軍部内の雇用人たる軍属の戦時災害による公務上の負傷または疾病につきましては、内地勤務の者に限り、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法により年金が支給されておりますが、戦地勤務の者につきましては、少額の一時金を支給したほか、今に至るまで何ら適当な処遇が与えられておらないのであります。本院の両回にわたる決議にもかかわらず、戦傷病者、戦没者遺族等に関する特別の国家的施策が今日まで講ぜられなかつたことは、真に遺憾と申すほかはございません。すでに昨年九月平和条約が締結せられ、その効力発生の時期は目睫の間に迫つておるのであります。この講和独立の機会に際しまして、これらの戦没者遺族、戦傷病者等に対して、国家補償の觀念に立脚して援護の措置を講ずることは、平和国家建設の途上にあるわが国として最も喫緊の要務と申さねばならぬのであります。今回政府が本法案を提出した理由も、またこれにほがならぬのであります。

次に、本法案の概要について申し上げます。まず対象であります。その一は、昭和二十一年勅令第六十八号により恩給権を停止または制限された旧軍人等及びその遺族であり、その二は、戦地勤務の有給の嘱託員、雇員、用人、工員または鉉員たる軍属及びその遺



族であります。後者は、内地勤務者との間に存する処遇の不均衡を是正しようとの目的によるものであります。

次に、援護の内容について申し上げます。戦傷病者等に対しましては、最高六万六千円から最低二万四千円までの障害年金を支給し、さらに一定の症状の者に対して、その職業能力を回復させ、その更生をはかるために、更生医療の給付を行い、また補装具を支給し、加えて重度の身体障害については、国立保養所を設置し、これに収容する方途を講じ、その援護の万全を期そうとしているのであります。また遺族に対しましては、遺族年金及び遺族一時金を支給するのであります。不具廃疾の夫、十八歳未満または不具廃疾の子、六十歳以上または不具廃疾の父母、扶養する直系血族のない十八歳未満または不具廃疾の孫、扶養する直系血族のない六十歳以上または不具廃疾の祖父、祖母の範囲の遺族に対し、配偶者については一万円、その他遺族については一人につき五千円の年金を支給し、その生活の援護の一助といたしておるのであります。また昭和十六年十二月八日以後戦没した者の遺族に対しましては、遺族一時金として、妻、不具廃疾の夫、十八歳未満または不具廃疾の子、父母、扶養する直系血族のない十八歳未満または不具廃疾の孫、祖母の範囲及び順位により、遺族に対し、戦没者一人につき五万円の記名国債を交付することといたしておるのであります。これら各措置の施行に要する経費は、全額国庫負担でありまして、障害年金の所要経費約十八億円、遺族年金の所要経費約百五十六億円、遺族一時金として交付される公債利子の所要経費約五十三億円、更生医療

等に要する経費約七億円、その他事務費として約三億円、計約二百三十七億円を計上いたしております。

以上が本法案の概要であります。本法案に定められている以外にも、さらに援護措置として、遺家族子弟の育英の充実、戦没者の合同慰霊祭に要する経費の補助、身体障害者の雇用あつせん等を行うこととして、これがため約二億円の予算が計上されておるのであります。

本法案は、三月十二日、本委員会に付託せられ、十三日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取、十八日より連日委員会、戦争犠牲者補償に関する小委員会並びに海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会との連合審査会等を開いて、きわめて熱心なる審議を行ったのであります。その詳細は会議録について御承知願いたいと存じます。

なお、本法案の重要性にかんがみ、広く一般の世論を聴取するため、三月二十五、二十六の両日にわたり公聴会を開き、早稲田大学教授末高信氏外十六名の公述人から、広い角度よりの意見を聴取し、慎重審議を重ねたのであります。

かくて、本月二日質疑を終了したのであります。本日の委員会において、自由党より修正案が提出され、高橋委員より同案の趣旨の説明がありました。その要旨は、第一、補償のための援護という文字を入れること、第二、遺族一時金については、弔慰のため遺族一時金を支払うという文字にかえること、兄弟姉妹にも支払うこと、子及び孫に年齢制限を付せぬこと、夫に不具廃疾等の条件を付

せぬこと、第三、遺族年金は昭和二十七年までに限り全額を一時に支払うこと、第四、障害年金及び遺族年金について、三年以上の懲役等に処せられた場合を受給権の消滅条件としておるのを停止条件とすること、第五、障害年金受給者が死亡した場合の遺族年金の限度を二万四千円としておるのを、生前受けていた額の範囲内とするのと等でございます。

次いで、以上の修正案と原案とを一括して討論に付しましたところ、自由党を代表して丸山委員より、船員、徴用工、学徒等への軍属の範囲の拡大を強く希望いたしました。賛成意見の開陳があり、改進黨を代表して金子委員より、日本社会党を代表して岡委員より、日本共産党を代表して荻田委員より、日本社会党第二十三控室を代表して青野委員より、農民協同党を代表して寺崎委員よりそれらに反対の意見が述べられたのであります。

次いで、討論を終結し、まず修正案の部分について採決に入りましたところ、修正案は多数をもつて可決すべきものと決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決せられた次第であります。

次いで、高橋委員より、次の附帯決議を付すべきであるとの動議が提出せられたのであります。これを朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法附帯決議案

戦傷病者戦没者遺族等の援護法案は暫定的措置である。よつて、政府は速かに恩給法特例制度審議会を開き、戦没者遺族、戦傷病者等に対する国家補償の制度を急速に確立すべきである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法

これに対しまして、社会党岡委員より反対意見の開陳があつた後、採決に入りましたところ、多数をもつて動議のごとく決議いたしました。

すでに皆様も御認識のごとく、本法律案は決して完全なものではなく、むしろ不満の点の多いものであります。しかし、委員会があえてこれを議決せしめたゆえんものは、今まで七年の長きにわたつて果し得なかつた戦傷病者、戦没者遺族等に対する弔慰金、年金等を差上げ得る機会、すなわち日本国民の責務の一端を果し得る機会を得たこと、並びに国家の現状を認識したことにあるのであります。本委員会は、この法律案が礎石となつて、国家補償の眞の実績を発揮し得る時期が一日も早からんことを念願いたしております。さらに遺族のみならず、すべての戦争犠牲者が、全国民の義務において、明るい、あたたかい生活を営み得るような社会保障制度の確立いたされることを熱望いたす次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院厚生委員長報告(四月二十五日)

○梅津錦一君 只今議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

終戦後すでに六星霜を経過いたしましたにもかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等に対する処置が何ら講ぜられず、今日まで放置されておりましたことは、そのことの理由の如何を問わず誠に遺憾の極



みであつたのであります。これに関する請願、陳情の山積みを見ましても、これらの人々の衷情のほどが察せられるのであります。厚生委員会におきましては、かねてから本問題の緊急重要性に鑑みまして、特に遺族援護に関する小委員会を設置いたしました。遺家族等の援護対策につきまして、関係当局から種々微細に亘つて説明を聴取しながら、一方参考人等を喚問いたしました。これらの意見を徴し、又は各種資料に基きまして鋭意調査研究を進めまして、想を練り、意見をまとめ、一応の対策立案を樹立したのであります。この間、政府よりこの法律案が提出されるに及びまして、当委員会が予備審議をする運びと相成つたのであります。委員会におきましては慎重に検討いたしました結果、この法律案は、援護の対象、範囲、金額その他の点に対しても、種々修正を加える必要を発見いたしましたので、一応の修正点を取りまとめた上、先議中の衆議院側とも緊密な連絡をとり、右修正に関し協力方を申入れたのであります。この間本問題の重要性と且つは緊急性に鑑みまして、施策の円滑を期するため、衆参両院の厚生委員長連名を以ちまして、総理大臣に対し、専任厚生大臣任命方を強硬に申入れるという事態も惹起したのであります。衆議院におきましては、当方の申入れを若干取入れ、修正議決の上、本院へ送付されたのであります。

次に衆議院におきまして修正されました要点を申し上げます。国家補償の精神に基き援護を行うものとする。遺族一時金については、弔慰のため遺族一時金を支払うものとする。遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、政府原案では、配偶者、子、父母、孫及

び祖父母の五種類であつたのを、兄弟姉妹にまで支払うものとする。戦没者と同居云々の条件を除くこと。子及び孫に十八才未満という年齢制限を附せぬこと。夫に不具廃疾等の条件を附せぬこと。遺族一時金の受取人の順位を調整すること。遺族一時金の利子が前払いできるよう規定すること。遺族年金は全額を一時に支払うこと。従つて後払いの規定を削除し、前払いできるようにすること。年度の途中権利を獲得せる者には月割計算とすること。障害年金及び遺族年金において三年以上の懲役等に処せられた場合を受給権の消滅条件となつておるのを停止条件と改めること。障害年金受給者死亡せる場合の遺族年金の限度を二万四千円とせるを生前受けていた額の範囲内とすること。その他字句の修正を行うこと。以上が衆議院の修正でございます。

よつて本委員会におきましては、この法律案がいよ／＼本付託に相成りましたので、先ず政府当局から提案理由並びに法案の要点について説明を求め、次いで衆議院側より衆議院の修正箇所についての説明を聴取いたしました。後、慎重審議の過程におきまして、委員と政府当局との間に熱心なる質疑応答が交わされたのであります。即ち本法が実施された場合に、遺族等に対し現金が交付される時期如何、生活保護法適用者と本法との関係、事実上の婚姻の意義、公債の発行方法並びにその現金化問題等々の質疑に対しまして、厚生大臣並びに引揚援護庁長官からそれ／＼答弁がございましたが、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存するのであります。

而して本委員会におきましては、慎重審議の結果、この法律案はなお不備の点多く、更に修正を加える必要を認めましたので、この法案の審査を小委員会に付託いたしましたところ、小委員会におきましては、超党派的に全員協力して慎重審議いたしました結果、修正案並びにこれに関連して政府に対する要望事項を次の通り決定いたしました旨、小委員長より報告を受けた次第であります。

即ち修正点といたしまして、障害年金に関する条項、障害年金額のうち特別項症、第一項症及び第二項症に該当する重度の不具廃疾の者に対する年金額を引上げること。遺族年金に関する条項、配偶者がなく、且つ扶養することのできる直系血族がない父母については、年齢制限、不具廃疾の条件を外すこと。二十七年中は四月二日以後に六十才に達しても、四月一日に年齢条件を満たしたものとして取扱うこと。遺族一時金に関する条項、名称を弔慰金と変えること。法令に基いて強制動員を受けた者、即ち徴用工、徴用船員、勤労報国隊員、女子挺身隊員、学徒報国隊員、元の陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者(国民義勇隊員を含む)及び特別未帰還者に対しても弔慰金を支給すること。その支給金額は三万円とすること。なお弔慰金を支給すべき遺族の順位について所要の調整をすること。二十七年中中の遺族年金については、支給停止事由が生じても支給の停止はしないこと。又すでに支給した遺族年金については一切返還を要しないようにすること。その他条文の整理。

戦傷病者戦没者遺族等援護法

次に、政府に対する要望事項といたしまして、  
一、この法律案は暫定措置たる趣旨に鑑み、昭和二十八年度にお

いては適切なる根本対策を講ずること。

二、弔慰金として交付する公債はこれを一種類とし、その現金化につき特別の措置を講ずること。

三、生活保護法との調整を図り、この保護世帯を特段の留意を払い、その運用につき遺憾の点なきよう末端まで徹底せしめること。

四、本法実施については、関係当局者は懇切丁寧なる態度を以て迅速的確に事務を処理し、いやしくも遺族を利用する等、本法制定の趣旨に反するものがないよう努めること。

五、本法施行を契機として白衣の街頭募金等が行われないよう指導すること。

以上の通りでありまして、これに対し厚生大臣より、「修正案につきましては予算の枠で賄えるものについては異存はないが、予算よりはみ出す分についてはその裏付けがなければ実施困難である。なお、要望事項につきましては一々御尤もであるから努めて御要望に副うよう善処いたしたい」旨の答弁がありました。

かくて質疑を打ち切り討論に移りましたところ、自由党を代表いたしました中山委員より、「修正の点は小委員長報告通り、他は原案に賛成する。この修正案は各委員が超党派的に協力一致して決定したものである。五月二日の慰霊祭までには何とかしてこの法律案を成立させたい。なお、小委員長報告の要望事項の実施については政府の善処方を望む」旨の意見の開陳があり、続いて緑風会を代表して藤森委員より、社会党第四接室を代表して河崎委員より、社会党第二控室を代表して山下委員より、民主クラブを代表して谷口委員よ



り、改進黨を代表して深川委員より、最後に第一クラブの松原委員より、いずれも小委員長報告の要望事項の実現を期待すると共に、それら若干の希望事項を附加した上、小委員長報告の修正案に賛意を表されました。かくて討論を終局し、採決いたしました結果、この法律案は全会一致を以て小委員長報告通り修正可決すべきものと決定いたしました次第であります。

最後に一言附加えて御報告を申し上げます。この修正案が小委員会におきまして意見の一致を見るに至るまでには、実に十二回の修正案が作成せられたのであります。山下小委員長初め、小委員のかたがた並びに参議院法制部におきまして、並々ならぬ努力が払われたことを申し上げまして報告を終わります。(拍手)

### ◎法務府設置法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、一、法二二八)

#### 一、提案理由(三月二十六日)

○龍野政府委員 たいま上程になりました法務府設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に説明いたします。

この法律案の要旨は、(1)拘留支所を拘留所に昇格させること、(2)少年院を新設すること、及び(3)少年院の分院を本院に昇格させることの三点であります。

まず、拘留支所の拘留所への昇格のことから申し上げますと、小倉拘留支所は、その収容者が常時五百人を越え、しかも支所であるために運営上少なからざる困難を伴つておりましたので、かねて拘留所として独立させるべく準備中でありましたが、施設の方もようやく完備いたしましたので、この際、この被告人及び被疑者の収容について一層円滑な運営をはかりますため、本所に昇格させたいと思

います。

次に、少年院の新設及び少年院の分院の本院への昇格のことにつきまして、御承知のように、少年院の施設は、新少年法の実施以來絶大な御支援をいただき、年を追つてその充実を見ているのであります。なお、十分ではなく、とりわけ特別少年院及び医療少年院の施設、また女子の少年院の施設につきまして、著しく不足を感じているのであります。ことに特別少年院につきましては、そのほとんどが少年院法の規定により、暫定的に少年を収容する監獄の一部を区分して充てている現状であり、さらに、昨年一月からの少年法の適用年齢の制限解除以來ますますこの種少年院の必要性を加えて参りましたことにかんがみまして、新たにこの種の施設といたしますため、小田原少年院及び宇都宮少年院を新設したいのであります。医療少年院につきましては、さきに工事未了のため一応分院として設置し、昇格の準備を進めておりました宮川医療少年院を本院に昇格させ、種別を異にする本院との関係から生ずる運営上の支障を取除き、その医療少年院としての特種な機能を十分發揮させたいのであります。女子の少年院につきましては、榛名山麓に榛名

女子学園を新設し、及びかねて工事中でありました青葉女子学園の完成を期に、分院から本院に昇格させ、本院と男女別を異にするこ

とから生ずる運営上の支障を取除き、女子の少年院としての性質を深からしめたいのであります。ほかに、水府学院につきまして、その収容少年の数、施設の大きさ等から考慮いたし、一層効果的な運営を期しますため、本院に昇格させたいと存するのであります。その他、少年院の名称及び位置について所要の改正を若干いたしておるのであります。

以上が提案の理由であります。何とぞ、すみやかに御可決あらんことを希望いたします次第であります。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(三月二十九日)

(海上保安庁法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院内閣委員長報告(四月二十五日)

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎医療法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、一、法二二九(参))

#### 一、提案理由(四月十六日)

○藤森眞治君 只今議題となりました医療法の一部を改正する法律

医療法の一部を改正する法律

案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案の内容は、医療法第七十条の診療科名に更に新しく気管食道科を追加しようとするものでございます。医療法第七十条の診療科名に関する規定は、医師の行います診療内容の正しい表示と、これによつて公衆が誤まりのない医療を受けることができることを目的として定められるものでなければならぬのでございます。現代医学がますます専門分科的に深まつて進歩しつつあります現状から見まして、診療科名も又公衆の利便を図るためには当然学問的基礎の上に立つて共に推移して行かなければならないと考えられるのでございます。昭和二十五年に当初内科以下十科でありました診療科名に神経科のほか五科が追加されましたのも、畢竟この要請を充たすための措置であつたのにはかならないのであります。ここに提案いたしました法律案も、このような見地から提出いたしましたものでございまして、最近の気管食道に関する研究並びに技術の著しい進歩を見ますと、その発達は実に画期的なものがありまして、従来考えられておりました耳鼻咽喉科や内科の一部に属しておるといふような觀念からは遠く離れまして、一言で申し上げますと、間接診断から直接診断治療に飛躍した特殊の一性格を備えたものになつて来たのでございます。他面、日本気管食道学会は、日本医学会の一専門分科学会として、又国際気管食道学会の一員として、多数の研究業績を發表いたしましたして、我が国のみならず、世界の医学の進歩に貢献しておるといふ状況でございます。以上のような見地からいたしましたして、この新専門分野における診療科目を医療法中



の診療科名に追加いたしました。一般公衆に周知せしめることが、国民医療の向上の点から見まして重要な意義を持つものであると信じますので、ここに本法律案を提出いたしました次第でございます。

何とぞ御賛成の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第でございます。(拍手)

### 二、衆議院厚生委員長報告(四月十九日)

(優生保護法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。

## ◎森林法等の一部を改正する法律

(昭和二七、五、一、法、一三〇)(衆)

### 一、提案理由(三月二十五日)

○平野委員 たいま御審議を願います森林法等の一部を改正する法律案につきまして提案理由を説明いたします。

この法律案は、去る第十国会で制定せられました森林法並びに国有林野法の一部をそれ〴〵改正するものであります。

まず森林法であります。同法は、戦後の経済事情の変化に応じて、森林の保続培養と森林生産力の発展をはかることを趣旨といたしまして制定せられ、その円滑な運用を期して参つたのであります。

回定例検査を行うこと、土地収用法の全文改正に伴い、森林法で準用している同法の関係規定を整備すること等、その他の点につきましても、今回あわせて改正をいたしたいと存するのであります。次に国有林野法につきましては、森林法と同様に新土地収用法の施行に伴いまして国有林野法中の関係規定を整備しようとするものであります。

以上簡単に御説明を申し上げますが、慎重御審議の上、御協賛を御願ひ申し上げる次第であります。

### 二、衆議院農林委員長報告(三月二十七日)

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### 三、参議院農林委員長報告(四月十六日)

○羽生三七君 只今議題となりました森林法等の一部を改正する法律案について、農林委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

この法律案は、第十回国会に制定された森林法及び国有林野法の二法律の一部を改正せんとするものでありまして、この二つの法律中に共通した改正点がありますので、便宜上一括した改正案とせられております。即ち、両法律中に準用されている土地収用法が両法律成立後に全面改正されましたので、その点を新らしい土地収用法を準用することに改めたことあります。又森林法にお

森林法等の一部を改正する法律

が、その後の施行の状況にかんがみまして若干の改正を行う必要が生じたので、所要の改正を行い、法律運用の完璧を期したいと存する次第であります。

その改正の主要な点を申し述べますならば、第一に従来森林区実施計画に基づく伐採の許可の申請は、年一回だけ認められていたのがありますが、都道府県知事が許可した伐採立木材積が森林区実施計画に定められた許容限度まで達しない場合に限り、都道府県知事は、さらに森林区実施計画に定められた許容限度に達する数量の範囲内において新たに許可すべき伐採立木材積の数量を六月一日に公表し、これに基づいて伐採の許可をなし得るようにいたしたいと存するのであります。

第二に森林区実施計画案の公表の期日を十月三十一日から十一月三十日に、森林区実施計画の決定の期日を十二月三十一日から翌年の一月二十五日にそれ〴〵繰り下げることに森林区実施計画の編成準備の便宜に資し、森林計画の精度の向上を期したいと存する次第であります。

第三に保安林におきましては、立木の損傷につきましても都道府県知事の許可事項として荒廃の防止をはかることといたしました。

以上申し述べましたところが、この法律案のおもな改正点であります。以上同時にやまこまかな点にわたりますが、市町村長が国有林野またはそれに近接する土地について火入れを許可する場合には、従来営林局長の承認を要したのを営林署長の承認で足るものとする。出資森林組合及び出資森林組合連合会の指導監督のため年一

きましては、右のほか、法律運用上の完璧を期するために、一、三の改正を加えております。その第一は、森林区実施計画案の公表及びその決定の期日をそれ〴〵約一カ月ずつ繰延べたこととあります。第二は、森林区実施計画に基づく伐採許可の申請は年一回と定められておりますが、伐採許可量が、伐採許容限度に達しない場合に限り、更に一回申請できることに改めたこと。第三は、保安林において立木の伐採等は都道府県知事の許可事項であります。立木の損傷もこれに加えたこと。第四は、緊急伐採及び火入許可の手続を簡易化したこと。第五は、出資森林組合及び同連合会を指導監督するため、年一回の定例検査を行うこととし、又、森林組合及び同連合会に森林火災国営保険の事務を取扱わせることができることとしたこと等でありまして、概して法律施行上の便宜と補強を行うものであります。

農林委員会におきましては、改正案の提案理由を聞き、質疑を行なつて、慎重審議をいたしました。森林法の運用上の改正につきましては、法律の細目の改正もさることながら、むしろ本法制定の趣旨を達成するために十分な予算的処置を必要であるとの見解が有力でありました。なお詳細は速記録によつて御了承を願ひます。

討論においては別段に発言もございませんでしたので、直ちに採決の結果、全会一致を以て本法律案を衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告を申し上げます。(拍手)



◎主要農作物種子法

(昭和二七、五、一、法一三二)(衆)

一、提案理由(四月二日)

○坂田(英)委員 主要農作物種子法案について、提案理由の説明を申し上げます。

米麦等主要食糧の増産をはかり、国内においてその自給率を高めますことが、わが国の自立の基礎条件であることは申し上げるまでもないところであります。従いまして施策の重点が米麦の増産に集中されていることは当然であります。米麦の増産のためには、優良な種子を確保し、これを普及するということが根本的な方法であると存するのであります。しかしながら米麦の種子につきましては、需要者が極度に現金支出をきらう農家であり、しかも自家採種ができませんので、優良な種子の導入が増産の要諦であることを知りながらも、自発的にこれを行っていないというのが実情であります。一方優良な種子を生産するためには、特別の技術と管理が必要とされ、その生産費が一般の米麦と比較しておのずから高くなるにもかかわらず、その収量は一般米麦に比して低位にありますので、その種子は高価なものとなり、かくては農家の需要の減退するのは自然の理であり、従いまして、優良な種子の栽培、普及はとうてい望み得ないのであります。ここに国または地方公共団体がその生産

と普及について特別の指導ないし助成を行う必要が生じて来るのであります。

歴代の政府においても、このことの重要性にかんがみ、つとにこれら種子の生産及び普及事業のための助成と指導をいたして参つたのであります。その施策は必ずしも一貫性を持たず、さしたる効果を上げ得なかつたのであります。

御承知のごとく優良な種子を確保するには、単なる種子の現品検査をもつてはとうてい実効を期しがたいのであります。圃場において栽培中の農作物につき出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査を行い、優良な種子としての適否をあらかじめ判定する制度を確立し、農民が安んじてこれら圃場において生産された種子を導入し得るような態勢をとのえることが肝要であります。これと同時に、圃場経営者に対しては勧告、助言及び指導を行い、当該圃場の種子用米穀の供出免除の措置を考慮し、あわせて財政的援助を行つて初めて優良な種子の生産確保並びにこれが普及の効果を期し得るのであります。かかる優良な種子の生産、普及に関する国、都道府県の指導助成の基本方針を確立し、これが制度の恒久化をはかるために今回ここに本法律案を提出したのであります。これが本法律案を提出した理由であります。

以下法律案の主要な内容について概略御説明申し上げます。まず第一は、生産普及の対象となつてゐる種子は、稲、大麦、裸麦及び小麦の種子であるということであり、さきに申し上げました通り、米麦はわが国農業の基本的作物であり、国民食糧

の根幹であり、その優良な種子の生産確保並びにこれが普及はきわめて大切なものであるにもかかわらず、蔬菜類のごとく他花受精するものを自家採取すれば、発芽直後より著しい異型退化の現象を呈するのであります。稲麦等については、いわゆる自花受精いたしますため、自家採種が行われ、優良な種子の生産及び普及が最も行われがたいものであります。さりとて稲麦等も毎年自家採種すれば、遺伝因子の分離、一部自然交雑等によつて、種子は品質、生産力ともに低下して参りますので、過去の試験成績によつてみても、最小限度一年おきに専門的に採種した優良な種子と更新をする必要があるものであります。従つて本法律案に、いわゆる種子とは米麦の種子をいふのであります。

第二に、優良な種子の生産を確保いたしますために、都道府県は、種子の生産圃場を、指定種子生産圃場として指定し、指定を受けた者に圃場審査を受けることを義務づける一方、国はその経営に要する経費の一部を補助し、その生産費を補償することによつて、一般農民が等量の米麦でもつて、優良な種子と交換し得る道を開き、もつて優良な種子の普及をはかろうとするものであります。なお、指定種子生産圃場において生産された米麦については、別途食糧管理法に基く供出の免除を行う方針であります。

第三に、ただいま申し上げましたように、指定種子生産圃場については、都道府県の圃場審査を受けるべきことを、その経営者に義務づけたことあります。優良な種子であるかどうかの判定は、もみについてだけ検査を行つても十分にこれを確認することは困難で

あり、かつまた農産物検査法による検査は、種子としての合格、不合格を判定することを目的としたものでないものであります。どうしても立毛について公的機関が別個に審査して、将来種子として適格であるかどうかを認定するとともに、優良な種子の生産のためには、必要な指導を加えることが肝要なのであります。これが圃場審査を義務づけたゆえんであります。圃場審査に合格いたしましたものに対しては、圃場審査証明書を交付いたすことになつておりますので、その圃場において生産された種子は、一応優良な種子として、農民が安んじてこれを使用し得ることと相なるのであります。

しかし、これら指定種子生産圃場において使用すべき種子を供給するために、いわゆる都道府県において原種圃を經營することとし、これらの府県に対して国が所要経費の一部を補助すべきものとし、優良な種子の供給をはかることとしたのであります。

第四に、優良な種子の生産を確保し、さらにこれら種子の使用を農家に普及させるために、都道府県、市町村、種子の生産者等に対して必要な勧告、助言及び指導を行うべき義務を課し、これに要する経費の一部を国が補助し得ることとしたのであります。

以上のような措置を恒久的に制度化することによつて、米麦の優良品種の確保をはかり、食糧増産という国家的要請に答へんとするものが、本法案の骨子でありますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を得られますよう切望する次第であります。



## 二、衆議院農林委員長報告(四月十九日)

○平野三郎君 たいま議題と相なりました、坂田英一君外二十三名提出、主要農作物種子法案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

わが国経済自立の基礎条件であります食糧増産の必要性については、いまさら申し上げるまでもないことでありまして、現在朝野をあげて国内食糧の自給度向上のために努力いたしております。従いまして、これが達成に必要な方法手段を総合的に講じて行かなければならぬのは当然であります。なかんずく稲、麦等主要食糧の優良種子の確保とその普及は最も有効な手段でありまして、今日まで、政府当局におきましても、その重要性にかんがみ、優良品種の生産及び普及事業に対し助成と指導とをいたして参つております。しかし、優良種子の生産には特別の技術と管理が必要でありまして、ために、その生産費は一般の米麦作等に比較して自然高くなり、その結果、種子の価格もまた高価となりますので、現金支出をきらう農家は、もっぱら自家採種に依存いたし、純正度合いの高い優良品種の導入が増産上有利であることを知りながらも、十分徹底して行われていない状況にあります。それゆえ、今後食糧増産の要請にこたえて行きますためには、優良種子の確保と普及につき一段と強力に促進する必要がありますので、これに関する国及び都道府県の指導助成の基本方針を確立し、これを制度として恒久化する目的をもちまして、本法案を提出することとなつたのであります。

次に本法案の主要な内容につき概略申し上げますと、第一点は、生産普及の対象となる種子は、国民食糧の根幹となつてゐる稲、大麦、裸麦及び小麦といたしましたこと。第二点は、都道府県は種子の生産圃場を指定し、指定を受けた者に対し、圃場に栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等につき、圃場審査を受けることを義務づける一方、国はその経営に要する経費の一部を補助することとしたこと。第三点は、圃場審査に合格した者に対しては圃場審査証明書を交付して、農民が安心してこれを使用できることとしたし、またこれら指定種子生産圃場において使用する種子を供給するため、都道府県において原種圃を経営することとし、これらの都道府県に対し、国が所要経費の一部を補助することとしたこと。第四点は、都道府県に対し、市町村における種子の生産者等に必要の勧告、助言及び指導を行う義務を課すとともに、これに要する経費の一部を国が補助し得ることとしたこととでございます。

本法案は、去る三月三十一日、本農林委員会に付託と相なり、次いで本月二日、提案者を代表して坂田英一君より提案理由の説明がなされ、さらに昨十八日質疑を行いましたところ、社会党第八控室井上委員、共産党竹村委員の両委員から、指定種子生産圃場の設置計画面積、圃場指定の基準並びに助成のための補助金の内容等に関し発言がございましたが、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

質疑終了後、討論を省略、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

## 三、参議院農林委員長報告(四月二十三日)

(魚傾斜地帯農業振興臨時措置法の委員長報告と一括して掲載)

### ◎補助貨幣損傷等取締法臨時特例

(昭和二七、五、二、法一三二)(参)

#### 一、提案理由(四月三日)

○委員外議員(小野義夫君) 補助貨幣損傷等取締法臨時特例の案でございますが、これは私ほか七名のかたぐひの共同提案の形式をとつたのでございますが、これは本来大蔵省から出して頂きたかつたのでありますけれども、まあ議員提出にしろというお言葉でございますから(笑声)そのお言葉に従つて提案いたしました次第であります。この法案の提案理由はこの法案にくつついておりますけれども、更にお手許にお廻した理由書を朗読させて頂きます。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例案の提案理由説明。只今議題となつております「補助貨幣損傷等取締法臨時特例案」につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

補助貨幣損傷等取締法は、御承知の通り補助貨幣の損傷と銜つぶし並びにこれを目的とする蒐集を禁止してゐるのであります。これに違反したものは一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する旨を規定されておるのであります。

補助貨幣損傷等取締法臨時特例

現在補助貨幣といたしましては、五円以下の多種のものが発行されておりますが、経路取引の実情を見ますに、一円以下の補助貨幣が使用されていることは稀であるように見受けられるのであります。又他面一円以下の補助貨幣がたま／＼非鉄金属類に混同して溶解される場合もあるのであります。かかる場合本法の罰則の適用を受けることは余りにも不都合な結果を生ずることになるのであります。従いまして一円以下の補助貨幣につきまして根本的な措置を講ずることが望ましいのであります。物価その他関係するところが諸般に亘り、早急に解決することが困難でありますので差し当り一円以下の補助貨幣の損傷取締につき本法の特例を設け罰則の適用を一時排除することが機宜を得た措置であると考えられるのであります。

なお、この措置によりたとえ一円以下の補助貨幣が銜つぶされるようなことがあるといたしましても先に申述べました通り経路取引の現状からしまして実際に影響するところは極めて少ないものと考えられる次第であります。

以上がこの法案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、参議院大蔵委員長報告(四月四日)

○平沼彌太郎君 只今上程されました補助貨幣損傷等取締法臨時特例案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。



本案は小野義夫君外七名の発議による議員提出法案であります。御承知のごとく、一円以下の補助貨幣については、取引上実際に使用される割合も少く、而非鉄金属類に混同して誤まつて熔解される場合がしばしば起りやすいので、今回その損傷取締につき、補助貨幣損傷等取締法の特例を設け、罰則の適用を当分の間排除しようとするものであります。本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。次に国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本案の主な点を申し上げますと、第一は、国家公務員共済組合の保健給付について、療養費の現金払いは組合が必要と認めた場合に限りできることとし、医療機関の不当請求の防止のため、これらに対する検査の規定を設けようとするものであります。第二は、ほ育手当及び埋葬料の最低額をそれぞれ四百円及び六千円に増額すると共に、給付期間経過後の傷病手当金の支給を打切ることとしようとするものであります。このほか、組合員の組合に対する支払金に関する規定等、所要の改正をしようとするものであります。

本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に国家公務員等の旅費に關する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

国家公務員等の旅費定額は昭和二十五年四月に定められたものであり、その後の経済事情の変化と外交再開の場合を考慮して、内国

旅費の基本定額を一五%乃至二〇%引上げ、割増額を含む定額で表示することとし、外国旅費の基本定額を各種の名目で支給されておりますものを整備し、割増については内国旅行の場合と権衡をとつて決定し、外国旅行の場合の鉄道賃、船賃、支度料等の支給条件等の規定の整備をしようとするものであります。本案は、質疑の後、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

### 三、衆議院大蔵委員長報告(四月十九日)

(関税法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

## ◎信用金庫法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、二、法一三三(衆))

### 一、提案理由(三月二十六日)

○佐久間委員 たいま議題となりました信用金庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

最近中小企業金融の円滑化は、とみにその重要性を増加しつつあり、従つてこれらの金融を担当している信用金庫の任務は、ますます重きを加えているのであります。御承知の通り信用金庫は昨年六月信用金庫法の制定により、金融機関としての基礎を確立し、鋭意その使命の完遂に努力しているのであります。本年二月末現在におい

ては、預金額七百七億円を突破し、貸出額また五百三十三億を越えるという目ざましい活動を示しているのであります。真に中小企業者のための金融機関として、さらに一層その活動を促進し、中小企業金融の円滑化をはかるために、今回信用金庫法の一部を改正いたしました。会員たる資格を有する事業者の常時使用する従業員の数、百人より三百人に引上げますとともに、会員中株式会社の数

が漸次増加する傾向にある実情にかんがみまして、これらの者の便益をはかるために、新たに会員のためにする有価証券の払込金の受入れ等の業務を行い得ることとし、また資金運用の効率化をはかり、経営の健全化に資するために、その本来の業務に反しない限度において、大蔵大臣の認可を条件といたしまして、会員以外の者に対する資金の貸付、または手形の割引を行い得ることとしたのであります。

以上の趣旨によりまして本法律案を提案した次第であります。なおこの機会におきまして、改正案の内容について、さらに若干補足的な説明を加えておきたいと存じます。

まず今回の改正の第一点たる会員資格の拡大という点であります。事業者たる会員の資格といたしましては、現在常時使用する従業員の数が百人と限定されておりましたが、御承知の通り見返り資金の中小企業貸付は、従業員三百人以下の中小企業者に対してなされることとなっております。また別途本国会に提案されている中小企業等協同組合法の一部改正案におきましても、事業者たる会員の資格を三百人に拡大いたそうとしておるのであります。さ

らに資金難を訴える中小企業者は、おおむね三百人以下のものに多い現状であります。このような事情にかんがみまして、信用金庫につきましても、その会員となり得る事業者の範囲を、三百人以下に拡大することにより、中小企業金融難の解決に資することといたそうとするものであります。

次に改正の第二点たる、会員のためにする有価証券の払込金の受入れ等の業務を、新たに加えた点であります。御承知の通り株式会社制度の普及発達に伴いまして、信用金庫の株式会社たる法人会員数も、最近漸増の傾向にあるのであります。これらの株式会社が増資するような場合、あるいはまた今後会員たる個人が、新たに株式会社を設立しようとする場合におきまして、現行法のもとではそれら株式の払込金の受入れ等の業務の取扱いができないことになっておりますので、きわめて不便を感じられ、数年来その取扱いを認めておつたところでありまして、よつてこの際その取扱いを認め、金融機関としての活動の万全を期せしめようとするものであります。

最後に改正の第三点として、大蔵大臣の認可を条件として、員外貸付を認めることとした点であります。信用金庫の相当数は現在市町村が金庫事務を取扱つており、これを取扱う金庫は今後さらに増加する傾向にあります。金庫事務の取扱いは市町村当局への貸出しを行う場合が生ずることは、当然予想されるところであります。のみならず信用金庫の資金量の増大に伴いまして、その余裕金が一時多額に上ることもあり、その効率的運用をはかるため



十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

三五八

コール・ローン等に放出する必要がありますので、これらの理由によりまして、会員以外の者に対する貸出しの道を、ここに開いておこうとするものであります。なお員外貸出しの場合には、大蔵大臣の認可を要することとし、協同組織の本旨を離れて、会員以外の個人にまでむやみに貸出しを行うことがないようにいたしております。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十七日)

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十八日)

○平沼彌太郎君 只今上程されました信用金庫法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、第一に、中小企業金融を円滑化するために、信用金庫の会員資格を拡大し、事業者の常時使用する従業員の数を百人より三百人に引上げようとするものであります。第二に、会員のためにする有価証券の払込金の受入等の業務ができることとしようとするものであります。第三に、大蔵大臣の認可を条件といたしまして員外貸出を認めることとしようとするものであります。その範囲を、

地方公共団体に対する貸付、コール・ローン等にとどめようとするものであります。

本案の審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、小林委員より修正案が提出されましたが、その要旨は、信用金庫法第五十三条の改正規定は、会員以外の者に対する資金の貸付又はこれらの者に対する手形の割引をなし得ることになつておりますが、その範囲を地方公共団体又は銀行その他の金融機関に対する資金の貸付に改めようとするものであります。採決の結果、小林委員提出の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても全会一致を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

◎十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法

(昭和二七、五、七、法一三四(衆))

一、提案理由(四月二十三日)

○宇野委員 ただいま議題となりました十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案提出の理由を御説明申し上げます。

この法案は、十勝沖地震による農舎、畜舎、サイロ、炭がま、また

◎急傾斜地帯農業振興臨時措置法

(昭和二七、五、七、法一三五(衆))

一、提案理由(三月二十八日)

○坂本(實)委員 ただいま議題と相なりました坂本實外四十六名提出急傾斜地帯農業振興臨時措置法案に關しまして、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、急傾斜農地は、わが国の地形が急峻であることの必然の結果といたしまして、全国至るところに分布しておるのであります。すなわち、これを畑面積についてみますと、その約四五%、西日本におきましては、その八〇%強が、傾斜農地であり、しかもそのうちの少からざる部分が急傾斜農地に属するのであります。従いまして、これら急傾斜地帯の農業は、きわめて劣悪な条件下に生産を続けておりますにもかかわらず、今日まで平坦地の農業に伍して食糧その他の農産物の生産に貢献して参つて居るのであり、これらの急傾斜地の農業生産を無視しては、畑作農業を語り、また食糧自給度の向上を云々することはできないと思つております。

しかして、過去現在を通じましてこれらの特殊な環境に包まれる地帯の農業について、国が一定の体系の下に特別の施策を講じたという例は絶無でありまして、いわば農業行政の盲点とも申すべく、

は政令で定める農林業共同施設の災害復旧資金の融資を円滑にする

ことを目的としたものでありまして、農林中央金庫等の融資機関が農林業者に対し復旧資金の融資をするときは、その融資につき政府は損失補償及び利子補給の契約を結ぶことができるようにいたしたものであります。すなわち、復旧資金の総額の限度を二億円とし、これについて政府は、融資機関のした融資ごとに年四分の利子補給を行い、かつ、三割以内の損失補償を行おうとするものであります。二十七年年度予算においてこれに要する予算措置を早急に講ずるよう関係方面と折衝いたしている次第であります。

かくのごとき特別の措置によりまして、十勝沖地震による甚大な被害の復旧を促進し、農林業者の経営の維持安定をはかりたき所存であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林委員長報告(四月二十五日)

(米穀の政府買入価格の特例に関する法律の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院農林委員長報告(四月二十八日)

(米穀の政府買入価格の特例に関する法律の委員長報告を一括して掲載)



我が国農業の特質にかんがみまして甚だ遺憾とする次第であります。

講和条約の発効に伴いまして、食糧自給度の向上は独立達成上緊急の要務として宣伝され、また農業経営の安定と農民生活の安定は、農村民主化の最大の課題といたされております等の事実にかんがみ、これらの特殊環境下の農業をしてその生産基盤の整備と苛烈な労働条件の緩和とをはかることと相なりますならば、これらの地域の農民は喜んでその天職に精進することとなり、農業生産力の向上はもとより、民心の安定にも役立ち得るものと確信いたす次第であります。

これらの問題の解決に資しますために、ここに、本法律案を提出いたしました次第であります。以下、その内容のおもなる点について申し述べることいたします。

第一条は、本法律案の目的を規定いたしております。すなわち急傾斜地帯における農業生産の基礎条件をすみやかにかつ総合的に整備して農業生産力を高め、経営の安定と農民生活の改善をはかることがそれでありませう。

第二条は急傾斜地帯の定義を規定し、この法律で急傾斜地帯とは、土地の傾斜度及び土壌侵蝕度が法令で定める基準以上であつて、かつ過重な労働を必要とする農地が集団的に存在する地帯であるとしております。

第三条から第九条、第十二条から第十五条の各条は、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法に準拠し、第三条に急傾斜地帯の指定を、第

四、第五条、第六条にそれ／＼市町村長、都道府県知事、農林大臣の定める農業振興計画を、第七条、第八条、第九条にそれ／＼定めた農業振興計画の変更並びに事情変更の原則を適用せねばならない場合の計画の変更を掲げております。

第十二条に委任事項を、第十三条に全部事務組合及び役場事務組合の特例を、第十五条に急傾斜地帯農業振興対策審議会の組織を規定しております。

第十条は、本法の目的、並びに急傾斜地帯の定義に関連して、急傾斜地帯農業振興計画の内容を規定いたしております。すなわち同条第一号、同第二号において急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を整備する事項を規定し、急傾斜地帯農業が具有する土地及び労働の生産性低位の問題、農地の侵蝕保全の問題、平坦地農業に比べ平均三倍以上の過重労働の軽減ないし平均化の問題等、特有の生産阻害条件に対しまして、粗製畦畔の改良、農業用道路の開発、排水路承水溝、土砂だまり、貯水槽等の設置、農業用索道の架設等を計画するようにいたしましたのであります。同条第三号においては、急傾斜地帯適応の農業技術の改良と農業経営の合理化が積極的に計画できようにいたし、同条第四号とあわせて農民生活の改善を期することができるよう規定しております。

以上簡単に御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

## 二、衆議院農林委員長報告(四月三日)

○遠藤三郎君 たいいま議題となりました、坂本實君外四十六名提出にかかる急傾斜地帯農業振興臨時措置法案に關しまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

わが国の地形の特質上、いわゆる段段畑急傾斜農地は、全国各所に集団的に分布いたしておりまして、農業を営みまする上において過重な労働を必要とするのみならず、地質上、気象上の悪条件が積み重なりますと、大規模に土壌侵蝕が発生し表土の流亡によりまして地方の維持を妨げます等、農民生活に対して著しい困難を課し、ひいては食糧生産の低下を来す状態と相なつておるのであります。これが、これらの地帯に対しまして、一定の計画に基づき、相応の資金、資材を投入いたしますならば、農業生産力の向上、民生の安定に少からず貢献することとなりますので、かような行政上、財政上の措置をとります上に必要な法律上の根拠を持たしむべきである、こういうことになりまして、この法案を提出せられたのであります。

本案の形式を通観いたしますと、地帯の指定、農業振興計画の作成、対策審議会の設置等でありまして、その骨子は、おおむね積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の例に準拠されておるのであります。

そこで、本案の内容に關し、質疑応答等を通じて重要と思われる二、三の点を御報告申し上げますと、まず急傾斜地帯の基準の

### 急傾斜地帯農業振興臨時措置法

とり方でありませうが、土地の傾斜度はおおむね十五度ないし三十度と予定せられ、土壌の侵蝕度は、地形、地質、台風の頻度等を総合勘案して、今後合理的に定めることと相なつておるようでありませう。また急傾斜地帯とは、過重な労働を必要とする農地が集団的に存在する地帯ということになっております。過重な労働の判定の方法につきましては、特に具体的な基準によつて判定するものではなく、そういう事実が現にあることによつて判定するということであり、集団ということにつきましては、何十町歩というように数字をもつて示すか、あるいは市町村の全耕地に対する一定比率をもつて示すか、今後の研究にまつということになっております。また積雪寒冷地帯と急傾斜地帯との二重の指定を受けることができるかどうかということにつきましては、そのことが可能であるということが予想されております。また、この地帯の農業振興計画の内容につきましても、粗製畦畔の改良、農道の開発、排水路、承水溝、土砂だまり、貯水槽の設置、簡易ケーブルの架設等を考慮せられておりませう。国の予算的措置は、昭和二十七年におきまして、土壌保全として約二千万円が計上されており、さしあつてこれを使用することになつておりますが将来その増額の要求を予定しております。

本案は、三月二十七日提案者を代表いたしまして坂本實君より提案理由の説明が行われました。次いで四月二日より質疑に入つたのであります。法案の重要性にかんがみまして、各委員より熱心な質疑が重ねられました。詳細に關しましては委員会の会議録に譲



ることといたします。

本日質疑を全部終了いたしましたので、ただちに討論に入ることとしたのでありますが、まず改進黨を代表して吉川久衛君から、法律を有名無実たらしめないため予算を十分に計上すること、小団地の急傾斜地が相当あるから、集団性に弾力を持たせなければならぬ、審議会の構成についての弊害のない人選を行うこと等の希望を付して賛成意見が述べられました。次いで社会党を代表いたしました井上良二君より、本法の成立に食糧増産、民生の安定の上から申しまことに喜ばしいが、予算上、金融上の措置を十分に行うことが必要であり、また地帯の指定、事業の実施にあつては、特に急傾斜地帯の多い高知、愛媛、九州、中国地方等より重点的に急速に行わなければならないとの意見の開陳をせられて積極的に賛成せられ、次いで日本共産党竹村奈良一君より、本法は五箇年の限時法であるが、調査、研究、立案等はすべてこれから始めるといふことであらば、立案の目的を完遂し得るやいなや危惧なきにあらざるも、食糧自給上からいつても重要な法律案であるので、予算措置を十分ならしめること、地帯の指定を公正妥当に行うこと、開拓地に対しても積極的に事業を実施すること等の希望をつけて本案の成立を望む旨の賛成意見が述べられたのであります。

かくして、討論終了後、採決を行いましたところが、全会一致をもちまして、本案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

以上をもちまして御報告を終わります(拍手)

施に要する経費に対する予算及び資金に関する措置について、政府の責任を明らかにし、第四に、本法運用のため、急傾斜地帯農業振興対策審議会を設置することとし、而してその組織及び権限等の事項を規定せんとするものであります。

委員会におきましては、提案者又は政府当局に対して、かかる恵まれない特殊地帯について従来殆んど見るべき施策が行われていなかったこと、並びに本立法は人道的意義によるものであるのか、或いは経済的意義によるものであるか、その狙い、又先には積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が制定せられ、近くは特殊土じょう、地帯災害防除及び振興臨時措置法が成立し、更に今回本法案が提出せられ、かくして各種の特殊地帯に対してそれ／＼各様の立法措置が講ぜられることになるのであるが、かかる特殊立法の意義並びにこれが適用及びその調整、本法案が対象とするいわゆる急傾斜地帯の範囲及びその限界、本法案の「かなめ」とも言うべき農業振興計画を実施するために必要な経費予算並びに資金の融通又はその斡旋に関する政府の決意及び準備、農業振興計画の内容及びこれが具体的に実行方法、並びにこの種振興計画によつてかかる地帯が果して救済せられ得るか、その能否、更に、適地適作或いは林業漁業等、他の産業との関係、又は税制等に関する考慮、急傾斜地帯農業振興対策審議会の組織、農地の保全と農地の拡大との関係、本法案と国土総合開発法との関係、本法案に規定せられている農地の範囲、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法制定後におけるこれが成果、その他の問題について、熱心な質疑が行われたのであります、これが詳細に

急傾斜地帯農業振興臨時措置法

### 三、参議院農林委員長報告(四月二十三日)

○羽生三七君 只今議題となりました二法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず最初に急傾斜地帯農業振興臨時措置法案について申し上げます。

本法律案は、先に第十国会において成立いたしました積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法とその類を同じくするもので、急傾斜地帯の農業は極めて劣悪な条件下に生産を続けているにもかかわらず、従来国において一定の体系の下に特別な施策を講じた例がなく、農業行政の盲点というべきであつて、かかる特殊環境下の農業に対して、その生産基盤の整備と苛烈な労働条件の緩和を図ることが、これら地域における農業生産力の向上と民生の安定のための要務であるとの趣旨を以て提案せられたものであります、その内容の概要は、第一に、農林大臣は急傾斜地帯農業振興対策審議会の議決を経て、都道府県の単位に該地帯を指定し、その指定を受けた都道府県の知事は農林大臣の定める基準に従つて市町村の単位に該地帯を指定し、第二に、指定を受けた市町村長及び都道府県知事並びに農林大臣は、それ／＼所定の手続によつて、農地の保全及び改良、農業用道路の整備、その他過重労働の軽減、農業技術の改良及び農業経営の合理化、並びに農畜産物の加工、販売、その他処理についての共同施設等に関する事項を内容とする急傾斜地帯農業振興計画を定めることとし、第三に、農林大臣の定める農業振興計画の実

については会議録に譲ることとしたのであります、併しこれら多くの問題の中においても、重点は特に次の点に注がれたのであります。

即ち第一は、かかる特殊立法が特殊立法の意義を果すためには、その適用は飽くまでその意義に合致したものでなければならぬとの趣旨を以て、本法案の適用の対象であるいわゆる急傾斜地帯の範囲及びその限界が究明せられたのであります、併し政府において未だ十分な資料を欠き、問題の解明はなお今後に残されたのであります。

次に第二の点は、かかる立法が一片の作文に墮し、且つ又、空文と化し、有名無実となることを厳に警戒しなければならないとの考慮から、本法中、特に農林大臣の定めるこの種地帯における農業振興計画を実施するために必要な経費の支出及び資金の融通斡旋に対する政府の熱意と準備を確かめるため、池田大蔵大臣及び大蔵省主計局長等の出席を求めて、その意図が質されたところ、本法案に対しては賛意を持つてゐるものであり、而して差当り審議会に要する経費については既定予算又は予備費を以つて支出することとし、農業振興計画の実施に要する経費については、今後審議会の結論に従い、財政の許す範囲において国家的見地に立つて善処したい旨答弁せられたのであります。

かくして質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、三橋委員から、本法によつて日本農業構造上重要な課題である畑作の振興が推進せられ、悪条件下の窮乏に堪えて刻苦その業に励みつつある農民



が救済せられ、且つ急傾斜地帯の農業生産力が増強せられることとなるから、これが成立を希望するものであるが、本法施行に必要な経費予算を十分に計上して、定められた期限内に所期の成果を達成することができるよう各般の事項に亘つて抜本的対策を確立すべきである旨を要望して賛成があり、三浦委員から、本法成立の上は、本法が恵まれない急傾斜地帯の農民の期待に真に副うことができるよう政府は熱意を持つてこれが執行に当り、経費の支出についても、いやしくも既定経費の犠牲において行われるがごときことを厳に慎むべきである旨の希望を附して賛成があり、西山委員は、自由党を代表して、本問題がかねて参議院農林委員会において重大な関心を払い、特に現地調査を行なつてその対策の確立に努めて来ていたもので、今日大体の素地ができたことは欣快に堪えないところであつて、本法の施行については政府は熱意を持つてこれに當るべきである旨を希望して賛成があり、最後に岡村委員から、本法の執行には大きな困難を伴うものと思われるが、政府は不公平のないよう、十分な決意と構想の下に最善の努力を以て本法の執行に當るべきである旨を希望して賛成があり、かくして討論を終え、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に主要農作物種子法案について報告いたします。

本法律案は、稲、大麦、はだか麦及び小麦等の主要食糧農作物の優良な種子を確保し、その普及を促進して、以て国内における食糧の増産に資するため、都道府県はこれら主要農作物種子の生産者の

申請に基いて、種子生産圃場を指定し、指定種子生産圃場の経営者、即ち指定種子生産者に対して、都道府県が農林大臣の承認を受けて定めた基準及び方法によつて、立毛については圃場審査を受けるべき義務を課すると共に、指定種子生産者に対し、主要農作物の種子を生産するために必要な経費の一部を国から補助し、且つ、都道府県をして、市町村農業団体又は指定種子生産者に対して、主要農作物の優良な種子の生産及び普及のため必要な勧告及び指導を行わしめ、これが経費に対しても国から補助することとなす等、これら圃場審査及び国の助成に關して規定せんとするものでありまして、なお指定種子生産圃場において生産された米麦については、別途食糧管理法に基く供出を免除することが予定せられていたのであります。

委員会におきましては、提案者及び政府当局に対して、主要農作物の品種の改良、優良種子の生産及び普及対策並びにその実行方法、優良種子生産のため指定種子生産者に交付する補助金額の適否、優良種苗改良生産功労者の顕彰、種子の現品検査及びその実行方法、指定種子生産圃場において生産せられた優良種子の流通、本法適用範囲の拡大、本法と農産種苗法及び農産物検査法との関係、その他の問題について質疑が行われたのであります。これが詳細は会議録に譲ることとしたのであります。特に附言いたしましたことは、本法案は優良種子の生産については一応の考慮が払われているのであるが、その普及についての考慮を欠いていることを遺憾とし、この点について提案者及び政府の善処が求められましたところ、これに対し、提案者及び政府から、その不備を認め速かなる

機会に善処したい旨の意思が表明せられたことであります。

続いて討論に入りましたところ、滝井、岡村、加賀及び三橋各委員から本法の不備を速かなる機会に改正すること、主要農作物の品種改良事業を刷新拡充すること、本法によつて種子の現品検査も行い得るよう措置すること、主要農作物種子普及対策を確立すること、本法の適用を「いも」類、大豆及び菜種等の主要農作物にまで拡大すること、品種の改良及び優良種子の普及に關し、広く各種民間機関を活用すること、優良種苗の改良生産功労者を顕彰する方途を講ずること等の希望を附して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

## ◎米穀の政府買入価格の特例に関する法律

(昭和二七、五、七、法一三六)(衆)

### 一、提案理由(四月十八日)

○坂田(英)委員 たいま議題と相なりました松浦東介外二十三名提出米穀の政府買入価格の特例に關する法律案に關しまして、提案の理由を御説明いたします。

米穀の政府買入価格は、食糧管理法第三条第二項の規定に基きまして、政令の定めるところにより、生産費及び物価その他の経済

米穀の政府買入価格の特例に関する法律

事情を参酌して定めることと相なつておりますことは御承知の通りであります。

しかしながら、この規定に基く政府の買入価格は、諸般の事情により、通常供出の始まる時期から相当遅れて決定される実情にありますので、その価格の決定あるまでの間における供出分に対しましては、一応政府の定められた仮の額を、食糧特別会計から農業協同組合等を通じて供出者に支払い、しかして後に買入価格が正式に決定いたされまると、この決定された価格が仮の支払額より高い場合においては、その差額は供出の当時にさかのぼつて供出者に追加払いされる仕組みに相なつておりますが、この追加支払額に對しましては、特別に利息に相当する額を加算して支払う等の措置は、何らとられていないわけでありまして、ここにおいて今日までのこのような行政上の欠陥を是正し、適正な基準に従い、この点に關する救済を行う必要を認めましたので、政府は、買入価格と仮の価格との差額に対し、一般利息相当額を加算して支払うべきことを法律上明らかにし、農家経済の収支の改善に資する目的をもちまして、ここに本法律案を提出した次第であります。

なお、この法律の適用を受ける米穀は、二十七年産米よりといたしております。

慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第であります。



## 二、衆議院農林委員長報告(四月二十五日)

○松浦東介君 たいま議題と相なりました両案、すなわち松浦東介外二十三名提出、米穀の政府買入価格の特例に関する法律案、及び宇野秀次郎君外三十八名提出、十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案に關しまして、農林委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告いたします。まず米穀の政府買入価格の特例に関する法律案について申し上げます。

食糧管理特別会計が食管法の規定に基いて米を買い入れる際の価格は、九月末のパリテイ指数が判明するのを待つて決定されます関係上、実際供出があつた時期から見れば、通常一箇月ないし二箇月程度遅れて本ぎまりになる実情にありますので、今日まで、政府はそれに対する措置として、供出の始まる時期に仮の価格を支払つておいて、買入れ価格が正式に決定されると、供出の時期にさかのぼつてその差額を支払ふことといたしておるのでありますが、この追加払額に対しては、買入れの本価格が決定された時期に政府の供出者に対する債務が発生するという建前をとられておりますために、遅延利息を支払う等、特別の措置を講じてはならないのであります。しかし、このような措置が不合理でありまして、何らかの救済措置が講ぜらるべきであるとして、この法律案が提出せられたものであります。

従いまして、本案の内容は、以上の趣旨のつとりまして、二十

七年度以降の産米に対して、買入れ価格と仮の価格との差額につき、一般利息相当額を政府より支払うべきことを明文化しておるのでありまして、本案の実施により二億円ないし三億円程度のものが農民に対して追加払いされることと相なるのであります。

本案は、四月十八日、提案者を代表して坂田英一君より提案理由の説明を聴取した後、二十四日簡単な質疑を行い、討論を省略して、ただちに表決に付したところ、全員一致して本法律案はこれを可決すべきものと議決した次第であります。

次に、十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案に關して御報告いたします。

過般の十勝沖地震によりまして、北海道、三陸地方に相当激甚な被害の発生しましたことは御承知の通りであります。政府は着々これが復旧対策を急いでおりますが、本案は、その一環として、これを促進する目的をもつて議員から提出されたものであります。すなわち、農林中金等が、二億円を限度として、農林業者に対して農舎、畜舎、サイロ、炭釜その他共同施設の災害復旧資金を融資しました場合、政府はこれに対して年四分の利子補給を行い、かつ三割以内の損失補償を行うというのが、本案の骨子と相なつております。

四月二十三日、提案者を代表して宇野秀次郎君より提案理由の説明を聴取し、ただちに質疑を行い、引續いて討論を省略して表決に付しましたが、本案の目的、内容はすこぶる時宜に投じたものとして、各委員とも異議なく、全員が賛意を表され、本案はこれを可決して原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、十勝沖地震による農林業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法案につきまして報告いたします。

本法律案は、先に成立いたしました十勝沖地震による漁業災害の復旧資金の融通に関する特別措置法と同類のものであります。その題名によつて明らかでありますように、過ぐる昭和二十七年三月の十勝沖地震によつて農林業者がこうむりました農舎、畜舎、サイロ、炭釜、その他政令で定める農林業共同施設の復旧を円滑にするため、これら復旧に必要な融資について政府が損失補償及び利子補給を行うこととなさんとするものであります。而して本法の適用を受くべき融資は、本法施行の日から昭和二十八年三月三十一日までになされたもので、且つその償還期限が昭和三十三年三月三十一日以前のものに限ることとなし、総額二億円を限度とし、損失補償の限度は融資総額の三割、利子補給の基準は年四分ということに規定されているのであります。

委員会におきましては、提案者及び政府当局に対して、先に成立した同種法律による漁業災害に対する復旧資金の融通総額六億円と本法案による農林業施設の復旧に対する融資総額二億円との釣合の適否、すでに融通せられたものに対する遡及適用の可否及び本法施行のための予算措置等に關して質疑が行われたのであります。これが内容は会議録に譲りたいと存じます。かくして討論に入り、別に発言もなく、次いで採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

すべきものと議決した次第であります。(拍手)

## 三、参議院農林委員長報告(四月二十八日)

○羽生三七君 只今議題になりました米穀の政府買入価格の特例に關する法律案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

食糧管理法の規定によつて供出せられる米穀を政府が買上げるに際しまして、米穀の政府買入価格は、通常、供出の始まる時期から相当遅れて決定せられるのであります。買入価格が決定せられるまでに供出せられたものに対する代価の支払につきましては、一応政府が定めた仮価格で支払をなし、買入価格決定後において決定価格と仮価格との差額が追加支払せられる実情になつておりました。この追加支払額に対しては、従来は利息を支払ふことになつていないのであります。昭和二十七年産米から仮の価格で支払を行うことを制度化すると共に、その差額について政府において利息を支払ふことに改めようとするのが本法律案の狙いでありまして、即ちその差額について、仮価格による支払のときから差額が支払われるときまでの期間に応じて、大蔵大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して定める率を下らない率によつて算出した利息を差額と共に支払ふこととなさんとするものであります。

委員会におきましては、早場米に対する措置、麦の代価の支払の場合の取扱、及び本法施行のための予算措置等について質疑が行われ、續いて討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、全会一致を

米穀の政府買入価格の特例に関する法律



ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律  
右御報告いたします。

### ◎ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令 に関する件に基く法務府関係諸命令の 措置に関する法律

(昭和二七、五、七、法一三七)

#### 一、提案理由(一月二十八日)

○龍野政府委員 たいま議題となりましたポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、日本国との平和条約が調印され、その効力発生を目前に控えまして、占領期間中に制定されましたいわゆるポツダム緊急勅令とこれに基くいわゆるポツダム命令との処理について定める必要が生じたのでありますが、その処理方針をいたしまして、ポツダム緊急勅令は平和条約の効力発生と同時に廃止し、その他のいわゆるポツダム命令は、その内容に従いまして、一々法律で廃止または存続の措置をとるという考え方をとつたのであります。さきに提案いたしました現に御審議中のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律案は、この考え方に従いまして、第一項においてポツダム緊急勅令を廃止することを定めるとともに、第二項において、いわゆるポツダム命令は、別に法律で廃止

または存続に関する措置がなされない場合には、平和条約の効力発生後百八十日間に限り法律としての効力を有するものとするということをお定めておられます。ただいま議題となりました法律案は、法務府関係のポツダム命令について、この第二項にいう「廃止又は存続に関する措置」を定める法律に該当するわけであり、また、法務府関係のポツダム命令のうち、平和条約の効力発生を機会に、その内容に全面的な改正を加える必要があるものにつきまは、別に新しい内容を持つた法律として制定し、その法律の附則で処理する予定でございますので、その分のポツダム命令は、この法律案には含まれておりません。この種類に属するものとしては、団体等規正令初め、団体規正に関する一連のポツダム命令がございます。従いまして、本法律案は、この種類に属するものを除きまして、その他の法務府関係のポツダム命令につきまして、一々その内容に従つて、廃止すべきものは廃止し、存続させるべきものは存続させるということをお定めておられます。

次に、本法律案の内容について簡単に御説明いたします。まず第一条は、今後法律としての効力を持つて存続するポツダム命令を列挙しております。これらの命令は、今後も存続させることが必要であると思われまますので、この際、法律ではつきり列挙いたしまして、その旨を規定したものであります。

次に第二条は、平和条約の効力発生と同時に廃止すべき命令を列挙しております。このうち、第一号の「民事裁判権の特例に関する勅令」、第二号の「連合国占領軍財産等収受所持禁止令」、第五号の止に関する法律案の第二項によりまして、法務府関係のポツダム諸命令の廃止または存続に関する措置を定めようとするものであります。法務府関係のポツダム命令のうち、平和条約発効を機会に、その内容に全面的な改正を加える必要のあるものにつきましては、別に新しい内容を持つた法律として制定し、その法律の附則で処理する予定でありまして、その分のポツダム命令は、本案には含まれてないわけであり、

本案の内容としては、まず第一条に、今後法律として存続させるべき四つの命令及び命令の規定を列挙しております。次に第二条は、平和条約発効と同時に廃止すべき八つの命令を列挙しております。しかして、最後の第三条におきまして、第二条で廃止する諸命令についての罰則の適用その他に関する経過的措置を定めておるのであります。

さて、当委員会におきましては、本案が付託されました以来今日まで慎重審議を重ねて参つたのでありますが、なかんずく婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令の存続につきましては活潑なる質疑がありました。すなわち、この勅令は条文解釈上はなほ明確を欠くきらいがあつて、現在いわゆる特殊飲食店街の実態に照して、このまま法律として存続させるのは不適當であるから、むしろこの際この勅令は廃止して、新しく現状に即した単行法を立法すべきではないかとの質問があつたのであります。これに対し、政府は、文化国家として公娼制度禁止の建前から、最小限度この勅令は存続すべきものと思われる。条文解釈上の疑義に関しては、その運

「連合国人に対する刑事事件等特別措置令」及び第六号の「占領目的阻害行為処罰令」は、いずれもその内容として連合国占領軍の存在を前提といたしておりますので、平和条約の効力発生と同時に廃止し、第三号の「財閥商号の使用の禁止等に関する政令」は、本来財閥の解体を主たる目的とするものであります。今日では、その使命は、一応終つたものと申すべきであり、第四号の「外国人の商号に関する臨時措置令」は、同令に定める請求期間をすでに経過いたしておりますので、今日では、事実上適用の余地のない政令であり、その他の二つの命令は今後も存続させることが不適當と思われるもので、いずれも、条約の効力発生と同時に廃止しようとするものであります。

次に第三条は、第二条で廃止いたします諸命令につきまして、罰則の適用その他に関する経過的措置を定めたものであります。

以上簡単ながら本法律案の提案理由を御説明いたしました。何とぞよろしく御審議のほど御願ひいたします。

#### 二、衆議院法務委員長報告(三月二十九日)

○佐瀬昌三君 たいま議題となりました、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、さきに当委員会において審議し、本院において可決いたしました、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律



用において遺憾なきを期したいとの答弁があつたのであります。その他、廃止すべき命令のうち、占領目的阻害行為処罰令は、新たに制定せられんとする治安関係の法案、あるいは行政協定に関する特別法案の構想上、これが存続と同一の効果をねらつてゐるのではないかと、質問があつたのであります。これに対し、政府としては、そのように解釈してはいない旨の答弁がありました。また廃止した命令に関する経過規定としての罰則の適用にも疑義があるが、これはどうかという質問に対しまして、政府よりは、その適用については特別の考慮を払うとの答弁があつたのであります。

かくて、本委員会においては、三月二十八日質疑を終了し、討論に入り、日本共産党から反対の討論がありましたが、採決の結果、多数をもつて政府原案通り可決した次第であります。

以上簡単に御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院法務委員長報告(五月六日)

(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法の委員長報告と一括して掲載)

等の罪、五、その機密を侵す罪、六、その制服を不当に着用する罪について特に規定を設けたのであります。また、これらの犯罪に対する刑罰については、おおむねわが国現行法令または過去の立法例をも参酌いたしまして、適當なる懲役、罰金刑等を定めておるのであります。

本法案の内容の第二は、刑事手続についての規定であります。すなわち、一、日本国の法令による罪を犯したアメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属または家族の逮捕並びに合衆国軍隊への引渡し、二、合衆国軍隊の使用する施設または区域内における逮捕及び差押え、搜索等の執行、三、これらの施設または区域内等において逮捕された者についての日本側の受領、四、合衆国軍事裁判所等の刑事手続に対する日本国側の協力及び合衆国軍事裁判所または軍隊による抑留または拘禁に対する刑事補償法の適用等を規定したものであります。

さて、法務委員会におきましては、四月三日、まず政府より本法案の提案理由を聞き、審議に入つたのであります。御承知のように、外国軍隊がわが国領土内に駐留することとは、歴史上初めて経験するところであり、もとより日本国民はこの駐留米軍の安全に協力すべきではありませんが、同時に、駐留米軍の安全確保のゆえに、わが国民の自由を不当に束縛し、あるいは不当な処罰をもつて臨むがごときことは、かえつて日米の協力、信頼に悪影響を及ぼす結果ともなるのであります。そこで委員会におきましては、以上駐留米軍の安全確保と、日本国民の自由、人権の保障とをいかに調和せしむべきかを苦慮いたし、前後五回にわたつて会議を開き、提

日本国とアメリカ合衆国との間の保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法

### ◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に行政協定に伴う刑事特別法 (昭和二七、五、七、法一三八)

#### 一、提案理由(四月三日)

(犯罪者予防更生法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院法務委員長報告(四月二十五日)

○佐瀬昌三君 ただいま議題となりました、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、行政協定第十七条等に基き、刑事関係の法令について、若干の特別措置を、最小限度に規定せんとするものであります。

その内容を簡単に申し上げますと、第一は、既存の刑罰法令をもつてしては不十分な事項に対し新たな規定を設けたのであります。すなわち、一、合衆国軍隊が使用する施設または区域の立入り禁止を犯す罪、二、合衆国軍事裁判所の証拠を隠滅する等の罪、三、同裁判所における偽証罪、四、合衆国軍隊の軍用物を損壊する

案の趣旨及び各条の意義、その適用範囲につき詳細綿密なる質疑応答が重ねられ、慎重な審議が尽されたのであります。

その内容の詳細は速記録に譲りますが、質疑のおもなもの、三を御紹介申し上げますと、第一に、本法第一条の規定する日本国内及びその付近に配備せられる合衆国軍隊という場合における「日本国内」、「その付近」の意義いかんとの質疑に対し、政府から、日本国内とは、日本国の領域内であつて、日本の行政権が及ぶ範囲であり、また「その付近」とは、すぐそのそばを指す、従つて、本法の適用上、沖縄、台湾、朝鮮は除かれる旨の答弁があり、第二に、合衆国軍隊、その構成員及び家族の意義いかん、ことに家族についてまで特権を与えるというようなことは、国際慣例上その例を見ないではないかとの質疑に対し、政府から、北大西洋条約及び米英基地協定等に若干その例がある旨の答弁があり、第三に、合衆国軍の施設、区域を侵す罪につき刑法との関係いかんとの質疑に対しては、政府から、刑法の住居侵入罪の一般規定はもちろん適用されるが、そのほか本法を適用しなければならぬ場合がある、なお本法は、立入禁止が日米両国語で公然と明確に表示せられた場合にのみ適用されるので、農民等が不当に処罰されるおそれはない旨の答弁があつたのであります。第四は、最も論議の集中された問題、すなわち合衆国軍隊の機密保持に関するものであります。これに対し、各委員から、これは用語上、旧国防保安法及び旧軍機保護法の復活の観があるのではないか、また「機密」とは何か、「公になつていないもの」とはどういう意味か、また陰謀、教唆、煽動等犯罪実行の事前行為を



罰する理由いかん等の質疑があつたのでありますが、これらに對し、政府からは、旧国防保安法等のいわゆる機密の探知、収集、漏洩という用語を本法案にも用いたが、それは軍の安全を害すべき用途に供する目的をもつてとか、または不当な方法で探知したような場合に限り、かつその機密というものも、別表に一々掲げる事項及びこれに関する文書というように限定し、その上、公になつていないものに限るといふように、その目的、方法及び物について限定されている、また、いわゆる「公になつていないもの」とは、正式公表のいかんを問はず、あるいは一般に知られるに至つた事由のいかんを問はず、また公にした人がその権限を有していたか否かを問わぬ。また陰謀、教唆、煽動等を独立した犯罪とした理由は、元來機密の本質は、あくまでも機密が外部に漏れることを未然に防ぐことにあるからである旨の答弁があり、第五に、合衆国軍隊に属し、かつ画用に供する物件を損壊する罪等に関して、いわゆるその「軍隊に属し」との意義がどういふものであるかとの質疑に對しましては、政府から、いわゆる「属し」といふのは、所有のほかに借用の場合も含むが、いずれにせよ、軍が直接占有管理している場合をいふのであるとの答弁があり、第六に、刑事手続に関する質疑に對し、政府からは、本法案は基本的人権を擁護せんとする刑事訴訟法の精神を排斥するような方向をとるものではなく、行政協定に基き、刑事訴訟法のつなぎに必要な最小限度の手続規定を設けた趣旨であつて、この趣旨は速記録において特に明瞭にし、また本法運用の衝に當る者に対しては、この趣旨を十分周知徹底せしめるよう万全の措

置を講ずる所存である旨の答弁があつたのであります。かくて委員会は、四月二十二日質疑を終り、討論に入りましたところ、自由党から賛成の、改進黨、日本社会党、日本社会党第二十控室及び共産党から反対の討論があり、多数をもつて政府原案の通り本法案を可決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院法務委員長報告(五月六日)

○小野義夫君 只今上程の日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定に伴う刑事特別法案の委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き締結せられましたる行政協定の趣旨に則り、刑事上の実体法及び手続法について若干の特別規定を設けたものであります。右行政協定第十七条は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯す罪についての刑事裁判権は合衆国側に属すること、いわゆる属人主義の原則をとる旨を定めてあります。又同協定第二十三条は、日本国政府がその領域における合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、立法その他必要な措置をとるべきことを定めてあります。行政協定のこれらの条項を遂行するためには、既存の刑事関係の諸法令ではなお不十分な点が認められますので、それを補うために本法案は立案せられたものであります。

次に本法案の内容について簡単に御説明いたします。本法案は三章二十カ条より成り、第一章は總則で、一カ条でありまして、本法において使用する用語の定義を定めております。第二章は罪を定めておる実体規定でありまして、八カ条より成つております。合衆国軍隊の施設、区域、軍用物及び軍機を保護するための処罰規定及び合衆国軍事裁判所がその裁判権を円滑に行使できるようにするための処罰規定を設けているのであります。第三章は刑事手続即ち手続規定でありまして、十一カ条より成つております。合衆国軍隊で使用する施設又は区域内における日本側司法官憲の刑事上の職務執行、日本側又は合衆国側が逮捕した相手国の裁判権に服する者についての相互の引渡しその他に関する手続を定めておるのであります。

委員会におきましては、前後八回に亘り委員会を開きまして、その間、報道関係の有識者を参考人として招き、本法案に対する意見を聴取する等、慎重なる審議を重ねたのであります。又各委員よりは熱心且つ適切な質疑が行われたのであります。が、質疑の焦点は、主として実体規定、特に合衆国軍隊の機密を侵す罪に向けられ、この罪の構成要件が明確を欠き、その運用上において適用範囲が拡大される虞れがあるという点が指摘されたのであります。が、政府委員よりはこれに對しまして、この規定の立案に際しては必要の最小限度に留意した旨の答弁がなされたのであります。なお、このほか質疑の詳細につきましては速記録によつて御了承願うことといたし、説明は省略させていただきます。

討論に入りまして、伊藤委員より、原案には反対であり、修正意見として、第二条の合衆国軍隊が使用する施設又は区域を官報を以て公示されたものに限るものと改め、第五条、軍用物を損壊する等の罪について、その対象を「軍用に供する兵器、弾薬その他軍事上重要な物」と改め、第六条の合衆国軍隊の機密を侵す罪について、その構成要件を縮小するように改め、第七条中、合衆国軍隊の機密を侵す罪の煽動の罪を削除し、又第十九条の合衆国側の要請による協力についてなす処分につき裁判所の許可を得るものと改めること、以上五カ条に亘る修正案が提出されました。又長谷山委員より、自由党を代表して、原案に賛成し、右修正案に反対する旨の意見が述べられ、修正案の各条項についてそれ／＼反対の理由が開陳せられました。次に羽仁委員より、第一クラブを代表し、修正案に賛成し、原案に反対する旨の意見とその理由が述べられたのであります。最後に吉田委員より、社会党第四控室を代表して、修正案に賛成し、原案に反対する旨の意見並びにその理由が述べられました。以上各委員の意見の内容は、詳細は速記録によつて御了承願いたいと存じます。

採決に入りまして、先ず伊藤委員提出の修正案を議題に供し、採決いたしましたところ、可否同数となり、国会法第五十条によつて委員長が右修正案を否決すべきものと決定いたしました。次に政府原案について採決いたしましたところ、これも可否同数となり、委員長において本法案を可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。



次に、只今上程になりました、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く法務府関係諸命令の措置に関する法律案につきまして、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、先に当国会において制定せられましたところのポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に関する法律の第二項の規定に従い、法務府関係のポツダム諸命令中廃止又は存続に関する措置をとる必要があると認められるもの十二件につきまして、それらに廃止又は存続をさせることを定めたものであります。即ち、右十二件のうちで、独立後において、なお、その存続の必要があると認められるところの昭和二十年勅令第七百三十号外三件はこれを存続せしめ、連合国占領軍の存在を前提とし又は現在事実上適用の余地がないものと認められるところの昭和二十一年勅令第二百七十三号外七件を廃止すると共に、罰則の適用等に関する経過措置を定めたものであります。

委員会におきましては慎重に審議を進め、各委員より熱心な質疑が行われましたが、特に、将来存続すべき命令のうち、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和二十二年勅令第九号)について、この勅令によつて婦女の人身売買を根絶させることができるか、売春を取締るべき更に強力なる法案を提出する意図があるかという質疑が行われたのであります。政府委員はこれに対して、この勅令が婦女の人身売買を根絶する上においてなお不十分なることを認め、これに代るべき法案を立案準備中なる旨の答弁がなされま

した。討論に入りまして、伊藤委員より、本法案中、勅令第九号、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令は、婦女の人身売買の防止及びその基本的人権の保護については極めて不十分であるから、政府に対し右勅令の根本的な改正法案を速かに国会に提出すべきことを要求する旨の附帯決議案を宮城委員と共に提案し、本法案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論終了の上、本法案について採決いたしましたところ、全会一致を以てこれを原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、伊藤、宮城両委員が提出された附帯決議案について採決いたしましたところ、これも全会一致を以て可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### ◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律

(昭和二七、五、一三、法一三九(衆))

#### 一、提案理由(五月六日)

○稻田直道君 たいま議題となりました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案の提案理由を申し上げます。

わが鳥取市は、今より約十年前にまれに見る大震災にあい、その約八割が損害を受け、今回またこの大火災によりまして、繁華都市のほとんど全部を焼失し去つたのであります。財政困乏の鳥取県、同じく財政窮乏の鳥取市のこの状態をすみやかに救済いたさる意味をもちまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに本案を可決せられんことを切にお願い申し上げます。

#### 二、衆議院法務委員長報告(五月六日)

○佐瀬昌三君 たいま議題となりました、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案につきまして、提案の要旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、去る四月十七日午後二時五十分、鳥取市の南東部温泉道路附近より発火いたしました火災は、折からの南々西十メートル以上の強風にあおられ、たちまち東北に延焼するとともに西方にも延び、市中心の繁華街を総なめにいたしました。十四時間燃え続け、翌十八日午前三時ようやく鎮火いたしましたのであります。この焼失戸数五千二百余戸、罹災人員二万四千余名、被害見積り総額は百九十三億円に達し、実に戦後わが国における最大の火災となり、罹災者各位に深く御同情申し上げます。

かかる災害に対し、国の措置といたしましては、災害救助、免税等の方途もありますが、鳥取市は特に借地借家等の権利義務の關係が複雑なところであります。今回の罹災地における借地率五

昭和二十一年九月十五日より施行の罹災都市借地借家臨時処理法は、あるいは罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは逆に罹災地の借地権で今後存続させる意思がないと認められるものを消滅させるなどの途を開き、借地借家関係を調整して、戦災都市の急速な復興をはかることを目的として制定されたのであります。その後同法の改正により、戦災の場合のみならず、別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合にも同法の規定を適用して、かかる災害地の復興の促進に資することとなつたのであります。これによつて既往の大火災に本法を適用して、それら所期の効果を上げております。

昭和二十七年四月十七日鳥取市に発生いたしました火災は、旧市部八千戸のうち、枢要の地帯五千戸を焼失して、戦後最大の火災となりましたが、早くも借地借家の権利関係が問題となつており、地元の市及び県当局も本法の適用を強く要望しておる次第であります。私どもも罹災地区の状況をつぶさに調査いたしましたところ、右災害につき同地区に罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用いたしますことが、同地区の借地借家関係を調整し、もつてすみやかに同市を復興させるゆえんと考えられますので、ここに本法案を提出した次第でございます。

なお同市の火災状態、及び臨時救護措置、その他の復興に関する諸事情等につき、お尋ねがありますればお答えいたしますが、本日は本委員会には他にも重要法案がかかつておりますので、右簡単に本案の提出理由を御説明申し上げた次第でございます。



日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

割、借家率五割五分に及ぶのを見ましても、今後の住宅問題の紛争が予想されますので、これら住宅を失つた罹災者を保護するため、早急に罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二を発動する必要があるであります。ところで、罹災都市借地借家臨時処理法というものは、戦災の場合のほか、別に法律で指定した火災、震災、風水害その他の災害の場合に、その地区を指定して、罹災建物の旧借主に優先的に借地権を取得させ、あるいは罹災地の借地権で今後なお存続させる意思がないと認められるものを消滅させるなど、借地借家関係を調整して、かかる災害地の復興促進に資することを目的とするものであります。よつて、鳥取市にも同法を適用し、同市の復興再建の一助とする必要があるものと認め、各派共同提案をもつて本案が提出された次第であります。

法務委員会におきましては、その必要と緊急性とを認め、即日、討論を省略し、全会一致をもつて原案通り可決した次第でございます。

以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(五月九日)

○小野義夫君 只今上程されました罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案の委員会における審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

本法案は、去る四月十七日鳥取県鳥取市に起つた火災を本条によ

る災害に、又鳥取市をその地区に指定せんとするものであります。鳥取市の火災は、家屋五千二百二十八戸を焼き、罹災世帯は旧市の五三%にも及び大火でありまして、本法案による措置を急速に必要なことは想像に難くないところであります。

当委員会におきましては、かかる事情に鑑み、審議を急ぐと共に、熱心に事に当つたのであります。討論は省略いたしましたし、採決いたしましたところ、全会一致にて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 (昭和二七、五、一五、法一四〇)

一、提案理由(四月十五日)

○根道政府委員 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基いて締結された行政協定により、日本国はアメリカ合衆国に対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域を提供することになりました。この義務を履行するためアメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等の使用または収用手続については、

ては土地等の収用を主とし、使用を従として規定しておりますことに対応しまして、この法律においては駐留軍の存在が臨時的、一時的なものであるとの前提のもとに、使用を主とし、収用を従とする建前をとっております。

第二に、土地収用法の規定する事業の認定手続につきましては、他の多くの特別法におきましても例外手続が規定されておるのであります。駐留軍の必要とする土地等の使用または収用の認定手続についても特別を規定することいたしました。

第三に、駐留軍の引揚げ、移転等に伴う土地等の使用廃止等の結果、従来使用中の土地等を、これらの所有者または権利者に返還する場合におきまして、使用中形質を変更したような場合には、これを原状に復して相手方に返還するを建前といたしますが、原状に復することが著しく困難であるとか、また客観的に見て原状に復することが適正かつ合理的でないと認められる場合には、原状に復さないで返還することができることとし、原状に復さないことによつて所有者に損害を与えた場合は、これを補償することといたしました。

また建物の返還に際し、建物の使用中その改良のため有益費が費されたことによりまして、その建物の所有者等に利得が生じているときは、利得の存する限度におきまして、利得金を国に納付させることができることといたしました。

なお以上の点について、政府の決定に不服がある者は、内閣総理大臣に不服の申立てをすることができる道を開いております。

要な規定をし、もつて条約の遵守と私有の財産権との調整をはかることが、この法律案の目的であります。

アメリカ合衆国軍隊の必要とする土地等が、民有のものである場合は、日本政府はこれらの所有者または権利者と相互の自由意思に基く賃貸借もしくは売買等の契約に基いて土地等の使用権または所有権を取得し、これをアメリカ合衆国軍隊に提供するのが本来の建前でございます。このため日本政府としては所有者または権利者との自由意思に基く契約の締結のためあらゆる努力をいたす考えでございますが、これらの努力にもかかわらず相互の合意に基く契約の締結が不可能である場合には、やむを得ずこの法律によりまして目的物を使用または収用し得ることとし、条約上の義務を履行したいと存するのであります。

この法律を適用して、やむを得ず土地等の使用、または収用手続を進める必要がある場合におきましては、その使用または収用の手続の過程におきまして、所有者等に不安を与えまたは財産上の損失を与える等のことがないよう十分留意することといたしました。このためこれらの点について詳細な規定をしている土地収用法を駐留軍の必要とする土地等を使用しまたは収用する場合にも適用することを原則といたしました。

しかしながら駐留軍の必要とする土地等の使用または収用についても、若干の特例を規定することが必要かつ適切であると思われま

すので、これらの点を特に規定することといたしました。その主要な点を申し述べますと、第一に、土地収用法におきまして日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法



日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用  
等に関する特別措置法

第四条に、その他引渡調書の作成について特例を規定いたしました。その趣旨は、建物等を所有者または権利者に返還するに際しまして、返還時の建物の状態につき双方立会いの上、引渡調書を作成しておきまして、原状回復等について後日紛争が起ることを防止しようとする趣旨であります。

最後に附則といたしまして、従来連合国軍の調達要求に基いて使用中の土地等を、平和条約の発効後九十日を経過した後なお駐留軍が継続して使用する必要のあるものにつきましては、六カ月を限度として一時使用をなし得ることとしたのは、この法律の原則の規定によりまして、土地等の使用、取用をなすためには相当期間にわたる準備が必要でございますので、その経過的措施として必要な規定をするとともに、損失補償等については、土地収用法による旨を規定いたしました次第でございます。

## 二、衆議院建設委員長報告(四月二十六日)

○松本一郎君 たいま議題となりました、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案につきまして、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて締結された行政協定により、日本国はアメリカ合衆国に対し、安全保障条約第一条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域を提供することとなり、この義務を履行するため、アメリカ合衆国軍隊の

必要とする土地等の使用または取用手続について必要な規定をなし、もつて条約の遵守と私有財産権との調整をはかることをその趣旨としたのであります。すなわち、本法案の適用は、ごく少数の場合を想像するものでありまして、大部分の場合は、土地、家屋の所有者または使用者の納得に基く合意の使用を希望するものであり、かつそれが和解と信頼の精神によつて締結された平和条約並びに安全保障条約の理想の道に通ずるものと考えます。

建設委員会といたしましては、去る四月十日、本法案が付託されて以来、六回にわたり委員会を開催いたしましたほか、法務委員会あるいは経済安定委員会と連合審査をも行い、慎重なる審査を重ねた次第であります。

次に、その審議に際し問題となりましたおもな点につき簡単に御報告申し上げます。

第一は、第三条の規定中、適正かつ合理的とあるのは、いかなる意味であるか、またその認定はだれが行うのかという質問に對しましては、適正かつ合理的とは、客觀的に見て安全保障条約第一条に掲げる目的に合致していると認定できることでありまして、その認定につきましては、日本国とアメリカ合衆国との合同委員会において、両国が對等の立場において審議いたしました上、本法案の定めるところにより、内閣総理大臣が行うのであるという答弁がありました。

第二は、建物の使用または取用の場合、その所有者と賃借者とのいずれに契約をするのかという点に關しましては、所有者との等に関する特別措置法案について建設委員、会の審議の経過及び結果を報告いたします。

法案は、日米両国間の安全保障条約に基く行政協定を実施するため、駐留軍の用に供する土地建物等の使用又は取用に関する規定を設けて、条約の遵守と私有財産権との調整を図ることを目的とするものであります。政府当局の説明によりますと、駐留軍の必要とする土地建物等が私有に属するときは、政府は、その権利者との間の合意に基く契約によつて使用権又は処分権を取得して駐留軍に提供することを建前として、これにあらゆる努力をいたすのであります。それにもかかわらず、契約の締結が不可能の場合は、止むを得ずこの法律によつて使用又は取用して条約上の義務を履行するというのであります。

直接契約と、賃借者から転借する場合との二つの形が想像されるが、いずれの場合であつても、双方ともよく話し合いをいたした上、問題の起らぬよう善処し、かつまた権利の所在が不明確な場合においては、明確な方を対象といたして処置する方針であるという答弁でありました。

第三は、先般岡崎國務大臣とラスク特使との間に交換されたる書簡の中に、従来使用されておる施設または区域で、平和条約の発効後九十日以内にその使用の協定が成立しない場合、継続してその使用を許す旨明記されているが、本法案は附則2において、六箇月以内における一時使用のみしか考えられない、この矛盾をいかにして調整するかという点に對しましては、行政府としては、本法の規定により処理したいとの答弁でありました。

かくして討論に入り、日本社会党を代表して前田榮之助君より、日本共産党を代表して池田峯雄君より、改進黨を代表して村瀬宣親君より、また日本社会党第二十三控室を代表して田中織之進君よりそれら反對の討論がありました。自由党を代表して西村英一君より賛成の討論があり、引續いて採決いたしました結果、多数をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、簡単ではあります。経過を御報告申し上げます。(拍手)

## 三、参議院建設委員長報告(五月九日)

○小川久義君 只今議題となりました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う土地等の使用

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法

法案はこの使用又は取用に關して原則として土地収用法を適用することとしておりますが、これに若干の特例を設けており、その主なる点は、一、土地収用は土地等の取用を主としておるのに對して、本法は使用を建前としておる。二、事業認定について他の多くの特別法同様これを特例とする。三、土地等を返還する場合は原状回復を建前とするのであります。四、引渡調書を作製して後日紛争を防止し、なお附則において従来連合国軍の要求に基き使用中の土地等で、平和条約発効後九十日を経過してなお引續き駐留軍が使用する必要があるときは、六カ月を超えない期間一時使用することとしております。



委員会における質疑応答の主なる事項は、一、駐留軍が必要とする土地建物の全貌、従来接収された土地建物の解除と今後新たに接収を要するものの見込、二、本法による損失補償の基準、従来の使用料、補償料等の是正及びこれらに関する予算措置等でありました。これらに対して特別調査庁、外務省及び大蔵省当局から、現在進行中の予備作業班の現地調査と作業進行の状況、大体において今後新たに接収を要するものは少いこと、補償は適正なる基準を設け、近傍地の時価を参酌すること、防衛支出金中に計上されておる不動産の借料等の九十二億円の説明と共に、補償費の不足する場合の予算措置等についてそれぞれ答弁がありました。又農林委員会を代表して、池田、飯島両議員から、委員外発言として、適正なる補償基準、関係農民の生計維持困難な場合の収用の請求、本法の運用について関係行政機関特に農林省との緊密な連絡について質疑があり、当局からそれぞれ答弁がありました。詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、深水委員から、お手許に配付してあります修正案のように、「附則第一項を次のように改める、「一、この法律は、公布の日から施行する。」、附則第二項中「要求に基いて現に使用している土地等」を「要求に基く使用を現に継続している土地等」に、「この法律施行の日」を「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の効力発生の日」に改める」旨の一部修正提案があり、その他の部分については原案に賛成する旨の発言がありました。これに対して田中委員から、「本案に全面

的に反対する。我々は安保条約並びに行政協定に反対するものであり、本案は土地の使用、収用について特別法を設けて簡単に処理する便法とするものである。法案は、一、収用又は使用に期限が明示されていない。二、專業の限界が示されていない。従つて我が国の大半を収用又は使用し得る権限を示しているものであつて、国土を基地化する虞れが多分に含まれている。本法施行によつて国民の権利を侵害し又は国の独立を失う危険を包蔵している」旨の反対討論があり、松浦、門田両委員からも「土地使用の形について政府の説明では了承できぬ。又耕作農民に不安を与え、本案の内容においてもはつきりしないものがある」として反対の発言がありました。小川、石川両委員からは「国の安全保障のためには若干の犠牲は止むを得ぬ。本法の運用には十分に留意しよう」との修正を含む賛成討論がありました。東、赤木両委員からは「本案は重大な問題である。時価買取を原則とすること、換地については十分に考慮し、又実現的に措置することを条件とし、又は強く要望して賛成する」旨の発言がありました。

次いで採決の結果、多数を以て深水委員提案の通りの修正とその他の部分については原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

## ◎優生保護法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、一七、法一四一)(参)

### 一、提案理由(三月二十五日)

○谷口弥三郎君 只今議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と内容の概略を御説明いたします。

優生保護法は不良なる子孫の出生を防止するという優生上の目的と、妊娠から生ずる母体の健康障害を防止するという母体保護の目的とを併せ持つてゐることは御承知の通りでございます。今回の修正案は、この二つの目的を達成することを企図しまして、一方においては優生手術の可能範囲に必要な是正を加えますと共に、他方におきましては、人工妊娠中絶の手續の適正化を図りまして、又受胎調節に関連する条項を整備することを主な内容としてゐるのでございます。先ず最近受胎調節が奨励されて、その普及成功の率が知的に優れた階層に多くなるので、知的に逆淘汰の起る虞れがあります上に、従来のままでは優生手術の施行数が極めて少く、更に一月から十月までの十九月中におきましても、強制優生手術の施行数は僅かに三百五十七例というのであります。今回は配偶者が精神病若しくは精神薄弱の場合には、同意がありますれば医師の認定によつて優生手術を行い得るよう拡大をしております。なお別表

優生保護法の一部を改正する法律

に掲げてあります遺伝性のものでない精神病、精神薄弱にかかつてゐるものについても、保護義務者の同意がなければ審査の上同手術を行い得ることにしてゐるのでございます。そのほか婦人が妊娠又は分娩のためにその生命に危険を及ぼすようなものでありまして、而も本人に手術を行うことができないという場合には、その配偶者に優生手術をすることができるよう改正したのが第一の狙いでございます。

次に優生保護法施行以来の実績に徴しますと、同法によらない人工妊娠中絶が絶たない実情でございます。その数はこれを的確に把握することは困難であります。昭和二十五年におきましては十二万から十五万と言われているような間による人工妊娠中絶があります。このためにこの間の手術は、拙劣な技術によりましては合法の中絶手術の結果母体の健康を害します。他面におきましては合法的な手術費用に比較いたしまして多額の経費を取られますために、これによる経済的の浪費を伴うのでございます。これらのいわゆる闇の人工妊娠中絶が行われざるを得ないという理由は、今日の経済と人口とのアンバランスが根本的な原因でありましようが、優生保護法の要求する手續が余りにも煩雜に過ぎるといふこともその大きな理由の一つになつてゐるのでございます。優生保護法の目的の一つである母体保護の見地から適正化を図ることによりまして、闇による人工妊娠中絶を合法的な線に乗せて行くことが必要であります。このため健康上の理由とか、姦淫されて妊娠した場合の人工妊娠中絶については、従来のように他の医師又は民生委員の意見書の



添附、審査会の審査を要せず指定医師の認定だけで行い得ることとしたのであります。これが改正案の第二の狙いでありま

す。次に人工妊娠中絶は出生抑制の止むを得ざる手段であります。好ましい方法ではありません。若し受胎調節によつて抑制が可能ならばそのほうが一層望ましい方法でございます。そこで行政部門においては今年度から積極的な受胎調節の指導を行うことになつているのでございます。この行政措置による受胎調節の奨励策に便乗いたしまして、不徳義な業者が介入しますと、折角のよき企図もその目的を達することができなくなりますので、そのために知識技能に欠ける者の受胎調節に関する実地指導を禁止することにいたしましたのであります。これが改正案の第三の点でございます。

そのほかに優生保護法の実績に照らしまして、不都合、不均衡と考えられる点を是正することにいたしました。その一つは優生結婚相談所の名称を改めまして、その設置に関する条項を現実に対応するように改正をしたことでもあります。その二は届出の期日及び方法、過料及び罰金などの額は是正などの改正であります。

以上が今回の改正案の要点でございます。どうぞ慎重御審議を頂

きまして御質問を賜るよう御願ひ申します。

二、参議院厚生委員長報告(三月二十七日)

○梅津錦一君 只今議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案に關しまする厚生委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

本法案は本院谷口弥三郎議員ほか九名提出にかかる法案であります。先ず提案の理由及びその内容について要点を申し上げますと、優生保護法は、不良な子孫の出生を防止するという優生上の目的と、妊娠から生ずる母体の健康障害を防止するという母性保護の目的とを有しているものであります。今回の改正案はこの二つの目的を一層完全に達成することを企図いたしました。一方においては優生手術の可能範囲に必要な是正を加えると共に、他方においては人工妊娠中絶の手續の適正化を図り、又受胎調節に關連する条項を整備することを主な内容とするものであります。

先ず優生手術に關しまして、本人が精神病者、精神薄弱者である場合、本人保護のため必要があるときは、保護義務者の同意と都道府県優生保護審査会の審査を条件として優生手術を行えるようにいたしました。そのほか、婦人が妊娠又は分娩のためにその生命に危険を及ぼすようなものであつて、而も本人に手術を行うことができな

ない場合には、その配偶者に優生手術をすることができるよう改正したのであります。

次に優生保護法施行以来の実績に徴しますと、同法によらない人工妊娠中絶が跡を絶たない実情にあります。その推定数は昭和二十五年

度において十二万から五十万と言われております。このような闇による人工妊娠中絶は、一面では拙劣な技術による中絶手術によつて母体の健康を害し、他面、多額の手術費用を取られるために経済的浪費を伴つておるのであります。これらいわゆる闇の人工妊娠

中絶が行われる根本的理由としての国民経済力と人口との問題もさることながら、優生保護法による手術が煩瑣に過ぎるということもその大きな理由の一つになつておるのであります。即ち母体保護の見地から優生保護法の適正化を図ることによつて、闇による人工妊娠中絶を合法的な線に乗せて行くことが必要であります。このためには、従来のように、他の医師又は民生委員の意見書の添付、審査会の審査を要せず、指定医師の認定だけで行い得ることとした

しました。これが改正の第二点であります。

次に、受胎調節は出生抑制の方法としては人工妊娠中絶に優る一層望ましい方法であります。厚生省におきましては、今年度から積極的な受胎調節の指導を行うことになつております。この行政措置による受胎調節の奨励策に便乗して不徳義な業者が介入いたしますならば、折角のよき企図もその目的を達することができなくなるのであります。そのために知識技能に欠ける者の受胎調節に関する実地指導を禁止することとした

しました。これが改正の第三点であります。

そのほかには、優生結婚相談所の名称を改めてその設置に關する条項を現実に対応するように改正したこと、及び届出の期日及び方法、過料及び罰金の額は是正の改正であります。

以上が今回の改正案の概要であります。厚生委員会におきましては、二月十六日以来五回に亘り打合会を開きまして、鋭意検討を重ねて参り、今回の改正案を提出する次第となつたものであります。

優生保護法の一部を改正する法律

す。三月二十五日の厚生委員会におきましては、谷口弥三郎議員より提案理由の説明がなされました後、質疑に入りましたところ、別に発言もないので、谷口議員より政府に対して次の五点につき要望いたしました。

第一点は、従来優生保護法については府県衛生部並びに保健所の民間に対する指導が普及徹底しておらぬ憾みがあるから、今後は十分徹底せしめること。

第二点は、従来旧法第十二条によつて人工妊娠中絶を行なつた場合には、妊娠三カ月以内の者については届出を必要としなかつたが、人口動態を知る必要上から、それらの手術数を明らかにするため、母性保護医協会がこれを集計して府県衛生部又は厚生省に提出していただくこと、今回の改正案により、すべての者を一カ月ごとに取りまとめ届出をなすべき旨定めたのであります。事務簡捷上より、母性保護医協会をしてこれに当らしめ、最後の集計を厚生省統計調査部においてするよう十分な措置をとること。

第三点は、受胎調節を実地に指導せしめるため、今回、医師のほかに、都道府県の指定を受けた助産婦、保健婦、又は看護婦をして行わしめることとなつたのであるが、これに必要な講習会の基準を厚生大臣が定める場合には、少くとも助産婦は一週間、保健婦は一カ月、看護婦は二カ月程度の講習を行わしめること。これら指導者の名称は優生保護指導員など適切な名称を考慮すること。なお保健婦助産婦看護婦法第三十七条にいう薬品を授与指示してはならぬという点については、十分考慮の上、指導者が安心して仕事のできる



### 優生保護法の一部を改正する法律

三八四

よう措置されたいこと。

第四点は、受胎調節を徹底するには、生活保護法の適用を受けている者に対しては器具及び薬品を無料或いは軽減された価額を以て与えることができるよう、今後政府において予算を組み、この面に支出されたいこと。

第五点は、優生保護相談所の設置並びにその運営に要する経費に對しては、政府は今後引続き必ず補助すること。又このような相談所は相互病院並びに指定医にも容易に設置し得るよう、その設置基準を簡易にすること。

以上の要望に對しまして、政府当局より、「只今の御要望に對しましては、行政運営上十分留意いたしまして御趣旨に副いたく、なお、予算につきましては、今後強力に御趣旨に副うよう努力いたしたい。又講習基準については、講習の期間に對しましては御要望と同様の考えを持つておりますが、細部につきましては専門家の意見を聞いた上決定いたしたい」との答弁がありました。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略いたしましたして採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終わります。(拍手)

### 三、衆議院厚生委員長報告(四月十九日)

○丸山直友君 たいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案並びに医療法の一部を改正する法律案の両案につきま

行い得るようによ手續を簡素化したこととあります。

第三は、受胎調節の指導を適正に行うために、知識技能に欠ける者の受胎調節に関する実地指導を禁止したこととあります。

次に、医療法の一部を改正する法律案について申し上げます。

医療法第七十条に規定する診療科名は、公衆が医療を求めるときに不便を来している向きが多いので、昭和二十五年に神経科のほか五科が追加されたのでありますが、最近における気管食道に関する研究並びに技術の進歩は著しいものがあるので、さらに気管食道科を追加して公衆の利便をはかるうとするのが提案の理由であります。

優生保護法の一部を改正する法律案は、四月十五日、提案者、参議院議員谷口弥三郎君より、医療法の一部を改正する法律案は、四月十六日、提案者、参議院議員藤森眞治君よりそれぞれ提案理由の説明を聴取し、十七日、両法案について熱心なる質疑応答が行われたのであります。

かくて、質疑を打ち切り、両法案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して岡委員、日本共産党を代表して荻田委員、日本社会党第二十三控室を代表して福田委員より、それぞれ希望意見を付して賛成の意を寄せられたのであります。

次いで、討論を終結し、両案を一括して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

塩専売法の一部を改正する法律

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

三八五

て、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

両案は、ともに参議院の議員提出法案であります。まず優生保護法の一部を改正する法律案の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。

優生保護法は、不良な子孫の出生を防止するという優生上の目的と、妊娠から生ずる母体の健康障害を防止するという母性保護の目的とをあわせ有しているものであります。現下の社会情勢にかんがみまして、この目的を一層完全に達成するため、次の改正をなさんとするものであります。

第一は、優生手術の可能範囲を拡大いたしまして、配偶者が精神病もしくは精神病もしくは精神薄弱の場合には、本人並びに配偶者の同意があれば、医師の認定によつて優生手術を行い、別表に掲げある遺伝性以外の精神病、精神薄弱にかかつている者については、保護義務者の同意があれば、審査の上、同手術を行ひ得ることになります。それがあつても、本人に手術を行うことができない場合には、その配偶者に手術を行うことができるようにいたしましたこととあります。

第二には、妊娠の継続または分娩が母体の健康を著しく害するおそれのある場合であるとか、あるいは姦淫されて妊娠した場合等の人工妊娠中絶につきましましては、従来のように他の医師または民生委員の意見書の添付、審査会の審査を要せず、指定医師の認定だけで

### ◎塩専売法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、一七、法一四二)

一、提案理由(四月二十六日)

(製塩施設法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十六日)

(国有財産特別措置法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(五月九日)

(当せん金附証票法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

(昭和二七、五、一九、法一四三)(衆)

一、提案理由(五月八日)

○河原委員 今般提案いたしました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案の提案理由を申し上げます。

御承知の通り、昨年の警察法の一部改正に伴いまして、警察を維



#### 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

三八六

持する町村は、住民投票の結果警察を維持しないこととし、また維持しないこととした後再び警察を維持することができることとなつたのであります。

しこうして警察法第四十条の三第八項の規定によりますと、十月三十一日まで警察維持に関する住民投票の結果の報告が、内閣総理大臣に対してなされたときは、翌年四月一日に警察維持の責任の転移が行われることになるのであります。しかるところ、十月三十一日まで住民投票を行い、その結果を確定することと予定していたもののうち、手続上その他の都合により、住民投票が遅れました町村もありません。これらの町村で住民投票の結果、警察を維持しないことと決定したものは、ただいまのところ明年四月一日までは引続き自治体警察が維持せられることになるのであります。当該町村の住民投票の結果が確定しているにかかわらず、かかる長期間その実現を見ないでいることは、種々の障害のあることも予想されます。そこでこれらの町村が希望しますにおいては、この警察責任の転移の時期を繰上げることのできる道を設けることが適当であると存するのであります。

次にこの法案の内容について申し上げます。本法案は、本則及び附則各一項からなつておりますが、本則におきましては、昨年十一月一日以降に住民投票の結果警察を維持しないことと決定し、その旨警察法第四十条の三第六項の規定によりまして、内閣総理大臣に本年五月二十日まで報告のありました町村について適用されるのであります。これらの町村のうち、警察維持の責任の転移の時期を繰

上げることとすることを希望する町村につきましては、町村長が議会の同意を得て、五月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請することを要することにいたしましたのであります。この申請のあつたときには、五月三十一日までに内閣総理大臣が承認いたしましたときには、当該町村は、来年四月一日まで待つことなく本年六月一日に警察を維持しないこととなることにいたしました。次に附則といたしまして、この法律は、公布の日から施行することとしました。

以上がこの法律案の提案理由並びに内容の概略であります。何とぞ御審議のほどお願いいたします。

次に今般提案されました市の警察維持の特例に関する法律案の提案理由を説明いたします。

多数の町村においては、町村財政、警察人事、警察活動の諸面から、自治体警察を国家地方警察に移管しようという希望が強く、そのため昨年警察法の一部を改正し、もし住民の多数が希望するならば、一定の手続を経てこれを実現し得る道を開いたのであります。ところがかかる町村が、市になりますと、住民多数の意思は依然として、国家警察の維持を欲していても、警察法第四十条第一項の規定によつて、当然また自治体警察に復帰しなければならぬのであります。

これは、警察法の右の規定が、住民多数の意思に逆行するものであります。民衆的法規と称することを得ません。そこで、この不都合を除去するため、今回この特例法を設けた次

第であります。

次に本案の内容につき、概略を御説明申し上げます。警察法第四十条第三項の規定により、警察維持の責任転移が行われた町村が、当該町村の区域をもつて市を設置した場合、あるいは他の警察を維持しない町村の区域を含めて市を設置した場合においては、警察法第四十条第一項が、市は全部自治体警察を持つべきものと定めておりましたも、その規定にかかわらず、当該市は市議会の議決を経ず、警察の維持は、国家にまかせて、自治体警察を持たないことができるものとしたのが、第一条第一項であります。

また同条第二項は、右の市議会の議決は、当該市の設置の日から五十日以内にこれを行うべきこと、及び、この場合当該市長は、議決の結果を国家公安委員会を経て、内閣総理大臣に報告すべきものとしたのであります。

元来本案の趣旨とするところは、住民多数の意思をもつて、警察維持の責任転移を決定するというのがそのねらいであります。もし、逆に前述の手続によつて、自治体警察を持たなくなつた市が、再び自治体警察を持ちたいと欲するとき、住民投票によつて、これを維持することができることとしたのが、本案第二条第一項の規定であります。しかし警察維持の責任転移を時間的に無制限に放任しておきますと、安定を欠くこととなりますので、前の決定から二年間は転移の手段をとることを得ないものとし、またその他右の住民投票に関しては、警察法第四十条の三の規定を準用することとしたのが、本案第二条第二項の規定であります。

#### 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律

三八七

以上が本案の提出理由及び内容の概略であります。何とぞすみやかに御審議あらんことを望みます。

#### 二、衆議院地方行政委員長報告(五月十三日)

○吉田吉太郎君 ただいま議題となりました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提案理由及び内容の概略を説明いたします。昨年警察法の改正によりまして、住民投票の結果、警察を維持しないことと決定し、十月三十一日までにこれを内閣総理大臣に報告した町村は、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の転移が行われることとなつたのであります。ところが、右の報告が手続その他の事情により昨年十月三十一日までに完了しなかつた町村は、たといその以前に警察責任の転移の運びをなしていても、その効果の発生するのは来年の四月一日ということになるのであります。このように、長期間にわたつて住民投票の結果を実現せしめないというものは適当であるとは申せませんので、今回本案を提出し、昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年五月二十日までに、警察法第四十条の三第六項の規定により、警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長が、その議会の同意を得て、右の転移の時期を繰上げた旨を、昭和二十七年五月二十日までに、国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年五月三十一日までにその承認を得たものについては、警察維持に関する責任の転移は、



同条第八項の規定にかかわらず、同年六月一日に行われるようにしようとするものであります。

本案は、河原伊三郎、野村専太郎、床次徳二、大泉寛三、金光義邦、鈴木幹雄君から四月一日提出せられ、同日地方行政委員会に付託せられました。そこで、地方行政委員会は、五月八日委員会を開き、提出者河原伊三郎君から提案理由の説明を聴取した上、五月八日から五月十日まで引続き毎日委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月十日質疑を打ち切り、討論の後、本案を原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院地方行政委員長報告(五月十九日)

○西郷吉之助君 只今議題となりました町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院議員提出に係わるものであります。現行警察法によれば、十月三十一日までに町村警察の維持に関する住民投票の結果の報告が内閣総理大臣に対してなされたときは、翌年四月一日に警察維持に関する責任の転移が行われる規定に相成っておりますので、昨年十月末日の期限を経過しまして警察を維持しないことに決定いたしました町村につきましては、その警察維持に関する責任の転移の時期は来年四月一日まで待たなければならぬわけでありませう。併し、かく長期間に亘りまして住民投票に基づく警察維持に関する

る責任の転移が実現を見ないことは、その間種々の障害を生ずることとも予想されますので、今回その特例を設けることにいたしましたのであります。即ち昭和二十六年十一月一日から本年五月二十日までに、警察法第四十条の三第六項の規定によりまして、警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得まして、警察維持に関する責任の転移の時期を繰上げたい旨を、本年五月二十日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同五月三十一日までにその承認を得たものにつきましては、その警察維持に関する責任の転移は、現行法による来年四月一日を待たずして、本年六月一日に行われるものとするのであります。

地方行政委員会におきましては、本月十二日、衆議院議員河原伊三郎君より提案理由の説明を聞いた後、数回に亘りまして委員会を開き、提案者並びに政府委員との間に質疑応答を重ねましたが、次にその主なるものを一、二御紹介いたします。

即ち「本法案によれば、警察維持の責任の転移の時期の繰上げを認められる町村の中に、本法案の成立を見込んで五月に入つてから住民投票を行うものまで含めるように解されるが、それは警察維持に関する住民の自由な意思決定に一方的な影響を与える虞れがあつて、不適當ではないか」との質疑に対しましては、提案者側より、「本法案はそのような町村を当初から予想して立案したものでない」旨の答弁がありました。次に、「本法案の対象となる町村数及びこれに対する予算措置はどうなつておるか」との質疑に対しましては、

政府側より、「すでに住民投票の済んだもの七カ町村、他に約十カ町村ほどの見込であり、国家地方警察側の受入体制といたしましては、人員五百名程度までは既定予算の範囲内で賄い得る見込である」旨の答弁がありました。

五月十七日討論に入り、若木委員より、本法案は警察の国家集約政策を促進し、警察民主化の本筋に逆行するものであるから反対する旨述べられました。かくして採決の結果、本法案は多数を以て原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。(拍手)

### ◎国民健康保険再整備資金貸付法

(昭和二七、五、二〇、法一四四)

#### 一、提案理由(三月二十七日)

○松野(頼)政府委員 たいま議題となりました国民健康保険再整備資金貸付法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

御承知の通り、国民健康保険は、昭和十三年に実施されました以来、次第にその重要性を認められて今日に至り、現在保険者数約五千余、被保険者数約二千四百万人を数えておりますが、しかし多くの保険者には、診療報酬の未払いがあり、事業の運営は決して容易ではない現状であります。今回この診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険の再整備を助成するため、国庫から資金を貸し付ける

国民健康保険再整備資金貸付法

ことと相なりましたので、この法律案を提案する次第であります。この法律案の要点は、第一に、昭和二十六年度末までの未払い診療報酬を解消するため、貸付の要件に該当する保険者に対し、昭和二十七年年度から昭和二十九年年度までの三箇年間に貸付金を貸し付けることとあります。

第二点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下等であり、かつ保険料収納割合が年度ごとに次第に向上することを要件としております。

第三点は、貸付条件であります。貸付期限は五年以内のすえ置き期間を含み十年以内といたしまして、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により償還することといたしております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

#### 二、衆議院厚生委員長報告(四月二十六日)

○亘四郎君 たいま議題となりました国民健康保険再整備資金貸付法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

国民健康保険は、昭和十三年実施以来その重要性を認められ、現在保険者数約五千余、被保険者数約二千四百万人を数えておりますが、多くの保険者には診療報酬の未払いがあり、事業の運営は決して容易ならぬ現状であります。よつて、この診療報酬の未払いを解消し、国民健康保険の再整備を助成するため、資金を貸し付けよう



とするのが、政府の本法案提出の理由であります。

本法案のおもなる内容は、第一、昭和二十六年度末までの未払い診療報酬につき、貸付の要件に該当する保険者に対し、昭和二十七年から昭和二十九年まで三箇年間に貸付金を貸し付けること、第二は、貸付の要件として、保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下等であること、かつ保険料収納割合が年度ごとに次第に向上することを要件としたこと、第三は、貸付金については、五年以内のすえ置き期間を含み十年以内とし、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により償還すること等であります。本法案は、三月二十五日、本委員会に付託せられ、同月二十七日政府より提案理由の説明を聴取した後、特に小委員会において慎重審議が続けられたのでありますが、その内容につきましては速記録により御承知を願います。

二十五日質疑を終了し、本日の委員会において、共産党を除く各派共同提案の修正案が提出されたのであります。すなわち

国民健康保険再健整備資金貸付法案に対する修正案

国民健康保険再健整備資金貸付法案の一部を次のように修正する。

第八条第一項中「〔据置期間を含む。〕」を「当該次年度から三年間の据置期間を含む。」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 貸付金の据置期間は、貸付を受けた年度における貸付の期間及び当該年度の次年度から三年間とし、据置期間中は、無利子とする。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

青柳委員より以上の修正案の趣旨弁明がありました。

次いで、修正案と原案を一括して討論に入りましたところ、改進黨を代表して金子委員より希望を述べて賛成の表明があり、社会党を代表して岡委員より次の希望を述べられたのであります。一、政府はすみやかに社会保障制度審議会の勧告に基き国民健康保険組合の給付費に対し大幅の国庫補助を断行すべきこと、二、国民健康保険組合の経営内容についてはすみやかに十分なる調査を完結し、その将来の運営についてはできるだけ統一あらしめるよう努力すること、三、貸付においては貸付条件たる保険料収納率は五〇％に引下げ、当面の危機を救うとともに、保険者負担の大幅軽減をはかること、四、国保組合と保健所との連絡を密にし、当該町村の予防衛生の向上に努めること、以上の希望を付して賛成の意見の表明があつたのであります。なお共産党を代表して荻田委員より反対の意見が述べられたのであります。

次いで、まず修正案の部分について採決に入りましたところ、修正案は多数をもつて可決すべきものと決せられ、修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決せられた次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院厚生委員長報告(五月十二日)

(麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

### ◎簡易生命保険法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、二〇、法一四五)

#### 一、提案理由(二月五日)

○佐藤国務大臣 簡易生命保険法の一部を改正する法律案の提案の理由について申し上げます。

まず保険金の最高制限額の引上げであります。最近の経済事情の推移にかんがみますと、現在の保険金最高制限額五万円をもつては、制度本来の機能を發揮するには、とうてい不十分と相なつております。

元来簡易保険の保険金最高制限額は本事業創設以来、薄資勤労者階級の老後における生活安定、あるいは最終医療費、葬祭費及び被保険者の死亡後における遺族の生活保障に必要な額を基準として定められて来たものであります。従いまして今日における医療費、葬祭費、遺族生活費、並びに物価指数等にかんがみまして、これを相当程度に引上げることが必要となるのであります。最近における民間保険の状況等を考慮いたしまして、これを八万円に引上げるこ

簡易生命保険法の一部を改正する法律

とにいたしました旨を存じます。

第二点は、保険契約の乗りかえ制度の廃止であります。戦後インフレに伴う事業合理化の一方途といたしまして、さきに昭和二十一年九月三十日以前に締結されました少額の保険契約につきまして、加入者の要望をも考慮いたし、これら契約の積立金を引当てとして、保険金のより高額な保険契約に乗りかえる制度、すなわちいわゆる保険契約の乗りかえ制度を設けたのであります。当初六千六百万件にも及びましたこれら少額契約も、今日までにその大部分が整理されました。現在においてはわずかに一千七百万件が残されておる状況であります。従いましてこの保険契約の乗りかえ制度は、おおむねその目的を達したものと考えられますので、ここにこの乗りかえ制度を廃止することにいたしたいと存じます。

次に、右に申し述べました少額保険契約の保険料の取立てを停止しようとするものであります。元来簡易生命保険事業におきましては、膨大な件数に上る保険契約の保険料を毎月徴収することを建前といたしておりますので、これらの保険料の徴収には、相当な人員と物件費を必要とするのであります。ただいま申しましたように少額契約につきましては、乗りかえによつて大半を整理いたしました。約千七百万件が現存しているわけでありまして、今回これらの契約につきましては、郵便局窓口に払い込むもの、保険料を一年分以上前納するもの、団体払込みのもの等のものを除きまして、特に毎月集金する労を省き、人員の節約により事業経営の合理化に努めたいと考へた次第であります。これらの契約の保険料は徴々たるもので



ありますので、事業収入の確保の上にはさして影響しないのであります。

なお、かような方法によつて保険料の払込みをしない契約につきましては、保険金等を支払う際、未払いとなつております保険料の額を差引くことといたしますが、格別加入者に対しても不利益になるおそれはないのであります。

以上、なにとぞ十分御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いする次第であります。

### 二、衆議院郵政委員長報告(四月二十五日)

○飯塚定輔君 たいだいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案の、委員会における審議の経過並びに結果について簡単に御報告申し上げます。

まず本法案提出の理由であります。第一点は、保険金の最高制限額を現行五万円より八万円に引上げることです。第二点は、旧来の小額保険契約の整理、合理化によつて事務の簡素化をはかる問題であります。この第二点につきましては、ほとんど論議の余地はなかつたものでありますけれども、第一の保険金の最高制限額の引上げにつきましては、委員会においても相当論議が行われたのでございます。

本案が去る一月二十五日に委員会に付託せられました以来、しばしば委員会において審議を重ねられ、去る四月二十四日に最後の質疑が行われたのであります。自由党の山本委員、改進黨の椎熊委

員、社会党の受田委員より真剣なる御意見が述べられたのであります。それが要約いたしますと、最高制限額を何ゆえ八万円にしたのであるか、その根拠についてただされ、また引上額は、昨年以來、あるいは十万円と呼ばれ、あるいは十五万円とさえ予想されておつたにもかかわらず、政府は何ゆえにこれを八万円と押えたのであるか、これは民間保険との関係によつて何らか制肘せられた結果ではないか、また簡易生命保険は社会保障制度の性格を有し、小額所得者の万一の場合に備えて創設せられた点にかんがみ、今回のごとき低額の引上げであつては、被保険者の万一の場合にはほとんど役に立たないから、さらにこれを増額する意思はないのか、さらにこれに関連しまして、簡易生命保険の積立金の運用に關し、郵政当局はいかにこれを考えておるかという御質問がありました。

これに対して、郵政大臣並びに担当官より、最高制限額を八万円として根拠は、戦後における経済情勢の変化に即応して決定し、さらに民間保険の無審査加入の平均額を現在七万二千円程度であるから、これとにらみ合して、簡易生命保険の最高制限額を八万円としたのである、また決して第三者の制肘によつて最高制限額を決定したのではないということを言明されたのであります。また将来の増額に關しましては、経済情勢の変化に伴いこれに應ずる意思のあることを表明し、さらに積立金の運用に關しましては、特に郵政大臣より国会の御意思を尊重して善処することを答弁せられたのであります。

次に共產党の田代委員から、本案のごとき増額は、零細なる被保

險者の掛金を集めて軍事費の財源とするのであるから絶対に反対であるという御意見が述べられたのであります。これに対して、郵政大臣から、絶対にさようなことは考えておらないという答弁がございまして、これにて質疑は終了いたしましたのでございます。

採決に先立ちまして、自由党の飯塚委員より、本案の附則第一項の施行期日に関する規定中「昭和二十七年三月一日」を「昭和二十七年五月一日」に、「昭和二十七年四月一日」を「昭和二十七年六月一日」に改めるべし修正案が提出され、次いで討論を省略して採決に入りまして、まず修正案に対する賛否を諮りましたところ、多数をもつて可決し、次いで右修正案を除く原案について採決いたしましたところ、これまた多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第でございます。

以上、簡単であります。御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院郵政委員長報告(五月十四日)

○岩崎正三郎君 只今上程されました簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、郵政委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず本法案提出の理由を申し上げます。最近における経済事情の推移に鑑みまして、保険金最高制限額を引上げることと共に、事務の簡素化を図るため、昭和二十一年九月三十日以前に締結された保険契約に対する保険料の取立を停止せんとするのがその趣旨になつております。

簡易生命保険法の一部を改正する法律

次に、この法律案の内容について簡単に申し上げます。その第一は、今日の物価情勢に鑑みるといふと、現行の保険金最高制限額の五万円を以てしましては、被保険者大衆の死亡後における遺族の生活安定又は老後における生計補足の機能を發揮するには到底不十分であるので、最高制限額を八万円に引上げようとするものであります。その第二は、先に昭和二十一年九月三十日以前に締結された少額の保険契約約六千六百万件を対象として事業合理化を推進するため、これら契約の積立金を引当として高額契約に乗換え得る制度を開設したのであります。すでにその大半について整理を終りましたので、この際、乗換制度を廃止し、残余の契約約千七百万件については、その一件平均保険料も月額一円三十八銭という少額でありますので、毎月集金する労を省くため保険料の集金を停止し、将来保険金等を支払う際に未払分を控除し得ることにしようとするものであります。

本法律案は去る一月二十五日内閣から提出され、当委員会に予備審査に付託されて以来慎重に審査を重ねたのであります。委員の質疑は主として保険金最高制限額の引上げ限度の妥当性に集中されたのであります。即ち原案の八万円を以て、果して簡易生命保険事業の目的たる国民大衆の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することが可能であるか否か。戦前昭和九年乃至十一年当時の保険金最高限度は四百五十円であつたが、今日の物価指数に直せば十五万円内外になるから、仮に民間生命保険との調整を考慮しても、少くとも十万円程度とすべきではないか。簡易生命保険の保険金最高額は過



去八回引上げられたが、引上げによつて民間生命保険の経営を困難に陥れたような事実がないばかりではなく、引上げ後における民間保険新契約は引上げ前よりもむしろ相当増加している実績に徴して、十万円程度の引上げならば民間保険への影響論は殆んど杞憂に過ぎないのではないか等の質疑があり、これに対し、政府よりそれらに答弁がりましたが、その詳細は速記録により御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、城委員から、施行期日を一月遅らせ各六月一日及び七月一日に修正する動議を提出すると共に、最高制限額については、いまだ増額を必要と認めるが、諸般の情勢から止むを得ず賛成する旨の意見が述べられ、その他各委員より、最高制限額は十万円乃至十五万円が適當であると認めるから、最も近き将来改正を期待する旨の希望条件を附して賛成の意見を述べられ、更に又駒井委員よりは、最高制限の八万円は不十分であるから、近き機会に改正を期待すると共に、この際、積立金運用復元の決議に対する政府の善処に信頼して一応賛成する旨の意見が述べられたのであります。

かくて討論を終了し、採決の結果、城委員の修正案は全会一致を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても全会一致を以て可決せられ、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### ◎当せん金附証票法の一部を改正する法律 (昭和二七、五、二〇、法一四六)

#### 一、提案理由(三月二十六日)

(国家公務員共済組合法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

#### 三、参議院大蔵委員長報告(五月九日)

○平沼彌太郎君 只今上程されました当せん金附証票法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本案の内容について申し上げます。第一は、政府の発行する宝くじは、これまでその資金の用途に制限が附されておらなかったものでありますが、今回は、政府の宝くじは社会福祉を対象とする事業の費用の財源に充てる場合に限り発行し得ることとしたそうとするものであります。第二は、政府の発行する宝くじについては、年度間の発行限度を法律に規定したそうとするものでありまして、その

額は現在の発行額を勘案して三十五億円といたそうとするものであります。第三は、宝くじ発行予算の経理についての方法を、現行の総計予算の方式から純計予算の方式に改めようとするものであります。第四は、宝くじの発売事務を申請銀行に委託せしめ、これに伴う諸規定を整備いたそうとするものであります。そのほか都道府県等の宝くじ発行についてそれら規定を整備しようとするものであります。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論に入り、小林委員より、「いわゆる宝くじは国民の射倖心をそそる意味において好ましくないもので、本年度限り廃止すべきであると思うが、すでに予算も成立しておる等の関係もあり、止むを得ないが、第三条の改正規定中「社会福祉の増進のために要する費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、」の字句を削除すべきである」旨の修正意見が述べられ、下條委員より、「本法制定当時と現在では経済事情が相当変化しており、この法律は本年度限り廃止せられたい」との希望条件を附して賛成意見が述べられ、木村委員より、「政府発行のいわゆる宝くじは、毎会計年度三十五億円の金額の範囲内において発行し得ることになつていますが、その発行限度は毎会計年度国会の議決を要さないこととなるので改悪である。第二点は、この制度を認めると、いわゆる宝くじの発売収入金を警察予備隊の増設等の再軍備の費用に濫用せられる虞れがある旨の反対意見が述べられ、菊川委員より、「いわゆる宝くじ等の発売は国民に射倖心を持たせるので好ましくない。浮動購買力の吸収等は正常なる制度の下に行わなければならない。」

当せん金附証票法の一部を改正する法律

又宝くじはすでに国民の魅力を失つており、三十五億円程度の発売ではインフレ防止に役立たない。社会福祉の増進のために政府宝くじを発売することは名目的である。更に地方宝くじの発売をやめることによつて地方財政に及ぼす影響は少い等の理由によつて、この際いわゆる宝くじの発行を廃止すべきである」旨の反対意見が述べられました。

かくて討論を終了し、採決の結果、小林委員の修正案は多数を以て可決せられ、次いで修正部分を除く原案についても多数を以て可決せられ、本案を修正議決した次第であります。

次に塩専売法の一部を改正する法律案の御報告を申し上げます。

本案は、くじら、にしん、さけ、ます、たら等の漁獲物の塩蔵の費用を引き下げて、塩蔵関係食品を低廉な価格で供給するため、これらの漁獲物の塩蔵用塩を特別価格で売り渡すことができることとしようとするものであります。

本案は質疑の後、討論に入り、森委員及び大野委員からそれら希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)



### ◎地方財政法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、一三、法一四七)

#### 一、提案理由(三月二十九日)

○岡野国務大臣 たいま提出いたしました地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

本法案は、現行の地方財政法につきまして、地方行政の責任の帰属を明確にするとともに、その自主的な運営を確保するため、地方公共団体またはその機関が行う事務に要する経費について、国と地方公共団体の負担区分に関する基準を改める等の必要があり改正を加えようとするものであります。

以下本法案の内容の概要について御説明申し上げます。

改正の第一点は、国費、地方費の負担区分に関するものであります。

従来、住民多数に関係する事務については、それに要する経費を国と地方公共団体のいずれが負担するかということ、その事務が国と地方公共団体のいずれの利害に係るかということから定められていたものであります。すなわち、主として地方公共団体の利害に係るものに要する経費については、その全額を地方公共団体が負担し、主として国の利害に係るものに要する経費について

は、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないものとし、国と地方公共団体相互の利害に係るものに要する経費については、法律または政令の定めるところによつて、国と地方公共団体が共同して負担することにしていたのであります。

しかしながら地方公共団体の行います事務に要する経費につきまして、国が負担金を支出いたします場合には、国庫負担金支出の計画が必ずしも地方の実態に即さなかつたり、いたずらに事務の処理、当該事務に従事する職員の任免等を煩雑ならしめたりして経費の濫費を伴いがちでありますこと等の弊害があります反面、地方財政平衡交付金の成立によりまして、地方公共団体にゆだねられた行政に要します経費につきましては、どの地方公共団体に対しても所要経費の全額は、地方税と地方財政平衡交付金をもつて保障せられることになりましたので、少くとも財政的にはことさらに国が特定の経費に対するひもつき負担金、補助金の類を支出する必要はなくなつたのであります。むしろ、地方公共団体にゆだねられませんでした事務については、地方の住民が進んでその運営をくふうし、自主的な執行及び管理を行うことができる態勢を整える必要があるものであります。この点からすれば、国からのひもつき補助金、負担金の類は、原則としてこれを廃止することが望ましいことになつたのであります。ことに国からの補助金、負担金も地方税とひとしく国民の負担になるものでありますので、地方公共団体にゆだねられませんでした事務に要する経費は可及的に地方税をもつて充足せしめ、半面これらの経費は、国税としての負担を軽減する方法を講じ、もつて地

方の住民がみずから負担した地方税の行方を通じて地方財政のあり方を監視し批判する習慣をつちかひながら、民主政治の基盤たるべき地方自治を確立して参りたいと考えるものであります。もとより、この方法を極端に押し進めて参りますと、付託された事務を処理するに要する経費の財源としては、地方税が豊富に過ぎる地方団体を生じて参りますのと、その反面、地方住民の担税力からしていかに地方税を高めましたも、そこに負担せられた事務の運営に要する経費の全額を地方税のみをもつては充足することはとうていできない地方団体もありますので、税源の少い地方団体に対しては、その不足額を全国民の負担において公平に補填する措置を講ずる必要があるものであります。

しこうしてまた、この趣旨のもとに地方財政平衡交付金制度が存するのであります。この地方財政平衡交付金は国から地方公共団体に交付されるものでありながら、他のひもつき補助金、負担金の額とは異なり、その交付にあつては何らの条件をつけたり用途を制限したりしてはならないとする等、地方に対する干渉にわたらないよう、多くのくふうが試みられていたのであります。

従つて地方財政平衡交付金制度の成立いたしました昭和二十五年におきまして、すでに国費、地方費の負担区分に関する規定は、根本的に改正する必要があつたのであります。個々の事務につきましても、なお検討すべき多くの問題がありましたため、昭和二十五年及び昭和二十六年の二箇年度間は、その適用を停止することとしたのであります。

地方財政法の一部を改正する法律

今回、国の予算におきましても、過去二箇年間に設けられておりました地方財政平衡交付金と国から地方公共団体に交付される補助金、負担金の類との間に適宜移用を行ひ得る旨の規定が廃止されましたのと軌を一にして、おおむね現行制度に基いて国費、地方費の負担区分に関する規定を整備することとしたのであります。

すなわち、さきに申し述べました趣旨のつとより、地方公共団体またはその機関にゆだねられませんでした事務に要する経費は、その事務の及ぼす利害のいかんにかかわらず、原則として全額地方公共団体の負担といたしたのであります。ただ次の四点については、その例外を認めることといたしております。

例外の第一として、法令に基いて実施しなければならない国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、まだ実施されて日が浅いため十分地方公共団体の事務として同化されるに至つていない等のため、その円滑な運営をはかるためには、その経費の全額を地方公共団体の負担にゆだねないで、国がなお進んで経費を負担する必要がある結核予防その他に要する経費については、法律または政令の定めるところによつて、国がその経費の全部または一部を負担することといたしております。すなわち、これに該当するものとして、そのほか生活保護に要する経費、保健所に要する経費、農業改良普及事業に要する経費等を制限列挙いたしております。

例外の第二として、国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律または政令で定める土



本その他の建設事業に要する経費については、国がその経費の全部または一部を負担するものとしております。これに該当するものとしていたしましては、現行のいわゆる公共事業、失業対策事業費等を制限列挙いたしております。

例外の第三として、法律または政令で定める災害にかかる事務で地方税法または地方財政平衡交付金法の適用によつては、その財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する災害救助事業その他の経費については、国がその経費の一部を負担するものとしております。これに該当するものとしていたしましては、そのほか土木災害復旧に要する経費、農林災害復旧に要する経費等を制限列挙いたしております。

例外の第四として、もつばら国の利害に係る事務を行うために要する経費につきましては、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないこととしていたしております。これに該当するものとしていたしましては、国会議員の選挙に要する経費、外国人登録に要する経費等を概括例示することとしていたしております。

以上のものうち第一から、第三までに該当する経費の種目、算定基準、国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律または政令で定めるとともに、地方公共団体の負担すべき分は、地方財政平衡交付金法の定めるところによつて、地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することとしております。

次に改正の第二点は、割当的寄付金の禁止に関するものでありま

す。

現に地方公共団体は、住民に対し寄付金を割当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない旨を規定しているものでありますが、国の出先機関から地方公共団体もしくは住民に対し、または国もしくは地方公共団体の外郭団体を通じて地方公共団体もしくは住民に対し寄付金等を強制的に割当てて、強要する例が少なくないように見受けられますので、これらの途も禁止する趣旨において規定の整備をはかつたのであります。

最後に右の改正に伴い、所要の規定の整備をはかるとともに、地方財政平衡交付金法に所要の改正を加えることとしていたしております。

以上本法律案の提案の理由及びその内容の概要につき説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(四月三日)

○金光義邦君 ただいま議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案に関する地方行政委員会における審議の経過並びに結果について、その概要を御報告申し上げます。

まず本案の内容について申し上げます。申すまでもなく、地方財政法は、地方公共団体の財政の運営や、国の財政と地方財政との関係等に関する基本原則を定めたものでありますが、政府におきまして、この際地方行政の責任の帰属を明確にするるとともに、その自主

的な運営を確保するために所要の改正をいたそうとするのであります。

本案の改正の第一点は、国費、地方費の負担区分の基準に関するものでありまして、地方公共団体またはその機関が行う事務に要する経費については、その事務が国と地方公共団体のいずれの利害に係るかによつて、その負担者あるいはその負担割合が定められていた従来の基準を改め、かかる事務に要する経費は、その事務の及ぼす利害のいかんにかかわらず、原則として全額地方公共団体の負担とすることといたすのであります。これは、地方財政平衡交付金法の施行により、このような経費はでき得る限り地方税をもつて充足することとし、爾余の調整は、平衡交付金の機能にまっべき本制度の趣旨に即応するものであります。しかしながら、この原則に對しては、その事務の性格や、地方財政の現状にかんがみ、本法案は次の三種の例外を規定いたしております。

その第一は、結核予防に要する経費や、生活保護に要する経費等のごとく、実施後日なお浅く、その円滑な運営をはかるために、国がその全部または一部を負担する法令に基いて実施しなければならない事務に要する経費、その第二は、現行のいわゆる公共事業費や失業対策費等のごとく、国民経済に適合するように、総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならないために、国がその全部または一部を負担する建設事業に要する経費、その第三は、災害救助事業に要する経費や、土木災害復旧に要する経費等のごとく、地方税法または地方財政平衡交付金法の適用によつては、その財政

需要には適合した財源を得ることが困難なために、国がその一部を負担する災害にかかる事務に要する経費、その第四は、国会議員の選挙に要する経費や、外国人登録に要する経費等のごとく、本法に例示され、もつばら国の利害に係る事務を行うためのもので、地方公共団体がまったく負担の義務を負わない経費となつております。

しかしして、以上四種の例外のうち、第一から第三までに該当する経費の種目、算定基準、国と地方公共団体とが負担すべき割合は法律または政令で定めるとともに、地方公共団体の負担すべき分は、地方財政平衡交付金法の定めるところによつて、地方公共団体に交付すべき地方財政平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することになつております。

次に改正の第二点は、強制的割当寄付の禁止に関するものであります。すでに現行法におきまして、地方公共団体は、住民に対し、寄付金を割当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない旨を規定しておりますが、国の出先機関から、地方公共団体もしくは住民に対し、または国もしくは地方公共団体の外郭団体を通じて、地方公共団体もしくは住民に対し、寄付金等を強制的に割当てて強要する例が少なくない現状にかんがみ、これらの途も禁止する趣旨において、規定の整備をはかつたものであります。

本法案は、三月二十六日、本委員会に付託せられ、同二十九日、岡野国務大臣から提案理由の説明を聞き、慎重審議いたしました。その論議の中心は、これを要するに、地方財政法は地方財政に



関する基準法にとどまり、今回の改正は一応妥当であるとしても、よく法の所期する目的を達するためには、ひとり本案の改正のみにとどまらず、地方税法の改正、地方財政平衡交付金制度の運用、地方起債と国庫補助金の問題等、広く地方財政に関連する基本的な諸問題の全面的解決をはからねばならないということであり、また本法が地方財政の円滑を期する目的をもつて規定した事項であつても、単に法律に規定せられるだけでは実効を収めがたく、この点について、たとえば義務教育費、住民登録の事務に要する経費、あるいは警察予備隊員募集の事務に要する経費等について、地方財政に不当の圧迫を加え、地方当局に予期しない迷惑を及ぼすようなことはないか、また警察、消防及び学校教育関係の地方における寄付金は、現在相当多額に上つてゐるが、その多くの部分は、当然公費をもつて支弁すべき経費の財源に充当せられてゐるが、これらの経費は、性質上、当然財政需要費として地方財政計画中の予算に計上せらるべきではないか、今回の改正法の厳格な励行によつて、赤字状態の地方財政はさらに困難の度を増すものではないか等の質疑がなされたのでありますが、政府当局はこれに対し、税法については、事務再配分とも関連して、近き将来に根本的改正をなす方針であり、起債についても、預金部資金のほか、時期を待つて公募公債によるなど、その他地方財源の充実に現実を考慮しており、また国の負担すべき経費について、事実上地方に負担の転嫁や増加を招来して、地方財政を圧迫することのないよう十分用意すること、さらに強制的にわたる割当寄付の禁止については、本法の規定が罰則を伴

わないものであるとはいへ、関係官民の認識の向上と相まつて、漸次その励行と適切な運用を期待したい旨の答弁があつたのであります。

かくて、四月三日質疑を終了、ただちに討論に入りました。河原委員は自由党を代表して賛意を表され、改進黨の床次委員は、本案の趣旨には賛成であるが、政府は地方財源の確保のためにはさらに格段の努力をなすべきことを要望しつつ賛成の意を表されましたが、立花委員は日本共産党を代表して反対の意見を述べられました。採決の結果、本案は賛成多数をもつて可決せられた次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院地方行政委員長報告(五月十六日)

○西郷吉之助君 只今議題となりました地方財政法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

今回内閣がこの法案を提出した理由は、地方行政の責任の帰属を明確にすると共に、その自主的な運営を確保するため、地方公共団体又はその機関が行う事務に要する経費について、国と地方公共団体の負担区分に関する基準を改める等の必要によるのであります。その内容はおおむね次の通りであります。

改正の第一点は、国費、地方費の負担区分に関するものであります。政府の説明によれば、従来住民多数に関係する事務に要する

経費を国と地方公共団体のいずれが負担するかということは、その事務が国と地方公共団体のいずれの利害に係るかという点から定められていたのであります。即ち主として地方公共団体の利害に係るものに要する経費は地方公共団体において、国の利害に係るものに要する経費は国において、それ／＼その全額を負担し、国と地方公共団体相互の利害に関するものに要する経費は、法律又は政令の定めるところによつて、国と地方公共団体が共同して負担することにしてゐるのであります。併しながら、地方公共団体が行う事務に要する経費について国が負担金を支出する場合には、その支出計画が必ずしも地方の実態に即さなかつたり、徒らに事務の処理、職員の任免等を繁雑ならしめて、経費の濫費を伴う弊害がある半面、地方財政平衡交付金法の制定によりまして、地方公共団体に委ねた行政に要する経費は、その全額を地方税と平衡交付金で保障することになりましたので、少くとも財政的には、殊更国が特定の経費に対する紐付きの負担金、補助金の類を支出する必要はなくなつたわけでありませう。従つて、平衡交付金制度の成立した昭和二十五年度的において、すでに国費、地方費の負担区分に関する規定は根本的に改正する必要があつたのであります。個々の事務につきましては、なお検討すべき問題があつたので、昭和二十五年度的及び二十六年度の二カ年間はその適用を停止することとしておつたのであります。今回、国の予算におきまして、過去二カ年間に設けられておりました平衡交付金と国庫補助金、負担金の類との間に適宜移用を行い得る旨の規定が廃止されたのと揆を一にいたしまして、お

おむね現行制度に基いて、国費、地方費の負担区分に関する規定を整備しようとするのであります。

以上の趣旨に則りまして、地方公共団体又はその機関に委ねられた事務に要する経費は、その事務の及ぼす利害の如何にかかわらず、原則として全額地方公共団体の負担としますが、次の四項についてはその例外を認めることとするのであります。

即ち、例外の第一点は、法令に基いて実施することを要する国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、未だ実施後、日が浅いために十分地方公共団体の事務として同化されるに至らない等のため、その円滑な運営を図るためには、国がなお進んで経費を負担する必要があるものについては、法律又は政令の定めるところによりまして、国がその経費の全部又は一部を負担することとし、これに該当するものとして、結核予防、生活保護、保健所、農業改良等に要する経費等二十三件を制限列挙しております。

例外の第二点は、国民経済に適合するように総合的に樹立された計画に従つて実施しなければならない法律又は政令で定める事務に要する経費については、国がその経費の全部又は一部を負担するものとし、これに該当するものとして、現在のいわゆる公共事業、失業対策事業等八件を制限列挙しております。

例外の第三点は、法律又は政令で定める災害にかかる事務で、地方税法又は平衡交付金法の適用によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する経費については、国がその一部を負担するものとし、これに該当するものとして、災



害救助、土木、農林災害復旧等九件を制限列挙しております。

なお、以上の三項に該当する経費の種類、算定基準、国と地方公共団体とが負担すべき割合は法律又は政令で定めると共に、地方公共団体の負担すべき分は、地方財政平衡交付金法の定めるところによりまして、地方公共団体に交付すべき平衡交付金の額の算定に用いる財政需要額に算入することとしております。

例外の第四点は、専ら国の利害に係る事務を行うために要する経費につきましては、地方公共団体はその経費を負担する義務を負わないこととし、これに該当するものとして、国会議員の選挙、外国人登録等八件を概括列挙しております。

改正の第二点は、割当的寄附金の禁止に関するものでありまして、現に地方公共団体が住民に対し寄附金を割当徴収することを禁じておりますが、更に国の出先機関が地方公共団体若しくは住民に対し、又は国若しくは地方公共団体の外郭団体を通じて、地方公共団体若しくは住民に対し寄附金等を強制的に割当て、強要することを禁ずる規定を加えることとあります。

最後に、右改正に伴いまして所要の規定の整備を図ると共に、地方財政平衡交付金法に所要の改正を加えることとしております。

委員会におきましては、先ず岡野国務大臣より提案理由の説明を聞き、更に政府委員より法案の内容について説明を聞いた後、質疑に入りましたが、その多くは寄附金の割当徴収を禁ずる規定に関するものでありまして、石村、岡本、中田、原の各委員から、各地に行われる割当寄附の実例等を例示してその弊害を説くと共に、この

規定の趣旨、運用等について政府の方針を尋ねたのに対し、「この規定は寄附金を割当てて強制的に徴収することを禁ずるのであるが、これに違反するものを処罰する規定はない。併し財政運営の基本方針を示すところに価値があるので、これによつて相当改善されると思う」との答弁がありました。次に岡本、若木、高橋、若木の各委員から、生活保護、託児所、義務教育費、供米、警察その他の具体的項目を挙げて、これに要する経費の負担割合を尋ねました

が、これら質疑応答の詳細は速記録によつて御覧を願います。

以上を以ちまして質疑は終了いたしましたので、討論に入りまして、先ず若木委員は社会党第四控室を代表して原案反対の意見を述べ、その理由の第一点として、割当寄附禁止の規定は拘束力がないので制定の意義がない。第二点として、国が全部又は一部を負担する規定のうちから義務教育費を削除したのは賛成しがたい。第三点として、この法案と対立する義務教育費国庫負担法案が成立すればこの法案は不用となるとの以上の三点を挙げておられます。

これに対しまして、若木委員は、政府が警察官の賞恤に関する特典を自治体警察にも及ぼすことを信じて本案に賛成すると述べ、原委員は、この案は不備であるが、将来改善することを期待すると述べ、原案に賛成されました。

これにて討論は終局したので、採決に入りましたところ、原案を可とする者が過半数でありました。よつて内閣提出の地方財政法の一部を改正する法律案は多数を以て可決すべきものと議決した次第でございます。

右御報告いたします。(拍手)

### ◎統計報告調整法 (昭和二七、五、二四、法一四八)

#### 一、提案理由(四月二日)

○菅野政府委員 たいま議題となりました統計報告調整法案につきまして、その提案理由及び要旨を説明いたします。

現在政府各機関及び地方公共団体が民間から求める各種統計報告は、それらの機関の立場から見れば、いずれも正当の理由を持つものでありますが、往々にして類似した統計報告の徴集が重複し、またはせつかく徴集した統計報告が徴集方法または様式が適当でないためごく一部の目的にしか適さない場合があります。

政府といたしましては、これにつき、民間経済団体の要望及び昨年来日しました統計使節団長ライス博士の勧告等を取入れ、各種統計報告の徴集について、事前に適切な調整を行い、もつて国民にかける手数の軽減をはかり、かつ行政効率の向上に資するため、今回この法律案を提案することとしたのであります。

この法律案の目的である統計報告の徴集について必要な調整を行うために、本法律案はまず、統計委員会が、特定の統計報告の徴集に対して承認その他の調整を行うことといたしましたのであります。ただ、各種機関の特殊事情等に応じて、この委員会の調整につき特例ないし適用除外を設けるべきものについては所要の規定を設けてあ

統計報告調整法

ります。

また、この法律の実施により、各行政機関の権限が不当に侵害され、その統計活動の独自性と政策の実施を阻害することのないよう、特に法律中に運用の基本を明らかにし、統計委員会とはもつぱら統計技術上の見地から調整に当るものとし、各種機関の異議申立ての道を開くことといたしました。その他、各行政機関と統計委員会との緊密な連絡をとるため報告調整官を置くこととし、所要の規定を設けました。

なお、この法律の施行に伴う過渡的な混乱を防止するために経過的規定として、現に報告様式を定めて徴集している統計報告は、この法律施行後三年間は、原則として統計委員会の承認を要しないこととしたのであります。

以上本法律案の提案理由並びに内容の大略を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(四月二十六日)

○八木一郎君 たいま議題となりました統計報告調整法案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に報告いたします。

本法案は、内閣に属する行政の一つとして、民間から直接または間接に求める各種の統計報告に関し必要な調整を行い、民間側の負担軽減と行政の効率化をはからんとするものであります。しかし、



### 国立学校設置法の一部を改正する法律

この調整は、もつぱら統計技術上の見地から必要とする限度にとどめ、関係行政機関の権限を侵害しないように留意するとともに、異議申立ての道も開かれておるのであります。また調整はすべての統計報告に及ぼされるものではなく、徴集方法や報告様式が法律または政令で定められているとき、並びに統計法に規定されている指定統計調査についてはいづれも適用を除外しており、その他行政機関の特殊な事情等により適用を除外すべきものについては政令に委任いたしておるのであります。なお、現に法令に基いて徴集方法及び報告様式を定めて徴集している統計報告は、政令で定める場合を除くほか、本法案施行後三年間は統計委員会の承認を要しないことといたしておりますほか、統計法に所要の改正を行つております。以上が本法案の要旨であります。

本法案は、四月二日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を重ね、四月二十六日、討論を省略して採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました。

右報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院内閣委員長報告(五月十六日)

(警察予備隊令の一部を改正する等の法律の委員長報告と一括して掲載)

済の達成には、運輸省等の計画するところによりますと、一応の目標として昭和三十年度に大よそ三百八十万総トンまで伸ばしたいということになっております。情勢によりまして、必ずしもこの目安の通りに実現し得ないといたしましても、早晚この限度あるいはそれ以上にも増強しなければならぬことは明らかなことである。

さて、この船の建造も相当の努力を要することではありますが、これを運行する船員の養成は一層簡単には参らないのであります。すなわち、船内統率の資を備え、今後においては特に国民外交の第一線に立つものとしてはずかしくないだけの十分な教養を身につけた船員であることを要しますし、かねての懸案たる海難の防止等の技術的方面におきましても、どうしても学校教育法に準拠した大学程度の養成機関を、この船腹の増加に伴うように設置しなければならぬのであります。

この高級船員の需要数は、運輸省の統計によつて計算いたしますと、三百八十万総トンに対し、約一万名となつておりまして、その年間自然減耗率5%を基礎として推算いたしますと、年間需要員は五百名となります。これに対して実地出身者は約一五%を期待し得る実情にありますから、残りはこれを学校教育にまたなければなりません。商船高等学校からは五〇%が供給せられるので、大学からもひとしく五〇%に当る約二百十名を供給する必要がありますのであります。さらに過去の実績から見ても、新入学生の八〇%が卒業後商船隊に乗船することになっておりますから、商船大学の採用員数

### 国立学校設置法の一部を改正する法律

### ◎国立学校設置法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、二六、法一四九)(衆)

#### 一、提案理由(四月十八日)

○平島委員 ただいま議題としていただきました国立学校設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、提出者を代表いたしまして御説明申し上げます。

この法案を提出するに至りますまで、委員諸君の絶大なる御協力と御援助を得まして、この案を提出する段取りになりましたことをつつしんでここで感謝申し上げます。

この法案の内容は、神戸市に新たに商船大学を設立しようとするものであります。その趣旨といたしましては、独立後におけるわが国再建の道は、急速に自立経済の充実をはかることにあるのでありまして、そのためには産業の発達が根本的な要件であります。が、わが国の地理的環境と資源の貧困等の事情によりまして、海運の十分な伸展にまたなければなりません。しかも国際的競争に耐え得るだけの近代的商船隊の再建を目標といたさなければなりません。従つて、それに必要な施設と有能な船員の養成とが必要となつて参ります。戦前六百四十万総トンの商船隊を保有しておりましたわが国は、終戦直後にはおよそその十分の一に転落してしまつたのであります。その後順調な速度で回復しておりますけれども、自立経

は、約二百六十名となります。さらにこのほか官庁船その他への需要を考慮に入れますと、約三百名ぐらゐは採用しなければなりません。現在清水の商船大学は一学年百六十名を入学せしめておるにすぎないのであります。これらの事情にかんがみ、商船大学の適正規模を考慮するとき、なお一大学を増設する必要があるものであります。このことにつきましては、すでに昭和二十三年に、船員教育委員会で、昭和二十六年には海技専門学院を商船大学にすべきであるとの決議がなされております。また第六国会で衆参両院の文部委員会におきまして、できるだけ早い機会に海運の中心地である神戸市に商船大学をさらに一校増設せられたいという要望があつたのであります。続いて、さきの第十二国会の衆議院文部委員会におきまして、この問題が重ねて取上げられ、熱心な審議が行われまして結果、小委員会が設けられ、その報告に基いて、右文部委員会から衆議院議長に対し、神戸商船大学設置に関する決議文が提出せられ、今国会に入りまして、あらためてまた小委員会が設けられ、その審議の結果、昭和二十七年に神戸市に新たに商船大学を設置すべきであるとの結論に到達したのであります。

神戸市にはすでに大正九年に国立の神戸高等商船学校が設立せられ、恵まれた立地条件と施設の充実と相まつて、優秀な校風が樹立せられたのであります。今によくこの伝統が、今日の海技専門学院に受け継がれておりますので、運輸省の協力のもとに、その施設設備と伝統とを基盤として、文部省所管の商船大学を新たに設立することが、最も妥當かつ適切な措置であると考えられるに至つたので



### 国立学校設置法の一部を改正する法律

あります。地元神戸市民はもちろん、兵庫県におきましても、年来熱望しておられることでありまして、今般その開設に要する臨時費の半額を負担したいと申し出ておられます。文部省においても積極的にその開設を期待して協力せられ、大蔵省においても快く了解されておりまして、

以上本法案を提出いたしました理由でございます。新日本の脚光を浴びた、新しい商船大学が、一日もすみやかに開校の日を迎えることができまして、経済自立の国策に強力なる貢献のできますように、本法案を御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。

### 二、衆議院文部委員長報告(四月二十四日)

○竹尾式君 たいま上程されました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げますとともに、審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、神戸市に昭和二十七年より新たに商船大学を設置しようとするものでございます。新日本再建の国策といたしまして、自立経済を確立するために海運の充実をはからなければならぬことは、あらためて申し上げるまでもありませんが、これを達成いたしまするの一応の目標として、昭和三十年度におきます保有船舶を大よそ三百八十萬総トンといたしております。わが国の船舶建造は、終戦後の幾多困難な事情があるにもかかわらず、これを克服いたしまして、昭和二十六年年度には、四十一萬総トンという世界第二の

員会にこの問題が取上げられまして、審議の結果、小委員会を設けて検討することになりましたが、その報告に基き、衆議院議長に対し、神戸市に商船大学を昭和二十七年に設置することに關する決議文が提出せられたのであります。

特にこれを神戸市に設置することを要望されております理由は、神戸市には、大正九年に官立の神戸高等商船学校が設立されまして、恵まれた立地条件のもとに、優秀なる校風と充実した設備をもつて幾多の人材を輩出し、海国日本の発展に貢献するところ多大なものがありました。戦時中には当分の間ということで運輸省に移管せられ、船員の再教育機関となりまして、今になおよくその光輝ある伝統を保っておりますので、これを基盤といたしまして商船大学が設立されることが最も適切な措置であると考えられるからでございます。今度の第十三国会におきまして、あらためて議題となり、再び小委員会が設けられまして熱心なる審議が行われ、幾多の曲折を経たのでございますが、遂に運輸省、文部省及び大蔵省はもちろん、地元兵庫県並びに神戸市のきわめて積極的な協力を得ることとなりまして、去る四月十七日に至りまして、ようやく本法案の付託を見たのでございます。

付託後におきましても、文部委員会においてはなお慎重な審議を重ねまして、四月二十二日に討論に入つたのでございますが、共産党を除く各党を代表いたしまして若林義孝君より、海技専門学院が運輸省の再教育施設であることは、応急の臨時措置としては十分な意義のあるものではあるが、本商船大学設置の上は、同大学付設

### 国立学校設置法の一部を改正する法律

### 四〇六

実績を上げるに至つたのであります。しかしながらこれを運航いたしまする船員の養成は、船舶の増強とは異なりまして、相当の長年月を要するものでございます。特に高級船員は、船内統率の資質を備え、今後においてはさらに国民外交の第一線に立つものとして、これに相応するだけの高い教養を身につける必要がございます。加うるに、かねての懸案でありました海難防止等の技術的方面におきましても、新時代に即応いたしまする十分な教育、すなわち大学程度の教育を必要とするのであります。

昭和三十年度以降における船員の需給関係を、過去の実績に基いて計算いたしましたると、三百八十萬総トンに対し約一萬名を要することになつておりますが、そのうち高級船員の毎年の所要数につきまして推算いたしますると、商船大学出身者は約三百名内外を供給しなければならぬことになるのでございます。しかるに、現在のところ、商船大学は清水は一枚あるだけでありまして、昭和二十八年年度から年間約百二、三十名くらいの卒業者を供給するにすぎない状況でございます。従いまして、本年度から少くとも百二十名を収容する商船大学をさらに一枚増設しなければならぬ事情に迫られておるわけでありまして、この見通しにつきましては、すでに昭和二十三年に、船員教育委員会におきまして、昭和二十六年に神戸の海技専門学院を商船大学にすべしという決議が行われておるのでありまして、さらに第六国会では、衆参両院の文部委員会から、できるだけ早い機会に神戸市に商船大学を設置する必要があるという要望が出されております。続いて、さきの第十二国会の本委

の教育機関たしめることが再教育事業のためにも望ましいという希望条件を付して賛成の意見を述べられ、次いで共産党を代表して渡部義通君より反対意見が述べられましたが、採決の結果、起立多数をもちまして、これを原案通り可決すべきものと議決した次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院文部委員長報告(五月十九日)

○梅原眞隆君 只今上程されました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

本法案の内容は、神戸市に新たに商船大学を設立しようとするものでありまして、その理由とするところは、提案者の説明によりますと、独立後における我が国再建の途は急速に自立経済の充実を図ることにある、それがためには産業の発達を根本要件とするが、同時に又我が国の地理的環境と資源の貧困等の事情に鑑み、海運の十分な進展を図つて、国際競争に堪え得るだけの近代的商船隊の再建を目標としなければならぬから、従つてそれに必要な船腹の充実と相俟つて有能な船員の養成が急務であるというのであります。

文部委員会におきましては極めて慎重に審議を重ねて参りましたが、その過程におきまして行なわれませんでした質疑及びこれに対する提案者並びに政府の答弁の主なものにつきましてその要旨を挙げますと、次のごとくであります。

### 四〇七



第一に、「七十有余の国立学校を有する我が国においては、すでにその統合整理さえ論じられつつある現在、更に新たに国立大学を設置する必要が果してあるのか。船員教育機関としては、清水にある商船大学と、全国五校の国立商船高等学校を充実させることによつて十分であると思われるが」との質問に対しまして、「国立大学に關しましては、近く設置される中央教育審議会において各大学それぞれ緊急性と特殊性を再検討する予定である。日本海運の将来の発展を期するため昭和三十一年度において三百八十萬トンを保有する計画を以て建造中の我が国船舶量に対応して、二校の商船大学において高級船員教育の充実を図ることが極めて緊急である」との答弁でありました。

第二に、「神戸商船大学設立に伴う財政措置に關しては万遺憾なきを期してあるか」との質問に対しまして、提案者から、「設立に關する経費の半額を四カ年分割により地元において責任を以て負担し、半額を政府が支弁する確約を得てあり、殊に本年度の政府支出額約一億二千万円は予備金を以て充当されることになつてゐる」との答弁があり、政府又、「本年度経費は予備金を以て賄ひ、一般国立諸学校の経費にはいささかも支障を与えないものである」との答弁でありました。

第三に、「三百八十萬トンの船腹量建造計画は過去の実績に徴して果して可能であるか」との質問に対し、「昭和二十六年度における造船、買船の量は約六十萬トンに達しており、この実績に徴しても今後毎年四十萬トンずつの建造計画は可能であるから、昭和三十一年度には必ず目標船舶量に到達できると信じている」との政府の答弁でありました。

第七に、「清水の商船大学はその規模は広大であるが、内容施設は未だ不十分であり、且つその校舎も戦時中の急造にかかるものであるため、根本的に改築を要し、機械器具の施設、なかならず研究室、図書館等の充実を図る必要に迫られているが、今新たに神戸に二校を設けるときは国費は必然的に二分せられ、双方に弱体の大学を造ることとなり、船員教育を却つて阻害する結果となる虞れはないか。先ず清水を十全ならしめ、然る後に、なお不足の場合は更に一校を新設することが至当ではないか。更に又、全国五校の商船高等学校の充実にも、政府は僅かに要求予算額の数百分の一に相当する額を計上したに過ぎないが、かくのごとき現状を以てして日本海運発展の理想を如何にして具現する決意であるか」との質問に対し、「清水に關しては、その旧校舎たる越中島へ帰還の問題もあり、これらの帰趨を見極めた上善処する予定であり、今後両校の設備の充実に關しては能う限りの努力を払う意思である。又商船高等学校についても早急にその充実を期すべく努力する」との答弁でありました。

国立学校設置法の一部を改正する法律

第八に、「海上保安庁の要員の養成は全額国庫を以て行われてゐるが、船員養成に關しても戦前のごとく多大の国費を割く必要があるが、船員養成に關しては必ず目標船舶量に到達できると信じている」との政府の答弁でありました。

第四に、「現在神戸にある海技専門学院の施設の大部分は、神戸商船大学の設立に伴い運輸省から文部省に移管されるわけであるが、神戸商船大学は昭和三十二年にならなければ卒業生を出さないものであるから、その間、逐年需要を増す高級船員の補充に支障を来さないか」との質問に対し、「昨年文部、運輸両当局の責任者間において、神戸市深江にある海技専門学院の施設を文部省に移管後においても、その使用は当分の間運輸省においてなし、船員の再教育には絶対に支障を与えない趣旨の覚書が取交されており、運輸省としては、ここ三、四年は特に船員の再教育を盛んにし、将来は逐次その員数を減少する計画であるが、再教育は半永久的に継続する意思である」との答弁でありました。

第五に、「然らば同一の校舎内に、年齢、境遇並びに卒業後の資格等に懸隔ある二種類の学生を收容して、おの／＼別箇の教育を行うことにより生ずる弊害を如何にして除去するか」との質問に対し、「将来は再教育機関を別に独立させる予定である」との答弁でありました。

第六に、「神戸商船大学の新設により、将来二校の出身者に派閥を生じ、狭隘な船内の生活において問題を起すような場合、延いては日本海運の発展を阻害する虞れはないか」との質問に対し、「そのような意見もあり、事実過去においてもかかる場合も皆無ではなかつたのであるが、一面、同じ船に生命を託し、朝夕起居を共にする。特に再教育において然りと思うが、その用意があるか」との質問に対し、「従来育英資金の優先貸与等の措置をとつてゐるが、不十分である。授業料、寮費等は全免すべきものであり、制服も貸与すべきであると考へる。今後あらゆる機会にその実現を図りたい」との答弁でありました。

第九に、「国立大学設置に關するこの種の法案を議員立法とした理由並びにその可否についての見解如何。神戸大学と同地域内にもかわらず商船大学を単独設置する理由如何」との質問に対し、「前者に關しては勿論政府提案とすべきであつたが、本年度予算成立後の時間的理由と、運輸省から文部省へ移管するについての立場上議員立法としたものである」との提案者の答弁があり、後者については、「船員教育が二十四時間寮制の特色を持ち、教育内容も異なるのみならず、財政經理の面からも独立した大学にしたほうがよいと思料せられる」との政府の答弁でありました。

質疑を終了して討論に入りましたが、先ず堀越委員より、附則第二項の行政機関職員定員法第二条第一項の表中、文部省並びに運輸省の定員数を改正する修正案が提案されました。

次いで相馬委員より、一、昭和三十年における三百八十萬トンの船舶保有量に対応せんがため商船大学を増設するというが、俗に河童が陸に上ることのなきやう政府は國家財政の許す限り努力せられたいこと。二、神戸商船大学の新設如何にかかわらず、再教育による優秀船員の増強を期すること。これら被教育者のため財政的援助を大幅に与えること。三、議員立法であるが、政府の財政的裏付



けについての善処につき努力する旨の言明がある以上、文部大臣はこの確約の実現に努力せられたいこと。四、地元県市が四カ年に四億数千万円の地元負担を行うことは容易ならざることであるから、大蔵当局は能う限り地方起債等に関し援助せられたいこと。五、学関問題その他について懸念を持つが、今後相励まし合つて学術を磨くようにせられたいこと。国民外交使節を養成する両大学に対し、十分なる財政的措置を講ぜられたいこと等の強い要望を付し、我が国産業の発達と海運事業の伸長を希う見地から、当初多大の疑念を持つたが、政府当局を信頼して賛意を表するとの意見の開陳があり、

次に矢嶋委員より、審議の過程において、未だ理解できない点多々あり、文部省の高級船員養成に關しての確たる計画なきを遺憾とするが、衆議院における全会一致の本法案に敬意を表し、且つ提案者諸君の熱意に信頼して、日本海運の発展と貿易伸長のため賛意を表するものであるとし、大要左のごとき要望を強調されました。一、地元負担額の大きなるに鑑み、その主なる寄附者である船主から教育の主体性を侵害されないように留意するのみならず、海運政策も国家的立場から確立すること。二、船員たるべき学生の教育に国庫の補助をなすこと。三、神戸商船大学発足後は、二系統の監督機關により同一建物における教育が行われる關係上、対立意識の緩和等、運営面に十分な助言と指導を怠らないこと。四、船員教育は文部省に一元化すべきこと。五、商船大学両校間に対立的感情の起らぬよう特に留意すること。

次に堀越委員より、一、学関を排除すること。二、文部大臣は今後必要不可欠の場合のほか大学の濫立を避けて欲しいこと。三、船員の再教育については覚書の線に沿つて将来円満に行うこと。四、清水の商船大学の拡充が遅れることのないように努力すること等の要望を強く附言して賛意を表されました。次に岩間委員より、一、現在の日本貿易は、ソ連と中共を遮断して、安価な原料による短距離貿易がなされておらず、又貿易政策からでなく、もつと高い見地から国家教育のための大学が造られるべきである。二、日本貿易は平和産業の無制限拡大でなければならぬが、戦争態勢の助長による船員の犠牲を慮れる。三、地方財政の困窮せる現在、大学だけ建てても無意味である等の理由を列挙して反対意見が述べられました。

次に高田委員は、すでに各委員から述べられた要望意見のほか、一、学制改革の実施については、基本的計画に基き、これを目標とした国立大学の設置をすること。二、神戸商船大学の設置に關連して、更に他の大学の設置等のことのないことを要望して賛意を表され、最後に木村委員より、講和発効後の日本経済の自立の見地から賛成意見が開陳されました。

かくて採決に入り、先ず堀越委員提案の修正案が多数を以て可決せられ、次いで修正の部分を除く原案も又多数を以て可決を見ました。よつて本法案は修正可決されたものであります。以上御報告申し上げます。

次に、連合国及び連合国民の著作権の特例に關する法律案につき

まして、文部委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、日本国との平和条約第十五条(c)の規定に基くものでございまして、而も同条約の同条項に規定されております事項と、ほぼ同一事項を規定しております。提案理由によりますと、政府がこのような法律案を提出されましたのは、対日平和条約の規定だけでは、一般国民の理解に不十分な点もあり、又実施上の細目にも欠ける点がありますので、本条項に基く条約上の義務を日本国及び日本国民が誠実に履行するために、又将来において起り得べき問題をできる限り避けるために、同条約同条項の解釈を別に法律で定める必要を認めたとからとてあります。

法案の内容について主要な点を申し上げますと、第一に、著作権に關する日本国との条約又は協定が廢棄せられ、又は停止せられた場合においても、連合国及び連合国民が戦時中に取得した著作権はこれを保護する旨を明確にいたしております。第二に、この法律案は我が国の著作権法に規定する著作権の保護期間について次のような特例を定めております。即ち、先ず昭和十六年十二月七日に日本国において存在した連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定したてております保護期間に更に戦時期間に相当する約十年四カ月を加算した期間継続することによりまして、次に、戦争期間中に生じた連合国及び連合国民の著作権は、著作権法に規定する期間に著作権が取得された日から平和条約の効力を生じた日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間継続することとな

つております。次に著作権のうち翻譯権につきましては、以上のような十年六カ月の戦時加算期間になお六カ月を加算することにいたしてあります。第三に、以上申し上げましたような著作権の保護期間の延長は、平和条約発効の日において連合国又は連合国民の有する著作権についてののみ適用ある旨を定めてあります。第四には、連合国及び連合国民の著作権に關する讓渡等について第三者に対する対抗要件を定めてあります。

さて文部委員会は、著作権が我が国の文化面において持ちます重要な地位及び機能を考慮いたし、又本法案の対象といたしてあります連合国民の著作権に關連いたしまして、現在すでに我が出版界、文筆界に種々の問題が起つております点に鑑みまして、数回の委員会を開き、慎重審議を重ね、更に著作権協議会の代表者及び著作権法に關する専門家を招いて意見の聴取を行いました。質疑の過程におきまして、本法案が平和条約第十五条(c)を基礎といたしてあります關係上、問題は平和条約における著作権の取扱方に対する批判に移り、多くの委員から外務当局に対し、本来戦争には關係の少い著作権について、平和条約が必ずしも我が国に対して有利ではない点に關し、主としてイタリヤとの比較において質疑が行われましたが、外務当局は、同条約第十四条において、「連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的事情が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。」と規定するのを足場として、将来外交交渉によつて可及的に問題を打開して行きたいという答弁がありました。更に本法案の内容につきましては各委員から



熱心な質疑が行われましたが、最も問題となりましたのは、本法案が現行著作権法の特例という形をとりながら、戦後国内で続出した多くの著作権問題について、何らの解決方策を提示していないという点であります。これに対しまして政府当局は、本法案は、専ら平和条約第十五条(c)の国内立法化を目的とするものであつて、戦後国内で起つた翻訳権を中心とする著作権問題の解決には、できるだけ行政的措置によつて斡旋尽力して行きたい旨の答弁がありました。なお質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了いたしましたし、討論に入りましたが、先ず木内委員から、本法案の施行期日について、附則を、「この法律は公布の日から施行し、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から適用する」旨修正する修正案の提出があり、その趣旨の弁明がありました。次いで高橋委員から、本案には多くの問題点があるが、平和条約にそれが起因する限り止むなきものと認める。但し、将来当局において解決のため万全の措置を講ぜられたき旨要望されて本案に賛成され、次いで岩間委員から、和解と信頼とを基礎とすると言いなから甚だしい不平等に立つ平和条約の下請法案である限り、本法案に反対する。殊に講和条約の未調印国人の著作権について何らの処置を講じないのは甚だしい怠慢と認めねばならない旨の討論があり、相馬委員は、本法案は戦時中放置された著作権関係がベルヌ条約によることを明確にしたこと、及び第三者対抗要件としての登録制度を確定したこと等においてその功績を認められねばならないが、将来政府において外国における我が国人の著作権の保護に万全

の努力を要する旨を述べられ、本案に賛成の意見を述べられ、高田委員は、世界の文化交流はすべて本来対等、平等であるべきであつて、このような片務的な、又未調印国について、措置を講じない法案には反対する旨を述べられ、最後に矢嶋委員は、本案は複雑難解であつて、容易に本案に賛成すべき確信を得がたしとして、結局本案に反対の意見を述べられました。次いで採決に入りまして、先ず修正案は多数を以て可決、修正案を除く原案も多数を以て可決され、結局本案は多数を以て修正可決すべきものと決定されました。以上を以て御報告いたします。(拍手)

### ◎警察予備隊令の一部を改正する等の法律

(昭和二七、五、二七、法一五〇)

#### 一、提案理由(三月二十八日)

○大橋國務大臣 たいま議題になりました警察予備隊令の一部を改正する等の法律案の提案の理由及び内容について概略を御説明申し上げます。

御承知のように警察予備隊令は、昭和二十五年八月に、昭和二十一年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基いて制定されたのであります。

平和条約の効力が発生し、わが国が独立した後において、治安の

問題はいよ／＼重大を加えることが予想されますので、政府としてはこの際警察予備隊の機構をさらに整備して引続きこれを存続させる必要があると認め、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の内容について大要を御説明申し上げます。

まず第一条であります。これは現行警察予備隊令の改正でありまして、その第一は、定員の増加であります。警察予備隊は、現在、警察官七万五千人、警察官以外の職員百人をもつて構成しておるのであります。独立後のわが国の治安情勢に対処するため、この際警察官三万五千人及び警察官以外の職員九百七十六人を増員しようとするのであります。この警察官以外の職員は、後述の警察予備隊本部の増員及び警察予備隊建設部の要員に充てるため等のものであります。

次は本部機構の改正でありまして、本部に工務局を新設するとともに、警察予備隊建設部を付置しようとするものであります。警察予備隊の建設業務、行政財産の管理等は、相当龐大なものでありますので、これに対処してこれら業務の円滑を期するため、この際本部に工務局を新設し、また建設工事の実施等に当らせるため建設部を付置することにいたしましたと存するのであります。

次は、警察官の募集事務の処理についてであります。警察官の募集にあたり、その趣旨の徹底をはかり、募集事務の円滑を期するため今回事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任することが出来るものとして、このために必要な規定を設けますとともに、また国家地方警察及び自治体警察に対しまして募集事務の一

部についてその協力を求めることとしたのであります。しこうしてこれによりまして都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに自治体警察の行う協力に要する経費は、国庫で負担することといたしております。

第二条は、警察予備隊令を当分の間、法律としての効力を存続せしめんとするものであります。なお、この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行することといたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを御願いたします。

#### 二、衆議院内閣委員長報告(四月三日)

○八木一郎君 たいま議題となりました警察予備隊令の一部を改正する等の法律案について、内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、平和条約が発効し、わが国が独立した後におきましては、治安の問題はいよ／＼重大を加えることが予想されますので、警察予備隊の機構等を整備するとともに、警察予備隊令は当分の間法律としての効力を存続せしめようとするものであります。

その内容を申し上げますと、まず第一に定員の増加でありまして、警察予備隊は現在警察官七万五千人、警察官以外の職員百人をもつて構成されておりますが、独立後のわが国の治安情勢に対処するため、警察官三万五千人及び警察官以外の職員九百七十六人を増員しようとするものであります。



次は機構の改正でありまして、警察予備隊の建設業務、施設の管理等の事務の激増にかんがみ、本部に工務局を新設するとともに、建設工事の実施等に当らせるため、警察予備隊建設部を附置しようとするものであります。

次は警察官の募集についてであります。その趣旨の徹底をはかり、募集事務の円滑を期するため、その事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任し得ることとし、また国家地方警察及び自治体警察に対しても、募集事務の一部について協力を求め得ることとしたのであります。

この法律は、平和条約の最初の効力発生の日から施行することになつております。

本法案は、三月二十六日、本委員会に付託され、ただちに政府の説明を聞き、質疑を行い、慎重審議を重ねたのであります。委員会の質疑応答で明らかにされた基本的な重要問題だと思われる三点を指摘し、詳細は速記録に譲りたいと思ひます。

まず第一点は、三万五千人の増員の必要があるかという点であります。政府は、講和の発効によつてわが国が占領統治から脱する場合、すなわち占領軍の力が直接間接治安に資していた事実がなくなることによる警察力の増強で、この程度の増員は、責任ある政府の措置としてきわめて必要であることを明らかにいたしましたのであります。

第二点は、警察予備隊の基本的性格についてであります。予備隊は軍隊ではないか、名を自衛力の増強にかりて、日陰者の軍隊をつ

くるのではないかという質問に対し、政府の見解は、本改正をもつてその性格をかえてもいないし、またこれをかえる意思もない、決して警察予備隊令第一条の目的の範囲を逸脱するものではないとのことでありました。

第三点は、隊員募集の強制割当を行つて、再び軍国主義に復帰するのではないかという点であります。これに対し、政府は、募集の宣伝、願書の受理等の事務を知事、市町村長に委任するにすぎないのであつて、強制割当をするようなことは絶対により得ないことであり、また隊員の退職後、応召義務を課するときとは全然考へていないことを明らかにいたしました。

かくて、四月一日討論に入り、改進黨平川委員、日本社会党鈴木委員及び日本共産党今野委員より、それ／＼党を代表して反対意見が述べられ、自由党を代表して青木委員より賛成意見の開陳があり、採決の結果、多数をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院内閣委員長報告(五月十六日)

○河井彌八君 只今議題に供せられました両案の内閣委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず警察予備隊令の一部を改正する等の法律案について御報告いたします。本案の提案の理由と改正の内容につきまして説明をいたします。

警察予備隊令は、昭和二十五年八月に、昭和二十年勅令第五百四十二号、いわゆるポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件、これに基きまして制定せられたのであります。平和条約が効力を発したし、我が国が独立をいたしました場合に、治安の問題がいよいよ重大を加えることが予想せられますので、この際、現在の警察予備隊の機構を更に整備して、引続いてこれを存続せしめる必要があるというのが、この法律案の提出いたされた理由であります。

本案の内容につきましては二カ条から成つております。

第一条におきましては、これは現行警察予備隊令の改正でありまして、その改正の第一点は定員の増加であります。即ち警察予備隊は現在警察官七万五千人、警察官以外の職員百人を以て構成されておるのであります。が、今後の治安情勢に対処するために、この際、警察官をば三万五千人、警察官以外の職員をば九百七十六人増員しようとするのであります。この警察官以外の職員は、主として警察予備隊本部の増員及び警察予備隊建設部の要員に充てるためであります。改正の第二点は本部機構の改正でありまして、本部に工務局を新設すると共に、警察予備隊建設部を附置しようという点であります。而して工務局を新設する理由は、警察予備隊の建設業務、行政財産の管理等の事務が相当庞大なものでありますので、これに対処してこれらの業務の円滑を期するためであります。又建設部を附置する理由は、建設工事の実施等の事務に当らせるためであります。改正の第三点は、警察官の募集事務の処理に関する問題であります。

ります。即ち、警察官の募集に當つてその趣旨の徹底を図り、募集事務の円滑を期するために、今回その事務の一部を都道府県知事及び市町村長に委任することが出来るものとしたし、このために必要な規定を設けると共に、又国家地方警察並びに自治体警察に対しましても、募集事務の一部についてその協力を求めることとしておるのであります。この都道府県知事及び市町村長が国から委任されて行うところの事務並びに自治体警察の行う協力に関する仕事についての経費は、すべて国庫で負担することとなつておるのであります。

次は第二条の改正であります。第二条は警察予備隊令を当分の間法律としての効力を存続せしめんとするものであります。更に附則といたしまして、この法律の原案におきましては、施行期日が、この法律は日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行するものとなつておるのであります。これが本案の提案の理由及び改正の内容であります。

本案につきまして、委員会の審議に當りまして、政府の説明によつて明らかとなつた点を御報告いたします。

第一に、政府はこの法律案に引續いて、政府の企図しておりますところの行政機構改革に伴つて、現在の警察予備隊をば海上保安庁の海上警備隊と共にこれを統合した治安機構として保安庁の設置を考へておるのであります。すでに今日保安庁設置法案が国会に提出されておるのであります。而して保安庁設置の施行期日は七月一日に予定せられておるのであります。従いまして、警察予備隊の存



続期間は保安庁が設置される時期までの期間であります。政府は、今日の治安状況から見て、早急に警察予備隊機構の整備充実の必要があるので、この改正案を提出したという説明でありました。

第二に、今回の警察官三万五千人増員の配置計画については、北海道に新たな方面総監部を設置したと共に、方面総監部の直轄部隊を新設することによつてこの地方における治安維持の力を強化するため、二万七千人をこの方面に配置いたし、残りの八千人をば総隊総監部の直轄下の管理補給諸部隊に配置する予定であるという説明でありました。

第三に、警察官の募集事務につきましては、今回三万五千人の増員のための募集があり、更に又現在の予備隊員はすべて本年の八月乃至十月を以て一応任期が終ることとなつておりまして、その際に二万人程度の退職者の見込があるものでありますから、これを補充しなければならぬために、結局本年は合計五万五千人程度に上る募集を行わなければならないのであります。警察予備隊の各部隊は、現在においては、全国的に普遍的に配置されておらないので、警察予備隊がこれらの募集事務を行うことができない事情があるというのであります。そこで一昨年の募集のごとく、国家地方警察に全部の事務を委任したのでありますけれども、今日一般の治安情勢から見まして、国家地方警察は治安維持の本来の任務に専ら従事する必要がありますので、余力が残されておらないので、募集事務をすべてここへ委任することも困難な状況にあるのであります。従いまして、結局、便宜上、地方の一般行政機関であるところ

の都道府県、市町村に協力を求めることにしたということでありました。

第四には、この改正案によつて新設される工務局と建設部のことであります。本年度において警察予備隊の増強に伴いまして行いますところの工営、建設の業務、本年度の予算といたしましては百九億三千五百万円が計上されてるのであります。これをば予備隊自身の手で行うための機構であるのであります。これらの業務に従事する定員は九百十一名当てているとのであります。将来保安庁が新機構として発足いたします場合は、この工務局はこれは廃止いたし、警察予備隊関係の建設の業務は建設省で行うこととし、ただ一般的な建設の計画、土木、用地の買収の事務、又は機密を要する工事等は予備隊自身の手でやつて行く必要があるもので、この建設部において行つて行くという政府の方針であることとあります。なおこの法律案の実施につきまして、本年度予算におきましては二百三十六億六千八百万円の経費が新たに必要になるということとあります。

委員会におきましては、この法律案についていろいろな角度から周到且つ熱心な審議が行われたのであります。その主な点を御報告いたします。

第一に、警察予備隊が近く保安庁に吸収せられる予定になつてい

る点、又警察予備隊の目下の装備の状況、或いは旧軍人の採用の状況、更には、この法律案に基いて機構を整備充実し、これによつて新たに増員することとされ、且つ又その募集事務が都道府県知事或

いは市町村長に委託され、更に国警、自警にも募集の事務の一部を協力せしめる点等を併せて考えてみますと、警察予備隊が、警察という範囲を超えて、軍隊という性格をいよ／＼強く帯びて来るのではないか、むしろそれは軍隊そのものではないか、従つて憲法第九条に違反するものではないかという意味の質問が強くなされたのであります。これに対しまして政府側からは、「警察予備隊は国内治安を守るということが目的であるから、たとえ軍隊と同様の組織や装備を持つておりましても、外国と戦争をすることを目的とする軍隊とは根本的に相違があるのであるから、憲法第九条には違反せぬ」という説明でありました。「とんでもない」「さあ、わからない」と呼ぶ者あり。この点は、「将来保安庁の新機構に切替えられる場合に、今日の予備隊の目的、性格をそのまま持ち込むことになつてい

政令の内容はどういうことであるか。又これらのことはいわゆる自治体の自立性、自主性を侵害するものではないか」という点、或いは「これら募集事務を地方自治体に委託することになると、結局これは徴兵事務の性質を持つようになり、募集は即ち徴兵であるといふふう

に将来変つて行くのではないか」という点についても質問が行われたのであります。これに対するところの答弁は、「地方自治体側に委託する事務の内容は、志願票の交付であるとか、或いは試験場の設置及び管理、或いは又ポスターの掲示、募集の印刷物の配布によつて、募集の趣意を周知徹底せしめるための事務等でありまして、政令はこれらの点を骨子として定めて行く考えであつて、これらの事務を便宜上地方自治体に委託するのである。又予備隊の性格から見ると、地方自治体に応募者や合格者を割当てるとか、或いは市町村長が、一般よりできるだけ多く応募させるようにするというような、いわば地方住民に圧力を加えるというようなことは絶対になく、飽くまで志願者の自発的意思によつて応募してもらうのであります。又そのような無理な募集では適任者を得がたい」という答弁でありました。



義務を課するという点については、政府といたし、これに対する政府の答弁は、「従前応募者の数は採用者の四倍くらいあつたが、今回の三万五千人のうちの幹部要員を除いた三万二千五百人についての応募者は、五月十日の締切において九万人であつて、以前に比べると少いけれども、その減少の理由は、従前の六万円の退職金の支給が今後は二年勤務期間を終了した者に対して二万円というふうに減額しておるといふこと、又年齢について応募資格が従前より狭くなつたといふこと、或いは現在失業者の減少等に原因があるようである。なお今年八月乃至十月の退職者の補充については、今回の募集状況と睨み合せて募集の時期を少し遅くしたい。少くともその募集の時期を十月以降にして、それまでにおいて市町村等の協力によつて募集の趣旨の徹底に努めたい。かようにいたしますならば募集についての支障はないと思う。」という説明でありました。

第五に、「警察予備隊の警察官が公務執行によつて死亡或いは負傷した場合において、本人又は遺族等に対する処置は、一般の国家公務員に支給する程度の補償であるといふことは適切な処置ではないと思ふがどうか」という意味の質問がありました。これに対して政府の答弁は、「只今までのところ警察予備隊においては出勤といふこともないので問題もなかつたのであるが、併し危険率その他の公務員よりも多いことは当然に考えられることであつて、警察官が危険を回避するといふようなことであつては、その任務を全うすることはできないから、さようなことのないように、出勤の場合に発生

した警察官の死亡或いは負傷等に関する補償については、政府として今後慎重に研究をいたさなければならぬと考へておる。なお保安庁設置法案においては、別途法律案を提出して、これらの点を規定することにいたしておる。」という説明でありました。

かようにいたしましたして慎重な質疑応答が重ねられて参つたのであります。そこで内閣委員会及び連合委員会におきましては、さような経過を経たのであります。なお、この法律案の第二条では、只今申上げましたように、「前条に規定する命令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、当分の間、法律としての効力を有するものとする。」という規定があります。又この法律案の附則におきまして「この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。」といふことになつております。即ち四月二十八日でありまして、これは適当に修正する必要ができたのであります。

かような審議の経過を辿りまして、昨日の委員会におきまして討論に入りましてところが、山田委員から、本案については賛成である、併せて、只今ここに期日について申述べた点であります。この法律案に対する一部の修正を發議すると述べられまして、その修正案を提案されたのであります。これを便宜朗讀いたします。

#### 警察予備隊令の一部を改正する法律案に対する修正案

警察予備隊令の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中「日本国との平和条約の最初の効力発生の日以後も、」を削る。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

こういふ修正案が提出せられたのであります。本案につきましては、三好委員から、「治安を確保するための措置を講ずることは国家としては当然の任務であり、殊に軍備なき国家においてその必要性が尠から増大することは認めるのであるが、併し警察予備隊及びその増強は憲法第九条に違反する虞れなしとしない。この点は、政府は、警察予備隊は近代戦遂行の戦力でないから、憲法第九条の許すところであるといふ解釈をとつており、或いは外国の直接侵略に対して抵抗することは警察予備隊が治安確保という基本的目的を持つ以上当然の措置であるといふ政府の主観的立場には賛成することができない。従つてこのような憲法違反の問題のある警察予備隊の増強を国内治安増強の措置なりとしてこれを承認することはできないから、原案並びに修正案に反対する。」といふ意見が出されたのであります。次に山花委員から、「本法律案の原案並びに修正案は共に反対である。その理由は詳細申述べた必要もなく、要するに憲法違反という一点に尽きる。」といふ強い反対意見の表明がありました。次に上條委員より、「本法律案の原案及び修正案には反対である。その理由は、国内治安確保の必要なることは申すまでもないが、そのための措置としては、主として国家地方警察及び自治体

#### 警察予備隊令の一部を改正する等の法律

警察等の警察力の増強を中心として考へるべきである。然るに警察予備隊において三万五千人の増員を図ることは戦力的色彩がいよいよ濃厚となるものであり、殊に保安庁が近く設置されることになれば、これは明らかに警察予備隊の戦力への移行の第一歩であつて、憲法第九条に抵触するものと考えらる。なお又警察官の募集要綱を見ましても、都道府県知事、市町村長を総理大臣が指揮監督して募集させることは、徴兵制度の復活であるといふ感じがする。この二つの理由で以て本法律案の原案並びに修正案に反対する。」といふのであります。更に又松原委員からは、やはり反対の意見が陳述せられたのであります。即ち「警察力の増強によつて国内治安を確保することそれ自体には異論はないけれども、警察予備隊は国民の意思によつて作られたものでなくて、天下りのきめられたものである。而も名前だけは警察であるけれども、實質は軍隊である。これは疑いのない点である。元來、日本の軍隊の創設せられた歴史に徴してみても、鎮台が師団となつたごとくに、国内治安の維持力というものはおのずから兵力に移行するものである。併し残念ながら今日の憲法では軍隊は置けないことになつておる。又交戦権はないことになつておる。かような点について政府は強いて無理な解釈をとつておるのである。さようなことでは政府が政治上の信を失う結果となる。」といふのであります。最後に竹下委員から、「警察予備隊の増強は憲法に違反するものではない。戦争前は軍隊があつて国内治安の維持の途は開かれておつたが、今日は軍隊がないのであるから、これ



に代るべき或る程度の組織と装備を持つた力を持つことによつて暴動等に備えることができるのであつて、今日の治安情勢から見てもこれは最も必要なことである。」という趣意を以ちまして、本案の原案及び修正案に賛成の意を述べられたのであります。

内閣委員会は地方行政委員会と前後四回連合委員会を開きまして、又内閣委員会自身も一回開会いたしました。慎重に審議を行いましたのであります。その結果、昨日の委員会におきまして、先ず先に述べました修正案について採決をいたしましたところが、多数を以て可決すべきものと決定をいたしました。又、次いで残りの原案について採決をいたしましたところ、これ又多数を以て可決すべきものと議決いたしました次第であります。

これを以てこの報告を終ります。  
次に(もう簡単にやれよ)と呼ぶ者あり)統計報告調整法案につきまして報告をいたします。

提案の理由は、国の行政機関が直接間接に民間から徴集する統計報告は、戦時中及び戦後を通じて、その種類、数量ともに歴大なものとなつたので、その徴集方法並びに報告の様式等に関して必要な調整を行い、以て民間の負担を軽減すると共に、行政事務の能率化を図らうとするものであります。これに關しましてはかねて民間経済団体等から切実な要望もあり、又昨年来朝いたしましたアメリカの統計使節団からの勧告もあつたのであります。

次に本案の内容についてであります。この法律案の目的として規定しております事項は、只今申述べました民間の負担の軽減と

行政事務の能率化を図る点にあるのであります。この法律の運用につきましては、各種行政機関の特殊事情等に應じまして、統計委員会の調整について特例乃至適用除外を設ける必要のあるものは所要の規定を設け、又この法律の実施によつて各行政機関の権限が不当に侵害される結果、統計活動の独自性と政策の実施を阻害することのないよう、特に法律中に運用の基本を明らかにして、専ら統計技術上の見地から調整に当るものとして、各種機関の異議申立の途を開いておるのであります。その他、各行政機関と統計委員会との緊密な連絡を図るために報告調整官を置くことといたし、又この法律の施行に伴う過渡的な混乱を防止するために、経過的规定として、現に統計報告様式を定めて徴集しておる現行統計報告は、この法律施行後も三年間は原則として統計委員会の承認を要しないことといたしておるのであります。なおこの法律の施行期日につきましては、この法律の公布の日から起算して九十日を超えない期間内において政令で定めることとなつておるのであります。

内閣委員会におきましては三回に亘つて審議を尽くしたのでありますが、その審議中において明らかにした二、三の点について申し上げます。

統計報告のかように歴大となつた理由につきましては、戦時中統制経済の強化に伴つて各種の統計報告が徴集せられることとなつたのに加えて、占領下における占領軍当局の統計徴集の要求がこれに加わりまして、いよ／＼統計の複雑歴大化を來たしたのであります。その一つの例といたしまして、或る省において一カ月間にどのくらいあつたかと申しますと、百八十六件あつた。而してそれは法令に基くものがそのうちの三四%、規則に基くものが一五%、通牒に基くものが三七%、さような法令の根拠のないものが三二%であつたということでありまして、この一つを見ましても、如何に統計が歴大錯雑になつておるかということがわかるのであります。そこで、かような法案が提出されることになつたのであります。民間の各種産業団体或いは経済連盟等は、この程度の調整では甚だ不十分であり不徹底であるということを強く批評して参つておるということでありまして、なお現行の統計報告については、過渡的な措置として三年間据置とするということは、余りにも緩慢に過ぎるという意見が強く出ておつたのであります。政府はこれに對しまして、「汎汎な統計報告の全部に亘つて、その内容を十分検討して調整するためには、歴大な人員と少くとも一年以上の準備時間を要するのであるから、現行の法令に基いての統計報告については、三年間据置とするということにする」という説明であります。これは即ち本案の附則の第二項の規定するところでありまして、

又第三条におきまして、「調整の対象を単に「報告様式を示して提出を求め」る報告のみに限つた理由はどうか。その他一般の行政報告についても調整を要するものがたくさんあるではないか」という

質問に對しましては、政府は、「行政上の必要に伴う一般の調査報告についても調整を行うということになれば、それは必要であるけれども、これに要する人員その他の事情もありまして、差当りこれは不可能であるから、現在の状況に照し合せて、この法律案にお

決すべきものと議決いたしました次第であります。(拍手)  
これを以て報告を終ります。



◎木船運送法 (昭和二七、五、二七、法一五一)(衆)

一、提案理由(四月十六日)

○關谷委員 たいま議題となりました木船運送法案提出の理由を御説明申し上げます。

木船は通常機帆船と称せられ、焼玉機関を装備する木造貨物船であります。現在一万九千五百隻、七十一万総トン、百三十万積トンの船腹を保有し、月間三百六十万トンの輸送実績をあげ、国鉄及び汽船と並んでわが国内輸送にきわめて重要な役割を果しているであります。しかしながらその経営形態はきわめて原始的でありまして、木船の運航業者は大部分が船主船長といわれる一ぱい船主であり、集荷の面についてはあげて問屋の性格を持つ回漕業者に依存し、両者相まつて木船運送事業を営んでいるのであります。これらはともに中小企業の典型的存在でありまして、木船運送事業の経済的基盤はきわめて薄弱な現状であります。現状のまま推移すれば、安定した木船運送は望みがたく、その前途がきわめて憂慮される次第であります。

従つて全体として木船運送事業の経済的地位を向上し、その安定をはかるとともに、特に木船運航業者の経済的立場を強化することは急務といわなければなりません。木船運送法案は木船運送事業改善施策の第一歩であり、かつ基本となるものでありまして、その骨

ことであります。第三は、木船回漕業につきまして、その信用を維持せしめるために、営業保証金制をとつておることでありまして。本法につきましては委員会におきまして活潑な質疑が行われたのであります。今その主なるものを申し上げますと、その第一は標準運賃に関するものでありまして、「標準運賃と現行運賃との関係如何、標準運賃の設定は物価に如何なる影響を与えるか、標準運賃についての程度の幅を認めるか、如何なる貨物について標準運賃を設定するのか」等の質疑が行われたのであります。これらの質疑に対する提案者並びに政府委員の答弁を総合いたしまして申し上げますと、「標準運賃は運輸審議会に諮問して設定せねばならないので、諮問後でない限り現行運賃との関係について申上げられないが、木船貨物運賃中最も代表的な若松・大阪間の石炭運賃について推測するならば、現行運賃がそのまま標準運賃になるとは考えられないが、又同時に直ちに現行運賃に影響があるとも考えられない。

なお又石炭運賃に関しましては、石炭業界とも完全な了解ができていることであり、なお又標準運賃設定に当つては通産大臣と十分協議することとなつておる」という答弁があつたのであります。又標準運賃の幅につきましては、「航路により、又他の運送機関との関連にその他の事情によつて異なるが、二割程度、場合によつては三割程度まで認めることとならう」との答弁があつたのであります。又「標準運賃は運賃を安定させるのが狙いでありまして、石炭、セメント、硫化鉄、木材、塩のごとき重要物資についてのみ設

子とするところは、木船運送事業を登録制とし、木船回漕業については登録に際して営業保証金を供託せしめ、また標準運賃制度及び標準回漕料制度を実施することでありまして、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(四月二十五日)

(国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院運輸委員長報告(五月十六日)

○山縣勝見君 只今議題となりました木船運送法案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院議員關谷勝利君ほか三十名の提出にかかるものでありまして、その目的といたしますところは、木船が、国鉄、汽船と並びまして極めて重要な国内輸送機関でありますにもかかわりませず、木船運送事業は極めて薄弱な経済的基盤の下に経営されて参つたのでありますので、その経済的地位を向上せしめ、以てその健全な発達を図らんとするものであります。

本法案の要点を申し上げますと、第一は、木船運送事業につきまして登録制を規定いたし、無登録営業を禁止いたしておることでありまして。第二は、木船運賃及び回漕料につきまして、標準運賃並びに標準回漕料制度をとり、不当な運賃料金防止の規定を設けておる定する」との答弁があつたのであります。

第二は、「木船回漕業に対する営業保証金制に関する質疑でありましたが、「営業保証金制を設けた理由及び営業保証金額の基準如何、営業保証金の供託は小規模回漕業者にとつて資金上相当の負担となると思われるが、供託金を見返りとして融資の方途を講じ、木船運送業者の助成に役立たせる考えはないか」との質疑が行われたのであります。これに対して提案者並びに政府委員より、「木船船主の無知に乗じて背信行為をした悪徳業者があつたので、健全な回漕業者を育成するために営業保証金制を設けたのであり、又その金額の基準は証券取引法等の例に準じたものであつて、おおむね一航海の運賃を担保し得る。又供託された営業保証金を見返りとして事業の助成に活用する要望は業者側よりも強く主張され来たつておるので、折角研究中である」との答弁があつたのであります。

第三は、「本法案は五トン程度の小型木船にも適用され、而もかかる小型木船は極めて多数あるのであるが、法の運用に支障なきを期し得るか」との質問に対しまして、政府委員より「機帆船燃料油配給統制要員をして所要事務を担当せしめるから、中央八名、地方三十数名の増員で十分であらう」との答弁があつたのであります。質疑を終了いたしましたとして討論に入りましたところ、一委員より、「我が国における港湾の特殊性よりして木船に依存する輸送が相当多いのであるが、木船輸送事業を保護し助長する必要がある関係上、本法案の規定によつて木船運送事業の実態把握を容易ならしめ、以て今後の適切な施策を講ずることが可能となり、なお又、不



麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律

四二四

当な運賃、回漕料を防止して、木船運通事業の安定に資し得るものと考えられる。なお又標準運賃及び回漕料の設定に関しては、運輸審議会への諮問や公聴会に關する規定があるので、適切な運用を期待してよいと思われる」という趣旨の賛成意見が述べられたのであります。なお又一委員よりは、「本法案の規定する措置は多少微温的であるが、木船運送事業を安定せしめる当面の措置としてはおおむね妥当である」との趣旨の賛成意見が述べられたのであります。更に又一委員より、「木船運賃は将来木船運航業者が自主的に適正運賃を定め得るよう指導されたい」との要望を附して賛成意見が述べられたのであります。

採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと全会一致を以て決定いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律 (昭和二七、五、二八、法一五二)

一、提案理由(三月二十五日)

○政府委員(松野頼三君) 只今問題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明いたします。

現行の麻薬取締法におきましては、国民の医療上簡単に使用でき

先ず政府の提案理由を申し上げますと、改正の第一点は、現行の麻薬取締法におきましては、国民の医療上簡単に使用できる家庭麻薬の生産が一般麻薬の生産と全く同様の強い規制を受けておりますため、甚だしい不便をこうむつておる状況でありますので、新たに家庭麻薬専門の製剤業者及び卸売業者の業種を増加し、その販売手続をも簡略にし、国民の利益を図ることとしたのであります。第二点は、近い将来麻薬保有量の不足等のため外国より輸入が予想せられるのであります。この麻薬の輸入の手続について詳細な規定を設けたことでもあります。第三点は、近時麻薬に關する違反事犯の増加しておる状況に鑑み、営利或いは常習の目的でなす事犯については、特に刑罰を加重いたしました。麻薬事犯の撲滅を図り、国際的信用を得ると同時に、取締面の完璧を期したことであります。次に大麻取締法につきましては、大麻の増産を図るため大麻取扱者の報告を緩和いたしました点でございます。

以上がこの法案の内容並びに提案理由の概要であります。本委員会におきまして、三月二十五日政府より提案理由の説明を聴取いたしました後、五月八日及び九日に委員会を開きまして政府に対する質疑を行い、慎重に審議を重ねて参つたのであります。その詳細は速記録により御覧を頂きたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。直ちに採決に入りましたところ、全会一致を以て本案は可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

以上御報告を終わります。

麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律

る家庭麻薬の生産が一般麻薬の生産と全く同様の強い規制を受けておりますため、甚だしい不便をこうむつておる状況でありますので、新たに家庭麻薬に關する業種を増加し、その販売手続を簡略にして国民の利便を図る必要があります。これが麻薬取締法の改正の第一点でございます。

次に近い将来において麻薬保有量の不足等の事態も予想され、当然麻薬の輸入が行われることとなりますが、この麻薬の輸入の手続について十分な規定を設ける必要があります。これが改正の第二点でございます。又近時麻薬に關する違反事犯の増加している情況に鑑み、営利或いは常習の目的でなす事犯については特に刑罰の加重をいたしまして麻薬事犯の撲滅を図り国際的信用を得ると同時に取締面の完璧を期する必要があります。これが改正の第三点でございます。

次に大麻取締法につきましては、大麻取扱者の報告を緩和いたしました。大麻の増産を図りたいと存じ、このために必要な改正を行おうとするものでございます。

以上改正の概要を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上速かに可決せられんことを切望いたします。

二、参議院厚生委員長報告(五月十二日)

○梅津錦一君 只今議題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について、厚生委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

次に、国民健康保険再建整備資金貸付法案につきまして厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。御承知の通り国民健康保険は、昭和十三年に実施されて以来、次第にその重要性を認められて今日に至り、現在保険者総数約五万余、被保険者数約二千四百万人を数えておりますが、併し多くの保険者には診療報酬の未払があり、事業の運営は決して容易でない現状でありまして、今回この診療報酬の未払を解消し、国民健康保険の再建整備を助成するため国庫から資金を貸付けることと相成りましたので、この法律案の提出を見た次第であります。

この法律案の要点は、第一に昭和二十六年末までの未払診療報酬を解消するため、貸付の要件に該当する保険者に対し、昭和二十七年から昭和二十九年までの三カ年間に貸付金を貸付けることとあります。

第二点は、貸付の要件であります。保険料収納割合が百分の七十以上、一部負担割合が百分の五十以下等であり、且つ保険料収納割合が年度ごとに次第に向上することを要件としております。

第三点は、貸付の条件であります。貸付期間は五年以内の据置期間を含め十年以内といたしまして、年利六分五厘の元利均等年賦の方法により償還することといたしておるのであります。

以上がこの法律案の提案理由並びに要点であります。衆議院におきましては次の二点に關し修正の上議決されたのであります。即ち修正の第一点は、貸付金の据置期間は、政府原案では「五年以内とする」とあつたのを、「貸付を受けた年度における貸付の期間及

四二五



麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律

び当該年度の次年度から三年間とし、据置期間中は、無利子とする。」としたこと。第二点は、附則におきましては、この法律は、「昭和二十七年四月一日」から施行するとあつたのを、「公布の日」から施行するとしたことでありませう。

厚生委員会におきましては政府当局から本案の提案理由並びに法案の内容につきまして詳細なる説明を聴取した後、この法案の審議を終つてから、厚生委員会内に設置してある保険経済に関する小委員会に付託したのでありますが、小委員会におきましては慎重審議の結果、次のような要望事項を附して、原案を承認することに決定いたしました旨小委員長から報告を受けた次第であります。

即ち要望事項といたしまして、一、貸付金の貸付要件を具備しない保険者についても、貸付金の貸付により、事業を再建することが可能であると認められるものに対しては、第三条の特別の事由の適用範囲を広く解釈して、貸付金の貸付を行うこと。二、診療報酬の未払額に対して貸付金の予算額は極めて少額である。よつて本年度における補正予算又は次年度における予算において貸付金の予算額を増額すること。三、この貸付金の貸付は昭和二十六年末までの診療報酬の未払を解消することだけを目的としているが、昭和二十七年以降に生ずる診療報酬の未払に対しても貸付を行うことを考慮すること。四、財政難に陥つていられる保険者に対する国の財政的援助としては、この貸付金だけでは極めて不十分であるから、是非とも給付費に対する国庫補助を早急に実現すること。五、国民健康保険の現状を徹底的に再検討し、実情に即応した適切なる根本策を確立

すること。以上の通りでありまして、厚生委員会におきましては、全員異議なくこれを承認いたしました次第であります。なお委員会並びに小委員会を通じまして、審議の過程において活潑な質疑応答が交わされたのでありますが、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存するのであります。

かくて討論省略の上、採決いたしました結果、全会一致を以ちまして衆議院送付案通り、可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院厚生委員長報告(五月二十日)

○丸山直友君 たいま議題となりました麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず本案の提案理由並びに改正の要点について申し上げます。現行麻薬取締法におきましては、国民の医療上簡単に使用できる家庭麻薬の生産が、一般麻薬の生産と同様に強い規制を受けておりますため、不便をこうむつておりますので、次の改正をなさんとするものであります。第一は、新たに家庭麻薬に関する業種を増加し、その販売手続を簡略にすることでありませう。第二は、麻薬の輸入の必要が近く生ずるため、その手続を詳細に規定することでありませう。第三は、麻薬に関する違反事犯の増加している状況にかんがみ、その撲滅を期するため、各種違反行為に対する罰則を強化する

ことであります。

次に大麻取締法につきましては、繊維資材としての大麻の増産をはかるために、大麻取扱者の報告を緩和いたそうとすることでありませう。

本法案は、三月二十日予備付託、五月十二日本付託となり、同月十四日政府委員より提案理由の説明を聴取した後、同日及び十六日慎重審議の結果、質疑を打切り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

◎国民金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二七、五、二八、法一五三)

一、提案理由(五月七日)

○西村(直)政府委員 国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国民金融公庫は、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることの困難な国民大衆に対して、その必要とする事業資金の供給を行うことを目的とする、全額政府出資の公法人でありまして、広義の金融機関に含まれるものであります。国民金融公庫は、その業務の遂行について一般の金融機関に代理させるほか、みずから貸

国民金融公庫法の一部を改正する法律

付、管理等の金融業務を行つているのでありまして、このように現業的性格を持つていられるにもかかわらず、その役員は現在国家公務員とされているのであります。国民金融公庫が、このように庶民金融機関としてみずから金融業務を行つております以上、その役員が国家公務員であることは、種々の点におきまして不便かつ不合理なことが少くないのでありまして、国民金融公庫の果すべき役割が、ます／＼重要となつております現在、事務能率を向上し、増加した資金を十分に活用して、事業資金の供給をさらに円滑にするために、この際その役員を国家公務員からはずしまして、単に刑法等の罰則の適用に関してのみ、公務員と同様の取扱いをすることが適当と考えられますので、関係法律の改正を行うため、この法律案を提出いたしました次第であります。

なおこの法案につきましては毎国会、今国会におきましても各党におかれまして、積極的に御提案を準備されたと承つておられるのであります。占領下の特殊事情から、今日まで提案になつておられないのでございます。そこで今回政府からお願いをいたしているのでありまして、もし内容を御審査の上適当でございませうれば、一日もすみやかに御審議御終了いただきますれば仕合せと存じます。

二、衆議院大蔵委員長報告(五月十三日)

○佐藤重遠君 たいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果をごく簡単に御報告申し上げます。



議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

四二八

この法律案は、国民金融公庫の金融機関としての性格にかんがみまして、同公庫の役職員を国家公務員からはずし、単に刑法等の罰則の適用に關してのみ公務員と同様の取扱いをいたすこととし、これによりまして一層事務効率の向上と事業資金の供給の円滑化をはかるうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る十日質疑を打ち切り、討論に入りまして、奥村又十郎君は自由党を代表して、公庫役職員の待遇改善と人員充実のすみやかな実現をはかるとともに、軍人遺家族等の弔慰金に対する公庫からの担保融資は、別わく予算により早急に実現されたいとの希望条件を付し賛成の旨討論せられました。

次いで採決いたしましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院大蔵委員長報告(五月十六日)

○平沼彌太郎君 只今上程されました国民金融公庫法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、国民金融公庫が庶民金融機関として果す役割の重要性に鑑みまして、その事務効率を向上し、事務の円滑なる遂行を図りますために、同公庫の役職員を国家公務員からはずし、単に刑法等の罰則の適用に關してのみ公務員と同様の取扱をすることが適

当と思われまので、関係法律の改正を行おうとするものであります。さて、本案につきましては慎重に審議いたしました。その詳細は速記録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入り、油井委員、大野委員、小林委員、菊川委員より希望を附す等の賛成意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

### ◎議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二七、五、二九、法一五四(衆))

#### 一、提案理由(五月二十二日)

○中川俊思君 ただいま議題となりました、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案について御明申し上げます。

まず改正の要点を簡単に申し上げますと、従来委員会に出頭した参考人に対して支給する旅費及び日当は、国家公務員等の旅費に關する法律によつて支給しておりましたが、これを証人及び公述人と同様に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律を整備し、これによつて支給することにしたこと、また特に緊急出頭を要

する場合に航空賃支給の道を開いたこと、なお従来は官吏がその職務の關係で証人等になつた場合のみ旅費、日当を支給しないこととなつておりましたが、国会開会中証人となつた国会議員及び国会議員の秘書または参議院における緊急集会中証人となつた参議院議員及び参議院議員の秘書、政府委員、国会職員及び職務の關係で証人となつた公共企業体の役職員等にもこれを支給しないこととしたことと等であります。

本案は議院運営委員会において起案したものでありますから、何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。(拍手)

### 二、参議院議院運営委員長報告(五月二十三日)

○川村松助君 只今議題となりました議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、議院運営委員会における審議の経過及び結果を報告いたします。

本法案の主な内容につきまして申し上げます。第一は、現行法においては、官吏がその職務の關係で証人となつた場合には、旅費及び日当を支給しないことになつておりますが、この程度の規定では實際の取扱上疑義を生ずる場合が少なくないので、国会議員及びその秘書、政府委員及び国会職員、国家公務員並びに公共企業体の役員及び職員について詳細に規定しようとする点であります。第二は、国会議員の歳費、旅費及び手当等支給規程のうち、航空賃の支給に關する事項が加えられたところの経緯に鑑み、証人及び公述人に対しても航空賃の支給を認めようとする点であります。第三は、これま

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

四二九

で委員会に出頭した参考人に対する旅費及び日当の支給については、法規上の明文がなかつたため、種々の不都合を生じておりますので、これを条文化しようとする点であります。

議院運営委員会におきましては、あらかじめ衆議院側から示された右の内容について、庶務關係小委員会において慎重に検討を加えたのであります。このたび衆議院から正式に法律案として提出されるに及びまして、改めてこれを審査いたしました結果、全会一致を以て可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

(註)衆議院においては委員会の審査は、省略された。

### ◎裁判所職員定員法等の一部を改正する法律

(昭和二七、五、二九、法一五五)

#### 一、提案理由(三月二十九日)

(最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

#### 二、衆議院法務委員長報告(五月二十二日)

(最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)



三、参議院法務委員長報告(五月二十六日)

(工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二七、五、二九、法一五六)

一、提案理由(四月四日)

○政府委員(龍野喜一郎君) 只今議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

改正の要点は、次の三点であります。第一点は、土地の状況及び交通の便否等に鑑みまして、簡易裁判所の管轄区域を変更することであり、即ち市川簡易裁判所管内の千葉東葛飾郡鎌ヶ谷村を松戸簡易裁判所の管轄に、市川簡易裁判所管内の千葉東千葉郡津田沼町、大和田町、豊富村、陸村、及び二宮町を千葉簡易裁判所の管轄に、大月簡易裁判所管内の山梨県北都留郡大目村を上野原簡易裁判所の管轄に、屋代簡易裁判所管内の長野県埴科郡松代町、西条村、豊栄村及び寺尾村を長野簡易裁判所の管轄に、小千谷簡易裁判所管内の新潟県三島郡片貝町、来迎寺村、岸塚村及び塚山地を長岡簡易裁判所の管轄に、神戸簡易裁判所管内の神戸市兵庫区道場町、八多

町及び大沢町を三田簡易裁判所の管轄に、石川飯田簡易裁判所管内の石川県鳳至郡野町を輪島簡易裁判所の管轄に、呼子簡易裁判所管内の佐賀県東松浦郡湊村を唐津簡易裁判所の管轄に、六角簡易裁判所管内の佐賀県杵島郡大町町を武雄簡易裁判所の管轄に、志津川簡易裁判所管内の宮城県本吉郡十三浜村を石巻簡易裁判所の管轄に、二戸簡易裁判所管内の岩手県二戸郡田山村及び荒沢村を盛岡簡易裁判所の管轄にそれぞれ変更しようとするものであります。

第二点は、簡易裁判所の所在地又はその名称の変更による庁名の改称であります。即ち高松地方裁判所管内の土庄簡易裁判所を庁舎の都合により、同郡の淵崎村に移転し、これを淵崎簡易裁判所と改称し、又簡易裁判所の所在地の名称の変更により、吉田簡易裁判所を富士吉田簡易裁判所に、岐阜中津簡易裁判所を中津川簡易裁判所に、柳河簡易裁判所を柳川簡易裁判所に、富島簡易裁判所を日向簡易裁判所に改称しようとするものであります。

以上第一点及び第二点につきましては、いずれも地元町村、関係官公署、地元弁護士会等の意向を十分斟酌して、最高裁判所とも協議して決定したものであります。

第三点は、市、町、村その他の行政区画に変更のあつたことに伴うこの法律の別表の改正であります。即ち従前の市、町、村が合併又は分離して、新たに市、町、村ができ、又市町村の一部が他の市町村に編入される等裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更のあつたもの等につきまして、この法律の別表を改正しようとするものであります。

以上簡単ではありますが、この法律案の要点について御説明申し上げます。何とぞよろしく願ひいたします。

次に、只今議題となりました最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

新憲法下における最高裁判所の職責の重大性に鑑み、民事事件に関する最高裁判所の裁判権を調整することが必要であるところから、第七回国会において、最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律が制定されたのであります。この法律は、御承知の通り、有効期間を施行の日から二年間と限られており、来る六月一日からその効力を失ふこととなつております。政府におきましては、この法律が臨時特例法として制定されました趣旨に鑑み、民事上訴制度の全般につき更に検討をする必要があるものと認め、最高裁判所事務局の協力を得て研究を重ねて来たのであります。上訴制度を改革するについては、下級審における手続その他民事訴訟手続の全般に亘り根本的に再検討をする必要があるとの結論に達したのであります。そこで昨年五月法制審議会にこの点につき諮問し、目下同審議会において鋭意検討審議中であります。併し何分問題が重大でありまして、遺憾ながら未だ成案を得るにいたつていないのであります。

然るに最高裁判所に対する民事及び刑事の上告事件、その後も年々増加の一途を辿つており、民事事件に関する最高裁判所の裁判権を調整する必要は、右法律施行当時と少しも變つておりませ

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

以上。以上の事情に鑑み、この際最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律の有効期間を、更に二年間延長し、その間に、民事訴訟法の改正につき成案を得るよう努力したいと存する次第であります。

これが、この法律案を提出した理由であります。何とぞよろしく願ひいたします。

次に、只今議題となりました裁判所職員法等の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

先ず、裁判所職員定員法に関する改正について申し上げます。今回の改正は、裁判官以外の裁判所職員の定員を八十四人増員しようとするものであります。その内訳は裁判所事務官及び雇合計七十人、裁判所技官及び看護婦合計十四人となつておりますが、このうち裁判所事務官及び雇の増員は、最近の実情に鑑みまして、事件の審理の際における法廷内外の静穏を保持するための方法として、裁判所事務官及び雇をして、特に必要を認められた場合、裁判所の長の監督の下に、裁判所構内における警備に当らせ、或いは裁判長の指揮を受けて法廷における秩序維持に必要な命令の実施等を担当させるためのものであり、又技官及び看護婦の増員は、家事審判事件、少年事件その他の家庭裁判所の事件の処理におきましては、医師としての技官及び看護婦の医学的見地からの調査が極めて重要でありまして、この種の職員の充実は、この際特に必要な事と考えられますので、未だその配置のない家庭裁判所にこれを新たに配置するため